

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成26年3月4日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 議案第 2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について
議案第 3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 14 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 議案第 15 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 16 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 17 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 18 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 19 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 20 号 議平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 議案第 21 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 22 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 28 号 石岡地方斎場組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第 29 号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について
- 日程第 9 事務検査結果報告について

日程第 1 0 委員会発議第 2 号 関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求める意見書（案）

日程第 1 1 請願第 7 号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 施政方針演説

日程第 4 議案第 2 号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

議案第 3 号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 0 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 1 1 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 2 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 3 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について

日程第 5 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 1 5 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 0 号 議平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 6 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計予算
議案第 2 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
議案第 2 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 4 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
議案第 2 5 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 2 6 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第 2 7 号 平成 2 6 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 2 8 号 石岡地方斎場組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 2 9 号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について
- 日程第 9 事務検査結果報告について
- 日程第 1 0 委員会発議第 2 号 関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求める意見書（案）
- 日程第 1 1 請願第 7 号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書
-

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成26年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により6番 小松崎 誠君、7番 加
固豊治君、8番 佐藤文雄君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、議長、副議長が主席した会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事報告書のとおりであります。

次に、2月7日、茨城県市議会議長会主催による平成25年度第2回議員研修会が鉾田市を会場に開催され、佐藤文雄君、岡崎 勉君、川村成二君の3名が参加しましたので、代表して佐藤文雄君から報告を求めます。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

平成25年度茨城県市議会議長会の第2回議員研修会の報告書について発言をいたします。

去る2月7日、茨城県市議会議長会主催の第2回議員研修会が鉾田市において行われました。

私のほか、川村議員と岡崎議員の3名が参加しましたが、代表して今回の議員研修の報告を行います。

今回の研修テーマは「地方議会改革について」でしたが、元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔先生を講師として講演して頂きました。

先生は笠間市の稲田出身で高校まで茨城に住んでいたこともあり、「なかなか茨城弁が直らない」と冗談気味に述べて講演を始めました。大学卒業後、新聞記者を数年経た後、縁あって都道府県議会議長会のほうに勤めることになったそうであります。先生は「40年間という長きにわたって議会一筋に調査・研究してきた」と述べ、「大学教授には地方議会の本当の研究者はいない」と指摘し、「それは実際の現場に来ていないからだ。議会の傍聴した経験があるのか」と述べ、「私が1億5000万円以上の契約案件を議会の承認を得る法律をつくった。それは公共事業が大手大企業にいくよりも地元業者を優先することが理由だった。当時の自治省と対立した」というふうに語っておりました。

40年間の中で特筆する点について、先生は平成3年に議会運営委員会を法制化したことを挙げておりました。また、「議長には調査権があることも主張し、これも自治省と対決した」とも語りました。

議会改革の必要性について先生は、「平成5年の総選挙以来、国政は激動しているが、地方議会が安定しているので、住民は動揺していない。この地方議会の役割は高く評価されてよい。地方自治制度や議会運営についての理解を深めるとともに、主催者、いわゆる主権者である住民の意識改革をすることが求められている」と述べ、改革の進め方については「現行法でできるものからやる必要がある」として、「具体的な改革を一つずつやること。その順番や一覧表をつくって、その結果が基本条例につながる」と教授いたしました。

議員の役割について先生は、「長の選挙における対立、過去の与党・野党意識を議会に持ち込まない。住民の目線に立つことだ」と述べ、「発言するときには、政務活動費を活用した提案

であることを明示することも必要だ」と助言されました。そして議員の発言は「一問一答方式で、質問は短く答弁は長く」と述べわかりやすい議会にすることなどのアドバイスもありました。

そのほかにも、行政改革は民間人だから議員にできることや常任委員会の役割が大きいこと、予算編成前に議会の要望事項（政策）を長に提言することの必要性も語りました。

最後に、先生は「健康に気をつけて、元気なうちに議員はやめたほうがいい」と述べ、講演を終えたわけであります。議員定数削減は行財政改革の中心ではないという先生の提言が、私は強く印象に残りました。

以上、研修の報告といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で議員派遣の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査として、文教厚生委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

おはようございます。

文教厚生委員会委員長報告。

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成25年度第4回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成26年1月10日及び2月19日に委員会を開催いたしました。

1月10日の委員会では、公立小学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行について、2月19日の委員会では、公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行について、小学校の統合について、文教厚生委員会の所管に関する事項として、学校給食費の無料化について、障害者福祉・児童福祉・高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として敬老祝い金について、子育て支援について執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書及び請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書を受理し、お手元に配付いたしました。請願文書表に記載のとおり、所管である各常任委員会へ付託いたしましたので報告をいたします。

また、請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書を受理しておりますのでご報告をいたします。

また、陳情等4件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきました。

いと存じます。

次に、平成25年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員会からの地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成25年11月から平成26年1月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 施政方針演説

○議長（鈴木良道君）

日程第3、施政方針演説を行います。

発言を許します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

本日、平成26年かすみがうら市議会第1回定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに平成26年度の予算を初め、重要議案の審議をお願いするに当たり、私の市政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災からもうすぐ丸3年が経過しようとしています。被災地の復興はインフラ面を中心に少しずつ進み、国の新成長戦略や全国的防災関連事業と相まって新たな国づくりと国土強靱化が進められているように感じます。

平成25年度は新たな政権のもと、日本経済再生に向けた緊急経済対策が年頭に閣議決定され、安倍晋三首相の経済政策アベノミクスの3本の矢が示されました。いわゆる大胆な金融政策と機動的な財政政策、そして新しい成長戦略であります。

第1の矢と第2の矢が既に放たれ、株価を押し上げるなど、目に見えた効果が伺えます。最後の成長戦略は短期的な問題ではなく、中長期的な問題でありますから、これまでと同じようにすぐに効果があらわれるものではないと思いますが、その取り組みが復興から再生への動きを活発化し、前向きな経済活動や活発な消費活動へと導いていくはずであります。

また2020年、平成32年ではありますが、東京オリンピック・パラリンピック開催が決定しました。第二次世界大戦以降で夏季五輪を二度開くのはロンドンと東京しかありません。前回、1964年（昭和39年）の大会は、戦後の復興と高度経済成長、そして先進国、経済大国へと向かう活気のある時代でありました。しかし、現在は東日本大震災からの復興と再生、さらには少子高齢化の進展に加えて、1017兆円という巨額な国の債務残高に代表される財政難の時代であり、そういった時代にあったスポーツの意義が問われていると考えております。

そのような中ではありますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に社会的課題の解決を加速し、未来に向けた仕組みを構築していこうとする取り組みもなされようとしていま

す。今後はこのような目標に向かってさまざまな経済活動がこれまでとは異なり、一層活発となっていくのではないかと考えております。

とはいえ、現在も長引く景気低迷やデフレからの脱却の途上であることに変わりはありませんし、我が国の極めて逼迫した財政状況が劇的に改善するということが困難です。拡大する社会保障費の財源とするため消費税が4月から増税されますので、2014年（平成26年）の経済成長も実質GDPでは落ち込むことが想定されます。そのような中、平成25年8月10日、内閣府が公表した国民生活に関する世論調査によれば、「現在の生活に満足している」「まあ満足している」と答えた人の割合は、前年比3.7%増の70.0%で、実に18年ぶりに7割台を回復しています。安倍晋三首相が進める経済政策の効果があらわれ始めているといえます。さらに、今後の生活に関する質問に対して、「これからは心の豊かさ」と答えた人の割合は、昨年の64%から61.8%に低下しましたが、変わらず6割台に上っています。

戦後、急速な経済成長を遂げていく中で、物質的豊かさを追求し、国民みんなが夢を抱いて努力を重ねていた時代を経て、経済的安定を手に入れ新しい考え方を創造し、技術革新を重ね、物質的豊かさを十分に享受できたと思います。これからは心の安定、心の豊かさや精神的な充足が追及される時代であり、まさにブータン王国で政策に反映しているようなGNP（国民総生産）でもない、GDP（国内総生産）でもない、GNH（国民総幸福量）のような幸福度、幸福実感度といった指標を政策に活用していく必要があると思います。

そうした中、我が国の人口は既に減少段階に入っており、その幅はこれからも本格的なものになっていくことが容易に想定されます。現在の人口は平成26年1月1日現在で1億2722万人であります。平成72年（2060年）には8674万人となり、実に4000万人が減少するということとなります。これはカナダ一国分以上がそっくり減少するという規模です。また、人口の構成を見ると、同じく平成25年12月1日現在で65歳以上の人口割合が25.2%と4人に1人となり、平成72年（2060年）には39.9%と40%近い水準に達することとなります。日本の高齢化は65歳以上の人口割合が1970年に7%に到達し、その後、24年を経過した1994年に14%に到達しており、その間に要した年数は世界的に見ても最も早いものです。中国が25年を、ドイツは40年を、アメリカでは73年を要すると推計されていることからすれば一目瞭然です。さらに、日本では既に21%に到達しており、14%から21%へ要した年数は何と13年です。諸外国とは比較にならないほどのスピードで高齢化が進行しております。

そのような中で、これまでの高度経済成長時代に設定された数々の制度は、抜本的に見直しを余儀なくされており、少子高齢化と経済的停滞、加えて人口減少が同時に進展していく状況が積極的、将来的な取り組みを躊躇させているともいえます。これでは圧倒的な需要不足の現状を変えることはできなくなってしまうので、アベノミクスの改革にのっとり、地域での智恵を出し合いながら需要を創出して地域活性化、経済活性化につなげていきたいと思っております。

少子高齢化と人口の減少とが同時に進行するという状況の中で、本市においても将来を見据えた的確な対応を行う必要があります。都市部の高齢者対策を踏まえた地域活性化について研究していく必要性を確信しています。

権限が国から地方へ大幅に移譲される時代に向けて経済はもちろん、教育や福祉の分野においても他の自治体に負けない高い自治能力を備えていく必要があります。土浦・つくばを核とした

県南中核都市形成実現に向け、両市との連携・協調した活動を積極的に進めてまいります。

私は全ての世代に活力があふれ、住みたい、住んでみたい、住み続けたい市とするためには、何を重点的に取り組むべきかと考え、総合計画に沿って各施策に力を注いでいくことといたしました。

第一に、自然と調和した快適なまちづくりを目指してまいります。

本市の豊かな自然と市民の平和な暮らしを守るため、昨年3月28日、非核脱原発平和都市を宣言し、去る12月27日にはその宣言都市の看板の除幕式を関係各位のご臨席により挙行了したところです。

その理念に基づき、自然エネルギーの利用を促進していくために平成25年第4回定例会において可決をいただいた太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例により、民間事業者によるソーラー発電の立地を支援するとともに、市民個人レベルでの取り組みを支援する住宅用太陽光発電システム設置事業を引き続き実施してまいります。

本市の中心市街地を形成するJR神立駅周辺地域の土地の有効活用と、都市機能の充実を図るために進めている神立駅周辺整備事業と神立停車場線整備事業については、引き続き用地取得を推進するなど土浦市と連携しながら早期完成を目指してまいります。

地域間や主要な施設をつなぐ幹線道路については、市道7034号線（水資源道路）の歩道整備工事を引き続き進めるとともに、国から認定を受けた地域再生計画に基づき土浦市において整備する神立地区からおおつ野地区へのアクセス道路と連絡する市道109・110号線や、広域的な幹線である市道6号線の整備を進めてまいります。また、身近な生活道路については、地元要望を踏まえて計画的な整備に取り組んでまいります。さらに、国道6号バイパスの整備促進や霞ヶ浦二橋構想の具体化など関係市とも連携しながら関係機関に対し早期実現を働きかけてまいります。

橋梁などのインフラの適正な維持管理については、長寿命計画に基づき公有財産の適正配置や計画的な維持管理（ファシリティーマネジメント）の視点を加えながら年次的・計画的な施設修繕等の具体化を検討してまいります。

公共交通対策については、地域公共交通会議を通じ霞ヶ浦広域バスの利用促進を強化するとともに、他の路線バスや乗り合いタクシー等をも含めた地域公共交通連携総合計画の改訂を進めてまいります。

ライフラインとして安全な水を市内全域に常時安定供給できるよう、平成23年度から取り組んでまいりました霞ヶ浦地区と千代田地区の上水道送水管の接続工事の完了を目指して進めてまいります。また、霞ヶ浦の水質と生活環境の保全を図るため、下水道施設等の適正な維持管理に引き続き努めるとともに、下水道等整備計画区域以外については、茨城県森林湖沼環境税活用事業により高度処理型浄化槽の設置を推進してまいります。

さらに、上下水道の将来的なあり方について水道ビジョンの策定や、本年度に予定される茨城県生活排水ベストプラン改正に合わせ、整備計画の見直しや整備手法を検討してまいります。

市街地や集落の景観の保全や防犯などの観点から環境美化条例や空き家条例に基づき、空き地や空き家の適正な管理を促してまいります。

防災対策については新たに防災士の育成など地域防災の強化に取り組むとともに、引き続き総合的な防災訓練を実施するなど市民の防災に対する意識の高揚を図り、日ごろからの備えの充実

に努めてまいります。また、千代田地区の防災行政無線の設置については、地元住民のご理解をいただきながら、平成26年度中の完了を目指してまいります。

消防行政については、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備事業を引き続き推進してまいります。

第2に、健やか、安心、思いやりのまちづくりを目指してまいります。

社会保障制度については、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少などにより、持続可能な抜本的見直しと制度の構築が課題となっており、昨年8月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書等に基づき、社会保障制度改革の全体像、進め方を明示する法律が12月に成立し、実現に向けた取り組みがなされております。

このような中、本市においても少子高齢化の進展により社会保障費用の負担が増加しており、また子育てへの不安、高齢期医療や介護への不安などが拡大している状況にあります。このため地域活性化を図る上で若い世代の活力を高めることが重要となっていることから、子育て支援策の充実に努めてまいります。

保健の充実については、任意予防接種として乳児のロタウイルスワクチンの接種を新たに実施するとともに、高齢者の23価肺炎球菌ワクチンについても、定期接種となった場合に速やかな対応がとれるよう国の動向を注視するなど、予防接種の推進に努めてまいります。また、18歳以下の市民や妊婦を対象とした放射線の内部被曝に対する検査及び大人の風疹予防接種に対する助成を引き続き実施いたします。

国民健康保険については、医療給付費が継続的に増加していることから、医療費の適正化を図るため現在実施している被保険者医療費通知のほか、新たに後発医薬品を使用した場合に差額が発生する該当者に年2回ジェネリック差額通知書を送付し、ジェネリック医薬品の使用の促進に引き続き努めてまいります。また、人間ドック等の補助について従来での窓口での申し込みに加えて、郵送による申し込みを追加し、申し込み方法を拡大いたします。

高齢者福祉については、組織機構の見直しを行い、長寿福祉課と健康増進課を統合し、新たに健康長寿課を設置し、健康長寿課内に属する地域包括支援センターと保健センターを同一施設に配置することにより、医療と介護の連携を推進します。

子育て支援については、妊娠期から子育て期まで継続した支援が必要であるため、引き続き不妊治療費の助成や中学3年生までの医療費負担の軽減を実施します。また、活力のあるまちづくりを推進するには、子育てしやすい環境づくりが必要であり、支援策の充実に努めるため新たな支援策として小中学生の給食費無料化を実施したいと考えておりますので、議員皆様にご理解賜りますようお願いいたします。

加えて、相談体制等の強化を図るため家庭児童相談室を改め、子ども未来室を設けます。子どもにかかわる大人たちが適切にかかわりを持てるように支援します。さらには、施設巡回などにより発達障害児の早期発見に取り組み、発達支援業務を実施するなど子どもを守る地域ネットワーク構築に取り組んでまいります。

第3に、豊かな学びと想像のまちづくりを目指してまいります。

平成27年度に幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく、子ども・子育て関連3法が本格施行となります。この新しい制度に向け準備を進めております。

幼児期における教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識しつつ、今後とも幼児教育の充実を図ってまいります。

児童・生徒が多様な人間関係の構築や互いに切磋琢磨する体験により、さらなる社会性を育むとともに、確かな学力や豊かな心を育成するための取り組みを充実させるため、一定規模の確保を目的として平成25年3月に策定したかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画に基づき、本年4月に霞ヶ浦中学校が開校する運びとなりました。生徒や保護者が安心してスムーズに新しい学校生活を送っていくためにも、充実した教育環境や教育施設の整備は、市として実施しなければならない重要事業ととらえております。このため体育館や校舎について大規模改修工事を実施してまいります。また、霞ヶ浦中学校開校に当たり、スクールバスが運行開始となりますが、あわせて通学路や防犯灯の整備を行い、生徒が安全に通学できるように努めてまいります。

さらに、平成28年度以降の小学校統合を円滑に進めていくために、平成26年度から学校間での事前交流事業を実施してまいります。また、統合を予定していない下稲吉地区の小中学校についても、校舎建築や耐震化工事を計画的に推進してまいります。

次代を担う子どもたちが夢と希望を持って学校生活を送れるよう、教育環境の充実化を図ってまいります。全員が日々の努力を惜しまない子どもたちであってほしいと思います。全国的に子どもの学力は2003年（平成15年）で順位が急落したPISAショックをきっかけに脱ゆとり教育へ転換し、近年、世界では上位であるものの、いまだにトップレベルとはいえない状況となっています。これは学ぶ意欲や学習習慣の定着が十分でない状況であり、学力調査の結果等を活用した学力の現状把握・分析・評価・改善・検証という一連の流れの定着が課題といわれております。教職員の授業力向上を図り、児童・生徒の習熟度を把握しつつ、今後とも子どもたちの学力の向上に資するよう努めてまいります。

図書館は子どもから高齢者まで市民全ての自己研鑽とその発展の場であるとともに、文学・文化などさまざまな情報を入手する場として重要な中核施設となっております。市民のニーズに応じた資料の充実、情報提供に努めながら、平成26年度から開館時間の延長や新システムの導入など、これまでより一層市民の皆様が有効利用できる施設としてまいります。

本市は帆引き船の発祥の地であります。昭和46年から観光帆引き船を操業しており、この独創的な技法を保存継承していくために市の無形文化財の指定を目指し調査研究を進めていくとともに、保存に向けた市民活動を支援してまいります。当時の伝統技法を本市の重要な文化遺産として広く後世に伝え、文化の継承及び地域の魅力の向上につなげてまいります。

第4に、活力ある産業を育てるまちづくりを目指してまいります。

霞ヶ浦、湖と筑波山、山を抱える本市の魅力ある地域資源の統一ブランド戦略である湖山の宝事業は7年目を迎え、認定された推奨品は19品目となりました。引き続きより積極的に本市の観光物産の情報発信を強化するため、観光プロモーション事業を推進してまいります。

本市の基幹産業である農業の振興については、農業経営を開始する新規就農者への支援策である青年就農給付金事業を拡充するとともに、遊休農地対策事業を引き続き実施してまいります。また、水田利活用推進事業の推進や農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対して支援を行うなど、農業経営の安定化を目指してまいります。イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害状況が年々増加しておりますが、捕獲わなの整備をこれまでよりもふや

し、イノシシ捕獲奨励金や捕獲柵の設置、わな免許取得への補助金交付等により農産物への被害を最小限に食い止めるように努めてまいります。

ワカサギに代表される霞ヶ浦における水産業の振興については、霞ヶ浦漁業協同組合や霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合などを通じて引き続き支援してまいります。

日本経済には明るい兆しが見えつつありますが、地方や中小企業にとってはいまだ厳しい情勢が続いており、地域経済を活性化していくためには若い力が必要です。市内産業の活性化と新卒者の雇用を確保するため、就職面接会を引き続き実施してまいります。

消費者行政については、国・県・関係機関と協力して相談体制の一層の充実を図り、市民の安心安全な消費生活を実現するため、今後も継続的に取り組んでまいります。

霞ヶ浦の恵まれた自然環境にある歩崎を舞台に開催している自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロは、多くのマスメディアにも取り上げられ、当地域の魅力を全国に発信できたと考えております。3回目を迎える平成26年度は、これまでの2回の開催実績を踏まえて、さらに魅力的なイベントにできるよう努めてまいります。

また、帆引き船の新造船や交流拠点施設の建設など歩崎公園内の整備を進め、観光交流拠点の充実・強化を推進してまいります。霞ヶ浦や筑波山に代表される広域的な観光ネットワークの中でより効果的なPRを行うため、漫遊いばらき観光キャンペーンや日本自動車連盟、JAFなどと連携した観光PR事業を引き続き展開してまいります。また、つくば市や土浦市などとともに推進している筑波山周辺地域ジオパーク構想については、観光振興や環境教育、郷土教育の観点から市民活動団体とも連携した取り組みを推進してまいります。

第5に、みんなで作る連携と協働のまちづくりを目指してまいります。

地域の個性や市民の活力が生かされる地域社会を実現するため、まちづくりの主役である市民や市内企業等が主体的にまちづくりに取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。コミュニティづくりについては、東日本大震災から3年がたち、改めてコミュニティ活動の重要性、必要性を認識しているところです。平成26年度においては、行政区からの要望に応えるための地域集会施設整備を支援してまいります。

協働のまちづくりについては、市民みずからが地域のための事業を計画・立案し、実行しようとする機運が高まっていることから、自立した活動を展開している、あるいはこれからしようとしているまちづくり団体の拠点整備や活動等に対し、一般財団法人、民間都市開発推進機構からの拠出金と、既存のかすみがうら市地域づくり基金の一部を活用したまちづくりファンド助成事業により支援してまいります。

かすみがうら市誕生10周年という節目を迎えるに当たり、市民一人一人の心に郷土に対する誇りの気持ちと愛着心を育ませるきっかけとするため、本市出身の歴史上の人物をテーマにした漫画、「(仮称)かすみがうら市の偉人たち」の作成と、市内全中学生を対象にした復興支援映画「天心」の上映を実施いたします。また経済的交流、人的交流の観点からベトナム社会主義共和国ヴィン市と、子供たちへの自然教育、平和教育の観点から沖縄県座間味村と友好都市協定を締結するよう進めてまいります。あわせて、その実践事業「沖縄子ども自然探検隊」を実施してまいります。

男女共同参画社会の構築については、男女共同参画計画に基づき、男女が社会の対等な構成員

として、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、男女共同参画講演会などを開催し、意識の啓発や理解の促進に努めてまいります。

広報・広聴活動については、多くの市民が、いつでも市の行政情報を得ることができるよう、広報誌、ホームページ等の充実を図ってまいります。

行財政運営については、総合計画の進行管理や事務事業評価などの行政評価を通じ、職員一人一人が費用対効果の視点を持ち取り組んでまいります。

コスト削減や災害等のリスク軽減のため、クラウド化により県内4自治体で共同調達いたしました基幹業務システムの運用を10月から開始いたします。新たな基幹業務システムでの業務効率化及び情報セキュリティの充実を図ってまいります。

厳しい財政運営のもと、これまでも指定管理者制度の導入や補助金の適正化、職員総人件費の削減に取り組んでまいりました。更なる行財政改革を推し進め、都市計画税の導入検討など、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築に努めて、市民サービスに支障が生じないよう行政機構のスリム化を進めてまいります。

最後に、ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成26年度予算の概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は172億6000万円で、前年度比較で17億1000万円、11%の増となっております。

歳入については、市税において、計上率を決算ベースで見直し、個人市民税、企業の設備投資等による固定資産税や税制改正による軽自動車税などの伸びを見込み、市税全体では1億6785万1000円、3.3%の増としております。しかし、地方譲与税が2900万円、自動車取得税交付金が4600万円の減を見込んでおり、地方消費税交付金は増となるものの、非常に厳しい財政状況は続いております。

このため、公有財産の適正配置や計画的な維持管理（ファシリティ・マネジメント）の推進による効果的な活用を進めるとともに、職員数の削減による人件費の抑制等により、歳出の見直しに取り組むとともに、新市建設計画の変更による合併特例債及び緊急防災・減災事業債等の財政措置のある市債を活用し、財源の確保に努めました。

特別会計については、5会計合わせて103億3362万円で、前年度比較で1億8582万円、1.8%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせて、総額275億9362万円となり、前年度比較で18億9582万円、7.4%の増となっております。

企業会計である水道事業会計については、収益的収支では、平成25年度予算と比較して、収入は9725万4000円、9.7%の増、支出は1億4683万円、14.7%の増となります。資本的収支では、収入は5710万円、18.7%の増、支出額は6026万9000円、9.7%の増となっています。

以上、平成26年度の行政運営の基本的な考えを申し上げます。

議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、新年度の施政方針といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第7日目の3月10日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 議案第2号ないし議案第13号

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について、ないし議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてまでの12件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第2号から議案第13号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定についてにつきましては、県からの権限移譲により水道法等で規制対象とならない小規模水道、小簡易専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等にかかわる衛生対策等を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の一部改正に伴い、新たに消防長及び消防署長の資格基準を定めるためにこの条例を定めるものであります。

次に、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況を公表する事項に職員の休業の状況を加えるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第5号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、新たに設置・廃止・改正される非常勤特別職の報酬額を定めるほか、旅費の規定を新たに設ける職及び通勤にかかわる費用弁償を支給する職を追加するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、移動等の理由により通勤事情の変更を生じ、その改善のため特別急行列車や高速道路等を利用する職員の通勤手当に関する規定を国の基準に準じ整備するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第7号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、消費税及び地方消費税の税率引き上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令

の一部改正に伴い、消防法に規定する製造所の設置許可申請にかかわる審査手数料等の額を政令による標準額と同額とするため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第8号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、空き地の除草除去の実行性を強化することを目的として、所有者等への助言・勧告・公表・行政代執行等に関する事項を追加するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第9号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画の更新に伴い、条例執行日を平成26年3月31日から平成31年3月31日に改めるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第10号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、観光交流事業の一部見直しに伴い、ドラゴンボートセンターの施設名称を艇格納庫に改めるなど関係条例を整理するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、霞ヶ浦地区の各小学校を統合し、新たに（仮称）下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校及び（仮称）佐賀・安飾・志士庫統合小学校を設置するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員に関する委嘱の基準を定めるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、長寿をたたえる事業、敬老祝い金支給制度の見直しに伴い当該条例を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、議案第2号からご説明申し上げます。議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は先ほど市長から説明がありましたとおり、水道法の規制を受けない小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道並びに飲用井戸等の衛生対策に関する事務が、県から本市に権限移譲されることに伴い、小規模水道等の布設及び管理並びに飲用井戸等の管理について環境衛生上、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

続いて、議案第8号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてご説明いたします。

本案は先ほど市長から説明がありましたとおり、雑草が繁茂し、かつそれが放置されていることにより火災、害虫の発生、その他生活環境を害する恐れのある状態になっている住宅周辺における空き地にかかる雑草の除去に関して実効性の強化を図るため、調査・勧告・公表・代執行の規定を追加するものでございます。施行期日につきましては、周知期間を設けまして平成26年7月1日からとするものでございます。

次に、議案第9号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は企業を誘致するため茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画を策定し、これに伴い平成21年度に制定したものでございます。今回の改正の理由は、条例の執行期限が平成26年3月31日となっており、条例の効力を失うことから、有効期限を茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画に合わせて5年延長し、平成31年3月31日までに改正するものでございます。制度の内容については、企業が市内に工場等を新設または増設する際に設備投資及び市内在住者の新規雇用事業を確保した場合に助成するものでございます。施行年月日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第10号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

観光交流事業の中でドラゴンボート事業につきましては、平成8年度に補助事業により艇格納庫を建設するとともに、ドラゴンボートを購入し、水辺空間におけるスポーツレクリエーションを通して観光交流を図るべく事業を展開してまいりました。しかしながら、経年劣化による損傷が著しく、安全確保の観点から平成21年度以降、事業を中止しておりました。このような中で、平成24年度にドラゴンボートを処分したため、関係条例であるかすみがうら市ドラゴンボートセンターの設置及び管理に関する条例、かすみがうら市公共施設の暴力団等の排除に関する条例及びかすみがうら市ドラゴンボート施設使用料の条例、以上3条例を整理するものでございます。施行年月日は平成26年4月1日でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、趣旨をご説明いたします。

議案概要書の3ページをお開きください。

かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるため改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年保率第44号）による改正後の消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条において、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を市町村の条例で定めることとなりました。

条例制定に当たっては、新政令を十分参照した上、近隣市の状況を考慮して新たに条例を制定するものです。この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は地方公務員法の一部改正に伴いまして所要の改正を行うもので、人事行政の運営等の状況を公表する事項として職員の任免及び職員数に関する状況、職員の給与の状況、職員の勤務時間、その他勤務条件の状況など7つの事項が定められていたものに、職員の休業の状況を新たに加えるため条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第5号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は生活保護相談員等の非常勤特別職として設置すること、家庭児童相談員の報酬月額を見直すこと、さらに結婚相談員の職の廃止等に伴い報酬及び費用弁償を規定するため条例の一部を改正するものであります。新たに設置する職員につきましては、指定病院等における不在者投票外部立会人、生活保護相談員、生活保護就労支援員、主任家庭児童相談員であります。次に、報酬額を改正する職の家庭児童相談員につきましては、勤務形態を見直すことに伴い報酬月額を改正するものであります。続いて、廃止する職であります。本年度をもって結婚相談員制度を廃止することから結婚相談員の職を廃止するものであります。さらに、これまで旅費の規定が設けられていなかった公民館の職員につきまして、新たに旅費を規定するものであります。また、新たな職の設置に伴いまして、通勤にかかる費用弁償を支給する職として生活保護相談員、生活保護就労支援員及び主任家庭児童相談員を追加するものでございます。

続きまして、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は新幹線鉄道等にかかる通勤手当に関する規定を国等に準じ整備するため、市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、内容につきましては県への実務研修や一部事務組合への派遣等に伴い新幹線鉄道や高速自動車道路を利用し通勤する職員で、一定の要件を満たしている場合に月2万円を上限として特別料金等の2分の1を支給するものであります。なお、支給対象職員につきましては、公署を異にする異動または在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の勤務時間を要することとなることなど、通勤事情の変更を生じる職員でその利用に係る特別料金等を負担することを条例とする職員となります。

いずれの条例も平成26年4月1日施行でございます。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

次に、市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第7号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、消防法に規定する製造所や貯蔵所等の申請に係る審査手数料等の額を政令による標準額とするため、この条例を制定するものでございます。平成26年4月1日を施行日としております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

次に、教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は霞ヶ浦地区各小学校を統合し、新たに（仮称）下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校及び（仮称）佐賀・安飾・志士庫統合小学校を設置するために、この条例を制定するものでございます。

（仮称）下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校につきましては、下大津小学校、美並小学校、牛渡小学校、宍倉小学校を統合し、現在の美並小学校を新統合校として設置する内容でございます。（仮称）佐賀・安飾・志士庫統合小学校につきましては、佐賀小学校、安飾小学校、志士庫小学校を統合し、現在の北中学校施設を活用して新校を設置する内容でございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

次に、議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員に係る委嘱の基準を条例において定める必要がありますので、この条例を制定するものです。

内容としましては、社会教育委員の委嘱の基準として3条を追加するものでございますが、内容としましては学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、教育委員会が必要と認める者ということを基準としてございます。そのほか関係部分の条文の一部を改める内容でございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

それでは、議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

これまで本市に居住しております満77歳（喜寿）、満88歳（米寿）、満99歳（白寿）、満100歳（百寿）の方を対象に支給しておりました敬老祝金制度を廃止するものでございます。平成26年4月1日の施行でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第2号ないし第13号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時19分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 議案第14号ないし議案第20号

○議長（鈴木良道君）

日程第5、議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）ないし議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）までの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第14号から議案第20号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億298万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億7401万6000円とするものであります。

次に、議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7699万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を52億9719万7000円とするものであります。

次に、議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

つきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ105万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5271万円とするものであります。

次に、議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億275万円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4907万7000円とするものであります。

次に、議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ294万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億7432万9000円とするものであります。

次に、議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億320万5000円とするものであります。

次に、議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、資本的収入の既決予定額3億600万1000円から600万円を減額し、資本的収入の総額を3億1000万円とするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、歳入につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の総額で1億6600万円の増収を見込み、諸収入、民間都市開発推進機構まちづくりファンド拠出金4300万円を増額するものでございます。

事業完了や精算による減額補正の主なものにつきましては、国庫負担金、児童手当交付金2212万1000円、市債、地方道路等整備事業債1260万円、神立駅周辺整備事業債1億600万円、消防団施設整備事業債2240万円、消防救急無線デジタル化共同整備事業債2740万円、共同指令センター整備事業債1180万円、防災無線整備事業債2770万円、美並小学校施設統合環境整備事業債1140万円、北中学校施設統合環境整備事業債1630万円、志筑小・千代田中・施設統合環境整備事業債2330万円、美並中学校施設統合環境整備事業債1540万円の減となります。

歳出につきましては、基金運用事業4億3609万7000円、生活保護総務事業4274万3000円、中小企業対策事業1095万円を増額するものでございます。

事業完了や精算による減額補正の主なものにつきましては、医療福祉事業1763万円、児童扶養手当事業1113万3000円、児童手当事業3878万5000円、農業集落排水事業特別会計繰出金1014万4000円、下水道事業特別会計繰出金8849万1000円、常備消防事業3925万2000円、消防団施設整備事業1980万円、防災無線整備事業2160万円、美並小学校施設統合環境整備事業1192万5000円、北

中学校施設統合環境整備事業1800万円、志筑小・千代田中施設統合環境整備事業2469万7000円、美並中学校施設統合環境整備事業1700万円に加え、人件費の補正を計上するものでございます。

このほか繰越明許費の追加をお願いするとともに、地方債の補正及び債務負担行為の補正としまして、茨城県と県内市町村との共同発行地方債に関するものを計上してございます。これにより歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億298万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億7401万6000円とするものでございます。

続きまして、議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

歳入の主な増額につきましては、療養給付交付金8631万9000円、前期高齢者交付金3087万4000円を増額するものでございます。減額については一般被保険者国民健康保険税1900万円、療養給付費等負担金5457万7000円、高額療養費共同事業交付金4810万3000円、保険財政共同安定化事業交付金4902万6000円を減額するものでございます。

歳出についての主な減額につきましては、高額医療費拠出事業1837万9000円、保険財政共同安定化事業拠出金4952万8000円の減額に加え、人件費の補正を計上しています。歳入歳出の総額からそれぞれ7699万3000円を減額し、歳入歳出の総額を52億9719万7000円とするものでございます。

続きまして、議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

補正の内容としましては、後期高齢者医療広域連合へ納付する保健基盤安定納付金105万4000円の減額です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ105万4000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を6億5271万円とするものでございます。

続きまして、議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

主な補正の内容としましては、歳入については一般会計からの繰入金で8849万1000円の減額、市債特定環境保全公共下水道債1740万円の減額、歳出については下水道維持管理事業6884万8000円の減額、特定環境保全公共下水道整備事業2348万3000円の減額。このほか国繰越明許費を設定するとともに、地方債の補正をお願いするものです。これにより歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億275万円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4907万7000円とするものでございます。

続きまして、議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

補正の内容としては、農業集落排水維持管理事業での事業費確定等により192万5000円の減額、起債利子償還事業102万1000円の減額を計上するものでございます。これにより歳入歳出予算の総額からそれぞれ294万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億7432万9000円とするものでございます。

続きまして、議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

補正の内容としては、介護保険システム改修に係る委託料として12万6000円を追加、これにより歳入歳出予算の総額に12万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億320万5000円とする内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の趣旨をご説明いたします。

今回の補正につきましては、資本的収入の既決予定額3億600万1000円から600万円を減額し、資本的収入の総額を3億1000円とするものであります。

内容といたしましては、合併特例債により震災への対応事業として進めてまいりました、霞ヶ浦地区から千代田地区上水場への送水管布設等の今年度事業が完了し、事業費が確定したことに伴い一般会計からの出資金を減額し補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第14号ないし議案第20号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第 21号ないし議案第 37号

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算ないし議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算までの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第21号から議案第27号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は172億6000万円で、前年度と比較しますと17億1000万円、11%の増となっております。

次に、議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は50億6760万円で、前年度と比較しますと2180万円、0.4%の増となっております。

次に、議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は6億3762万円で、前年度と比較しますと942万円、1.5%の増となっております。

次に、議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は10億8540万円で、前年度と比較しますと3780万円、3.4%の減となっております。

次に、議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は4億2340万円で、前年度と比較しますと2780万円、7%の増となっております。

次に、議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は31億1960万円で、前年度と比較しますと1億6460万円、5.6%の増となっております。

次に、議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支の収入が10億9540万5000円、支出が11億4317万9000円となります。また、資本的収入及び支出につきましては、収入が3億6310万1000円、支出が6億3296万2000円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1986万1000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 高田忠君。

[[市長公室長 高田 忠君登壇]]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は172億6000万円で、前年度比較17億1000万円、11.0%の増となっております。

まず、歳入につきましては、市税において市民税の増収や企業の設備投資等による固定資産税の増収を見込み、市税全体で53億1546万2000円を計上し、前年度比較で1億6755万円、3.3%の増としております。地方消費税交付金は消費税率の改定に伴い前年度比較で1億1000万円、30.6%の増としております。地方交付税は中学校スクールバス運行による基準財政需要額の増加などにより対前年度比6000万円、1.7%の増としています。国庫支出金は臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金などが増加し、対前年度比6億2124万5000円、36.0%の増となっております。地方債は神立停車場線整備、公立学校統合環境整備、地域振興基金への積み立てなどへの合併特例債の活用、消防救急無線デジタル化及び防災無線への緊急防災減災事業債と合わせ、臨時財政対策債の発行により7910万円、3.2%の増となっております。基金からの繰り入れは観光帆引き船の購入、市誕生10周年記念事業などに充てるものとして5億684万9000円、170.3%の増としております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

議会費については1億3330万9000円を計上し、前年度比較545万6000円、3.9%の減となっております。総務費は20億8346万4000円を計上し、前年度比較2億1126万2000円、9.2%の減となっております。市長選挙3122万7000円、茨城県議会議員一般選挙2582万5000円……

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 38 分

再 開 午前 11 時 39 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

すみません。歳出についてご説明申し上げます。

議会費につきましては1億3330万9000円を計上し、前年度比較545万6000円、3.9%の減となっております。

総務費は20億8346万4000円を計上し、前年度比較2億1126万2000円、9.2%の減となっております。市長選挙3122万7000円、茨城県議会議員一般選挙2582万5000円及び市議会議員一般選挙4343万8000円の執行、合併特例債を活用した地域振興基金への積立金2億4728万1000円が主なものでございます。

民生費は58億6164万円を計上し、前年度比較6億1255万9000円、11.7%の増、臨時福祉給付金9018万5000円や子育て世帯臨時特例給付金5630万3000円の給付、私立保育園に係る事業費の増加等によるものでございます。

衛生費は9億9114万1000円を計上し、石岡地方斎場の工事費負担金の現象などにより前年度比較2億3014万3000円、18.8%の減となっております。

労働費は2439万3000円を計上し、前年度比較209万1000円、9.4%の増となっております。

農林水産費は5億6106万7000円を計上し、前年度比較7293万1000円、14.9%の増となっております。農業集落排水事業特別会計繰出金の増加や柏崎船溜まり樋門修繕などによるものでございます。

商工費は3億9691万5000円を計上し、前年度比較1億7697万6000円、80.5%の増となっております。農山漁村活性化推進事業1億6128万8000円の増加などによるものでございます。

土木費は19億4220万4000円を計上し、前年度比較2億9496万5000円、17.9%の増となっております。道整備交付金7850万円、神立駅周辺整備事業9688万8000円や下水道事業特別会計の繰出金5億8375万1000円、神立停車場線に係る街路整備事業5億3790万2000円などでございます。

消防費は10億9833万2000円を計上し、前年度比較1億3076万3000円、10.6%の減となっております。消防無線のデジタル化及び共同指令センター整備への負担金6452万7000円や防災行政無線の屋外子局46基2億8110万6000円などでございます。

教育費は23億4942万8000円を計上し、前年度比較11億1027万8000円、89.6%の増となっております。学校統廃合に係る美並小学校施設統合環境整備事業7億1691万円や、美並中学校施設統合環境整備事業2億2703万4000円を計上しており、加えて小学校給食費補助金9782万2000円、中学校給食費補助金6099万9000円などが増加要因でございます。

災害復旧費は仮庁舎から千代田庁舎への移転が完了したことにより、前年度比較1323万4000円の減となっております。

続きまして、議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は50億6760万円で、前年度比較2180万円、0.4%の増となっております。一般被保険者療養給付事業26億8700万円、一般被保険者高額療養事業3億2800万円、後期高齢者支援事業7億4279万6000円、保険財政共同安定化事業拠出金4億4047万円などが主なものでございます。

続きまして、議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は6億3762万円で、前年度比較942万円、1.5%の増となっております。歳出の大部分は後期高齢者医療広域連合納付事業6億3061万9000円でございます。

続きまして、議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は10億8540万円で、前年度比較3780万円、3.4%の減となっております。下水道維持事業2億3709万8000円、特定環境保全公共下水道維持事業8580万4000円などが主なものでございます。

続きまして、議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は4億2340万円で、前年度比較2780万円、7.0%の増となっております。農業集落排水維持管理事業1億5812万円が主な内容のものでございます。

続きまして、議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は31億1960万円で、前年度比較1億6460万円、5.6%の増となっております。居宅介護サービス等給付事業13億7111万2000円、施設介護サービス等給付事業12億4595万5000円、介護予防サービス給付事業1億614万9000円、高額介護サービス事業6162万4000円などが主な内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算について、提案趣旨の説明させていただきます。

本件につきましては、平成26年度の水道事業業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出などの事業量をそれぞれ定めるものであります。

地方公営企業法の改正により平成24年1月に会計基準等の改正が行われております。この会計基準等の改正は、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっております。収入、支出それぞれに4月1日からの消費税率改定分を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入を対前年度比9.7%増、金額にいたしまして9725万4000円増の10億9540万5000円とし、支出を対前年度比14.6%増、金額にいたしまして1億4528万6000円増の11億4317万9000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入を対前年度比18.7%増、金額にいたしまして5710万円増の3億6310万1000円とし、支出を対前年度比9.7%増、金額にいたしまして6026万9000円増の6億8296万2000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1986万1000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第21号ないし第27号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第 28号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第28号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更についてにつきましては、石岡地方斎場組合事務所の移転に伴い、同組合規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更についてご説明いたします。

先ほど市長からありましたとおりでございますけれども、石岡地方斎場組合事務所の移転に伴

い、同組合理約を一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方自治法第290条については、一部事務組合の規約を変更する場合、関係地方公共団体の協議が必要とされ、この協議については各議会の議決を経なければならないとありますので、当議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、組合事務所の位置の変更ということで、現在の石岡2750番地の5から新斎場のできます染谷1749番地に変更するものでございます。

施行年月日につきましては、新斎場の供用開始予定日の平成26年4月21日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第28号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第 29号

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第29号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結についてにつきましては、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について、趣旨をご説明いたします。

県内21消防本部管内の31市町村で構成する茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター運営協議会において、電波法改正期限の平成28年6月までに整備する必要があるデジタル無線に関するシステム機器及び共同指令センターに関するシステム機器を整備するための契約でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第29号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 事務検査結果報告について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、事務検査結果報告についてを議題といたします。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会から事務検査結果報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長 山本文雄君。

[椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長 山本文雄君登壇]

○椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長（山本文雄君）

椎名家住宅保存修理工事に関する事務検査結果報告。

ただいま議題となっております、椎名家住宅保存修理工事に関する事務検査の結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成25年かすみがうら市議会第4回定例会において、議会の議決により地方自治法第98条第1項による検査権を付託され、検査を実施しました。委員会の開催状況としては、平成26年1月28日、2月10日、21日に委員会を開催し、副市長、教育長、関係部課長に出席要請し、関係資料の提出を求め、経過等について聞き取りを実施し、慎重に検査を行いました。

検査の経過としては、市教育委員会より提出された関係資料等をもとに、工事の施工や事務手続の状況について事務を検査しました。また、市の原因調査結果報告書で認められた3つの技術的な瑕疵がなぜ発生したかを明らかにするため、参考人としてカヤぶき職人、請負者、設計監理業者、学識経験者及び文化財保護審議会委員を招致して聞き取りを行いました。

まず、検査の結果として明らかとなった事実を申し上げます。

カヤぶき職人からは、屋根の下地から直す必要があることを請負者に意見をしたが、請負者の指示は設計どおり差しカヤの工法であったとの意見が述べられたこと。

同じくカヤぶき職人から、使用したカヤは水分を多く含んだ材料であったため、いずれは垂れ下がり長持ちはしないだろうと思ったとの意見が述べられたこと。

同じくカヤぶき職人から、施工中に請負者及び施工監理者の指示等が一切なかったこと、写真管理の不備があったとの意見が述べられたこと。

同じくカヤぶき職人から、本来は乾燥したカヤで施工すべきであったが、工期の関係上、水分を含んだ材料で施工した旨の意見が述べられたこと。

本来、材料検査は検査員が立ち会っている状況写真が添付されるが、今回の工事書類においては、立ち会っているか否かの確認はとれなかったこと。

材料検査は全部の材料を検査したわけではなく、またカヤの設計数量に対し、納入数量は施工面積から類推され書類が作成されていたことが、設計者から述べられたこと。

設計者からは、設計の段階において下地から葺き替える考え方もあったとの意見が述べられたこと。

市の文化財保護審議会委員から、屋根の下地が悪ければ当然下地から直すのが当たり前。下地が悪いといくら上をふいてもしょうがないとの意見が述べられたこと。

工事日報の記載から、工期中に施工監理者から請負者に対し、施工の不良からやり直しの指示をしている事実がわかったが、実施されたかどうかの確認を怠っていたこと。

現場代理人が、現場に常駐していなかった事実が確認されたこと。

事業者はこのような事実があるにも関わらず、竣工検査において何ら指摘もせず、請負業者に対して事業費を支払ったこと。

設計では、島カヤの指定にも関わらず、瑕疵工事においては施工管理者からの指示により山カヤを主体とした手直し工事を実施した事実が確認されたこと。

国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱に基づき、事業者にかわって工事執行に関する事務については、教育委員会が代行するとの記述があるため管理責任があり、さらには教育委員会は列記された事実があるにも関わらず、かすみがうら市補助金交付規則に基づき、是正のための措置をとらず補助金を交付したこと。

以上の事実を踏まえ、本委員会としては次のような検査結果をまとめましたので申し上げます。

当該工事は国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱に基づけば、公共工事に準じて施工すべきであり、かつ一括下請けを防止する観点からも、契約約款において現場代理人の常駐義務を規定すべきであったこと。

設計者は下地の不良を危惧していたにもかかわらず、差しカヤ工法を採用したこと。そして、工事に際し、カヤぶき職人が下地の不良を指摘し請負者に協議をしたにも関わらず、請負者はこの協議はなかったと回答。カヤぶき職人は請負者の指示により、差しカヤ工法により施工したとの回答であったこと。

現場代理人の常駐がなされていれば、現状の確認や協議も円滑になされ、このような食い違いを回避でき、ひいては瑕疵を防止することができたのではないかと考えられること。

施工監理者は、使用されたカヤの量について設計上の納品数量の確認を怠り、かつカヤぶき職人から水分を含んだカヤで施工したとの報告があることから、品質管理の徹底を怠っていたと考えられること。

今回の技術的な瑕疵の原因は、差しカヤ工法の選択と使用したカヤの状態が少なからず要因となったのではないかと推察されるが、当委員会としてはこれを断定するには至らなかったこと。

以上が検査の結果であります。

なお、検査の結果を踏まえ、本委員会としては、国指定の文化財を今後も維持保全しなければならないという観点から、次の4点を指摘することに決定しました。

1、国と市の補助金が支出され、工事に瑕疵が認められる事実がある以上、市として再発防止に向け、請負者及び公益財団法人文化財建造物保存技術協会等に対し、何らかの勧告措置が必要である。

なお、その措置内容については、教育委員会に委ねることとする。

2、事務を代行する教育委員会は、再度、文化財保護の趣旨を熟慮し、事務代行に当たっては法令を遵守し、契約・材料検査・工事の中間検査・竣工検査などの事務の面から事務の見直しを進める必要があること。

3、文化財審議委員会に対しては、文化財の保全を助言・指導する立場として、毅然とした姿勢で対応することを期待するものである。あわせて今後、このような事案が発生した場合、当審議会が提案したような第三者委員会を設置されることを期待する。

4、今回、最もこの問題を複雑化したのは、瑕疵の存在を認めながらも、一方で表面的な原因調査にとどめ、責任転嫁に終始したことである。本来、それぞれ指揮監督に当たる者は、問題が生じたら原因を的確に究明したうえで、法に基づき適正かつ公平に対応することである。

今回の調査では、何を原因とした瑕疵なのか、それとも真に不可抗力であったのか、これが明確にならなかった。ただ、今回の調査で明らかとなったのは、市と事業者、請負者、技術協会のそれぞれの責務をおざなりとする姿勢が、如実にあらわれた内容となった。このような姿勢をみずから改めない限り、失われた文化財保全の信頼は回復できないと危惧する。

したがって、各関係者においては法98条の特別委員会を設置した重みを踏まえ、これらの指摘を重く受けとめ、みずから前向きに改めることを期待するものである。

以上が指摘事項であります。

なお、事務検査の調査経過並びに概要については、お手元の会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、事務検査結果報告といたします。

○議長（鈴木良道君）

ただいまの報告をもって、椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会に付託しておりました事務検査を終了することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 委員会発議第2号

○議長（鈴木良道君）

日程第10、委員会発議第2号 関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求

める意見書（案）を議題といたします。

本案は委員会発議であるため、委員長から趣旨説明を求めます。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長 山本文雄君。

[椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長 山本文雄君登壇]

○椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長（山本文雄君）

委員会発議第2号 関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求める意見書（案）の提案趣旨を説明いたします。

まず、提出の経過であります。委員会において事務検査結果報告書の可決後、議会としての意思を示すために執行機関に対し意見書を送付すべきとの理由から、事務検査結果報告を踏まえ、委員会において全会一致により発議に至ったものであります。

意見書の提案趣旨をご説明いたします。

我々かすみがうら市議会は、国指定重要文化財椎名家住宅の保存修理後にカヤぶき屋根が垂れ下がった原因を究明することにより再発防止を目指し、ひいては文化財の保全を図ることを目的とし椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会を設置し、調査を実施してきところであり、なぜこの技術的な瑕疵が発生したかを明らかとするため参考人を招致し、調査を実施したにもかかわらず議会の意に反し、内容は各関係者が終始、責任転嫁の内容でありました。

このような姿勢を自ら改めない限り、失われた文化財保全に対する信頼は、回復できないと危惧するものであります。関係者においては、議会が法98条の特別委員会を設置した重みや指摘を重く受けとめ、みずからが前向きに改めることを期待するものであります。

かすみがうら市議会としては、国指定の文化財を今後も維持保全しなければならないという視点から、次の5点を勧告するものであります。

1、国と市の補助金が支出され、工事に瑕疵が認められる事実がある以上、市として再発防止に向け、請負者及び公益財団法人文化財建造物保存技術協会等に対し、何らかの勧告措置を求める。

なお、その措置内容については、教育委員会に委ねることとする。

2、事務を代行する教育委員会は、再度、文化財保護の趣旨を熟慮し、事務代行に当たっては法令を遵守し、契約・材料検査・工事の中間検査・竣工検査などの事務の面から事務の見直しを行うこと。

3、当該工事は国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱に基づけば公共事業に準じ施工すべきであり、かつ一括下請けを防止する観点からも、契約約款において現場代理人の常駐義務を規定すべきであった。今後、発注する工事においては現場代理人の常駐義務を明記すること。

4、文化財審議委員会に対しては、文化財の保全を助言・指導する立場として、毅然とした姿勢で対応することを期待するものである。

あわせて、今後、このような事案が発生した場合、当審議会が提案したような第三者委員会を設置されることを期待する。

5、今回、最もこの問題を複雑化したのは、瑕疵の存在を認めながらも、一方で表面的な原因調査にとどめ、責任転嫁に終始したことである。今後はこのようなことがないようそれぞれ指揮監督にあたる者は、問題が生じたら原因を的確に究明したうえで、法に基づき適正かつ公平に対

応することを求める。

以上、意見書の提案趣旨の説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略します。

続いて、発議第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 請願第7号

○議長（鈴木良道君）

日程第11、請願第7号 向原土地地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております平成25年請願第7号 向原土地地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書については、平成25年12月19日に付託され、閉会中の継続審査として平成26年2月3日に委員会を開催し審査を行いました。

審査においては、審査の参考とするために2名の方の参考人招致を行い説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、平成25年請願第7号につきましては、異議があり、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、平成25年請願第7号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

請願第7号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書に対して、反対の立場で討論いたします。

向原土地区画整理組合事業は、平成4年12月に組合が設立され、組合員数67人で地籍は10.6ヘクタールで始まりましたが、仮換地案が出た段階で地権者から大量の組合脱会届が出され事業が頓挫、平成15年に縮小変更され、組合員17人、実質14人、地籍は6ヘクタールで事業が再開されました。

縮小された事業は都市計画決定もされず、都市計画道路も1本もなく、袋小路の状況で公共性が全く担保されていない一民間の宅地開発事業と同じであります。ただ、方式が組合というだけであります。

土地区画整理の目的は、健全な市街地の造成を図ることにあります。しかし、この向原事業は幹線道路もなく、整然とした街並みとはいえません。したがって、土地区画整理法に反しているわけであります。

もともと千代田町当局が全く無原則的なかわり方で公共性も担保することなく、体裁としては地主、地権者の共同宅地開発事業を手掛け、仮換地指定もせず工事を先行させ、調整池をつくり、あげくに10年目にして大幅な区域除外、国の補助金を無原則に投入、保留地販売を優先しなければ成り立たない組合事業において、地権者の利益を優先させ、仮換地が先行販売、移動するというモラルハザードが常態化、地価下落の中で仮換地の売り抜けと責任逃れと、目を覆うばかりの事態が進行してきたわけであります。

請願内容を見るに、この間の経緯の総括と反省抜きにみずからの、そして町当局、組合執行部に責任がないような体裁での請願は、絶対に認めることはできません。

私は長年にわたってこの問題にかかわってきました。平成15年第4回定例会で、一体、事業が

成り立つのか、損失補償はどのようなときに起きるのかとただしたところ、当時の都市計画課長は組合からの回答を紹介するとして、次のように述べています。

平成15年3月定例議会において5億2000万円の損失補償の議決を賜ったが、これらの目的は金融機関等の万一の損失を補償することによって、融資を容易にして特定の事業の振興を図ることを趣旨としている。このため、単にある債権が弁済を受ける時期が到来したからといって損失補償するものではない。債務負担行為で町が多額な支出をすることになっているような発言があるが、さも向原土地区画整理事業が頓挫し、損失を発生するかのような誤解を一般市民に与えるものであり、かつ事業の完遂姿勢に水を差すものであり、このような事実と反する発言については、ひいては組合事業としての信頼が薄れ、保留地の販売促進に大きな影響を与えるものと考えております。

当組合の事業は現在つつがなく進展しており、引き続き保留地販売を目指して鋭意努力していく、このような現況を千代田町及び議会としてもご理解いただき、引き続きご高配いただきますようお願いすると、こう述べております。

当時、組合がこのような回答をしていたことを改めて認識していただきたい。既に6ヘクタールの事業に6億7556万円もの公金が投入されております。さらに1億4699万円の追加支援となれば、合計で8億2255万円となります。この請願を採択することになれば、議会は単なる地主、地権者の共同宅地開発事業の赤字になぜ税金投入を認めるのかとの批判が市民から上ってくることは必至であります。

私はこれ以上の税金投入は許せないと考えます。公金が投入する事態となれば、住民監査請求も辞さない考えであります。議員諸侯に改めてご賛同をお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

平成25年請願第7号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

平成25年請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、平成25年請願第7号は採択されました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月5日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時21分

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成26年3月5日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

10番 鈴木良道君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 小座野定信 議員
- (2) 矢口龍人 議員
- (3) 山内庄兵衛 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小座野 定 信 議員
- (2) 矢 口 龍 人 議員
- (3) 山 内 庄兵衛 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	小座野定信	1. 市長の政治姿勢について
		2. 市長の職員人事施策について
		3. 市長の危機管理意識と市民協働について
		4. 社会保障制度に対する基本的な考え方について
(2)	矢口龍人	1. 石岡斎場の供用化について
		2. 新たな農業・農村政策について
		3. 石岡台地土地改良区への賦課金について
		4. 千代田大橋から霞ヶ浦地区への延伸計画について
		5. 下稲吉小学校の今後の建設計画について
(3)	山内庄兵衛	1. 防災行政について
		2. 放射能対策について
		3. 環境行政について
		4. 林道の管理について
		5. 保健福祉行政について
		6. 市長の政治姿勢について
		7. 石岡地方斎場について
		8. 五輪堂橋について
		9. 漁業対策について
		10. 小規模学校を活かした教育振興策について

開 議 午前10時00分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。
よろしく願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場であります。

法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○副議長（中根光男君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

11番 小座野定信君。

[1 1 番 小座野定信君登壇]

○11番（小座野定信君）

おはようございます。

ことは冬季オリンピックという年で、ソチ大会、そして、その中で若い選手の活躍が非常に目立ちました。金メダル、そして銀メダル、銅メダルと、また、メダルをとれなかった各選手も精いっぱい演技を見せていただき、我々日本国民としても非常に感銘を受けたことと思います。

また、ことし4月からは消費税が5%から8%と大きな社会問題となっており、各家庭においても平均所得の中で年間7万円という負担を強いられることになりました。この消費税アップということも我々の社会保障制度にどのように生かされていくか、かすみがうら市議会議員の1人としても注目をしていき、そしてまた、県・国などにも要望を重ねていきたいと思っているところでございます。

さて、平成26年第1回定例会に当たりまして、ご通告してあるとおり質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、市長の政治姿勢につきましてお伺いしていきたいと思っております。

市長は、就任されてからはや3年7カ月という間、議会に対しまして定数削減、報酬削減、そして市長が先導によるリコール運動と、議会がいかに悪者かのような扱いをし、議会軽視と思われる姿勢を通してまいりました。これはまさに議会制民主主義に対する挑戦であり、冒瀆するものであります。市長の政治姿勢をお伺いいたします。

2つ目としまして、かすみがうら市の財政につきましてお伺いいたします。

市長は、常々このままではかすみがうら市は財政破綻すると訴えております。その根拠はまさに不明瞭であります。かすみがうら市の財政資力を全国レベルで見ますと、全国に1,741の自治体があるわけでございます。この自治体のうち、かすみがうら市は上位である540番目という位置におられるわけでございます。すなわち3分の1以上、真ん中よりもずっと上、メダルで言うならば銀メダルのあたりにいるのではないかというふうに察するところでありますが、常々市長

が言っていることがもし本当であれば、全国の1,000以上の自治体が財政破綻の危機にあるということになってしまうわけでございます。市長の発言には大きな影響力があり、市民に大きな誤解、そして不安を与えることになっているのではないのでしょうか。

議会費や職員給与を削減しようという常々市長は議会の経費、議会の報酬等を、また、職員の給与を削減しようとしてきましたが、その手法には大きな疑問を感じているところであります。市長のお考え、また、姿勢をお伺いいたします。

次に、2番目といたしまして、職員人事施策につきましてお伺いいたします。

人材の見地から見た政治姿勢につきまして、市の職員は市長の政策の実現のための最もの理解者であり、また、協力者として欠かせるものではありません。有能な職員を育成することも市長としての大きな仕事の1つであり、しかし、市長は市の職員の給与削減案を何度なく、労使交渉も進まないまま提案してきましたが、自治体の長として市長と職員との関係をどのようにお考えなのか。そして、今後どのように職員を教育していくのかお伺いしていきたくと思います。

②といたしまして、職員の配置と被災地派遣につきましてお伺い申し上げます。

市長は、市の職員が多いと常々言うておりますが、実際には残業によって職務を遂行している部署が非常に多いと伺っております。そのような中、市長は、新年度において3名の職員の被災地派遣を決定しているようでございますが、今回の機構改革は職員が少ないために行った。いわゆる課としての機能が保てない。失われつつある。そういう中での機構改革ではないのでしょうか。市の職員は本当に余っているのか、その根拠を含め、市長の見解をお伺いいたしたいと思っております。

次に、危機管理意識と市民協働についてお伺いいたします。

市長は、市長の就任以来、東日本大震災や台風、そして45年ぶりということしの大雪によりまして、災害や天災に際し、数々の課題が浮き彫りになってきております。これまで当行政が要請してきた市民協働体が崩れたことにより、有事の際における協力が得られない状態になっているのではないかと察しているところでございます。具体的に申しますれば、この震災の後、3年前の震災には毛布、そして水、食料、また燃料と、またあと、子どもたちのミルク、おしめ等の配備設置はどのようにしているのかお伺いしていきたくと思います。

次に、社会保障制度に対する基本的な考え方について申し上げます。

先ほど冒頭にちょっと触れてまいりましたが、消費税アップによる社会保障制度の充実ということで政府も言っているようでございますが、本市において生活弱者に対する対応、そして全国的にも年々ふえている生活弱者、また生活困窮者、現在、当市ではこの10年間でどれだけふえたのか、また減っているのかをお伺いしていきたくと思います。

1回目の質問を終わります。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

小座野議員のご質問にお答えいたします。

1点目、市長の政治姿勢についてお答えいたします。

まず1番、議会との関係についてお答えいたします。

前回の市長選挙においては、私の政治信条であります、市民が主役のまちづくりを実現するための幾つかの選挙公約を掲げ、当選させていただきました。

その公約の1つ、行財政改革の一環として、市議会議員定数もしくは報酬の25%削減をお願いしたところ、議員提案という形で、議員の皆さんみずからが率先垂範の精神で、自分たちにとって厳しい道を選択してくださったことや、議員の皆様のご理解のおかげで、市議会のテレビ中継が始まり、開かれた議会の第一歩が踏み出せたこと、千代田庁舎の改修工事を初めとする震災からの復興についても、議員の皆様の方の力強い支援のおかげで速やかな対応ができたことなど、市議会の皆様には深く感謝をいたしているところでございます。

これからも、魅力あるまちづくりのため、市と市議会がお互い切磋琢磨しながら、かすみがうら市の両輪として進んでいきたいと考えております。

次に、かすみがうら市の財政についてお答えいたします。

私が市長をお引き受けした時点では、本市のみならず、国、地方とも全国的に危機的な財政状況であると言われており、私もそう感じておりました。

私は、今まで次代を担う若い人や子どもたち、次の世代に負の遺産を残してはいけない。よいものを残していくことが我々現役世代の責務であるという思いで行政運営をまいりました。これからもその思いは変わりません。

今回、提案させていただく平成26年度の予算においても、これら行財政改革の成果として生み出されたお金を、子育て支援策など未来志向の政策に活用させていただく予算案を組ませていただきました。

子育てしやすいまちづくりを進め、子育て世代を本市に定着させることが最終的には高齢者対策など、全ての政策に通じていくと考えております。議員の皆様方のご理解と引き続きのご支援をお願いいたします。

2点目、職員人事施策についてお答えいたします。

最初に1番、人材的見地から見た政治姿勢についてお答えいたします。

市職員は全体の奉仕者であることを自覚し、市民の期待に応えるため、日々業務に当たる必要があることは言うまでもなく、私としても職員の意識改革を図るとともに、市民目線に立った行政運営を行うよう、職員に事あるごと指示をまいりました。

自治体の長である市長は、市を代表する立場でありますので、今後も市民の皆さんに納得していただける行政運営を目指し、補助機関である職員と力を合わせ行政課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に2番、職員の配置と被災地支援についてお答えいたします。

まず、職員数の見通しですが、平成26年2月1日現在で全職員数は432人、このうち消防職や保育士等を除く行政職員数は283人となっており、4月1日には、再任用職員を除いて全職員数が408人、行政職員数は266人となる見込みとなっており、被災地への派遣職員3人もその中に含まれております。

職員数の削減も大分進んでおり、被災地への職員派遣は、本市の組織運営において厳しい現状

があることは私自身も十分に理解しておりますが、復興を支援するという見地、災害対応への経験を通じ、自治体の能力を高めるという視点などから派遣を行うものでありますので、機構改革とは切り離して考えているものであります。

ご指摘がありました、職員不足のため機構改革で対応しようとしているという点につきましては、当初から職員数の削減への対応だけでなく、類似団体などとも比較して適正規模の行政組織と職員数とするため、定年退職者数と、ある程度の勧奨退職等を見込んで検討してきた経過があり、特に市民生活に影響がないよう、市長公室や総務部といった内部の管理部門の縮小を中心に見直しを想定していたものであります。

また、今回の見直しにおいては、現行の部制の中で可能な限りスリム化を図った内容であると思っておりますが、合併以来、職員数の適正化を進めつつも、部の編成の見直しは行っておりませんので、中期的にはこのような部分も含めて抜本的な対応が必要だろうと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目、危機管理意識と市民協働についてお答えいたします。

東日本大震災から間もなく3年が経過しようとしております。この震災におきまして尊い命を落とされた数多くの皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

ご承知のように、東日本大震災の際には、本市におきましても、これまで経験のない震度6弱を記録し、幸いにも人命にかかわる被害こそなかったものの、停電や長期間にわたる断水など大変混乱いたしました。

市の対応におきましても、初動体制や情報伝達などさまざまな課題が見出され、これらの課題解消に向け、市地域防災計画を改定し、備蓄品、防災倉庫、防災井戸などの整備、千代田地区への防災無線の設置などを進めるとともに、あわせて災害発生時に役立つ市民のより安全な避難と市の迅速な初動体制の確立を目指した体験型防災訓練を実施することにより、市民、職員の防災意識の向上を図ってきたところであります。

また、災害への対応方法として、自助、共助、公助と言われますが、大規模な災害が発生した場合、その被害が大きいほど公的支援の機能発生まで時間を要することがあり、このようなときほど、自助、共助が重要と言われております。この共助の一端を担っていただくべく、自主防災組織や災害時に地域のリーダー的存在となる防災士の育成に努めてまいりたいと考えております。

このように、設備、市民、職員が一体となつてこそ、さまざまな災害への的確な対応が可能となると考えておりますので、今後ともその仕組みづくりを推進してまいります。

4点目、社会保障制度に対する基本的な考え方についてお答えいたします。

私たちが生活する上においては、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で自立した生活を維持できなくなる場合が生じます。

生活保護制度は、このような自分たちの能力や資産などを活用し、精いっぱい努力しても、なお生活できない生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、一日も早く自分の力で生活をしていけるように手助けする制度です。

生活保護の被保護世帯は全国的に増加している中で、本市においても増加の傾向が見られ、平

成17年の合併時と比較しますと1.3倍、被保護世帯の217世帯を世帯類型別で見ると、高齢者世帯、傷病者世帯及び障害者世帯で全体の85%、最近では稼働年齢層と考えられる、その他の世帯も15%に上っております。

このような状況のもと、被保護世帯に対しては生活保障としての経済的支援、生活意欲の向上と自立や就労支援を手助けするために、ケースワーカーによる被保護世帯への訪問を実施し、家庭状況の変化や健康面、就労関係や収入状況などを調査することにより、保護費の適正な支出に努めているところであります。

また、児童の養育などの悩みを抱えるひとり親家庭に対して、家庭相談員等による相談・指導の充実を図り、児童扶養手当を支給することにより、生活の安定の向上を図っているところであります。

生活保護を受けるまでには至らない低所得者に対しましても、関係機関と連携を図り実態の把握に努め、適正な生活保護の推進を図るとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図り、自立の支援に努めてまいります。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

先ほど1点目、議会との関係について、市長は市民が主役、行政改革という中でのことで、議会に対して理解を求めてもらってありがたいという言葉は初めていただき、私も今まで曇っていた気持ちが幾らかやわらいだような気がいたします。

市長、この件につきましては終わり、職員の人事施策につきまして2回目の質問をしたいと思っております。

当然のように職員というのは全体の奉仕者であり、市民の期待に沿うということでございます。そして、26年の2月1日現在で432名、今度は4月から266人になる。部のほうはそのままで、部の中の課を統一するというところでしようけれども、この実際全国レベル、近隣の町村ももちろん見て、市民4万3000強の中での職員総数としては多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、前提であります、もちろんほかとの比較も大事であります、いわゆる類似団体との比較も大事であります、私は類似団体との比較では多少多いとは感じております、それだけでは足りないと思っております。というのは、いわゆる民間的な感覚でその多いとか少ないとかということをやっぱり考えるべきではないかと。そういう視点から職員削減等に取り組んでまいりました。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

行政と民間はまた違いますよね。行政というのはあくまでも営利を目的とする団体でありませんで、行政とは、市長が先ほどおっしゃったように、市民全体の奉仕者ということであるのではないかと思います。そういう中で、民間と他の自治体とは比べられないということがいいのか悪いのか私にはちょっと理解できませんが、先ほどの私の質問は、周りの自治体と比べて多いんですか、少ないんですかというご質問でございます。もう一度お答え願います。

○副議長（中根光男君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

小座野議員のご質問に、近隣というか県内の同規模類似団体ということで幾つかの市町村についてお答えいたします。

かすみがうら市、時点なんですけれども、大変申しわけないんですが、資料的には24年4月1日現在ということでご了承いただきたいんですけれども、25年4月1日の常住人口調査で、かすみがうら市が4万2704人の人口。常住人口です。25年4月。常住人口調査というので、ごめんなさい。それということでやらせていただきます。

それから、下妻市4万3969人、北茨城市4万5082人、稲敷市4万5013人、桜川市4万4053人、それから行方市3万6185人、このあたりで比較したいと思います。

その中で24年4月1日現在の総職員数ということでいきますと、かすみがうら市が440人、下妻市が320人、北茨城市が533人、稲敷市が421人、桜川市が419人、行方市が386人でございます。

その中でまた改めて一般行政職ということで比較いたしますと、かすみがうら市が288人、下妻市が228人、北茨城市が221人、稲敷市が265人、桜川市が296人、行方市が263人ということで、類似団体と比較しましても著しく減っているかということであれば、そうではないというような数値となっております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

今のお答え聞いていますと、決して少ないほうではない。平均的かなというふうに感じたところでございます。

そういった中で、ことし3月いっぱい36名の職員の方が定年退職を含めておやめになるということですが、今、働き盛りの方も随分おやめになるようです。それはなぜやめていくのか。この非常に就職難の時代にやめてしまうのか。また、非常に精神的な病気を患って休んでいる方が多い。なぜかなというふうに私なりに調査をしたところ、若手よりも中堅の方が非常に多いというふうに私は感じたところであります。

いろいろと聞いてみますと、いろいろな声が聞こえてきます。1つは、市長の言うこと、市長に対して意見をすると、すぐ更迭をされる。そして、また、今回の被災地支援も非常に最初は部長クラス、定年間際の方に対し、お声がけをしたと。言うこと聞けないんだったら、行けないんだったら、参事や、また異動だよというふうになると聞いていますが、市長、どうなんですか、その辺のところ。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

36名の方が最終的にやめるわけでありますが、中堅も含めてやめる理由はいろいろであります。それで、また被災地支援をお願いして断られた方も十数名いるわけでありますが、断られた方の多くがやめる予定であるということでもあります。その後、職場復帰するという人も10名程度います。58歳の人を指名したというのは、もともとの動機は、被災地で復興支援の中で、いわゆる用地交渉、住宅を建てるとか、あるいは新しいまちをつくるとかというところで、用地交渉をする必要性というのはすごく高いみたいです。そういう用地交渉の職員というのは、やはり高年齢の人たちのほうがいいわけですよ。さらにかすみがうら市は役職定年制をここ私になってから3年ぐらいとっていますから、役職定年で高齢の方で、役職を外れて、いわゆる窓口等に行くわけでありますが、いわゆる一兵卒と言ってはまずいんですが、参事級とか副参事級で仕事にスタッフ職として当たってもらうわけでありますが、同じ給料を払うんだったら、同じ人を頼むんだったら、そういうスタッフ職としての同じ仕事を頼むんであったら、若い人を入れた方がいいですよ。そういうことから、高齢者を被災地へ用地交渉等の要員として送るのがいいのではないかとということで、主に高齢者に声をかけた経緯はございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

随分最初の答弁と内容が変わってきたなと今実感しております。最初、市長は、実際の職員の能力アップのために派遣するんだよというふうな内容でのご答弁だったんです。そうしたら、今聞いてみたら、土地買収にかかわることで年配者がいいんだよと。どっちが本当なんですか、これ。本当にその市長が2回目に答弁なされた土地買収をするための職員だということであれば、年配者もいいかもしれませんが、定年をあすに控えて、そして今までこの旧出島村時代、千代田村時代から職員として一生懸命この地元のために頑張ってきた職員に対して、やめる間際になって、おまえ行けと言うのも非常に酷かなと。それを言うこと聞けないんだったら、じゃ、降格だよ。異動だよと。私が感じるにはパワーハラスメント以外に何も考えられないんですね。

私も最初、冒頭に申し上げたとおり、職員というのは市の宝であり財産です。市長にとっては一番近い他人です。でも、その他人でも職員というのは市長の政策の実現に向けて協力し、そして理解して協力する。そういった今まで一生懸命やってきて、恐らく40年近い方もいるでしょう。もっと気持ちよく、このかすみがうら市のために働いていただいたほうがいいのではないかなと。この市長が最初にお答えくださった能力アップのために被災地復興の支援に行くというのは私も反対ではございません。本人の了解がとればですけども。各職員も家庭の事情がおりかと思えます。話を聞いていますと、まだ子どもが小さい。小学校にも行っていないような、そういうご家庭を持った若い職員も1人行くというふう聞いております。これもやはり子どもが、市長は政策の中で子育て支援というのをやっているわけですから、そういう中で幾ら公務員とはいいい、半年なり1年なり家をあけるといのは子どもの成長にとっていかなものかと。これは民間であればしょうがないんですけども、公務員というのは県外のためじゃないです。全体の奉仕者というのは市民に対する奉仕者ですから、その辺をもう少し市長、理解して、職員に対する

理解を持たれたらいかかなというふうに私は考えております。期間等については3人行かれる中でみんなばらばらと聞いております。業務内容もばらばらというふうに聞いておりますけれども、最長でどれぐらいの期間行かれるんですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

最長で2年というふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

私も旧千代田村時代、この千代田のB&G海洋センターを笹川良一先生率いる日本船舶振興協会、これの補助によってB&G財団を経由していただいていたのが、このB&Gのプールと体育館であります。これをもろうために、誰か1人沖縄に3カ月半研修に行くしかないわけでしたが、私は通告されたのは3週間前でした。急遽職員1人を沖縄に派遣しなくてはならないということで、3週間前に、当時私はまだ若い22歳のときでした。今から33年前ですか。思い浮かべると3カ月の間沖縄で研修し、そして55名の日本全国の47都道府県の友達がおかげでできましたけれども、3カ月というのも非常に長かったです。家族の顔も見たい、まだ私は独身でしたから、好きな女性の顔も見たい。そういう気持ちに追いやられていましたが、この家庭がある方がご近所のつき合い、またその集落のつき合い等も、これどういうふうになるんでしょうかね、市長ね。何で独身の若い職員の能力アップのために行かせることができなかったのか。その辺市長の本当のお考えをお伺いしたい。あくまでも口減らし、職員減らしのために、その高額所得の職員を派遣したんではないかというふうな疑念が私にはどうしてもなくすことができません。明快なご答弁をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

結果的には58歳が問題になっておりますが、58歳の保健師が1人行くことになっております。この人は喜んで行ってくれること。行くからにはもう喜んで行っていただくということが前提でありますから、喜んで行っていただけるようであります。3人とも喜んで行っていただきたいわけですが、あとの2人は40代と30代、2名であります。結果的にはそうになりました。58歳の人たちはやめるというので、これはその先ないですから、結果的にはだめになってしまいました。ですから、用地買収という目的は達せられなかったもので、それ以外の業務で行っていただくということになりました。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

市長、この行政改革、私も改革に決して反対ではありません。やはり改革というこの時代の変化とともに、行政も敏感になって改革していくということは大事なことだと思います。しかし、

私が見る限り、市長のやっている行政改革というのは、あくまでも人減らし、口減らし、そしてマイナスだけしかないんですね。改革というのは必要でないものは削る。そして必要なものはプラスしていく。そういった中で将来の見通しがだんだんついてくるのではないかなというふうに私は感じております。

次に入ります。

危機管理と市民協働体につきましてお伺いしてまいります。

思い起こすこと、来週の11日でちょうど震災から3年目を迎えるわけですが、まだまだ市内にはところどころ道路の亀裂や、そして橋の傷み、いろいろと見受けることができます。各家庭におきましても、壁のひび割れ、また、お風呂のタイル割れ、そして玄関の犬走りの割れとか、柱の曲がりとか、各家庭、それぞれ問題をお持ちのようでございます。そういった中、この震災のときには旧千代田庁舎の地下の備蓄倉庫の中に毛布あるいはカップヌードル、そして非常用の水、乾パン等、少しの備蓄があったようでございますが、その後は震災から3年、その備蓄は今どのような形になっておりますか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

備蓄品についてお答えをいたします。

備蓄品につきましては、本年2月現在で、先ほど議員のほうからご質問ございました、例えば水でございますが、1.5リットルのペットボトルであるとか、2リットルのペットボトルであるとか、両方合わせますと約3,000本程度。それから、毛布だと373枚というようなことです。それからあと、食料関係につきましては、アルファ米とかで2400食です。それから、災害用クラッカーなどで1,610食ですね。あとはそのほか水に関しましては防災井戸を各中学校4カ所プラス下稲吉小学校に1カ所ということで5カ所設けて対応をしております。そのほか細かいブルーシートであるとか土のう袋であるとか、そういったものを備蓄しているところでございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

また、この危機管理の意識と市民の協働体につきましてですが、今回の45年ぶりの大雪ということで、各小中学校の通学に対する支障が大きく残ったようでございます。今までですと、宮嶋市長就任前でございますが、市の建設業界の組合員、いわゆる土建業の方々がボランティアで雪かきをして、そして通学路を無事子どもたちが通れるように図ってきたわけでございますが、今回はその通学に対してどのような処置をとっていったのか教育長にお伺いしていきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

まさにまれに見る大雪で、当日は学校長がそれぞれ自分の持ち区を回りまして、私のところに、これは休校にしたいというような報告がございまして、そのほうがいいでしょうということで、

1日は休校の措置をとりました。そして、2月12日でしたか、まだまだ通学路に雪があるところもあるし、路面凍結も予想されますので、これは通勤時間帯の車が多い時間帯は避けようということで、各学校とも2時間おくれということで対応をいたしました。

以上です。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

今、教育長がおっしゃった2月12日というのは雪が降ってから4日ぐらいたってからですよ。ですから、トータルで5日、6日なり授業をおくらせていったということかなというふうに思います。非常に子どもたちにとってはせつかくの教育の場で、市長が常々言っている子育て支援、もちろん小中学生も入っているわけですけども、非常にこれは残念です。旧霞ヶ浦町、旧千代田町時代からこの建設業の方々が理解してくださって、雪かきや台風のときの瓦れきの処理、倒木の処理、そして東日本大震災のときにはコンクリート、また石堀、そういった道路に散乱したものの撤去ということを手伝ってくれていたわけですが、なぜこれがこういうふうにそういう今まで理解してくれて、協力してくれた方が、手伝いがなくなったと思いますか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

手伝いがなくなったという話をちょっと今初めて聞いたんですが、手伝いがなくなったんですか。手伝いしていただいたと私は、協定を結んでますので、手伝いをしていただいていたと思って感謝してありますけれども、手伝いがなくなったんですか。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

どの辺を、じゃ、除雪してくれたんですか。私のほうは自分のところの集落の人が、18軒の集落のうちで道路に面している家庭が7軒ほどあるんですが、そこでトラクターを持ち出したり、スコップ持ち出したりして、自分のところの集落はきれいに片づけたんですよ。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、小座野議員さんのご質問にお答えします。

建設業者さんにも9日ですか、依頼をしてございます。災害対策本部が設置されておりませんので、土木部道路整備課が独自に業者選定をしまして、お願いした経過がございます。千代田地区につきましては7社、市道26路線延長約22キロメートル、霞ヶ浦地区につきましては13社、市道路線22路線につきましては延長約37キロメートル、合わせまして48路線、延長59キロメートルを実施してございます。そのほか当市道路整備課に保管していますショベルローダーにおきまして、職員みずからの除雪作業を行った経過がございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

雪というのはご承知のように、降っているときよりも降った後のほうが大変なんですね。その今50何路線かの除雪作業をしたということですが、私もスタッドレスタイヤを履いて市内を少し回ってみたんですが、見かけた様子は残念ながらございませんでした。そしてまた、その通学路になっているところをケイカルと言うんですか、雪を解かすような薬剤ですね。あれの散布をしてくれればいいなというふうに私も思っていたんですが、うちの近所の千代田中学校の周りは非常に坂道が多いんです。日陰も多いということで、つるんつるんなんですよ。消防長の前でつるんつるんなんて言うちょっと失礼なんですけど、そういった凍ってしまった道路に薬剤はどれぐらいまいいたんですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

融雪剤につきましては、坂道等におきましては事前に配布してございました。また、先ほど小座野議員がおっしゃるとおり、雪が降っていた8日につきましては、融雪剤の散布は行っておりません。9日から融雪剤の散布等は行ってありますが、私は今の段階では何袋まいいたかというのは詳細には把握してございません。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

じゃ、土木部長、ちょっと聞きたいんですが、これは道路の維持管理の部分になってくると思うんですね。じゃ、こういう非常時に備えた予算処置というのは、ちょっと私も今予算書ないんですが、どれぐらいあるんですか、もしわかれば教えてもらいたいんですが。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

25年度当初予算でございますが、補修予算としましては4750万ほど予算づけしてございます。その中で、やはり補修工事等が多いものでございますので、流用等も図ってございます。

また、先ほど言いました、業者さんにはお金を支払うということで、まだ精査はしてございませんが、そういう形です。また、融雪剤につきましては何回か購入していますし、私のほうで直接購入に伺っている経過もございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

じゃ、先ほど市長の答弁の中で、市の防災計画をつくっていくということでございましたが、今回の予想もしない、この大雪に対して、この市の防災計画の発令というか、防災計画、これは総務部長のほうで仕切っていると思うんですが、そういう危機管理というのは総務部長、全然なかったんですか。今、土木部長の話ですと、道路管理、薬剤は道路のへりへりに配ってあったよ

と。業者もその50何路線かの除雪はしたよと。その後のことというのは、これはこの防災計画の中でうたっていないんですか。そしてまた、防災非常事態の発令ということもなかったんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回の大雪につきましては、2月9日の午前1時に大雪警報というのが発令をされました。それに伴いまして、警報が発令されますと、防災マニュアルがございまして、防災計画で警戒体制第1という体制をとります。防災安全室の担当職員ですね、それから、施設を管理している部署、例えば道路であれば、今土木部長が答弁をされましたが、道路部門については土木部、あとはそれぞれ施設を管理している部署がその対応に当たるということになっております。この間の大雪につきましては、そういうことで防災安全室、それから、土木部なり、それぞれの施設を所管する部署において対応していただいたということでございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

この防災計画の中のトップは当然市長になってくると思うんですが、市長、やはり先ほどの教育長の答弁にもあったように、学校が時間おくれて開校したり、そしてまた、そういう子どもたち、子育て支援というのをうたっているわけですから、もう少しきめ細かな気配り、目配りをしていただきたい。そういうのも含めた中での行財政改革というふうに私は言っていただきたい。マイナスだけが改革ではありません。必要なものはつけ加える。それが本来の改革ではないかというふうに私は考えております。

次に、また、この危機管理の中で、今回の大雪、そして3年前の大震災、教訓を得たと思えます。この大震災で得た教訓をこの大雪にどういうふうに生かしたか。その中で市内には独居老人の方が何人かおられるわけです。その独居老人の方に対してどのような対応をしていったのか、保健福祉部長、お答え願いたいと思えます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

小座野議員さんのご質問にお答えをいたします。

現在、市内においては高齢者のみ、65歳以上の世帯といたしまして2,924世帯あります。そのうち独居高齢者につきましては955名の方というふうに状況を把握してございます。この方の危機管理といたしましては、先ほど議員さんからご質問ありましたように、東日本大震災の惨禍の教訓といたしまして、例えば高齢者の方々、障害者、そういう災害弱者の状況把握ということにつきましては、各地区の民生委員さんを通して、いわゆる要援護者の在宅状況というものを調査してございます。先ほどの大雪あるいは台風の災害、それぞれ災害の多様化というものが最近その規模も大きくなってきているわけですが、そういう災害が発生した場合、そういう情報を各機関が提供をして、それぞれ情報提供をして把握をしながら、その対応に努めていくという

考えは持っています。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

この955名の独居老人の世帯の中には、やはりみんなお年寄りになってくると足腰が痛い、膝が痛い。ましてこの真冬の雪の中では膝が痛い、足が痛い買い物にも行けないような老人の方も多くいるのではないかと思います。そういった中で、東京や横浜、大都市の中では孤独死を迎える老人が毎年毎年おられるようにテレビ、ニュース等で見ておりますが、この市においてそういう買い物難民といいますか、食料を買いに行くにも行けない、そういうお年寄りはいるのでしょうか。また、いないのでしょうか。もしいるとすれば、どのように対応しているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

ただいまの小座野議員さんのご質問にお答えをいたします。

市の事業といたしまして、生活管理指導員派遣事業委託というものがございます。65歳以上のひとり暮らしあるいは高齢者のみの世帯の方で、そういった日常業務、日常生活に支障のある方への生活支援、そういった業務委託をしております。その中では例えば買い物に行く。あるいは室内の掃除等も委託の中には入っております。そのほかに高齢者の見守りといたしまして、市内6事業者とそれぞれの協定を締結をしているところもございます。例えば生活協同組合の関係、それから、金融機関と、そういった方々と協定を結びまして、それで日常の生活の安全見守り等に努めているところでもございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

ありがとうございました。

それでは、次に移っていききたいと思います。

次に、社会保障制度に対する基本的な考え方ということでございますが、先ほど市長のご答弁の中では17年度217世帯、だんだんふえているというふうなお答えでございました。私もこのことについては認識しているつもりでございますが、こういった中で、生活保護者を装い、不正な受給が社会問題となっております。そして、本当にこの生活保障、生活保護といいますか、必要な方には手厚くやってあげたい。そのためにもこの不正な受給者を撲滅していくのも行政の役割ではないかなというふうに思っております。そういう中で、民生委員さんの活動というのが非常に重要になってくると思うんですが、今、この民生委員さんの活動、また、この生活衛生、生活弱者に対する防御策というのはどのようなことがあるのでしょうか、お教え願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

ただいまの小座野議員さんの生活保護受給者に対します不正等の受給というご質問がありました。確かに生活保護の受給者ということになりますと、生活上の義務あるいは指導等には当然従っていただかなければならないというふうに思います。その中で、日常の生活指導につきましては、担当のケースワーカー、職員になりますが、定期的な訪問あるいは65歳未満のまだ就労可能な受給者にはまめな訪問ということを行ってございます。その中で就労支援へ向けたいろいろな支援策、例えばハローワークへ一緒に随行をして、就労に対する調整なりのことはしてございます。

今、小座野議員さんからご指摘の不正受給ということになりますが、不正受給の事実が確認をされたといった場合には、制度に基づいて厳重な対応はさせていただくということになってございます。ご参考までに、最近では石岡市のほうでそういう例がございました。今後とも民生委員さん、あるいは行政区長さん、そういった方の情報提供をいただきながら、随時見守りというか、調査に入っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

続けてお伺いします。じゃ、この市において近年で不正はありましたか。また、不正らしきものは考えられる、見受けられるような事案があれば、名前はもちろん言えないでしょうけれども、あったか、なかったか、そこの点だけお答え願いたい。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

現時点ではそういう不正受給の例はないものと認識をしております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

不正がないというふうに当然疑わしきは罰せずという基本の中でのご答弁かと思えます。

市長、この中で2つほど私は提案したいんです。今、木村部長のほうから働けそうな年代の人はハローワークに行かせる。また、行った実績を見るというふうな事務手続の流れの中でやっていると思うんですが、このかすみがうら市というのは特殊なところで、石岡市のハローワークと土浦市のハローワーク、例えば企業の場合、募集するときは両方に募集できるんですね、かすみがうら市というのは。でありますので、ちょうどこの中心部のかすみがうら市にハローワークの出張所、週に1日でも2日でもいいんですよ。ハローワークの職員の方に来ていただいて、就職相談、生活困窮者の方なんかをどこかの会議室に、一般の方をもちろん入れないとおかしなことになりますから、一般の方なども入れて就職相談、就労相談、そういったものを開いてはいかがでしょうか、市長。1つご提案します。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、ハローワークのシステムのことなんですが、今、ネットですから全国どこでも応募あるいは募集をかけられます。そういうシステムになっています。ですから、かすみがうら市だから、あるいは土浦市だから石岡へ行けないとか、そんなことはありません。土浦で登録すれば、全国へ流れます。それは流したいか、流したくないかというのは求職者もしくは求人側の任意でできますので、参考まで。

それで、もう一つなんですが、昨年から就職面談会をかすみがうら市で独自にハローワークと組んでやっています。昨年はちょっと開催時期が遅かったものですから、ことしは6月開催だったと思うんですが、6月開催を目指して今準備中でございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

市長、生活保護を受けている方はパソコン持てないんですよ。だから、企業とすれば募集はできるんですよ。でも、困窮者の方が、生活保護を受けている方がパソコンを持って、パソコンから応募はできません。私が言っているのは、募集側じゃなくて応募側、職を探さなくてはいけない方々に対する情報の開示をする場所にしたらいかがかということですを申し上げているんです。でなかったら、土浦、石岡のその情報を役所のほうで、霞ヶ浦庁舎、千代田庁舎、また出張所などで閲覧できるような末端のパソコン1台置いてもらって、そこで自分で就職、土浦、石岡に行かなくても真ん中の役所に来れば、その就職情報が見れるというふうなそういうシステムを構築することは、これはパソコンに詳しい市長ですから、まして一歩も二歩も先へ行こうとしている市長ですから、これは自治体にとっても当然納税者がふえてくるわけですから。社会保障制度も減る第一歩になるわけですから、ぜひとも市長、そういう閲覧の窓口をつくってもらってはいかがでしょうか。即答は無理でしょうから、一応ご提案というところでとどめておきます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さっき言ったシステムは自分のパソコンじゃなくて、ハローワークへ行くと、そういうパソコンがあります。専用パソコン。それは求職、求人が全部見られます。全国のものが。だから、それは問題ないと思います。ただ、そのパソコンの画面を、じゃ、市役所に置けないかというご提案だと思うんですが、その点についてはちょっと担当に技術的なことなんで、できるかどうかをちょっと担当に答えさせます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

お答えをいたします。

関連になりますが、就労支援という形になりますが、26年度からは就労支援委員を予算が確定

した後に配置をしていきたいという考えでもございます。その就労支援の方につきましては、専門的にハローワーク、それと受給者の間に調整をしていただいて、就労に結びつけていきたいという考えはございます。

ご参考までに、これまでの就労をした人員なんですが、延べ人数になりますが、14名の方が受給者から自立したという内容でもございます。また、25年度中については9名の方が今就労に向けた自立をしているという状況です。ネット等による就職等につきましては、いろいろ環境等もございますので、その辺は検討して、まず就労支援を配置して自立していきたいと、そういう構築をしてみたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

続けて、最後の質問といいますか、ご提案になるんですが、市長。先ほどの保健福祉部長のご答弁の中では、その疑わしい者はないというふうなことで、疑わしくは罰せずの意味合いの中でのご答弁をいただいたわけでございますが、やはりあるんです。不正受給というのは私も耳にしております。あの人は生活保護をもらいながら車に乗っているよ。そしてまた、母子手当というんですか、何よ、家に行くとゴルフバッグが、旦那さんの靴もあるよ。大きなゴルフバッグもあるよ。車だって乗っているよ。仕事も夜スナックに行つて、何かいつもきれいな格好して歩いているよ。そういう話をちょくちょくと耳にしております。これは職員の方ではそういうことを言えないでしょうから、私のほうから具体的な話をしたわけですが、そういった不正受給を平気でしている人をどういうふうにストップをかけるかというのがこれからの末端行政の市の窓口としての役割ではないかなと思います。

私のちょっと知るところによりますと、大阪のほうでは、もうNPO法人を設立していただいて、そのNPO法人が不正受給者の監視役、パトロール役、追跡調査、そういったものやってくれている団体があるようです。大阪のほうでは明らかに年々減っているというふうなお話を聞いております。我が市においても、元法的な法の番人という形の方がNPOをつくって活動をして、また、県の窓口のほうにご挨拶に行ったり、活動をして、いろいろな情報なども私のほうにくれるような体制になっております。中には悪い弁護士は、ちょっと語弊がありますがけれども、法の番人でありながら、不正な受給を手伝うような弁護士もこの県内にもいるというふうに伺っております。それをどのように防御していくかというのも行政としての1つの役割ではないかなというふうに思います。そういった中でくどういようですが、このNPO法人などをお願いして監視体制を強化していくというお考えは市長のほうはどうでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

NPO法人の手をかりるといことでありますが、多分議員おっしゃっている法人は私と接触ある法人と同じだと思います。元警察官僚の方が立ち上げた法人ですが、ご提案を受けてます。担当課のほうには土浦市、石岡市等の情報というか、NPO法人とどうい協働をしているかを調べながら、向こうの情報等を聞きながら、NPO法人が必要であれば、いつでも頼むよ

うにということで、コンタクトはとれるようになっております。ただ、今の段階では担当課としてはその必要性はないという判断らしいというか、そういうふうに私のところには報告が来ております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

木村部長、どうなんですか。今、市長が担当部のほうでは必要ないというふうな見解が出ているということなんですが、木村部長も就任されて初の議会であるでしょうし、なかなか答えは出しづらいと思うんですが、その辺、今、お考えをちょっとでも結構ですから、ご答弁いただければと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

お答えをいたします。

生活保護の受給者、いろいろな方がいらっしゃいます。病的な方、高齢者となって、長年のきつい仕事の中で病気になって受給をされた。もう一つは、別なほうの観点になりますが、反社会的な活動をしていた方のそういう不正受給というのも各地でいろいろ報道をされているところでございます。そういった点で、やはり生活保護を申請をする前に調査といたしまして、県警あたりの情報連携というものがようになってきているということでもございます。また、そういう調査の依頼をしているところでもございます。そういった点から、先ほど議員さんのおっしゃったNPO団体との情報の連携というものについては、ある意味必要にもなってくるのかなというふうに私は認識してございます。市長の答弁のおっしゃった内容というのが多分業務委託とか何かの場合の仕事の業務の範疇の中でお願いというような捉え方かなというふうに思ったものですから、そういう情報連携としては必要かなというふうに思います。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

NPO法人というのもやはり動くには経費がかかるんですね。その経費を今のところその方々はボランティアでやってくれているようなんですよ。やはりそのNPO法人の活動も援助する、助ける、そういう意味でも行政としても何らかの手を差し伸べるところじゃないかなと。生活保護、お金が減るわけですから、これは市としても非常に誉れ高いことではないかなと思います。このかすみがうら市というところは土浦市、石岡市の間に挟まれ、そしてつくば市からもちょうどいい距離にあるところなんですね。案外今申し上げた土浦、つくば、石岡などに比べると、借家の料金も安目だと。非常にそういう方々が入りやすい環境がある。まして駅がある。神立駅がある。そして周りにスーパーも点在している。学校、保育所もある。小学校もある。まして子どもたちの医療費はただですよ。喜んで来ますよ、そういう方々は。ですから、あとは本当の純粋なまじめな市民の方に市で、市長、来年度の予算では給食費をただということで1億5000万幾らの予算も提案なされていますが、与えるだけじゃなくて、やはり悪者といいますか、その不正を

行う者に対していかにブレーキをかけるか。そのブレーキをかけるために、正直申しまして民生委員さんが朝から晩まで怪しそうな人の後をつけて歩くということは不可能です。あくまでも役所のほうは提出された書類に不備がなければ、幾らうそがあったとわかったとしても、不備がなければ受け付けをするしかないんですよ。それを水面下に潜って、このNPOの人たちがプライバシーに若干触れてくるんでしょうが、例えば、いや、公園に車を隠してあったとか、パチンコ屋で遊んでいるとか、また、日雇いのパートに行って、実際は所得があるんだよとか、そういった人を押さえてくれる、そういう団体も私は必要ではないかなというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

○12番（矢口龍人君）

平成26年第1回定例会で一般質問をさせていただきます。

新年度予算案が示されまして、議論がスタートしたわけではありますが、今年度は選挙イヤーと申しますか、7月の市長選挙、市議会の補欠選挙を皮切りとしまして、暮れの県議会議員選挙、年が明けまして、市議会議員選挙がございます。そのほかにも農業委員会委員の選挙、それから、土地改良区の役員の選挙と、本市の将来にとって重大な結果をもたらすであろう選挙でございます。有権者の皆様の投票行動が重要となりますので、棄権せず、投票していただきたいというふうに思います。

それでは、早速でございますけれども、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。明快なご答弁をお願いいたします。

まず1番目、石岡斎場の供用化についてでございます。

市長は、就任当初から石岡地方斎場の規模縮小による計画見直しを強く求めてこられました。なかなか妥協点が見つからず、一時は組合離脱による単独での斎場整備を表明したりと、事態は混迷をいたしました。最終的には市の負担金が4億円を下回ることで合意が得られ、整備がスタートしたわけがあります。

①として、石岡地方斎場の計画見直しの議論の中で、市議会より当初計画どおり実施の請願を議決した経過がございます。今回、大幅な変更により供用化となりますが、市長のご意見をお伺いしたいと思います。

②斎場の使用開始時期、それから、火葬場及び式場等の使用料金についてお伺いをいたします。

2番目としまして、新たな農業・農村政策についてであります。

現在、農業・農村は、農業者の高齢化、耕作放棄地の拡大などで危機的な状態にあります。農業の生産力を維持、向上させ、農村の活力を取り戻すためには、農業を足腰の強い産業としていくための政策と共同活動を通じて、多面的機能を発揮するための政策を車の両輪として関係者が一体となって取り組む必要があります。

そこで、新年度から国では4つの改革を示したわけではありますが、そこで質問をいたします。

①としまして、農地中間管理機構の制度化について、農地の集積・集約化を進める内容かと思いますが、誰がどのようにして実施していくのかお伺いいたします。

②経営所得安定対策見直しについては、昨年まで実施しておりました戸別所得補償制度の改正かと思いますが、どのように改正されたのかお伺いいたします。

③水田フル活用と米政策の見直しについて、地域の裁量で活用可能な産地交付金制度と米政策についてお伺いをいたします。

4番目、日本型直接支払制度についてどのように実施していくのか、また、予算の執行方法についてお伺いをいたします。

3番目、石岡台地土地改良区の賦課金についてでございます。

①改良区の事業も54年が経過し、当時の組合員から世代交代により、営農しないで賦課金の支払いをしている方が大勢おります。賦課金の明細について説明を求めます。

②地域指定されている畑地がありますが、農地改良工事の実施はいつになるのか。また、改良区への賦課金は市からの負担かと思われそうですが、幾ら払っているのか。区域の見直しはできないのかお伺いをいたします。

4番目、千代田大橋から霞ヶ浦地区への延伸計画について。

総工費40億円を投入して、平成15年7月に千代田大橋が開通しました。当初の計画では千代田大橋から市道6号まで改良工事で整備されましたが、延伸計画はありません。現在の通行経路としましては、市道6号線からカスミ前の市道4号線を通り、グリーンランド前T字路から変則交差点を通り、角来方面へとなりますが、グリーンランド前の変則交差点には信号もなく、朝夕の時間帯は交通渋滞を引き起こしておりますし、角来踏切でも朝夕は渋滞を引き起こしております。

①市道2784号線から市道6号線までは整備されておりましたが、その先についてはいまだに計画されておられません。延伸には石岡市大原地区がありますし、常磐線の跨線橋も必要となりますが、市にとっては重要な広域幹線道路であると思いますが、お考えをお伺いいたします。

5番、下稲吉小学校の今後の建設計画について。

平成22年度に下稲吉小学校施設整備基本計画を作成、23年度実施計画、24年度管理・教室棟の建設、25年度屋内運動場の建設と、現在までのところは順調に事業が進んでおりますこと、関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

3月19日に開催されます卒業式には、新しい体育館で1年生から卒業生まで全員参加で式を迎えることができると校長先生が喜んでおりました。当初の計画では、中央校舎、六角校舎ですね、と東校舎Aを大規模改造工事で施工し、東校舎Bを耐震補強工事での施工でありましたが、平成25年3月議会で合併特例債の見直しによりまして、全面建て替えが決定しておりますが、今後の

建設計画のスケジュールについてお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

矢口議員のご質問にお答えいたします。

1点目、石岡斎場の供用化についてお答えいたします。

石岡斎場建設につきましては、石岡斎場組合の平成23年12月12日の正副管理者会議において、建設規模及び建設費の見直しによる費用負担軽減を提案しました結果、延床面積2,888平方メートルにて本体工事が今年度内に完了し、平成26年4月21日に供用開始の予定です。

主な施設の内容といたしましては、火葬炉6基、告別室2室、収骨室2室、霊安室、待合室4室、会議室、事務室の規模で建設を行い、駐車場につきましては、普通車278台、大型バス5台分を整備しております。

また、式場棟につきましては、3市の合意により石岡市と小美玉市の2市の負担において、150人収容の式場1室、式場控室、遺族控室、聖者控室等を整備している状況です。

組合では、1日最多火葬件数を12件と設定しており、縮小した施設ではありますが、効率的な火葬時間の割り振りを行いながら、待合室等につきましても不足することなく対応していくとのことであります。

使用料金につきましては、かすみがうら市千代田地区の方が利用の場合、火葬場が満13歳以上1遺体5,000円、待合室が2時間4,000円となり、式場につきましては圏域外料金の1回10万円となります。

式場の使用につきましては、これまでと同様に、組合では貸し館のみを行うことになり、旧式場と同様に、祭壇の花飾り等は、利用者により民間業者に委託することになりますことから、式場使用料のほかに葬儀業者への支出が必要となります。

また、今後の石岡斎場の整備につきましては、現時点で私は2期工事の必要はないものと考えております。

2点目、新たな農業・農村政策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、石岡台地土地改良区への賦課金については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、千代田大橋から霞ヶ浦地区への延伸計画についてお答えいたします。

特に跨線橋の必要性についてご質問をいただきましたが、合併時に策定した新市建設計画においては、旧2町間を結ぶ（仮称）市道宍倉下稲吉線として合併特例債を活用した整備を計画し、茨城県知事から合併市町村幹線道路緊急整備支援事業として第1号の指定を受けていた経過があります。

その後、合併後の当時の市の判断として、新たな行政課題への対応への影響などを理由として、平成21年2月に新市建設計画の変更を行い、事業を凍結し計画から削除されております。

このようなことから、現在、市としては跨線橋整備の計画はありませんが、広域的な道路の整備につきましては、近隣市や茨城県などとも引き続き協議しながら、多方面にわたる将来的な可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

5点目、下稲吉小学校の今後の建設計画については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目からお答えいたします。

2点目、新たな農業・農村政策についてのご質問にお答えいたします。

最初に1番、農地中間管理機構の制度化についてお答えいたします。

全国でこの20年間で耕作放棄地は約40万ヘクタールに倍増し、担い手の農地利用は全農地の5割となっているものを、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、今後10年で8割を占める農業構造を実現することを目標に、農地中間管理機構が制度化されました。

この農地中間管理機構は各県に1つ設置されまして、茨城県は茨城県農林振興公社が担当することになります。今後の事務については、農地中間管理機構から市町村へ一部事務委任されるようですが、詳細については今のところ決まっておりません。

次に、2番目の経営所得安定対策見直しについてお答えいたします。

以前実施していた戸別所得補償制度が平成25年から経営所得安定対策と名称を変更し、おおむね同一の内容で実施したところですが、平成26年から産業政策の観点から見直しが行われ、米の直接支払交付金、米価変動補填金については、工程を明らかにした上で廃止される一方、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響対策は引き続き実施されます。

主な改正内容ですが、米の直接支払交付金については、平成30年廃止に向けて、平成26年から10アール当たり1万5000円を7,500円に減額、米価変動補填交付金は平成26年産から廃止されますが、米・畑作物の収入減少影響対策で対応することになっております。

また、畑作物の直接支払交付金については、平成27年度から対象者が認定農業者等になるように改正されます。

次に、3番の水田フル活用と米政策の見直しについてお答えいたします。

水田活用の直接交付金の主な改正点は、飼料米、米粉用米については数量払いが導入され、収量に応じ最大で10アール当たり10万5000円の交付になります。さらに産地交付金として、多収性専用品種に取り組んだ場合は、10アール当たり1万2000円の追加交付となります。また、産地交付金には、対象作物を市町村ごとに設定することができる地域協議会設定分の枠があり、レンコンや野菜などの地域の振興作物等を対象としております。平成26年についても、今年度とほぼ同じ内容での交付を予定しております。

次に、4番目の日本型直接支払制度についてお答えいたします。

まず、制度の概要であります。農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動

に対して支援します。制度の全体像といたしましては、これまでの農地・水保全管理支払交付金を組みかえ、名称を変更し、多面的機能支払交付金とし、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金にいたします。

さらに現行制度を維持した中山間地域直接支払交付金と環境保全型農業を組み合わせた総称が、日本型直接支払制度となります。

次に、予算の執行についてお答えいたします。

交付金の支出は、茨城県土地改良事業団体連合会内の資源地域協議会が交付窓口となっており、協議会からの負担金請求に基づき、国、県と同様に市町村分25%を協議会へ負担金として納付を行い、実際に多面的機能の保全活動を実施している活動組織に協議会から交付しておりますので、市から直接交付することはありません。

次に、3点目、石岡台地土地改良区への賦課金についてのご質問にお答えいたします。

まず1番の賦課金の支払いと明細についてであります。賦課金については、土地改良法及び石岡台地土地改良区の定款により定められております。

ご質問のとおり、世代交代等により、実際にはみずから営農をせずに、貸借等による作付や耕作自体をしていない受益者が多くなってきています。実際に受益者からも同様の問い合わせが土地改良区にもあるようですが、賦課金についての基準は、土地改良法及び改良区定款に基づき、農地の面積に応じて賦課されていますので、土地改良事業実施区域内にある農地であれば、水を使用していなくても受益者が負担することとなります。この支払いについては、貸借者間による相対での協議となります。

次に、賦課金の明細につきましてご説明申し上げます。

賦課金につきましては、経常賦課金を初め、施設管理事業特別賦課金、農林漁業資金償還特別賦課金、国営事業費償還特別賦課金、適正化事業特別賦課金等がございます。

なお、賦課金の内訳については、各受益者に年1回、石岡台地土地改良区より各個人に郵送にて通知されております。

次に、2番の農地改良工事の実施と市からの負担についてお答えいたします。

畑地帯かんがい施設整備については、矢口議員さんのご指摘のとおり、国営事業完成後20年以上経過しても、石岡台地管内の一部を除き進捗がなかなか進んでいない状況であり、当市においても地区指定区域への地元説明会等の事業推進を実施してまいりましたが、工事の実施時期につきましては現在のところ未定となっております。ご理解を願いたいと思います。

次に、市から改良区への賦課金の負担についてですが、未効果地域の経常賦課金分について、受益者から徴収できない期間、構成7市町によりそれぞれ面積に応じて負担しております。本市における負担額は10アール当たり1,600円でありまして、今年度の支出分は425万6000円であります。

次に、区域の見直しについてですが、石岡台地土地改良区として国の認可を得て事業の推進を実施中であり、見直しに係る国の認可については現時点では難しいと伺っております。

しかしながら、当市といたしましては、認可当時と農業情勢が大きく変化していること、また、茨城県の関連事業が当初の予定どおり進捗していないこと等を考慮すれば、国、茨城県、関係市町、土地改良区等関係機関のほか、地元の意見等を踏まえ、当該区域の見直しを協議していく必

要があると思っております。石岡台地土地改良区には、推進活動の強化とあわせて区域見直しの可能性についても慎重に検討するよう要望してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

5点目、下稲吉小学校の今後の建設計画についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問のように、平成25年3月の市議会定例会で可決いただいた、新市建設計画の見直しの中で、合併特例債を新たに活用する事業として、学校施設大規模改造事業が予定事業に追加されました。現在のこの事業の内容としては、下稲吉小学校施設整備事業のうち、中央校舎と東校舎の改築工事でございます。そのための費用として、概算事業費ではございますが、約10億円、うち合併特例債約7億8000万円を見込んでおります。

当該校舎は、耐震診断におけるI S値が建てかえに対する補助の要件までは低くないのが現状でありますので、市の単独事業として整備せざるを得なくなりますので、平成26年度は校舎の耐力度調査を行い、国庫補助金の対象となるかどうかを再度検証するとともに、整備手法の検討を含め実施設計を進めたいと考えております。その中で事業費や財源など総合的に判断して、整備方法を決定し、建設時期としましては平成27年度、28年度に工事を実施していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

ちょっと答弁漏れがありましたものですから、お願いしたいんですが、石岡台地土地改良区の賦課金について明細をお願いしてあるんですけども、答弁なかったものですからお願いします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ご説明いたします。

賦課金について、まず経常賦課金、一般会計の事務費としての徴収で、10アール当たり1,600円です。

次に、施設管理事業特別賦課金、国営基幹施設及び末端地区の維持管理費としての徴収ということで、地区に88地区ありますけれども、平均で10アール当たり6,100円ということでございます。

次に、農林漁業資金償還特別賦課金ということで、基盤整備の工事償還金ということでございます。地区によって違いますけれども、五反田地区においては1万7209円、10アール当たりでございます。

次に、国営事業費償還特別賦課金ということで、国営事業で統制された施設の工事費償還金でございます。29年終了ということですが、10アール当たり5,500円ということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それでは、石岡斎場についてご答弁をいただきましたけれども、4月21日から利用できるということで、敷地が5万8000平米で、駐車場が278台、大型バス5台の駐車も考えたということで、現斎場から比べれば何倍にもなった大きな施設が完成となるわけでございます。石岡地方斎場の計画見直しについては、当初から私は賛成の立場でおりますけれども、斎場の問題は市議会で何度も議論されておりますが、皆さんの理解は得られないままで整備がスタートしたわけでありまして。市民の皆さんにも整備の内容等がきちんと伝わっておりません。間違っただけでなく、誤解をしている市民の方もおりますので、今回はさらにわかりやすく説明をいただきたいと思いますというふうに思います。

今回の斎場建設事業は、1期工事として建設が始められたわけですが、市長の答弁では、現在のところ2期工事の予定はしていないとのご答弁いただきました。当初の計画では火葬炉は8基でしたが、今回は6基建設されました。計画を見直しするとは、私は全体的な規模の縮小をするものだと思っておりましたが、そうではなく、当初計画どおりの建物で、火葬炉2基分と待合室をようかんを縦に切ったような状態でカットして建設されておるといふふうに聞いております。今後、このあいているスペースですか、火葬炉の2基と待合室、これは将来といいますか、現時点では2期工事は見ていない、考えていないということですが、これはやっぱり将来実施する予定があるのか。これは市長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は必要ないものと考えております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

市長は一貫して規模の縮小、計画見直しを主張しておりましたが、斎場組合は計画どおりの実施を主張し、物別れが続いたわけでございますけれども、最終的に市長はかすみがうら市の負担金が4億を下回る範囲であれば合意するとの条件を提示したわけでございますけれども、当初の負担金は5億4000万でしたけれども、組合側は市の負担金を見直しをして、3億9000万を提示しました。1億5000万減で合意に至ったわけでありまして、条件として式場の不参加と火葬炉2基と待合室の削減とのことでございますけれども、市長もいろいろ言いたいこともあったようですけれども、その内容に目をつぶって合意したということによろしゅうございますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことでございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

そうですね。それで、現斎場で1日2回転までの制限をつけて運営しておりますが、どのような内容なのかお伺いしたいと思います。

それとまた、新斎場では制限をつけているのかどうなのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

新斎場の火葬炉につきましては、1基1日2回、合計で12回の火葬を行う予定となっております。1件当たりの火葬には、準備、告別、火葬、冷却、拾骨、厳粛性保持時間のための間隔時間等を考慮して、1基の稼働回数を2.5回程度となります。ですから、1基1日2回転といたしました。

また、炉の長寿化も図られるということで2回転ということでなっております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

今のお話で1日2回転の制限をつけているということでございますけれども、施設の延命化を図るので制限とのことですが、新火葬炉も同じ制限をつけてまいるということですが、旧火葬炉の場合は、延命処置はもう30年以上使用した火葬炉ですので、これはやむを得ないというふうに思います。新火葬炉も同じ条件で最初から延命を考えること自体がちょっと問題があるのじゃないかなというふうに思います。1日2回という火葬が窯の限界値のように聞こえておりますし、そのような算出方法でこの火葬炉の数を8基としたのであれば、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

実はせんだって知人のご葬儀で東京都荒川区にあります町屋斎場へ行ってまいりましたけれど

も、民間の斎場で火葬炉が12基、それで、都内に6カ所あるそうですけれども、式場が10室で、日本で一番設備の規模を誇っているというようなことでしたけれども、1日の火葬は多い日で60件あるということでした。炉の使用回数は1日5回転しているとのことでした。ですから、使用回数にはやっぱりしっかりした調査と検証を、これはお願いしたいなというふうに思います。

新火葬炉に制限など全く私はつける必要はないと思いますし、2期工事で2基の炉をふやす必要も全くないというふうに思っております。仮に火葬炉をつくり直す場合でも、老朽化でつくり直す場合でも、1基のコストは4000万前後ということですので、老朽化すればつくり直せばいいのかなというふうに思います。

それから、新斎場の火葬炉での火葬時間はどのぐらいを想定しておりますか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

新斎場の火葬時間につきましては、冷却時間を含め60分から70分程度と聞いております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

現斎場の27年度の利用状況は、火葬が1,705件で、4基の炉で火葬しているわけですが、1基当たり427件、1年で計算すると1.2回なんですね。それで、新斎場の火葬炉が6基稼働することになると、1基当たり年間284件となります。一番多い日でも今現在12件だそうですが、2回転ということですので、日を割り振って、少し延ばしたり、早く火葬したりしているんでしょうけれども、現在の火葬時間は約2時間だというふうに聞いております。ですから、新しい窯ですと、先ほどおっしゃったように、60分から1時間10分ぐらいで上がるということですので、6基で十分に対応可能だと思うんですよ。ですから、火葬炉を8基にする私は根拠が全然わからないんですけれども、そういったことは炉の数を決めるときにはきちっと算出基礎となるようなことはまた明記されているんですかね。その辺ちょっとお尋ねをいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

随分と議論した経過がございます。私は6基も必要なく、5基で3回転すれば15件、最大火葬件数が十五、六体ということなので、そういうのに十分対応できると。計算上1体上がったというか、1体できなかつたとしても、次の日に回せばいいので3回転。3回転も今東京の例からいくと少なく見ているわけですね。冷却期間入れて1時間ちょっとということですから、ですから、もう5基で本当に十分だったわけなんですけど、しかも建物ももう、仮に1つ折れて6基分を建物を確保したとしても、建物を縮小できるということを再三主張したんですが、その主張は入れられないままに、最終的には妥協の産物として4億を限度とするということで話がまとまった経緯がございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

何か本当にきちっとした精査されない中で計画がどんどん進んでしまって、結果としてこういう状況になってしまったのかなど。当然我がかすみがうら市議会からも広域のほうへ議員がおいでになっていますけれども、やっぱり本来からすれば、市長がそういう立場で言っていたんですから、もう少し当議会としても内容を精査して、やっぱり市長の応援じゃないですけども、そういうこともすれば、もっともっと違う形でいい施設になっていったのかなというふうに私は思います。

次に、式場の管理運営について、どのような形態で行われるのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

式場の管理でございますけれども、貸し館ということで、その場所を貸すということでございます。ですから、葬儀を行うためには、そのほかに葬儀屋さんの費用がかかるということで、2日と言いますとかすみがうら地区の方は1日10万ということで、2日で20万プラス葬儀屋さんの費用がかかるということでございます。あくまでも貸し館ということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

貸し館ということで、要するに直営方式はとらないということで、あくまでも葬祭業者をお願いして、葬祭業者はその斎場で式を上げる場合は使用料、かすみがうら地区は20万円、2日で。組合員の場合は10万円を納めて、それで、その他祭壇とか供物、生花、お返し等は、要するに葬祭業者をお願いするというところでよろしいですね。

式場の料金についてでありますけれども、現在の斎場では通夜と葬儀で使用料が2日で1万円です。今回の改正で組合員は6万円、2日ですね。組合員以外、かすみがうら市内も含まれますが、2日で20万とのことですね。

一部事務組合の構成市の民間の式場をちょっと調べさせていただきました。かすみがうら市で5施設、小美玉市で4施設、石岡市内はJAだけで4施設あって、そのほかに7施設あり、合計で11施設あります。使用料についてお話をしましたところ、各施設とも式場の使用料はいただいておりますとの答えがほとんどでした。葬儀、通夜式で式場の使用料だけで組合員ですら6万円がかかるわけですね。かすみがうら市民は20万。式場は150人収容の1室だけなんですよね。現在の民間施設の稼働状況はほとんどが20人から50人ぐらいの家族葬だそうです。このような状況で、斎場組合の運営が果たして成り立つのかどうなのか、私、大変疑問に感じております。火葬場と式場は同じ敷地にあり、共有の部分がかなり出てくるわけですね。例えば電気、ガス、水道、事務、管理する人など、厳密に区分して損益計算することは難しいのではないかなというふうに思います。

物の価格を決めるやり方は2種類ありまして、建設費や光熱費など積み上げ、適正な利益を加えて算出する原価方式、これは電力会社とか公共料金などの独占企業の価格決定に使われておりますけれども、もう一つは、同じような内容で、使用の商品、サービスの現在流通している市場価格方式に合わせる方式です。今回は市場価格と大きく離れているようなので、原価方式によるものと思われます。市場価格方式には世間相場に近いねぎみになるので、採算は別として、それなりのシェアをとって収入は確保できますが、原価価格方式では需要や供給の予測が欠かせず、原価もそれによって大きく変わるはずで。式場と斎場の運営費で帳簿を完全に分離するのは難しいと思いますが、どのようにして管理していくのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

斎場と式場の運営費を完全に分離するのは難しいということだと思っておりますけれども、斎場と式場の管理運営につきましては、ご指摘のように、経費全てを分離するのは難しいということで、電気使用料等については施設の面積により案分するというような形だそうでございます。

ちなみに式場の面積割合は概略ですけれども、3割強程度と聞いております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

現斎場の平成24年度式場の利用状況は火葬が1,705件に対しまして164件、9.6%だそうです。ちなみにかすみがうら市内の利用者は昨年度14件で、ここ5年間の平均でも15件であります。旧斎場が1万円という安い使用料にもかかわらず、建物が古く、豪華さにも欠けるので、利用者が少ないんだというふうに思います。新しい斎場でリーズナブルな価格であれば、火葬場と式場が近いのは参列者にとっても大変便利です。使用料が組合員で6万円とか、それ以外で20万円などというべらぼうな価格ではなく、公共施設として合理的な価格に改定をしたらどうかなというふうに思いますけれども、市長はどうですか、その辺のお考えは。お聞きしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

斎場のほうの使用料については、今6万円と10万円ということで決まったわけありますので、これでご了解をお願いしたいと思います。ただ、この斎場がどの程度の人が使えるかというと、実際問題として1日1回転しか使えないわけですから、斎場の場合はね。1日というか、そうですね。通夜式は告別式が終わってから使えますんで、1件で2日ということではなくて、1件で1日だと思っておりますね。正味ね。正味1日だと思っております。10件とかあるわけですから、その中の1人1件しか使えないわけですよ。フルに使ってもね。ですから、なかなかかすみがうら市を1年間やっても14件だということですから、今まで。余り利用価値はないのかなと私は思っております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

市長、式場の使用料のうち、幾分かの補助金を出す考えがあるのか。また、改めて式場に参加する考えがあるのか確認をしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

式場の使用については、旧霞ヶ浦地区はもともとこういう斎場は使っていないわけでありますから、全部民間斎場で対応しているのが現状です。千代田地区についても今回、公設斎場を使う可能性があるわけですが、じゃ、10万円を補助するということになる、霞ヶ浦地区との公平性も欠くことになりまして、また、民間斎場の場合は現実的には式場料としての料金は取っていないのが現状みたいなので、むしろ民間斎場を使っていた方がいいんじゃないかと。

あと、その利便性ですが、拾骨する方、いわゆる近親者にとっては式場が近い方がいいと思うんですね。火葬場と式場が。ただ、近親者以外の方は、やはりご葬儀のある当家のそんなに遠くないところの斎場を選ばれたほうが利便性が増すと。ですから、一般の参列者というのは通常の葬式だと、今のところ拾骨まで参加しない。告別式のほうだけ参列するという方が多いわけですから、地元の民間斎場を使われたほうが料金面でも有利だし、利便性も増すと、そういうふうには私は思います。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

私も本当に同感でありまして、民間斎場、今現在もうほとんど民間斎場で十分に機能していると思いますので、民間斎場を、民営を圧迫しないように使っていただいたほうがいいかなというふうに思います。

地方自治法第2条第14号に規定されております最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの規定もございますので、過剰な施設とならないように、市長には今後も副管理者としてしっかり職に当たっていただきたいというふうに思います。せんだって石岡市長選挙で新市長が誕生して、管理者が変わったと思いますけれども、正副管理者会議等は開かれたのか。もし開かれた内容がお話できる内容があればお願いしたいというふうに思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

新市長が誕生してから2回管理者会議が開かれていまして、1回は管理者を今泉市長にお願いすると。引き続き石岡市長にお願いするということを決めた会議です。あと、もう1回は新斎場の新年度予算等を審議する議会の前の管理者会議ですが、そのときも別に問題はなく、賦課金等についても問題なく、管理者会議も終了しましたし、議会のほうも予算案等もスムーズに議決をいただいております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

了解しました。利用者のニーズに応えた使いやすい、極力無駄のない石岡地方斎場の管理運営に当たっていただきたいというふうに要望をいたします。

次に、新たな農業・農村政策についてでございます。

①番、農地の集積・集約化についてであります。農地中間管理機構が農地の借り受け、農地の大規模化の整備、担い手に対しての規模拡大や農地の転貸しを行うわけですが、実施するのは市役所農政課か農業委員会になるわけでございますけれども、本市におきましては、以前より耕作放棄地の対策に取り組んでおりましたが、なかなか思うように実績が上がっておりません。農地の集積・集約には農家の理解と信頼関係が重要であると思います。市役所職員が交渉に行くわけですが、農家に協力してもらうには、それなりの条件を提示してお願いをすることになると思います。そこで、機構への農地の出し手に対する支援と農地の集積・集約化に協力する場合の支援について伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

農地中間管理機構の設立に伴いまして、機構への農地の出し手に対する支援等、農地の集積・集約化に協力する場合の支援についてお答えいたします。

まず、地域・集落と個人と2つに分かれますけれども、地域・集落に対しましては地域集積協力金があり、地域内農地の一定割合以上が機構に貸し付けられると協力金が出るということでございます。2割強で5割以下ですと10アール当たり2万円、5割を超え8割以下ですと10アール当たり2万8000円、8割を超えますと10アール当たり3万6000円が交付されます。また、個々の出し手に対する支援としては、経営転換協力金があり、全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられた場合について、10年間貸し付けますと0.5ヘクタール以下で1戸に対しまして30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタール以下ですと1戸に対して50万円、2ヘクタールを超えますと1戸に対して70万円が交付されます。また、他に機構の借り受け農地に隣接する農地が機構に貸し付けた場合は、10アール当たり2万円の耕作者集積協力金があります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

農地中間管理機構に関する市と農業委員会の役割について説明をいただけますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

市と農業委員会の役割でございますけれども、農業委員会は市町村の独立委員会として農地に

関する業務を行っており、市町村と連携して機構の業務に協力することが必要であり、各種農地情報を正確に把握している農業委員会の協力が不可欠ということで、連絡調整等を密にして、協力体制を整えたいとさらに思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それと、地域に対する支援と対象地域の範囲と協力金の使い道についてお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

地域に対する支援に対しての協力金の使い道ということでございますけれども、これにつきましては、地域というのはまず集落という考え方がございます。また、交付金の使い道はあくまで地域で考えることとなりますので、特に市で指定するようなことはございません。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

②で経営所得安定対策の中で再生利用交付金がありますけれども、耕作放棄地の解消として麦、大豆、ソバ、菜種をつくり、作付する場合に、交付金を最初5年交付する内容でしたが、26年度限りで廃止するとのことですが、残期間分についてはどのように取り扱うのかお伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

耕作放棄地を解消して、麦、大豆、ソバ、菜種などを作付する場合には、作付面積に応じ、交付金を最長5年分交付される再生利用交付金については26年で、ご指摘のとおり、廃止となるということで、残期分につきましては26年度に一括交付されるということでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

③で、需要が減っていく主食米の直接支払い交付金が平成26年度産米を1万5000円から7,500円に削減するというので、29年度産までの時限処置となる。そのかわりに減反政策をやめて、水田のできる作物をフル生産してもらい食料自給率の向上を図る。戦略作物に対して助成する内容かと思いますが、本市におきましても、どのような戦略作物を設定して取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

本市における戦略作物といいますのはレンコンと、その他野菜を指定してございます。
以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

新しい農業・農村政策ということで、非常にわかりづらい内容で、なかなか農家の人に理解してもらるのが難しいんじゃないかなと思いますので、しっかりと職員の皆さん方は勉強していただいて、農家のために努力していただきたいというふうに思います。

3番目の石岡台地土地改良区への賦課金についてでございますけれども、本来事業というものは30年ぐらいの計画で事業を終了させるのが一般的であります。この事業はもう既に54年という長きにわたり実施されており、現在も進行中とのことです。もう既に時代も変わり、親から子、子から孫へと世代交代し、いつ終わるかわからない返済金を納めていると聞いております。その中には、親は専業農家でしたが、子どもは勤め人で、現在農業は一切行っておらず、田畑は荒地の状態、今後も耕作予定はないとのことです。親の借金だから仕方なくて払っているとのことです。このような状況で賦課金は今後どのようにしていくのかお尋ねをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

賦課金の状況といいますか、どのようになっていきますかという問いでございますけれども、現在の賦課金の滞納といいますか、それについてご説明いたします。

まず、石岡台地全体でございますけれども、昭和57年から平成24年までで5071万3000円余りの滞納金がございます。人数的には364人ということでございます。また、そのうちの近年の平成22年から24年につきましては1839万6234円ということでございます。人数は275人ということで、近年において急に人数がふえているということでございます。

また、かすみがうら市におきましては、昭和57年から平成24年度までで滞納金が1173万2000円程度でございます。人数は53人ということでございます。そのうちの近年の平成22年から平成24年においては497万8690円ということで、48人ということで、この短い時期でまた人数等がふえてございます。この不納金があるということですので、将来どのような解決策をとるか今ちょっと判断はできませんけれども、これにかわる施策とか、そういうものが実際導入できなければ考える必要があると思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

今、賦課金納付ができない方の数字を挙げていただきましたけれども、先ほどかすみがうら市の場合をちょっとお話いただきましたけれども、昭和54年から24年まで全体で53件だったのが、

平成22年から24年までの3年間で48件ということは、53件のうちの約9割がここ3年に集中しているわけですね。この滞納処分については、これは地方自治法の規定で行われているのかどうかお伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

不納欠損はしないというお話は聞いておりますけれども、基本的には地方自治法の規定で対応していると思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

滞納でございますけれども、先ほど賦課金の明細についてお話をいただきましたけれども、1反歩当たり3万円から3万5000円ぐらいの幅で賦課されているというふうに聞いておりますけれども、この滞納の話が出ましたけれども、滞納、要するに納付されていない部分に対する足りない部分は組合員の中で割り振って、賦課金がふえるということによろしいんですか。その辺ちょっとお尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

納入できない分に対してどこかでふやすというような形にせざるを得ないとは思いますが、どこに転嫁するかというのはちょっと石岡台地のほうとも確認しておりませんので、定かではございません。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

改良区内の受益地を農地以外に転用する場合に、農地法第4条及び第5条の申請の際には、改良区の意見書を添付することになっておりますが、どのような条件なら転用可能なのか。また、残された組合員に負担が過剰にならないようにということで、地区除外決済金が必要とのことですが、10アール当たり幾らになるのかお尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

転用の判断につきましては農業委員会の判断になると思います。また、地区除外に伴う決済金につきましては、未効果地区の場合、10アール当たり約19万5000円となります。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

地区除外金が10アール当たり19万5000円とのことですが、田んぼの売買価格ですか、今30万から40万ぐらいだというふうに聞いております。そんなにしませんか。決済金が19万5000円を改良区に払うということですが、手取り30万だと10万ぐらいになってしまうわけですね。そうすると、50年間賦課金を払い続けてきて、残ったのが10万円の現金のみということで、私はこんな理不尽なことはないんじゃないのかなというふうに感じます。このような状況で農業を続けようと思っている人はちょっといないんじゃないのかなというふうに思います。土地改良の目的は、農業経営の効率化を図り、生産効率を上げ、農家の暮らしを豊かにするのが目的であったと思います。国が音頭をとり、莫大な国費、県費を投入して行われてきたわけですが、現在の状況はどうでしょうか。農家を苦しめる事業となってしまうおそれだと思います。思い切って事業をとめてみたらどうでしょうか。どれぐらいの損害、損金が出るか調べて精算をするシナリオを考えてもいいんじゃないかなと。これ以上農家を苦しめるようなことにならないようにしていただきたいと思いますが、市長、この辺のところお答えいただけますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

石岡台地のエリアで特に畑総の予定地になっているところについては、まだ田んぼのほうが現時点では永続性があるんですが、かすみがうら市の場合、畑総の予定になっているところを果たして今から、まだ実際に水は来ていないわけですから、来るということを前提にして市役所のほうで賦課金を立てかえ払いということじゃないですが、補助金という形で出して払っているわけですね。この状態をもう続けるべきではないと思います、私は。

たまたま平成27年度にいわゆる今までの霞ヶ浦地区のほかの石岡台地全体なのかな、いわゆる今まで土地改良やった国に対する返済金がたまたま終わるんですね。27年度で一区切りがつくエリアなんです。ちょうどかすみがうら市のエリアがね。そのときを契機として見直しができるんじゃないかということで、今かすみがうら市内の関係者に、地元にもその話をしてくれということをお願いしてあります。畑総を続けてやりたいのか、それとももうここでストップしたいのかをここで決断してくれと。ちょうど節目の年ですから、平成27年が。返済金が終わるということで、その後も県に対する返済金はまだ残っていくんですが、県が立てかえ払いをやった分が残ってしまうんですが、でも国のほうは一旦終わるんですね。その時期がいいときだろうと思っています。

畑総、畑地、かんがいやって、水をもらいたいんだという人が多い場合はやればいいし、もちろん賦課金はもう市で出すべきではないと思います。やりたい人が自分のお金で賦課金を払ってやってもらうべきだと。28年度以降はですね。ですから、市の持ち出しはもう28年度以降は考えておりません。地元がやるんだったら地元の人にお金を出してもらう。やめるんだったら今言った決済金を払ってやめると。ただ、決済金が膨大なものになりますから、それは1団地がそっくりやめるということになりますから、相当なものになると思います。石岡台地のいわゆる経営そのものをもしかしたら脅かす状況になるかもしれません。ですから、石岡台地の台地側と台地の

いわゆる残留する組合員ですね。いわゆる総会ですね。総会とか理事会とかそういったところと十分相談をして、お互いにいい方法をとるべきだ。本来であれば、もう国がそういうことをやるべきなんです。でも、国は何もやっていません、今。何も言わないです。ですから、私は地元からやるしかないなと思って、地元でそういう声をかけてみました。この前12月だったか、1月ですか、地区の人に集まってもらいました。ある程度話を広げてもらって、地区で方向性が出てきたら、また会議したいなと、こういうふうに思っています。いずれにしても、平成27年度には何らかの結論を出したいなと思っています。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

全くそのとおりでありまして、早く結論を出していただきたいというふうに思います。ことしも石岡台地土地改良区への負担金は予算額で1300万計上されておりますが、そのうちの先ほどお話ありました425万6000円が負担金ということで台地のほうに支払うわけですけれども、これは財源はほとんど全部一般会計から支出されております。農業に全く関係ない部分から毎年400万円以上が50年間以上にわたって払われているということでございます。単純に計算すると2億以上になるわけです。本当に全く水の来ない畑地で毎年それだけ負担しているんですから、早く結論を出していただいて、それで清算するべきは清算してもらって、もちろんもともと国営事業ということで国が音頭をとったわけですから、これはもう清算は国のほうに全部負担していただいて、もう組合員が負担するなんていうことのないようにぜひ市長には頑張ってくださいというふうに思います。要望いたします。

それから、ちょっとこの区域内の農地は農業以外の利用はできないことですが、これは山林であれば、例えばソーラー発電事業などに利用することが可能なのか、この区域内で。

それから、山林を開墾して農地にする場合は、区域内の場合、賦課金が発生するのをお尋ねをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、山林を開墾して農地にするという場合には、区域内であっても山林を農地には転換できると思います。

また、ただ、山林であって、それをいろいろなソーラー発電とかそういうものに使用する場合については、土地改良区内の受益地にある山林でありますので、調べてはいないんですけれども、可能性に農振区域になっている場合がございます。そういう関係で土地改良区、農振担当課及び農業委員会と案件ごとに協議する必要があると思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それでは、4番目の千代田大橋から霞ヶ浦地区への延伸についてでございますけれども、先ほ

ど市長から答弁ありましたように、合併特例債事業の第1号ということで、霞ヶ浦町と千代田町を結ぶ幹線道路の整備ということで、常磐線にかかる跨線橋の建設が当初事業費20億円を見込んで示されましたけれども、前市長のときに凍結してしまいました。私は凍結には反対をいたしましたけれども、なぜならばというと、神立駅周辺には常磐線を立体交差で渡る路線は日立建機前の1カ所しかありません。土浦市周辺では7カ所以上ありますし、石岡市でも2カ所存在し、交通渋滞緩和に貢献しております。かすみがうら市の縦軸としての市道278号線から直進して石岡市大原地内を通り、常磐線を跨線橋でクリアして、宍倉方面、そして行方鹿行地区への縦の線ということで、非常に重要な路線だと思いますし、また、今度今おおつ野に建設中の協同病院にも向かう道路へもアクセスとなりますので、交通ネットワークとしては本当にこの地域の発展につながる重要な路線ではないかなというふうに思います。先ほどご答弁の中で隣接し、また、国・県との協議をしていきたいというようなお話を伺いましたけれども、ぜひ早いうちに事業計画をつくっていただいて、実施できるように、これは要望をさせていただきたいと思います。

次に、5番目の下稲吉小学校の今後の建設計画でありますけれども、新年度予算で調査費、設計費を計上されておりますということでございますので、安心しましたけれども、工事のスケジュールとなるまでは未定との、27年、28年で工事を実施するというようなお話でございましたけれども、校舎の耐震工事については、文科省の通達だと平成27年末までに完了するというようになっておりますが、東校舎のBは耐震検査の結果ではI S値が0.37で、耐震基準値、I S値0.7未満であるために耐震補強工事が必要となるわけです。期間内に新校舎が完成しない場合は、東校舎の耐震工事を実施するのか。また、そのほかの教室で代替できるのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

東校舎の耐震化についてのご質問でございますが、国の指導では、平成27年度までに耐震化をなささいという指導のもとに統廃合も含めて進めてきたわけでございますが、下稲吉小学校につきましては、それに加え改築ということで計画を進めてきた経過もありまして、27年には完了は難しいと思いますが、28年度には耐震化を備えた新しい校舎を今の予定では整備したいというふうに考えておりますので、1年間お待ち願いたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

12番、矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

そうすると次の工事となりますと、仮設校舎を建てて対応する予定なのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

仮設校舎のご質問でございますが、現在の計画では仮設校舎を想定した計画となっておりますが、先ほどもちょっと触れましたように、26年度予算の中でもう一度基本的な整備のところを検討したいと考えておりますので、その中で事業費だとか整備手法、仮設も含めて改めて検討したいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

屋内運動場が完成しましたけれども、外構工事と駐車場工事はいつ実施する予定なのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

最終的な外構、駐車場の整備につきましては、改築工事とあわせて整備をしたいというふうに考えております。先ほどもご質問にもありましたように、仮設校舎の問題でありますとか、校舎の解体、そういったものを想定した場合に、先に整備しますと、その後の工事に制限が加わりますので、27年、28年度の工事とあわせて最終的に仕上げたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

下稲吉小学校は平成23年から工事が始まっておりますけれども、全体の工事が完了するころに外構工事を行うというふうなお話ですけれども、正門がない状態でありまして、駐車場も碎石の状態、子どもの安全を確保できるのか大変心配しておりますけれども、対策等がありましたらお話をいただきたいというふうに思います。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

現在の正門につきましては、工事に伴いまして一部は拡張工事などもしました。その結果、保護者からは出入りしやすくなったということで好評のご意見をいただいておりますので、そういう意見を踏まえて、外構の見直しも含めて28年度にあわせて整備をしたいというふうに考えています。また、それまでの期間につきましては、子どもたちの安全の確保ということもありますので、学校等の意見も聞きながら、本格的には無理ですけれども、仮設、そういったもので安全確保をしてみたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

本当に校門がないような状態で、まだこれからも3年ぐらい経過するわけですけれども、学校側でも安全対策、安全管理には十分気をつけていると思いますけれども、とにかく生徒の数も670人からの生徒がおりますので、先生方も大変だと思います。教育委員会でも安全面の部分は十分に検討を行っていただいて、不慮の事故等の起こらないようにお願いします。先日柏市でああいうふうな無差別の殺人事件なんか起こったりしていますので、本当に十分に注意を払っていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時39分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

上佐谷小学校出身の議員がきょうは3人も一般質問をするということでありまして、きょうは長老が最後になりました。いかに上佐谷小学校のほうは政治にたけているかということを示さなければなりません。後ろにおられます議長席にいる中根さんも、上佐谷小学校出身であります。そういうことで、学校の問題からいろいろの問題等質問していきたいと思えます。

宮嶋市政が誕生してはや3年と10カ月を過ぎようとしております。そういう中で、宮嶋さんは改革という2文字で非常にわかりやすくマニュアルを出しまして、その期待に応えた人が宮嶋さんを支持してまいりまして、当選をいたしました。しかし、3年10カ月の中にいろいろの問題も出てまいりましたので、そういう点をただす意味でも、質問をしたいと思えます。

まず、防災の問題であります。

今回も各学校の合併の問題が出ておりますけれども、ここ3・11から、東日本大震災から丸3年がたとうとしております。その中で、さらには一昨年は北条にありました竜巻、そして昨年は埼玉県を中心とした竜巻、そして昨年レイテ島を襲いました台風70メートル級、その前の年はパラオ諸島を襲いました90メートル級、それから5年前にはグアム島は100メートルの台風が吹きました。地球は非常に今ゆがんだ状態で、温暖化ばかりではなく、地球そのものが狂ってきたのではないかなと思っているわけであります。

したがって、長期見通しの中ではさらに災害が予想され、日本にも70メートルくらいの台風の予想がされておられるわけであります。いつ災害が起きても、大変な時期でありますので、そこで、私はいろいろなところを歩いていますと、まず台風、風の被害でうちが飛んでしまった、火災で飛んでしまった、津波でうちが流された、それらについてはほとんどの日本の建造物は木造であります。木造では、ロシアなんか木造ですから、火災が恐ろしいんですけども、日本もそれに例に倣って、第二次世界大戦ではもう日本の空襲は爆弾は要らない、焼夷弾だけでということで、テニアン島からたくさんの焼夷弾で日本全土を焼かれた例もあります。

そういう中で、今回も東日本大震災で残ったのは鉄筋コンクリートの建物であります。竜巻で北条地区を襲ったのは、私の親戚なんかは7軒のアパートが全部飛んでしまいました。瞬間100メートルの風が吹いたそうであります。また、おぼのうちも何でもなかったんですけど

も、全部が5秒間か6秒間でふわっと持ち上がり、とうとう建て直しをいたしました。親戚の医者、鉄筋コンクリートで建ててありましたので、窓ガラス、屋根は飛ばされましたが、診療は3日後にできるようになりました。いかにこういう風、水の害については鉄筋コンクリートが重要であります。

そこで、私はいろいろの人から言われました。風が吹いたときには木造は飛んじゃうけれども、鉄筋だけは残してほしい。学校が合併したときに、学校がせめての避難所ではないか、それらについて、その避難所として、学校を廃校してもぜひ鉄筋コンクリートの建物は耐震対策をしても残してほしいという声が住民の中からたくさん出ております。志筑小学校も廃校ということで、そして狭隘だから移転をしました。もとのお城にあったところに行ってみましたらば、全部更地であります。体育館はまだ11年か2年なのに、きれいに潰してありました。

宮嶋さんは、旧役場の庁舎も霞ヶ浦のを潰してしまいましたけれども、そういうことで、潰す前には住民ともう少し、議会ともう少し煮詰めて、例えば志筑のお城なんかはいつそ校舎くらいは資料館としても残せたらばいいんじゃないかなと私は思うわけです。

そういうことで、何が何でも鉄筋コンクリートの建物は、私はぜひとも避難所として残すべきだと思っております。いつ災難が来るかわかりません。そして、こんなに頻繁に災害、ゲリラ豪雨なんていうことがあります。こういう災害のときにこそ、私たちは備えあれば憂いなし、そういうことで鉄筋コンクリートの建物はがっちり避難所として残してもらいたい。これが私は住民の要望ではないかなと思うので、これらについての答弁を求めます。

2番目に、放射能対策でありますけれども、3年前の東日本大震災後、福島第一原発から出ました放射能、水素爆発であります。水素爆弾が小さいものが破裂したのと同じなんです。そして、ここには東海村に原子炉があります。これも、わずかあと40センチ波が高かったらば、みんなあの冷却水のポンプがとまったそうでありますけれども、1つのポンプだけで済んだのであります。ですから、30キロ以内に100万人も住んでいながら、これらがやっと助かった。東海村は3万8000人もいても、東海村は何で東海村か。町としたらば町の中に原子炉があるというのは世界的にイメージが悪いから、これらについては村としているのでありますよ。そういうことでございますので、非常に私どもは50キロ圏内に原子炉を持っております。

そして、12年前にはJCOの臨界事故が起きました。私は、ロシアの中心地におりまして、イルクーツクというところに茨城県の戦没者の慰霊団として団長を務めて、県の副知事、さらには狩野安会長を連れておりました。すぐに日本に2人は戻れという指示がありましたけれども、ロシアの飛行機はガソリンがないということで、イルクーツクの飛行場にはたくさんの飛行機がおりましたけれども、全部エンジンに網がかかっておりました。そういうことで、飛ぶ飛行場がないので、そしてあのときには9月30日でしたけれども、10月3日にしか帰れなかったのであります。10月3日に帰ったときに、大騒ぎでありました。観光の業者は「山内、大変だよ、観光客が一人もいなくなっちゃった」。私も、観光をやったけれども、団長として右往左往するわけにはいきません。そういうことで、大変な思いで帰ってまいりました。県からもたくさんの方が出迎えておりましたけれども、本当に大変な思いで。

そういう放射能の問題のときに、宮嶋さんはちょうど当選して10カ月を迎えようとしておりました。議案を提出して、それは職員の給与の問題でありました。給与の問題でありましたから、

そういうことで、上佐谷に大会を19年に開きました。その結果、住民の署名をもらったり何かいたしましたら、区域外に出ているということで、県のほうにも陳情いたしましたら中止をさせてくれました。そして、その結果ずっと今までいたんですけれども、その中で驚いたことは、19年4月5日には、既に許可をもらった地主が埋め立てを実施する業者に売っちゃったんですね、そのまま。これは詐欺事件と同じであります。その者を処罰しないから、また今度は同じ業者が今申請をしているんです。

それで、陳情をしたり反対の看板を立てたりしました。宮嶋市長は、これらについてはすばらしく、先頭を切って県庁に行ってくださいました。それらについては感謝を申し上げたいと思います。

いろいろ協議をいたしましたけど、がちが明きません。その中で、国定公園の問題がありますので、それらについても十分に聞きたいということでございました。私どもは、帰ってまいりましてから、お巡りが来まして、警察のほうに話しましたかということで、副区長とともに土浦警察署にも陳情に行きまして、オヌマさんという生活環境係ですか、からもあれは埋め立てが始まりますと、どうしようもありませんということでございましたけれども、いまだ行われておりません。12月10日からやるわけだったんですけれども、今までまだやられておりません。

その中で、条例がどのように変更する、国定公園まで入るということなんですけれども、どうなったかを答弁をお願いをしたいと思います。

次に、環境問題であります。

環境の中で、林道の問題があります。今、上佐谷地内は、上佐谷というのは850町歩もあります。非常に山がたくさんあります。大山、それから青木葉山と、そして雪入のふれあいの里に行くまでも大半が上佐谷の地面であります。そういう中に不法投棄がたくさんあります。特に、ヤズから上がってきた三ツ石公園の下、さらには私の山を通りました青木葉山林道、新しくつくった、ミヤカクさんの土地、そういうところにもたくさんあり、さらに峠を越す林道の中では金命水の上、ここには金命水というのがあります。そのところに休憩所があったんですけれども、その下にはいまだに300を超す洗濯機、冷蔵庫等が捨てられております。

これらはどのように整理をするのか。地主だ地主だって言ったって、地主のミヤザキさんは東京から来てやりません。たくさんのごみの山でございまして。これらの環境についてどう取り扱っていくかお答えをいただきたいと思うのであります。

さらに、林道の問題では、ヤズから上がっていったところに、上佐谷のヤズというところがありますね、カワラバさんのほうですけれども、竹山の中を林道が通ります。竹がたくさん折れています。これらがあって、この間の雪でも通れなくなりましたけれども、風が吹いても通れない。区のほうでやれといたって、区のほうでもやりようがありません。勤めている方はぎりぎり通っているんだということでございますけれども、これらの竹の管理、倒木に対する管理はどのようにしていくのか、お答えをいただきたいと思います。

保健行政の問題で、先ほども矢口龍人君からの質問もいろいろありましたけれども、市長は、非常に老人に対する、子育てだ子育てだと言って年寄りには死んじゃってもいいというのかなと思うんですけれども。年寄りは黙っていても死んでいきますけれども。この少しの年寄りに対する喜び、77歳で7,000円、そして88歳、99歳、100歳のお祝い金は、これは650万くらいであります。

これらをいつもいつも何回も何回も提出をする。普通は不信任案であります。議員もあの選挙の苦しさを知っているから不信任案を出さないだけであります。ここらもよく考えて、子育てだから、子どもたちにやってからと。職員の給料を搾り取るようなことだから、みんな許していないのでありますから、そこらにはよくお考えをいただいて、私が言ったからとといったって、もう俺は答えているよと、さっきも答えたようでありますから、言いますけれども、ご答弁を賜りたいと思います。

長の政治姿勢なんでありますけれども、今言ったような観点から、長は改革をマニュアルに書いて、たくさんの方が共鳴いたしました。そして宮嶋丸が出帆して、ずっと順風満帆で来たようでありますけれども、なぜ議員までリコールしなくちゃならないんだということで、共鳴したらば共鳴した人たちの意見も十分に聞くのが政治であります。それを聞かない。だからみんな離れていった。そしてまた立候補するそうでありますけれども、たくさんの方からそういう話を聞いております。

昔、満州に満蒙開拓というのがありました。これは加藤完治という国民高等学校の校長さんが指導で、満州は侵略的な土地の方をやりました。これは侵略戦争と言われてるんですけども、たくさんの方の満州国は大連からハルピンまでですから、広大な土地を日本国が占めたのであります。そういう開拓に行った人たちというのは、大変なこともありました。そういう性格的なことが、いろいろ追い込んだらば絶対に言うことを聞かない、自分だけの本意で行く、これでは本当の政治ではないのかなと思います……

○副議長（中根光男君）

それでは、山内議員に申し上げます。ただいまの発言につきましては、議長において後刻会議録を調査の上、措置することといたします。

○15番（山内庄兵衛君）

次に、石岡の斎場の問題については、矢口龍人君からの答弁がありましたけれども、5億4000万であれば式場にまで入れるわけでしたけれども、いろいろ宮嶋さんは自分のほうでも後出せばということで。ここでは特例債が78%来るんですから、事実上3000万しか出さないで済んだわけであります。したがって、式場が3倍とちょっとになってまいりました、石岡市と小美玉市の。そういうことで、大変な問題が起きて、今、署名運動も行っているようでありますけれども、これらについて変える意思があるのか、ないのか。先ほどは変える意思がないというけれども、ご答弁をいただきたいと思います。

五輪堂橋の問題について。

五輪堂橋は、5000万くらい石岡市から出すということだったけれども、宮嶋さんはそれを切っけてしましまして、単独事業ということになって、やがて間もなく完成をいたします。栗田橋も8億5000万以上を出しながら、あそこにできたとき、やっぱり地元の人というのは思い出を残したい。それなのに、通り初め、開通式というのはやらなかったわけでありますから、今度は五輪堂橋については高倉の住民、そして五輪堂の住民も願っているでしょうけれども、私は簡単でもいい、三世帯がいなければ、年寄りでも車椅子の人でも通り初めとって地元ががちりと根をおろして通り初めをするのが本当ではないかなと思うわけでありまして、これらについてやる気があるのかご答弁をいただきたいと思います。

9つ目に、漁業の問題があります。

今、ワカサギ、そしてシラウオについては豊漁が続いておりますけれども、問屋は余り買いません。私は、いろいろとワカサギをもらったときに、シラウオをもらったときに北条あたりの知人にも持っていくと、これはどうやって食べるんですかと。まず県西地区あたりまでは生魚が行っていないのであります。これらについて、つくば市や下館、それから古河の方面にその拠点を設けて販路を設けたら、予約をとって、そして毎日運ぶようにすれば、相当の販路が伸び、漁民は助かるのではないかなと思うわけであります。アンテナショップもよろしいですけれども、漁民のためにこういうことをやる必要があるのではないかなと思うんです。それで、市長の所見をお願いしたいと思います。

10番目に、学校の問題でありますけれども、私も千代田地区の推進協議会長という立場でありますけれども、なかなか根をおろしていくと難しい問題があります。出島地区はそれなりに進んでいるということでありますけれども、もっともっと根をおろして聞いていきますと、本当に大変な問題があります。ここらも教育委員会としての所見をお聞かせいただきたいと思っております。千代田地区については、間もなく結論を出さなくちゃならないかと思うんですけれども、それらについて所見をお伺いいたします。

以上で第1回目を終わりますけれども、今、議長から申されたように、不穏当とみなされた部分だけは訂正をいたしたいと思っておりますけれども、私は侵略者とは申ししていません、侵略的と言っただけでありますから、ご研鑽をいただきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時12分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境行政について、ソーラー発電が質問漏れがございましたので、再度お願いいたします。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

大変失礼をいたしました。

福島第一原発以来、環境問題について、今自然エネルギーの問題が出て、宮嶋市長も塔を建てたりして原発廃止の線を出して、ソーラーを強力に進めるということについては称賛をしたいと思っておりますけれども、今、太陽光それから風力、ともに合わせて全国で19万7200以上の許可が出ているそうですけれども、その中に既に720、約4%くらいのものはっきりとしない問題があるそうであります。たくさん今ソーラーをつくり、そして杉材はチップ材、その木材はチップ材にしたりしてやっておりますけれども、これらが倒産したり、例えば台風でやったときには瓦れきの山であります。これらをどのようにするか。先々のことも考えなければ、たくさん。出島地区では20町歩のソーラーが2カ所やられております。もう上佐谷にもあるし、至るところにソーラー、ソーラーと、本当にソーラン節のようにソーラーがあります。

こういう問題について、環境課ではその瓦れきの処理の問題はどのように考えていくのか。これらは災害が起きれば瓦れきの山になります。ここらについてご答弁をいただければと思いますので、よろしく。あとは自席でやります。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のご質問にお答えいたします。

1点目、防災行政についてお答えいたします。

ご承知のとおり、避難所兼避難場所は、災害が発生し避難が必要となった際に、一定期間の避難生活を行う施設であり、現在、小中学校を含む市内19施設を指定しているところであります。

ご質問のように、小学校の統合により霞ヶ浦地区において6施設、千代田地区において3ないし4施設が空き施設となり、これらの施設を単純に廃止した場合、市内の避難所兼避難場所は現在の約半数となり、施設規模の観点から代替施設の指定も困難な状況にあり、収容人数や地域性の確保などを危惧しているところであります。

しかし、当該施設を避難所兼避難場所として維持していくためには、大多数の施設で耐震工事の必要性など多額の財政負担が伴うという課題がございます。そういったところから、現在、庁内組織であります行政調整会議において、用途等を含め検討を進めているところであります。

今後は、地域の皆様方のご意見等もいただきながら、最善の手法を検討してまいりたいと考えております。

2点目、放射能対策についてお答えいたします。

東日本大震災と福島第一原発の事故から3年がたち、これまで除染や放射線量といった話題が多くのメディアで取り上げられてきました。もちろん、人々の安全安心のためには正確できちんとした情報の発信は当然のことながら、一方で、そういった情報が本市のイメージを悪化させる面もありました。

本市としましては、放射線量の正確な把握や農産物の検査などによる風評被害対策を続け、原発事故でのマイナスイメージを回復できるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

本市の評価としては、東洋経済新報社が全国の都市を評価した住みよさランキングの関東ブロックにおいて、2010年が49位、2012年が21位、2013年が13位と、2011年は震災のため統計をとっておりませんが、2013年13位まで毎年順位を上げております。高い評価を受けていることでもありますので、本市が本来持っている魅力をさらに高め、発信していきたいと考えております。

まだまだ本市の魅力を伝え切れていない現状もあるかと思っておりますので、施政方針でも申し上げましたように、湖山の宝事業の推進や歩崎公園周辺での自転車耐久レースかすみがうらエンデュロといったシンボリックなイベントを充実させるなど、引き続きかすみがうら市ブランド湖山の宝を通じた知名度向上と効果的なイベントを核とした観光PR事業を展開し、イメージアップを進めたいと考えております。

3点目、環境行政については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の林道の管理については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、保健福祉行政についてお答えいたします。

本件は、昨年9月にもご質問をいただいたところで、ご質問の内容はこれまでの敬老祝い金の経過等からされているものと思いますが、国や地域のために多大なご尽力をいただき、今日の礎を築いてこられた皆様方に対する感謝と尊敬の気持ちというものは、私も大変強く持っております。

しかしながら、厳しい行財政状況の中で社会が持続的に発展していくためには、一定規模の人口を維持し、安心して生活できることが何よりも大切であり、今は子どもの増加がまずは第一と感じているところであり、子どもを育てることは老人を大事にすることにつながることから、これらの状況に対応するためにも、施策の変革が必要ではないかと考えております。

そして、孫子の世代が安心して暮らせる環境は誰しものが望むものであり、先輩方の意思にも準じているものと考えておりますので、削減の意味をご理解いただきたいと思います。

金銭等にかかわらず、感謝の気持ちは変わりはありません。ご理解くださるようよろしくお願いをいたします。

6点目の政治姿勢について、質問に沿ってちょっとお答えをしていきたいと思いますが、私が強権的に何か政治をやっているのではないかと、一方的な思い込みで政治をやっているのではないかと、そういう趣旨のことをお話しされたのかなと想像してお答えをさせていただきますが、私はそうした気持ちは全くございませんで、もう市民第一、市民目線で、絶えずそういった観点から行政に日夜当たっているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

7点目、石岡地方斎場についてお答えいたします。

石岡地方斎場式場の使用料金につきましては、本年2月13日に行われました平成26年石岡地方斎場組合議会第1回定例会において、式場等の使用料を改正する議案が提出され、かすみがうら市に住民登録を有する者の式場使用料は10万円と改定されました。

平成23年12月12日の石岡斎場組合正副管理者会議において、建設規模及び建設費の見直しによる費用負担軽減を提案した結果、計画の見直しで1億4000万円を軽減させ、式場については3市の合意により石岡市と小美玉市の2市の負担において整備したものであります。

また、新料金体系につきましては、他斎場も地域間の均衡を図る目的から料金の設定がされており、全国的な考え方としても、県内の平均値や近隣の斎場を参考として設定したものであります。

霞ヶ浦地区の方が利用しております霞ヶ浦聖苑につきましても、式場の整備はなされていないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の式場利用の均衡を図ることも必要であると思います。

これらのことから、石岡市と小美玉市の方は式場使用料が1回3万円となり、本市の方は10万円となっております。本市の利用者の方には石岡市と小美玉市と比べ7万円費用負担が増になりますが、計画の見直しにより約1億4000万円軽減されたことは私の行政改革の一つでありますので、この料金設定につきましてご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

8点目の五輪堂橋については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

9点目、漁業対策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

10点目の小規模学校を生かした学校振興策については、教育長からの答弁とさせていただきます。

す。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

山内議員の10点目のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問では、千代田地区の小学校の統合についてということでございますが、通告で小規模学校を生かした教育振興策についてというご質問でございますので、それに基づいて答弁をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

山内議員ご指摘のように、児童の学力面の向上など、小規模校には小規模校のよさがありますが、一定の規模での集団生活を送ることには多様な人間関係の構築やコミュニケーション能力の育成、切磋琢磨する体験の中での学力、体力の向上などのよいところがございます。

よりよい教育環境をつくり、より効果的な教育活動を展開するために、保護者や地域の皆様の理解と協力を得ながら、学校統合による適正規模化を進めることとしておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

学区の問題につきましては、現在の小中学校適正規模化実施計画では、児童生徒の新しい環境への円滑な移行や地域との連携を確保するために、現在の学区を単位として統合を行うこととしており、次の計画において、児童生徒数の推移や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することとしております。

学区の弾力化につきましては、交通機関が発達し、人口が多く、人口密度の高い都市部では比較的容易ではないかと思えます。本市の状況では通学距離がかなり長くなるケースが想定されます。また、一般的に学区制は、地域の学校としてのあり方や施設整備や教職員の配置を計画的に進める上で重要な役割を果たしておりますので、慎重に丁寧に検証することが必要であると考えております。

千代田地区の小学校の統合につきましては、ただいま山内議員さんに統合委員長さんという役を担っていただいております。大変ご苦勞をおかけしております。私も大変ありがたく思いますし、心強く思っているところでございますが、なかなか意見の一致を見ないということで、3月17日にもう一度会議を開催するというところでございます。どうぞよろしく願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目、環境行政についてお答えいたします。

1番の残土埋め立てについてお答えいたします。

水郷筑波国定公園特別区域内の土砂の埋め立てにおいては、自然公園法に基づき、土地の形状変更を行う場合は茨城県知事の許可が必要となります。

本市においては、土砂の埋め立てに対する規則について、市残土条例により規制しているところでもあります。以前までは、農地法を除く他法令については適用除外となっておりましたが、平成25年10月24日付で、上佐谷区長でもあります山内議員さん及び沼田副区長より市に対して土砂の埋め立て搬入反対を求める要望が提出され、これを踏まえて、自然公園法についても市残土条例を適用させるよう条例施行規則の一部改正を行い、平成25年11月1日より施行したところでございます。

また、埋め立て許可を受けた土地を売ってしまった場合の対策についてのご質問ですが、県へ確認したところ、国定公園区域内における工作物の設置や土地の形状変更による開発行為等の許可については、申請者のみにその解除をするものであり、売買等の所有権移転によって得た地位は継承しないことでした。よって、平成19年3月15日茨城県知事許可で行われた土地の形状変更については、当初の行為者である申請者が事業主体となっている状況であるため、今後新たな行為者が開発行為等を行う場合は、その行為者が新たに申請する必要があるとのことでもあります。

その後の状況でございますが、平成25年11月7日に自然公園法に基づく土地の形状変更申請が県へ提出されましたが、申請書類の不備及び修正等により、現在のところ受理されていないとの報告を受けております。

今後も引き続き、県と情報を共有しながら連携を図るとともに、現場の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、2番、ごみの不法投棄についてお答えいたします。

林道等の道路敷地や公共用地に不法投棄されたものにつきましては、市において撤去処分を行っております。民有地に不法投棄されたものの処分につきましては、クリーンセンターにおいて処分可能なものは処分料を免除する制度をご利用いただければと思いますが、冷蔵庫等の廃家電につきましては、その土地の所有者の方の責任において撤去処分をしていただくこととなります。

ご指摘のように、人目につきづらい場所におきましては、不法投棄が絶えない状況にあります。市といたしましても、不法投棄防止の看板設置や不法投棄監視員によるパトロールの強化を図り、その情報提供による不法投棄の早期発見及び早期対応に努めてまいりたいと思います。

また、林道だけに限らず、市内全体をきれいにするによりごみを捨てられない環境づくりを目指し、引き続き市民全体のマナー向上を図るため、広報紙やホームページ上に不法投棄防止の意識啓発に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ソーラー発電についてお答えいたします。

現在、本市においては、再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、地球温暖化防止対策の一環として、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業及び太陽光発電事業者と用地提供者をマッチングするソーラー発電事業、さらにはソーラー発電用地に係る固定資産税の軽減措置の支援事業に取り組んでいるところであります。

ソーラー発電事業者が設置した発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいた設備認定を受けたものでなければならぬため、倒産した場合、その後の設備については倒産後に継承する事業者が国へ維持管理等の保証を行えば継続して使用できますが、その保証ができなくなった場合は設備認定が取り消されてしまうために使用ができなくなります。

また、太陽光発電パネルの処分についてソーラー発電事業の公募事業者を確認しましたところ、使用済みのパネルの処分については事業者が回収し、産業廃棄物として委託処理されていることが多いとのことですが、太陽光発電設備が普及してから年数が経過していないため、具体的な廃棄物としての処理方法が定まっていないとのことでもあります。

現在、国では太陽光発電パネルの廃棄物の適正処理及び再資源化に向けて取り組んでいることから、今後の経緯を見守るとともに、自然エネルギーの有効活用を図りながら、環境に優しいまちづくりを推進していきたいと考えております。

4点目、林道の管理についてのご質問にお答えいたします。

林道の管理につきましては、通常、定期的な巡回確認により、その都度状況に応じ処理を行っております。しかしながら、台風や豪雨、積雪等の後は、山内議員さんのご指摘のとおり、確かに倒木や枝の落下等が多いと存じますが、台風通過時に現地にての対応は二次災害の危険性も考慮しなくてはなりませんので、天候が回復してから担当課職員による現地確認後の対応となりますので、若干のタイムラグが生まれるかと思われませんが、なるべく早急な対応を心がけております。

また、林道の状況につきましては、雪入ふれあいの里公園の指定管理者や猟友会等からも情報提供を受けて確認を行っておりますので、これからも協力し合いながら林道の管理を行ってまいりたいと思いますので、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、9点目、漁業対策についてのご質問にお答えいたします。

ワカサギやシラウオなどの販路拡大を考えてはどうかのご質問ですが、現在本市では、水産加工品の販売促進を図るため、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合かすみがうら市支部に対し、イベントでの無料配布や試食即売などの事業の助成をしております。年間108万円、総事業費の2分の1以内の上限のいっぱいでの支出でございます。

主な活動としては、都心部や中核都市、県内などで開催される各種イベント時に出展し、ワカサギやシラウオ、カワエビなどの各種水産加工品の販売PRを推進しております。行政といたしましても、本市の特産と言えるこの霞ヶ浦の水産物をPRすべく、都内の県産品の販売拠点でもある茨城マルシェを初め、埼玉県のエオンレイクタウン、栃木県のベルモール宇都宮店などの巨大ショッピングモールでの販売PR、県内でも下妻市商工祭や常総市のふるさとまつりなど、イベント出展に当たり積極的な活動支援に取り組んでおります。

現状としては、こうした水産加工品のPR支援に取り組んでいますが、特に近年、ワカサギ、シラウオが豊漁であり、焼きワカサギへの加工をするなど、豊かな水産資源を活用することが地域の活性化へもつながると考えておりますので、今後とも県内・県外問わず積極的な販売PR支援を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

山内議員の8点目、五輪堂橋についてのご質問にお答えをいたします。

五輪堂橋改修工事の進捗状況でございますが、現在、橋梁上部工を施工しており、完了が3月末となります。

今後、高倉地区及び県道土浦・笠間線への取り付け道路工事を発注するものであり、五輪堂橋改修工事の完成時期につきましては7月末を予定するものでございます。

また、五輪堂橋の開通式で渡り初めを実施するかとのご質問でございますが、五輪堂橋開通は市にとっても大変喜ばしいこととありますことから、今後、県、地元区長さんなどのご意見を伺いながら協議してまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

環境問題で、林道にたくさんの方々が要するに冷蔵庫、それから洗濯機等が、個人にあるから全然それらについては持ち出せないということですが、あれははしたにあるんじゃないんですよね。これらは、やっぱりきれいにしなければ。あの金命水のところは、金命水に来ている人たちがボランティアでみんなやってくれたそうですけれども、上のほうはやらないんです。非常に多い。これらについても考えなければならぬのではないかなと思いますので、ご答弁いただきたい。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

先日、山内議員さんにご指摘いただいた周辺等も確認してまいりまして、確かに冷蔵庫、テレビ等のものが道路から投げ捨てられ、のり下の所有地に散乱しているという状況は確認してきました。ただ、現在のところ、やはり民地という扱いでございますので、先ほど答弁したようなことしか現在答弁できませんので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

宮嶋市長の政治姿勢のところではしゃべるのが延びておりました。今回、宮嶋市政の中で、結婚相談員が廃止されてしまった。それらについても案件は出ておりますけれども、実績がないからということだけでこれは廃止した。これは大変な地域で問題があります。というのは、実績がないからといって、宮嶋さんのお嬢さんもこの結婚相談員によって縁談が結ばれて、宮嶋家の吉祥の立役者となったわけでありまして。会長さんとそれから亡くなられましたコマツさんの関係で縁談が決まったと。その後、何年かはなかったんですけども、この間、その話が出た途端に、大峰のほうに農家が決まりまして、これも相談員の方でありました。

もう夢と希望を与え、そして担い手を奨励していく中では、どうしても結婚相談員というのは実績じゃなくてもそれらはやっていく間に実績が上がる。今、非常に女性のほうの、何がだめで、男性が少しだらないところがあるんだと結婚相談員の全国の会長は言っておりますけれども、そういうことで結婚相談員の廃止はやっぱりだめだと思っておりますので、農村部を考えて、いろいろな機

会はありますけれども、農村部で百姓をやっている人というのは非常に機会が少ない。結婚相談員はぜひ残してもらいたい。それについて、議案は出ていますけれども、私の質問でお答えをいただければと、ある程度、お願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

結婚相談員制度につきましては、事業仕分けの結果、廃止するべきものということで、その方針にのっとって石岡地方の協議会ですか、そこから抜けるということを昨年初めに申しまして、昨年、25年度につきましては負担金を払ったわけでありましたが、26年度についてはもうやらないということで、あとは県で実施している出会いサポートセンターは非常に実績が上がっておりということで、こちらに市の負担金も出しております。そういったことで、市のほうにも9人サポーターが、県のほうに登録しているサポーターが9人いるということでありましたが、そういったほうに今後はお願いをしていこうと思います。

また、かすみがうら市の結婚相談員の方で、みずから結婚相談員をやめまして、民間人としてのいわゆる営業的な結婚相談業務を展開しておられる方もいらっしゃいます。そういった民間の力にも今後はお願いしていくのがいいのではないかなど、事業仕分けの結果を踏まえてそういうことになりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

事業仕分けの人がどういう考えでそうなったんだかわかりませんが、どういう理由で結婚相談員を廃止したんですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

さきの全員協議会のほうでも、昨年行われた、8月に行われた事業仕分けの結果ということで、市民の代表者の方の仕分け人の方とかの説明をいたしまして、その後、今後の方針ということで、そういった流れのことを説明させていただきました。

そういうことで、市長のほうからもお答えがありましたけれども、無作為に選んだ方からの市民判定人の方とか、そういうことで、そうした方の意見から多かったものが結婚相談員の支援事業ということになったと思います。

よろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

その仕分け人がどういう考えで、実績が上がらなかったからというだけで、農村に夢も希望も捨てさせろということですか。それは、今市長が言った言葉はわかりますよ。ほかのほうに転嫁すると。だけれども、地元でなければ、これは雪入の石塚さんが会長をやっているらしいです

けれども、非常に農業委員会の中でも何人か相談員がいますが、嘆きが多いです。

これは、隣接町村でも問題になっているんです。何が仕分け人が、何がおもしろくなくてそれを外そうとしているのか、教えてください。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

事業仕分け人の方は、そういったおもしろいとかおもしろくないとか、好き嫌いでやっているのではないと思います。いわゆる事業仕分け人の方の意見等を見ても、結婚とか恋愛というのは本来個人のいわゆる問題であると。今はみずからいわゆる結婚しないという選択を選ぶ方もいますし、結婚しないで子どもを産むという方もいるわけでありまして、非常に多様化した生き方がございます。必ずしも行政として、非常に効果も薄いものを行政として取り上げる必要があるのかというのが、それはどちらかといったら個人の問題じゃないのと、そういう意見が強かったと、こういうふうに伺っております。そういった点で、私も、時代も変わったものだなと思いますが、そういう趣旨をご理解いただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

憲法第24条を引用して言っているようでもありますけれども、個人同士の合意のみ。ただし、二十にならなければ親の承諾が要るのが結婚の条件であります。第24条でありますけれども、そうじゃなくて、農村部は非常に恋愛ができないところなんでありますよ。したがって、やはり結婚相談員の力というものも相当あるわけであります。だから、仕分け人が、宮嶋さんのところのお嬢さんも結婚相談員だと私は言っているでしょう。だから、結婚相談員によって自分のうちの福が生まれたということでもありますから、俺のところはこうなったんだよくらいのことは私は仕分け人に言う必要があるんじゃないか。時代が変わっても変わらなくても、恋愛の仕方はいろいろありましようけれども、やっぱりもう少し結婚の問題については篤と取り組んでもらいたいと思います。これは要望でよろしく。

教育の問題でありますけれども、適正規模を打ち出したのは昭和31年で、当時の文部省が打ち出したのであります。その後、40年代になって、週休2日制、ゆとりと充実の時間というのを設けてまいりました。そして、国はそれを実施しました結果、ゆとりと充実は、充実じゃなくて不良化の問題になって、非常に学校が荒れるようになった。昭和、そして平成になって、文部科学省はそれを改正して、今度は小規模校のゆとりと学力の向上ということに変わってまいりました。

60年も前の話を持ち上げるんでなくて、もっと小規模でも学力の向上、例えば上佐谷小学校、今の中学1年生はこの間の学力テストの中で、去年やった中で67点余計であります。今の6年生が17点、今の5年生が37点オーバーしております。しかも、小規模学校だけれども、リコーダーコンテストにおいては団体、個人とも優秀賞であります。体力についてはどうかといったら、陸上競技のリレーでは、あの小さい学校でも小学校3年生まで入って、かすみがうらでは2番目に入っております。そして、ある子どもはテニスで全国大会に今出ようとしております。そういうふうに、決して体力、なにも劣りません。

そういうことで必ずしも、私はドイツの教育のことを言っていますけれども、5人に1人の先生があつたソユーズという宇宙船を上げるようになったんだとこの前も言っておりましたけれども、アポロは金の力でやったから倒産したんだと。ドイツの教育の方針はやっぱり見習っていかなくてはならない。

小さければできない。ある議員さんは、小さいからいじめられると。これは、いじめられるところがあつたんです、七会地区には。私らもいじめられて、耳の鼓膜がありません。ランチに遭いまして。毎日うちへ帰ってくるのには、シマギのほうを通過して帰ってきましたけれども。それは、学校そのものの性格が代々引き継がれたところがあるわけです。ランチというもの、いじめというものがあるわけです。そうじゃなくて、やはり教育の充実というものに全力を投球しなければなりません。

今、志筑と上佐谷の生徒は非常に成績がよいと。さらに、七会からもこの間東大を出た人があります。そのように、下稲吉地区でも、非常に下稲吉は荒れている。人数が多ければ荒れている。さらにそれらは多ければ多いように、少ないところにバスをチャーターしても小規模校に持ってきて、充実した教育をする必要もあるのではないかなと、私はそう思うけれども、教育長の答弁をお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

先ほどの答弁とダブるところもあるかと思いますが、確かに上佐谷小学校は現在小規模校でございます。本当に少ない人数ではありますが、学校花壇でも県の知事賞をとったり、それから学力も平均点が非常に高い。また、音楽や運動面でもよく頑張っておって、本当にまとまりのあるいい学校である、いい学校経営をしているなど、私は、校長先生初め先生方、それから地域の応援してくださっている皆様方に感謝をしているところでございます。

しかし、以前から言っていますように、子どもたちが多くの子どもたち同士、多くの大人に接することによって伸ばせる能力というのもございます。社会に出て生きていく力と言ってもいいでしょうか、コミュニケーション能力とか、人間関係調整能力とか、そういうものは小さいころからずっと多くの子どもたちに接することによって培われるということがございますので、学校統合によって適正規模化を進めて、よりよい教育環境をつくっていかうと今進んでいるところでございます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

小さいけれども見劣りしないでいろいろ、沼田学園の校長も上佐谷小学校出身であります。土浦にも上佐谷校出身の議員が2人います。ここにも4人います。校長も上佐谷小学校から16人、村長も2人、助役が4人出ています。小さいながらも、地域がやれば全然、前の市長は、鈴木市長は上佐谷小学校は二十四の瞳まで守るんだと言っておりましたけれども、それほど小規模でもきちんとした学校は残していかなくちゃならない、私は思うのであります。

今回の合併の問題は、私が委員長でありますけれども、どうなるかわかりませんが、最

終の皆さんの意見を聞いて決定をしたいと思っておりますけれども、やっぱり教育の方針は、菅澤教育長は平和教育をしたりすばらしい教育長であります、しかし、それらの小規模の考え方もやはり充実をする教育を考えてほしいなど私は思う。これは要望で終わらせていただきます。

イメージの問題でありますけれども、政治姿勢の中で、茨城県は一昨年は46番のイメージで、そして去年は47番に落ちてまいりました。市長がこの市のイメージを上げてもらいたいと、私はそういう考えがあります。

まず、出島地区には高島易というのがある。これは出島の出身である。それから、太鼓のおはやし、トントコトンと、あのおはやしも出島出身である。ソーセージの何も、折本良平氏もそうであります、帆かけ船。そして、業者については水産加工業者で日本一が1軒、ゴマでは日本一が1軒、サツマイモでも1軒あります。さらに、千代田地区に来れば、長谷川茂造さんという人がクリを始めて以来、兵藤直彦さんを初め、クリの苗木の先覚者、そして梨の山口、鈴木の前祖の問題でこれは土田梨が非常に地下水が低い、そういうところで根がたくさん深くまで入れる、さくさく梨で、これは東京の市場を優先したときがあります。そういうふうには、果物、苗木、そういうものでは日本一を誇るものがたくさんあります。こういうものを中心に、レンコンは今日日本一になろうとしております。土浦地方は日本一であります。

そういうことで、これらを生かして日本一のイメージをたたえるように、ひとつ市長の考え方を聞かせたい。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員の郷土を愛する熱意には、日ごろから敬服しているところであります。やはり、そういった郷土に誇りを持つという、上佐谷に誇りを持つということは大変大切な心でありまして、かすみがうら市としても、来年は市が合併して足かけ10年ということで、10周年記念ということで、施政方針の中でも申しましたが、郷土に誇りを持てる子どもたちを育てると、そういった意味も含めまして、郷土の偉人を漫画にして各戸に配ろうというような構想も今あるようでありまして、いずれにいたしましても、この郷土を愛する気持ちを大切にしたいと、こういうふうにも日夜思っているところでございます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

筑波風土記を書いたのは、高橋虫麻呂という国府に来ていた京都の高官でありますけれども、筑波風土記の中で、新治、筑波を過ぎて幾夜か寝つる、この歌はヤマトタケルノミコトが霞ヶ浦を上ってくるときに、筑波と雪入の山並みのシルエットがすばらしい、そしてアラハリ川、今の天の川はアラハリ川といったんです。これはニイバリ川といいます。そして、ここの裏のところのお宮に泊まって、稲吉という名前をつけ、稲がいいから米がいいなということは稲吉。そして、山梨県に旅をしたときに、旅人に、一緒にかがり火をたいていた召使に、きょう、かがなべて幾日になるんだと聞いたら、新治、筑波を過ぎて幾夜か寝つるは、かがなべて日には十日よ夜には九夜よと返した歌が酒折に見当たります。それは、筑波風土記を読んだ人は、山内言っている

違うぞと、それは向こうの筑西のほうだと言うけれども、私とコンドウキヨシさんは、いやこつちだと。情景が全く違う。ここの情景が、このすばらしい地域、このイメージこそ売らなくちゃならない。

そして、土浦の殿様、土屋相模守9万5000石は、山ごと領地といたしました。わずか6町歩ですけれども。そこでつくった麦、大豆は最高のもろみができた。これをしょうゆとして、しょうゆを売りに出した。そして、土浦の産物として筑波山のほうを見て、筑波のほうからたくさんのおいしいものができるので、しょうゆのことを七色または紫というのであります。こういうのも上佐谷の山本山のふもとの山里の集落から生まれた、こういうことを歴史上にもなっております。

そして、志筑の殿様は旗本8500石立て、政治を統制した旗本でも指揮をした人でありまして、緋の衣を着ていた、そういうものがありまして、歴史上でも非常にここは、また下佐谷には佐倉惣五郎と同じことをやった、与惣左衛門という人がありますけれども、そういうふういろいろな人物や何かがあります。こういう歴史もたどりながら、……たどって、このかすみがうらのイメージを最高に私は上げていただきたいと思うわけでありまして。要望して終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

○副議長（中根光男君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月6日定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時00分

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成26年3月6日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

16番 廣瀬義彰君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 中根光男 議員
- (3) 川村成二 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 中 根 光 男 議員
- (3) 川 村 成 二 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	小松崎 誠	1. 組織体制について
		2. 農産物の移動販売の支援について
		3. 職員が使う公用車の安全性について
		4. 事業仕分け3年間の成果について
		5. 家庭排出ゴミの分別収集の徹底について
		6. 議員の一般質問に対する市の対応について
(2)	中根光男	1. 石岡地方斎場移転事業について
		2. ノロウイルス対策について
		3. 各種証明書をコンビニで交付できる体制について
		4. 地域包括ケアシステムの充実について
		5. 英語教育改革について
		6. 防災・減災基本法について
(3)	川村成二	1. 実施計画と財政計画について
		2. 自治体クラウド導入について
		3. ファシリティマネジメントの推進について
		4. 大雪に対する危機管理体制について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は、13名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす立場であります。

法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止され

ておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

おはようございます。

先般の大雪も解け、大変春めいてまいりました。ことわざに「手を打てば鳥は飛び立つ鯉は寄る女中茶を持つ猿沢の池」という歌があります。これは手を打てば鳥は驚いて飛び立ち、鯉はえさがもらえるかと寄ってくる。女中さんはお茶を所望されたかと思うという、歌そのものの意味です。

このいわんとするところは、同じ行為でも受け取り手によって解釈が違うということです。この歌から、我々政治に携わる者は、市民が真に何を求めているかを思いめぐらし、その上で将来の責任を踏まえ、手を打つことが肝要ではないかと思えてなりません。これもまた受け取り方で千差万別ではあると思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

初めに、組織体制について。

先般、組織機構の見直しが発表され、この改正内容を見て一抹の不安を覚えました。この改正の要因は、東北派遣に伴う58歳以上の職員の大量退職が大きく影響していると思われま

す。そこで、伺いますが、この組織体制で住民サービスの低下を招かないかを伺います。

当然、住民サービスは低下しないように努力するとの答弁でしょうが、私が求めているのは、これまで事務処理されていた一定のボリュームの事務量に対し、スピードや判断に問題はないのかという点であります。この点についてどのような工夫をするのか、現実的な点から市長に答弁を求めます。

次に、副市長に伺いますが、茨城県下の中でこのような組織体制をとっているところがありましたら、ご紹介をお願いいたします。

次に、2の農産物の移動販売の支援についてを伺います。

昨年9月の補正審査委員会の席で、JA土浦が旧霞ヶ浦地区の交通が不便な地区に、移動販売車を出して生鮮食品や食料品を提供する計画があり、そのことに対して緊急雇用対策助成金を活用して、販売員の手当を助成する内容だと理解しました。大変よい話と思いました。

私の支援者からも近くに店がない、高齢者で買い物に行く手段がないなどの相談があったところでもあります。これから素晴らしいことが当市で行われるものと大変期待するとともに、今後とも市民のために民間企業と連携して、各種事業を進めていただきたいと思います。

そのことに対して、これまでの経過などを伺います。

① J A土浦が行う交通が不便な地域への移動販売の概要と市の支援内容について伺います。

②市として、移動販売に対する期待や連携がないのか伺います。

3点目、職員が使う公用車の安全性について伺います。

市役所の公用車を見ますと、タイヤのホイールキャップがなく、かなり汚れているものもあります。問題はないのですが、整備不良にも見えます。特に私の住んでいる霞ヶ浦庁舎の公用車は、そのように見えてしまいます。

また、財政難ですから、初期登録から10年以上過ぎた公用車もあると伺います。

公用車ですから、安全対策は万全だとは思いますが、何でも公用車を使用した方は日誌を書くために、タイヤの空気圧やライト点検、車のボンネットをあげ、ファンベルトやオイル点検まで、総務課の指示で行わせ、記録日誌を書かせていると聞きます。幾ら車の免許を持っているからといっても、点検はしっかりした技術や資格を持っている方が定期的に検査するべきものと思っております。ここ何年かの間に車の事故が数件あったことも伺っていますので、念のため市の将来を担う職員の方々のことを心配して、あえて質問をいたします。

①職員の生命を守るために、点検整備や耐用年数を定めているのか。公用車は全て安全なのか伺います。

②公用車を使用した職員に点検をさせ、記録日誌を書かせていると伺うが、本来資格を持った方が定期的に点検するのではないのか伺います。

4点目、事業仕分け、3年間の成果について伺います。

事業仕分けについては、23年度から3年間導入していたと伺っています。大変恐縮ではありますが、市外の方が多く構成する仕分け人が果たして市の実情を知り、本当に市のためになっていたのか疑問なところもあります。

3年間に仕分け人である構想日本に幾ら支払ったかは知りませんが、その構想日本の判断で不要だから事業をやめろと言われて、簡単に市はやめるのか。市民の代表である議会で構成する常任委員会や決算委員会に判定する資料を作成して、意見を聞いてもよいのではないのでしょうか。

そこで、伺いますが、①事業仕分け導入3年間の費用、事業仕分けで削減した額、県内の導入状況を含めて伺います。

②廃止した事業は、関係する団体から意見を伺い、サービスの低下になっていないか検証したのか伺います。

③市民の代表である議会や監査委員などによる審議結果と、仕分け人の審議結果と比べてどちらが重いのか伺います。

5番、家庭排出ゴミの分別収集の徹底について伺います。

市民の方から、決められた日にごみを捨てに行きますと、大きな透明な袋には生ごみのほか、プラスチックトレイやペットボトルが入っており、分別廃棄ができていない、徹底されていないのではないかと声を聞きます。また、空き瓶回収もごちゃまぜのところもあると伺います。

集落の問題、個人の認識の誤りもあるかもしれませんが、ごみ回収率向上のために伺います。

①家庭から出るごみの分別の周知方法と資源ごみなどの回収率を図るとどのような影響があるのか伺います。

②各ごみ、特にプラスチックごみの回収向上に向けた現状の対策や今後の展開を伺います。

6番、議員の一般質問に対する市の対応についてを伺います。

①前回の定例会において通告したとおり、私が昨年第1回定例会から第4回定例会において質問した内容に対し、執行部で対応した結果を伺います。

幾つかの対応結果につきましては、報告をいただきましたが、大半は対応したのかどうかかわからず、いつの間にかやっていたとか、おざなりになった部分もあるように見受けられます。少なくとも議員からの質問に対しては、必ず報告をしていただきたいと思います。

②として、一般質問での答弁した内容に基づいて、具体的にどのように実行されているか、報告をいただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

小松崎議員の質問にお答えいたします。

1点目、組織体制についてのご質問のうち、1番、組織改編による住民サービスへの影響についてお答えいたします。

今回の組織体制の見直しにつきましては、小座野議員さんへの質問にもお答えしましたように、市長公室や総務部といった管理部門の縮小を中心に行うものであり、各種窓口業務やさまざまな事務事業の実施に当たって、市民サービスの低下を招かないよう十分に配慮することを念頭に置き、対応するものであります。

また、配置場所として、千代田保健センターにある地域包括支援センターを霞ヶ浦保健センター内に移転することにしましたが、こちらについても不便を来さないよう、千代田庁舎にある本課の健康長寿課において保健センターの事務を含めて対応する体制を整えることとしております。

この地域包括支援センターと保健センターを同一の場所に配置することにつきましては、保健と介護の連携体制を強化することにより、効果的な介護予防につなげたいという趣旨によるものであります。

さらに、子ども福祉課を改組し、子ども家庭課、子ども未来室を設置し、相談体制を強化することとしており、子育て支援策の一環としてニーズの高い分野への対応が可能になると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2番、茨城県下における状況につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

2点目、農産物の移動販売の支援については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、職員が使う公用車の安全性については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、事業仕分け3年間の成果については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

5点目、家庭排出ごみの分別収集の徹底については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、議員の一般質問に対する市の対応については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

○副市長（石川眞澄君）

それでは、1点目、組織体制のうち2番、茨城県下における状況についてお答えいたします。

まず、他市との比較において、人口規模や産業構造を基準とする類似団体による比較がわかりやすいと思いますので、人口5万人未満の規模及び一般行政職員数221人から296人の市を取り上げまして、平成24年4月1日現在で比較してみました。

まず、かすみがうら市の市長事務部局行政組織は6部21課、一般行政職員数288人、下妻市は4部21課、228人、北茨城市は5部21課、221人、稲敷市は6部22課、265人、桜川市は7部25課、296人、行方市は5部17課、263人でございます。

このうち下妻市、稲敷市、桜川市の3市は、水道を市長部局に置き、上下水道部などとして所管してございます。

また、稲敷市、桜川市、行方市は、本市と同様に合併により市制を引いた団体、下妻市は市と村の合併によるもの、北茨城市は合併をしていないという状況でございます。

この比較の中で、下妻市、北茨城市の行政組織につきましては、他の団体と比較してもかなりスリム化されてございます。

平成21年から24年における全職員数の減少率も比較してみました。かすみがうら市は10.2%、下妻市が7.2%、北茨城市は9.2%、稲敷市が9.1%、桜川市が7.1%、行方市が8.5%であり、本市は他の団体よりもやや早いスピードで職員数の減少が進んでいると見られます。

まず、参考としまして、職員数の減少の数では比較になりませんが、茨城県職員数の減少率を申し上げますと、平成20年から23年までの間で8.1%減少しており、このため組織の改廃も多く実施しております。

こういった減少によりまして茨城県では、職員1人当たりの負担増、職員の半数以上が45歳以上、部下なし期間の長期化、細分化されたIT化に伴って、職員間のかかわりが希薄であるといった人事上の課題を上げております。

これらの課題は、本市にも当てはまるものがございます。職員数の減少に組織機構が対応し切れていない。行政職では、約半数の47.6%が係長職以上、係長級以上、組織の縦割りなどの課題があると考えております。この課題を解決するために茨城県では、改革を支える足腰の強い県庁づくりを目指し、目標を掲げて実行しております。

かすみがうら市に限らず、他の団体においても行政改革を進めているところでございますし、実情のそれぞれに異なると思います。本市も新しい公共という視点からNPOや産業、それから学校、大学などとの連携、協働を広げるなど、その担い手である市民との良好な関係を築くことも重要であると考えております。

このため、行政組織につきましては、今後条例改正も視野に入れ、部制も含めて組織機構の見直しも検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目、農産物の移動販売の支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のJA土浦が行う交通が不便な地域への移動販売の概要と市の支援内容についてお答えいたします。

移動販売の支援については、交通が不便な地域の方々へのサービス、さらには新たな販売促進の一環として、JA土浦では、平成24年5月から試験的に移動販売の取り組みが開始されました。

当初は、自前で既存のトラックを簡易な形で改造し、移動販売車として進めてまいりましたが、何分そうした目的でつくられた既製の自動車ではないため、機能性に不足がございました。

市といたしましては、より安定的に、かつ充実した形での対応が実現できるよう専用の移動販売車の購入に当たり、国の補助、地域自立型買い物弱者対策支援事業を受けるための協力支援をし、また当初は週1回であった移動販売車の出動回数を週4回とし、その範囲や場所を拡大する際にも実施場所の選定に当たって、側面から地元区長の紹介といった支援をしております。

次に、移動販売の実施状況ですが、基本的に霞ヶ浦地区を対象とし、本年2月半ばまでは週1回の出動だったものを去る2月25日から週4回の出動としています。周回のコースは全部で8コースであります。1日1コース、4カ所から5カ所回ることで、2週間で計8日間の出動が一巡する形となります。

また、消費者の方々への反応といたしましては、食品はもちろんですが、衣料品や日用雑貨などの品ぞろえを充実してほしいといったご意見もあり、仕入れ関連業者との調整の上、それらの充実も図っているところと聞いております。

JA土浦では、そうした皆さんからのさまざまなご意見に耳を傾けながら、随時移動販売の運行を工夫したり、充実を図っていききたいということがございます。

次に、2点目の市として移動販売に対する期待や連携はないのかについてご説明、お答えいたします。

市といたしましては、少子・高齢化が加速する昨今、高齢者等の移動弱者に対し、多くの連携、支援策が考えられるところでございます。

また、地産池消や地域活性化の視点からも、こうした取り組みに期待をすることは大きいということで、引き続きこの取り組みに対し支援、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目1番、家庭から出るごみの分別の周知方法と資源ごみ等の回収率向上を図るとどのような影響があるのか伺うに対して、お答えを申し上げます。

本市のごみにつきましては、市民の方々に12種類に分別して、集積場に出していただき、そのごみを市が収集委託し、クリーンセンターへ搬入しています。

この分別していただいたものの中で、直接資源として再利用できる代表的なものとして、新聞紙や段ボールがあります。この新聞紙や段ボールは、各集積所から市が委託した業者が収集し、その後直接古紙業者へ搬入し、再生資源として利用されます。また、新聞紙や段ボールは、古紙

業者において買い取られ、市の歳入となります。平成24年度の決算では、資源ごみ売り払い収入として283万1531円の収入となっております。

また、本市のごみの資源化率につきましては、平成23年度で19.6%となっております。周辺市の状況を見ますと、土浦市が21.5%、つくば市が8.3%、茨城県全体では17.7%となっており、県全体の平均より多少ですが、よい状況となっております。

今後におきましても、資源化率を向上させる必要があると思われまますので、分別方法について各戸回覧や広報紙、ホームページ、市民向けのごみ分別講座を開催して、より一層の周知をしてまいりたいと思います。

次に、2番目の各ごみ、特にプラスチックごみの回収向上に向けた現状の対策や今後の展開の質問にお答えいたします。

本市において、12種類の分別をしているごみの一つとして、食品容器等のプラスチック容器ごみがあります。このプラスチック容器ごみの回収は毎月2回実施しているところです。このプラスチック容器の分別について、本市が皆様に分別をお願いし、集積所に出していただき、市が収集業者に委託をし、クリーンセンターへ集め、容器リサイクル法に基づき再生資源業者へ売り払いをしております。

隣接する土浦市や石岡市、つくば市では、このプラスチック容器の大半は可燃ごみとして扱い、資源化は行っていないのが現状と思われまます。

他市に比べ本市の現状は、市民に分別をお願いし、市が回収し、クリーンセンターが取りまとめを行うという三者の作業分担が資源の再利用を進めていることとなります。

また、プラスチックは、高熱での燃焼となるため、焼却すると炉の寿命を短くするおそれもあるため、効果の高い分別であると思われまます。

これらのことから、先ほど申しましたごみの分別につきましては、各戸回覧や広報紙、ホームページ、市民向けのごみ分別講座を開催し、周知してまいりますので、ご協力、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

小松崎議員の3点目1番、職員の生命を守るために点検整備や耐用年数を定めているのか。公用車は全て安全なのかについてお答えをいたします。

公用車は、検査管財課及び霞ヶ浦庁舎総務課で集中的に管理し、職員が一般的業務に使用できる共用車のほか、各課で管理して使用している車両もございます。

公用車を安全に運行することは、運転する職員の安全を確保することと業務の円滑な遂行に欠くことのできない重要なことと捉えております。

公用車は、初年度登録から長年経過している車両や走行距離の多い車両もありますが、道路運送車両法に義務づけられている自動車継続検査、いわゆる車検を実施していることは当然でございますが、それとあわせ日常点検と定期点検を実施しており、何らかの不備があればその都度修

繕を実施しております。こうしたことで、走行上の安全が保てているものと認識をしております。

また、公用車の耐用年数を定めているのかとのことにつきましては、これまでは特に定めておりませんでした。今後の公用車の更新等も含め現在検討しているところでございます。

なお、一定以上の台数の車両を保有する事業所におきましては、当該事業所ごとに自動車運転における指導監督を実施する安全運転管理者等を選任することが道路交通法上、定められておりますので、当該管理者等による安全運転指導を職員に対し適正に実施し、今後さらなる安全運転の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2番、公用車を使用した職員に点検させ、記録日誌を作成させていると伺うが、本来資格を持った方が定期的に点検をするのではないかについてお答えをいたします。

車両の点検につきましては、先ほど申し上げましたとおり、道路運送車両法に規定がございまして、使用者が実施する日常点検と専門的な資格を持つ者が実施をする定期点検がございまして、

日常の点検につきましては、使用者が自己の管理責任において、実施する点検ということで運転者に求められております。

点検の内容につきましては、自動車の状態を確認するものでありまして、ボンネットをあけたり、車の周りを目視したり、運転席に座って走行する上で感じるふぐあいなどを確認するものであり、日常の使用の中で容易に実施できるものでございます。

また、日常点検の実施に当たりましては、その必要性並びに手法等につきまして、今後さらに安全運転管理者等を通じ、適宜適切に注意を喚起してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

4点目、事業仕分け3年間の成果についてお答えいたします。

最初に1番、ご質問の事業仕分け導入3年間の実施費用につきましては、平成23年度125万1600円、平成24年度108万6750円、平成25年度が77万1750円となっております。

事業仕分けで削減した額につきましては、本年度実施を除きまして、過去2年分で見ますと、内容の見直しや事業の廃止による積み上げとなりますが、平成23年度は49万3000円の削減、これは主に補助金項目の見直し等による補助金額の削減となっております。平成24年度につきましては2982万8000円の削減、これは前納報奨金の廃止やリース料の見直し、事業の廃止による削減の合計となっております。

県内の事業仕分け導入状況につきましては、茨城県では全国で最も実施の多い県となっております。今年度まで6市町14回の実施をしております。

次に、2番、廃止した事業についてのサービス低下の検証という点についてですが、平成23年、24年の事業仕分け分により廃止となった事業は結婚支援事業、市税前納報奨金事業の2つの事業でございます。

結婚支援につきましては、県で実施している出会いサポートセンターと今後とも連携していき

ながら、市として支援していくこととしております。

市税前納報奨金事業につきましては、一括納税が可能な市民の皆様に対しての優遇策となっており、市としても市民全体の皆様により一層のサービスを提供するといったことから、本事業は廃止に至ったものでございます。今のところ検証という形は実施しておりませんが、サービスの低下となっているとは、現在のところは思っておりません。

次に3番、市民の代表である議会や監査委員などによる審議結果と仕分け人の審議結果はどちらが重いのかという点でございますが、事業仕分けにつきましては、外部の視点として参加した市民仕分け人の意見や判定結果を重く受けとめまして、市としてさらなる事業発展につなげていくことや職員の対外的説明の研修といった目的のもと実施しております。

この実施により担当課職員は、これまでより一層事業の取り組みに対し、一般市民への説明責任を伴っているという意識を強く持ったものと感じております。

基本的に最終的な判断は、法的な位置づけのとおり、議会や監査委員の判断にされることを承知しておりますが、こういった市民仕分け人といったいろいろな方々の意見も参考にさせていただきまして、さまざまな角度から今後とも計画、実行、評価、改善、いわゆるPDCAサイクルによる円滑な事業の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、6点目、議員の一般質問に対する市の対応についてお答えいたします。

平成25年第1回定例会から第4回の定例会で行われました一般質問に対して、質問主題、要旨、今後の方策、方針を定例会質問順にご説明させていただきます。

まず、第1回定例会での子ども子育て支援関連3法についてですが、当市において子ども子育て会議の設置についてということです。平成26年度は3回、会議の開催を予定しまして、市民ニーズの調査の結果を踏まえ、かすみがうら市の保育の量の確保策の検討と子ども子育て支援の計画を策定いたします。

同じく、事業計画策定について、平成26年10月ごろまでに素案を作成し、平成27年3月までに完成する予定となっております。

実施に向けての準備組織の設置と利用者支援についてでございますが、利用者支援については児童福祉法第24条第1項を踏まえつつ、市町村が保育の実施の義務を担いながら、地域の状況を考慮して将来の教育、保育の提供のあり方などを子ども子育て会議で検討してまいります。

続いて、給食での給食アレルギー事故防止への取り組み強化についてということで、認識とその防止対策についてということでございます。今後も適切な引き継ぎの実施により、情報の共有化を図るとともに、講演会や研修会などの機会を設けていきますと。

続いて、通学路の安全対策について、通学路の安全対策の一環としてスクールゾーンの設置の推進ということです。保護者や学校、地域一体となって、より効果的な対策を検討してまいりますと。

続いて、かすみがうら市環境美化に関する条例について、条例の目的と市の責務についてということでございましたが、かすみがうら市環境美化条例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年第1回定例会の上程しております。

続きまして、当市における公文書管理の取り組みについてということで、公文書の管理は自治体の重要な責務ということで、公文書管理の現状と今後の取り組みについてということですが、

引き続きファイリングシステムを採用し、文書の引き継ぎ、分類、保管、保存、廃棄等の手続を実施してまいります。

続いて、水道事業についてですが、水道施設の耐震化、老朽化対策についてでございます。水道施設の老朽化対策につきましては、多額の費用を要しますことから、耐用年数に応じた更新が進んでいない状況にあります。特に水道配水管の更新につきましては、全国的にも低い水準にあります。東日本大震災を受けまして、安定供給に向けて耐震型ダクタイル鋳鉄管等への更新が行われております。市としましては、送水管は耐震型を布設するとともに、今後も耐震化を図ってまいります。

国からは、50年後、100年後を見据えた水道ビジョンの作成が求められておりますので、安全、強靱、持続化に向けて平成26年度から市独自の水道ビジョンを作成する予定としております。

水道料金10立方メートル以下の従量制につきましては、水道料金の従量制につきましては消費税増税による消費者ニーズの動向、一般会計からの補助金のあり方、水需要の動向、水道施設更新に係る費用負担等、諸問題に取り組む中で、お客様への情報提供に努め、水道料金の負担の公平性を図る観点から料金体制のあり方、改定の時期と従量制移行を勘案して、今後検討していきたいと考えております。

企業誘致への考え方でございます。オーダーメイドの賃貸型工場の認識についてということですが、今後ともさらに広く情報を提供していきたいということでございます。

それと、工場誘致条例、企業誘致奨励金制度の企業誘致条例についてでございますが、今後とも企業立地につながる施策を検討してまいります。

障害者優先調達推進法の施行についてですが、自立就労支援の取り組みについてということでございます。障害者施設等から優先して物品購入、役務を提供していただくための庁内各課に依頼、周知をしてまいります。

続きまして、第2回定例会で、小学校統合の住民への説明責任と今後のスケジュールについてでございますが、市内小学校統廃合の今後の進め方ということでございます。引き続き統合委員会を中心により一層保護者や地域の意見を伺いながら協議を進めてまいります。

また、円滑な統廃合のためには、関係者に対して各種アンケート調査を実施すべきではないかということでございますが、スクールバスの運行や校名、校章、体操服の決定など、アンケートや公募の手法により、保護者の皆様のみならず、地域の意見を広く取り入れて協議を行ってまいります。

放課後、休日に行うクラブ活動の交通手段をどう考えるのかということでございます。部活動については、教育課程外の学校教育活動としてスクールバスを運行し、その利用状況などを運行基準の見直しに今後とも生かしていきますということでございます。

市民が心配する保育所の民設民営化についてということでございます。民設民営化への変更の必要性ということでございますが、市全体における保育ニーズに応じた保育所のより効率的な運営と保育サービスのさらなる充実を図るため、市立保育所の民営化を推進しますと。

続きまして、市民の保育を受ける権利をどう考えるかということでございます。保育施設を利用する保護者から、みずからが選択した特定の保育所において保育を受ける立場を尊重し、民営化協議を進めてまいりますということです。

今後の進め方とスケジュールについてでございますが、平成26年度においても市立保育所利用者説明会を開催し、保育所民営化への理解を求めてまいります。

エンディングノートについてでございます。エンディングノートに対する認識と市民に対する啓蒙について、ホームページの紹介など県内の実施状況を見ながら引き続き検討してまいります。

続いて、ネット選挙についてでございます。ネット選挙の認識についてということで、今後もインターネットを利用した選挙運動が解禁されたことなど、公職選挙法改正についての広報に努め、有権者の政治参加の促進を図ってまいります。

ネット選挙に対する市の取り組みについてでございますが、今後も広報紙等を活用しまして、公職選挙法についての広報に努め、有権者の方々への周知、啓発を図り、有権者の政治参加の促進を図ってまいります。

続きまして、復興特別所得税についてでございます。この特別所得税が当市にどのようにかわってくるのかということで、復興特別所得税を財源とした交付金等につきましては、適切に交付申請を行ってまいります。

続きまして、第3回定例会で選挙の投票率向上及び経費削減の改革ということで、投票率向上のための方策は何か考えているのかということでございますが、今後とも今まで同様に期日前投票所を設置しまして、投票できる機会をふやしてまいります。また、有権者への広報としましては、選挙公報の発行、ショッピングモールや広報車での広報活動に引き続き取り組んでまいります。さらに市ホームページでの選挙情報の掲載、成人式での広報活動なども引き続き実施し、若者への情報発信に取り組んでまいります。

ほか自治体で行っている選挙費削減対策の認識ということでございますが、今後とも機器の導入を検討しまして、投開票作業時間の短縮を図り、選挙経費の縮減に取り組んでまいります。

続きまして、職員のまちづくりに対する意識ということでございます。まちづくりに関する職員の研究グループの有無や認識についてということでございます。引き続き職員の募集の啓発を行ってまいります。

市民がまちづくりに参加できるような体制をつくる必要性ということでございます。来年度も市政懇談会を継続して、そこで出された意見や提案など周知の方法など、開催期間、時間、場所、対象者と進行方法等の検討を行ってまいります。

他自治体のように大学などと協定を連携している実績があるかということでございます。各部門において事業内容に応じ連携の可能性を探りまして、連携分野の拡大を目指してまいります。

フラワーロードの充実と活用についてでございます。フラワーロードの事業は、ボランティアの方々への協力に支えられ、実施してきてございますが、今後どうしていくかということでございます。緑化推進協議会において協議をしてまいりますということでございます。

子どもたちの安全を守る取り組みについてでございます。児童・生徒登下校の安全確保ということでございます。引き続き教職員による交差点での通学指導やPTA、地域ボランティア等による立哨指導及び挨拶運動、防犯パトロールなどにより安全確保に努めてまいります。

学校給食における学校委員、異物混入事故の防止策ということでございますが、今後とも安全管理や衛生管理、点検を徹底するとともに、定期的に講習会を開催してまいります。

続きまして、環境美化条例の中で犬のふん害について防止策はどうするのかということですが、次回、平成26年5月の狂犬病の集合注射の機会に、犬の飼い主マナーチラシを配布し、啓発をしまいる予定であります。

続きまして、第4回定例会で文化団体等による公共施設の利用状況ということですが、各施設の利用状況の現況について、近年の増減の変化について何うということですが、大塚ふれあいセンターを含めまして近年の施設利用状況の増減は、ほぼ横ばいということになっております。今後とも地域社会における連帯意識や利用者との信頼関係を深めまして、利用者の集客に努めてまいりますと。

続きまして、文化的活動の目的としての利用の場合、施設利用料金が減免となると聞いていますが、全利用件数のうち、減免対象となる活動及び団体の判断基準や条件を何うということですが、減免等につきましては今後とも受益と負担の公平性を図る上からも、減免規定により判断を行いまして、市民の皆さんにわかりやすく、誰から見てもご理解いただけるような施設使用料金の減免を行ってまいりますと。

続いて、公共料金の利用に当たって、利用目的が個人的や営利目的と判断する可能性があるのかということですが、具体的な使用内容ですね、お客様の。目的を聴取することで、条例等の規定に基づく判断をした上で許可をしまいますと。

続きまして、東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興ということですが、市内の小・中学校ですか。

[「資料で出してやったらいいんじゃない」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（高田 忠君）

小学校において、児童の体力、運動の能力を向上するため、何らかの対策や指導を行っているのかということですが、各小学校で県の体力アップ推進プロジェクトに基づきまして、投力アップチャレンジプランに基づいて取り組んでいきますと。

市内小学校児童の肥満度や体育測定における分析についてでございますが、体力テストの結果をもとに、体力アップ推進事業の計画を立てていきます。

高度肥満の児童・生徒の生活習慣の改善に向けて、栄養教諭による食育指導を行ってまいりますと。

市内のスポーツ団体からの交流を推進するため、例えば災害協定を締結している板橋区などの大会があってもいいのではないかとということですが、予算も勘案しながら体育協会の平成26年度役員会及び総会等で協議を行ってまいります。

続いて、新たな農作物の推進対策ということですが、ほかの市や他県でうまくいっている農産物の事例や導入費用のリスクが低い農作物の事例等の認識と当市においてそのような事例を調査研究しているかということですが、今後も県を含め研究機関等から情報収集や連携を継続していくとともに、新たな湖山の宝の発掘や充実を図ってまいりますということですが。

また、国・県・市・JA等の農業関係団体には、新規就農者等の農業者の生活を安定するための検討や研究をするための組織があるのかということですが、今後とも就農相談会を実施するとともに。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野議員。

○11番（小座野定信君）

答弁者側はもっと研究して答弁してください。1年分の議題になったものを全部読み上げたら夕方までかかるよ。そういうのは文書で出すんだよ。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎議員。

○6番（小松崎 誠君）

今、小座野議員からありましたけれども、これは私が要請したものですからご理解いただきます。あと少しで終わりますからすみません。

[「質問者側じゃないよ。答弁者側がこれ考えるべきなんだ、答弁というのは。それをそこで全部読み上げたって、全部メモなんかとれるわけないでしょう」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時52分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

1つ、道路の除草や清掃についてでございますが、市で行っている除草作業、どこでどのようなスケジュールで行っているかということでございますが、限られた予算で全ての市道の除草作業は困難であることから、幹線道路及び通学路の除草を優先に直営工事等により除草を強化してまいります。

以上、その他、資料のごらんおき願いたいと思います。

第1回定例会から第4回定例会までの説明をさせていただきましたが、これでご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ただいまの公室長の答弁、私が細かに報告しろという要請をしましたので、大変ご迷惑かけました。

再質問に入りますけれども、組織体制についてでございますけれども、これ武田信玄の名言がありまして「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵」という名言があります。職員は、これまでかすみがうら市が投資をしてきた市民サービスの源だと、私は思っております。このような状況下では、組織のやる気、モチベーションは低下していると考えるのが妥当だと思います。

だからこそ、民間の企業はこのモチベーションを上げることに日々努力しているわけでございます。

そこで、市長及び副市長、教育長にそれぞれお伺いしますけれども、このような組織体制になっても職員のモチベーションは高いと考えているかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

組織体制の整備については、企画課を中心に各担当部課と調整しながら整備を図ったところでございます。先ほど副市長からも答弁があったように、他市の組織体制と比べても、形の上では特にかすみがうら市だけが突出しているということはないというふうに、私は感じております。

[「市長、モチベーションが高いかどうか、その部分の考え」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

モチベーションは全然問題ない。非常に高まるものと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

私たちのモチベーション、職員のモチベーションというのは組織がどうこうではなくて、市民のためにどのように働くかということでモチベーションを上げていくものだと思っておりますので、人が減るということは、非常に私も県職員時代は大変な忙しい思いは経験いたしましたけれども、目線をどこに置くかということでモチベーションは保たれると思えます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

人は大人であっても、子どもであっても、認められるということが一番大切なことであります。ですから、私は、上に立つものとして、その人の仕事、その人を認め、励まし、そしてモチベーションをより高めていきたいと、そう考えているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ちょっと引用が長くなってしまいますけれども、機能障害を起こしている組織の病状を列挙した方がいるんですね。これはジョージ・フォーダイスという医者なんですね、18世紀ごろの。ちょっと長くなりますけれども、早口で読みますから聞いてください。

1、失敗や問題点は隠したり握りつぶしたりすることが習慣になっている。

2、組織上の役割と地位のほうが問題解決よりも大切になっている。形式的で礼儀的な接触に終始しているので、本当の問題点はうやむやになっている。形式的で個人的な欲求や感情が余り

重視されない。危機に直面すると逃げ腰になり、人々はお互いに非難し合う。人々や部門は相互に相手の真意を信頼せず、余り交流をしない。人々や部門は援助を求めたり受けたりせず、自己の領域を大切に死守している。下位階層の人々の判断が余り取り上げられていない。業務に関するフィードバックが受けとめられず、むしろ回避されている。他人や他部門の経験から学び、みずからの失敗を今後に生かすことがされない。人々はお互いに孤独であり、相互に関心も薄い。人々は自分の職務に縛りつけられていると感じている。管理者は細かいことまで指示し、多くの意思決定をコントロールしようとする。管理者は小さな資質をも厳しくコントロールし、必要以上の説明を求める。管理者は失敗を許さず、部下たちは一度失敗したら全てが終わりと思っている。できるだけリスクを冒さないことが重要な価値観になっている。人々は方針や手続の中に非難し、制度を盾にとって建前論でやり合う。人々は自分たちの欲求不満を飲み込み抑えていると紹介しましたがけれども、市長、副市長、教育長におかれましては、組織の病が重病にならないためにも、これらの症状を十分認識した上で、組織のあり方を考えるべきことを提言しておきます。

次に、2点目の農産物のことで再質問させていただきます。

まず最初に、今は旧霞ヶ浦地区に限られておりますけれども、千代田地区への導入の予定はあるかどうかをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

現在は霞ヶ浦地区だけでございますけれども、千代田地区におきましても必要とされる方とか、必要な地域はあろうかと思しますので、両地区で移動販売ができれば理想的な形だとは思いますが、そういうことでJ A土浦さんのほうには、そういう意見がありましたことを伝え、検討していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

周回コースが8コースあるというふうに紹介されましたけれども、把握していればどういうコースで8コースあるのか、教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

今言われましたように8コースございます。コース的には、下大津コース、牛渡コース、佐賀牛渡コース、佐賀コース、美並コース、安飾コース、志士庫東コース、志士庫西コースということで8コースございます。

コースの中で販売場所につきましては、4カ所から5カ所ということでございます。また、地

区を中心となるような場所ということで、集落センター、公民館等が広く使われているようでございます。また、そのほかの消防署詰所跡とか、目立つようなところで販売がされているということもございます。

また、コースの時間といたしましては10時半から3時半の間で実施されているようでございます。また、1カ所の販売時間は20分から30分程度ということでございます。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

副市長にお伺いしますけれども、この事業内容から考えますと、本来JAが行う買い物弱者支援は、高齢者対策、過疎地対策なども含めて犯罪や福祉といった市が行ってもよい内容と思われると思います。JAがやっているから市は関係がないと思わないで、よく連携をとっていただきたいと思えます。オレオレ詐欺防止の啓発や困っていることへの相談とか、それらに対処するなどをお願いしてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

移動販売に対する期待と市との連携ということでお答えいたします。

声が出ないので、失礼いたします。すみません。ちょっと喉がおかしいので、聞きづらい場合にはご容赦ください。

移動販売車は買い物が不便な地域を回ることから、高齢者等の生活用品の購入が地域でできること。また、集まった人たちがその地域でおしゃべりができること、そういったことでコミュニケーションが図れるということ。それから、買い物という本来の目的に加えまして、高齢者の見守り等に対して多くの効果が期待されると思っております。

さらに、地域を回っている際に、ひとり暮らしの高齢者等の変化、変異や子どもたちの事故などを発見し、対処や通報をしていただくといった効果も期待できると思えます。

また、振り込め詐欺や悪質な訪問販売等による被害が現在増加している中で、消費生活センターと連携して啓発チラシを配布していただくなど、被害防止効果も期待できると思っております。

こういったことから、現在市は、金融機関や生活協同組合など6事業者と高齢者の見守り協定を締結しております。また、日本郵便に対しまして協定は結んでおりませんが、協力依頼ということで見守りの協力をいただいているところでもございます。

同じようにJA土浦とも、移動販売における連携協定を交わすことも視野に入れて、担当課に検討させていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

次に、公用車の件ですが、これはこの質問はあえて職員の生命を守るためということで質問さ

せていただきましたので、要望にしますけれども、市民の前で仕事をするわけでありますから、きちんとした服装と同じように車も整備をして、きれいに掃除をして、安全対策をしていただきたいと思います。

次に、事業仕分けの3年間の成果についてでありますけれども、②の部分で廃止した中で結婚支援事業というのがありましたけれども、昨日の山内議員さんからの質問に対する答弁を聞きましたので答弁は結構なんですけれども、結局は仕分け人の言いなりになっていて何も考えていないと、そういう印象を私は受けました。だから、明快な答えが出なかったんじゃないでしょうか。そういうことで、今後は事業仕分けをやっつけていかないということなので、これはきょうはこれぐらいにしておきます。

それから、5番目の家庭排出ごみの分別収集徹底についてということでございますけれども、これはさらなる徹底を広報紙等を通じてよろしくお願ひしたいと思います。

それから、議員の一般質問に対する市の対応についてということで、先ほど細かにご報告いただきましたけれども、今後はこういう聞き方をいたしませんので、とにかく私だけじゃなくて、ほかの議員さんも質問したことに対しては、執行部は責任を持ってその経過なり結果を知らせていただきたい。これはできないものはできないで結構だと思うんですね。ただ、知らんぷりでおざなりにしてはいけないということを私は一言申し上げておきます。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時15分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成26年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

関東甲信や東北を中心とする記録的な大雪の被害によりまして、住宅や学校、高齢者施設、農業用ビニールハウス、行政機関など、生活に必要な機能が麻痺状態となりました。

今回の大雪被害は、終息に向かいつつありますが、近年我が国では集中豪雨や豪雪といった極端な気象がふえつつあります。

万が一の事態に備えて、地域で支え合える仕組みの検討を進めていくときであります。災害などの緊急ときには、共助の精神が重要になり、集約的なまちづくりは人と人とのつながりを総体的に強め、こうした問題を解決する一助になると考えております。地域住民の意思を尊重することを大前提にバランスのとれたまちづくりを進めなければなりません。

最初に、石岡地方斎場移転事業についてをお伺いいたします。

市長は、これまで石岡地方斎場については、税負担は市民であり、この市民の利益を守るために、多額の投資はばかげた話だとし、規模縮小を求めてまいりました。そして、副市長の尽力により、計画見直し4億円以下の負担という線で落ちつきました。これが今までの経過であります。

そして、このときも議会や市民から、どのような利用料金となるのか心配され、議会でも多々質問がありました。これに対し市長は、何ら対策はないとの姿勢でありました。

一方、現実問題として、これらを利用する市民には、セレモニーホールの利用額の減免措置がないことを知らない市民がいることや、利用料金が高くなるのではないかと不安を持っている市民が多々おりました。

このような中で、先日、利用料の改正案が提示され、内容を伺い、私もびっくりいたしました。簡単に申せば、式場を利用する場合、石岡、小美玉市は2日間利用をして6万円、かすみがうら市は20万円の使用料になります。この利用料金は4月21日から供用開始される予定であります、それよりから開始を始めます。

そこで、伺いますが、①新石岡地方斎場の式場の使用料金の改正に対する市長の見解を求めます。

②市民に対する説明責任を求めます。

次に、ノロウイルス対策についてをお伺いいたします。

ノロウイルスによる被害は、全国に拡大をいたしております。浜松市や広島市の学校では、給食によるノロウイルスの集団食中毒が発生したほか、千葉県内での病院でも集団感染が発生をいたしております。

ノロウイルスは、手指や食品を介して経口で感染し、嘔吐、下痢、腹痛を引き起こしてまいります。子どもや高齢者は重症化に要注意であります。

予防のため、調理や食事前、トイレの後などには、特に手洗いを徹底、加熱が必要な食品には中心部が85度以上、約90秒以上の加熱が必要とされております。もしも感染が疑われる場合は、速やかに保健所や医師に相談し、水分や栄養を十分に補給し、症状があるときは食品を扱う作業を中止し、感染者が使用したものはほかのものとは分けて洗浄、塩素で消毒をしなければならないようになっております。

かすみがうら市の現状はどのようなになっているのか。

①ノロウイルスの感染経過について。

②感染予防防止の対応策についてお伺いをいたします。

次に、各種証明書をコンビニ交付できる体制についてをお伺いいたします。

岐阜県大垣市は、通常市役所に出向かなければ取得できない住民票の写しなどの証明書8種類を交付いたしております。市役所が開庁していない休日、それから夜間でも証明書の発行が可能となっております。

一方、利用者には住民基本台帳、いわゆる住基カードが必要となるわけですが、この住基カードの普及も進めなければならないのがあります。コンビニ交付が実現すれば、住民サービス向上のほかに、窓口業務の負担軽減など、コスト削減の効果にもつながります。

その観点から①現在の取り組み状況について。

②証明書の交付内容について。

③いつから実施可能なのかをお伺いいたします。

次に、地域包括ケアシステムの充実についてをお伺いいたします。

政府が閣議で決定いたしました介護と医療サービスの提供体制を見直す医療介護総合推進法案体制整備のための基本創設や介護保険の自己負担の一部引き上げなどの内容になっております。

法案は、高齢化のさらなる進展で増大する医療、介護給付の抑制を図る一方、在宅医療介護サービスを手厚くし、高齢者になっても住みなれた地域に必要な支援を受けられる地域包括ケアシステムを構築するのが狙いとなっております。

政府の予算案や先日成立した今年度補正予算には、小規模特別老人ホームなどの施設整備の促進、認知症の患者、家族を支援する施策など、同システムの構築を後押しする予算がふんだんに盛り込まれております。

こうした予算を活用して、いかに地域に合ったシステムを築くか、各自治体の取り組みにかかってまいります。また基金については、消費増税分で生まれる財源から900億円を投入して、2014年度に創設し、施設整備とか、スタッフの確保、医療分野におきましては都道府県や地域医療構想を策定し、病院関係者も交えた協議会で各病院の役割分担を決めることになっております。それぞれの地域に即した地域包括ケアの姿を模索しながら、先進事例の調査、関係者との意見交換を推進し、調査で得た課題や対応策をまとめていただきたく、充実したシステムを構築していくことが重要であります。

①現在の取り組み状況と課題について。

②2014年度関連事業費に盛り込まれる予定だが、対応策について。

③今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、英語教育改革についてをお伺いいたします。

文部科学省が子どもたちの実践的な英語力を養うための英語教育改革実施計画を発表いたしました。語学教育を抜本的に見直し、グローバル時代に対応した使える英語を身につける人材の育成を目指すことになっております。

見直しに伴い、高度な英語指導力を備えた教員をどう確保し、育成していくかが大きな課題となっておりますが、英語教育改革実施計画で特に注目されるのが小学校における英語教育の拡充であります。

新計画は五、六年生を対象とした英語教育を週3回程度ふやしていく。体系的に教える教科として授業することになっております。教科書を使用し、読み書きなども指導し、専門教員が担当し、成績評価も実施するなど、従来より一步踏み込んだ内容となっております。これまで対象でなかった3年生、4年生でも、週1から2回の外国語活動を導入することになっております。

新たな英語授業は、中高の英語教育改革とあわせ東京五輪が開催される20年を目標に実施することになっております。

新計画の中で、中高の英語教育も見直し、中学校ではみずからの考えを表現できるなどを生徒に身につけさせる英語授業が原則として英語のみで実施することになっております。

このような観点からも①文部科学省の英語教育実施計画の認識について。

②今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、防災・減災基本法についてお伺いいたします。

強くしなやかな国民生活の実現を図るため、防災・減災等に資する国土強靱化基本法防災・減災基本法が昨年12月4日に成立をいたしました。都道府県市町村も国の計画に沿って、地域ごとの国土強靱化地域計画を定めることとなっております。

基本方針には、①女性、高齢者、子ども、障がい者などの視点を重視した被災者への支援体制の整備。

②防災・減災に関する専門的知識、技術を持つ人材の育成。

③防災教育の推進などが盛り込まれております。

また、災害が発生した際における生活必需品の安定供給などに向けた輸送手段の確保も明記されております。

①基本法の認識について。

②今後の実施計画についてお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、石岡地方斎場移転事業についてのご質問にお答えいたします。

矢口議員、山内議員への答弁と重複する点がありますが、ご了承をお願いいたします。

平成23年12月12日の石岡地方斎場組合正副管理者会議において、建設規模及び建設費の見直しによる費用負担軽減を提案しました。その結果、計画の見直しで約1億4000万円軽減させ、式場については3市の合意により石岡市と小美玉市2市の負担において整備したものであります。

また、霞ヶ浦地区の方が利用しております霞ヶ浦聖苑につきましても、式場の整備はなされていないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の式場利用の均衡を図ることも必要であります。

私は以前から、民間にできることは民間で、地方にできることは地方でという観点から行政改革を進めているところであり、税金を使つての式場建設が民間経済活動への圧迫となることを避けなければならないと私は思っております。

これらのことから、本市が式場の建設に参加を見合わせた結果、石岡市と小美玉市の方は式場使用料が1回3万円となり、本市の方は10万円となっております。

本市の利用者の方には、石岡市と小美玉市と比べ7万円費用負担が増になりますが、斎場建設計画の見直しで約1億4000万円もの負担軽減したことは、私が行った行政改革の一つでありますので、この料金設定につきましてもご理解のほどよろしくをお願いいたします。

また、3月号の広報紙におきまして、新石岡地方斎場の施設利用についてご案内する予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

2点目、ノロウイルス対策については、保健福祉部長及び教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、各種証明書をコンビニで交付できる体制については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、地域包括システムの充実については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、英語教育改革については、教育長からの答弁とさせていただきます。

6点目、防災・減災基本法については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員ご質問の5点目、英語教育改革についてお答えをいたします。

最初に1番、文部科学省の英語教育実施計画の認識についてでございますが、文部科学省ではグローバル化に対応した英語教育改革実施計画におきまして、小学校における英語教育の拡充強化、中学校・高等学校における英語教育の高度化など、英語教育の抜本的充実を図ることを目指しております。

また、2020年の東京オリンピック、パラリンピックを見据えた計画、スケジュールとなっていることも理解しております。

そして、この計画に関連するものとして、日本人としてのアイデンティティーに関する教育の充実、具体的にいいますと我が国の歴史、伝統、文化、国語に関する教育の推進も求められているところでございます。

グローバル化が進む中、国際社会の一員としての自覚や資質、能力を身につけた児童・生徒を育てることは、とても重要なことであると考えております。

次に、2番、今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では、小学校に2名、中学校に4名、合計6名のALTを配置し、会話力や発音力の向上を目指しております。ALTを有効に活用することができるような授業の充実をさらに進めていくことが大切であると考えております。

また、小学校での英語教育の充実、小・中連携を図ることを目的としまして、中学校の英語科担当教師とALTが小学校を訪問しまして、外国語活動の授業を行い、よりよい外国語活動の授業づくりについて考えるという講座も本年度から始めました。

今後、小学校中学年から外国語活動が開始されるようになることも踏まえまして、小学校中学年でもALTが数多く活用できるようにしていきたいと考えております。

また、県の事業でもあります国際社会で活躍できる人材育成事業の積極的な活用を進めていくことも大切であると考えております。

小学校では「歌と遊びで英語のシャワー」としまして、英語のCDが配布されております。中学校では「発音力アッププロジェクト」として、コンピュータソフトを使用した発音指導が可能となっております。これらを有効に活用するように、各学校に対して指導していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

中根議員さんのご質問にお答えをいたします。

2点目1番の保育所におけるノロウイルスの感染経過についてのご質問でございます。

昨年11月21日にやまゆり保育所におきまして、入所児童に下痢、嘔吐の症状が見られ、感染症胃腸炎の疑いがある児童が確認されました。その後11月29日までの9日間で26人が発症いたしましたが、12月4日以降につきましては、感染による欠席する児童はいなくなり、この時点でノロウイルスの感染症が終息したことを確認しております。

この期間、土浦保健所の保健師の指導をいただきながら対応に追われてはありましたが、30人未満ということでございましたので、報道機関への連絡はいたしておりません。

次に、2番目の感染防止の対応策についてでございます。

まず、感染を拡大させないため、クラス別保育の実施あるいは次に保育室や送迎バス、さらに遊具類はおもちゃ類になりますが、この徹底した消毒を施した後に保護者への保育室入室を控える措置をとらせていただきました。

また、感染防止を拡大するため、いろいろな保育所での行事がございます。この行事を延期するなどの対応をとらせていただいたところでございます。

今後におきましても、入所児童に感染症の症状があらわれた場合には、病院受診後、その結果について保育所へ連絡をいただき、症状がおさまり次第、医師の許可後に登所をしていただくよう、保護者には通知をしたところでもございます。

4点目の地域包括ケアシステムの充実についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1番目の現在の取り組み状況とその課題についてでございますが、全国的に進められております地域包括ケア体制の充実につきましては、先ほど中根議員さんから質問の中にもありましたように、これからの超高齢化社会に対応するために、いかに高齢者の方々ができる限り住みなれた地域で、安心して暮らしていけるよう、住まいや介護、予防、医療、生活支援といったサービスを包括的かつ継続的に進めていこうという取り組みの一つでございます。

このような状況の中で、市町村の自主性あるいは主体性が問われていくわけですが、この地域の特性に応じて対応していくことが大変重要であるというふうに認識しているところでもございます。

当市におきましては、包括支援センターあるいは介護事業者を中心とした介護相談、介護支援を初め配食サービスや軽度生活支援、介護予防教室などといった民生委員さんと連携を図った企業の見守りなど、地域での生活支援を図っているところでもございます。

次に、2番目の国の26年度の関連事業費についてですが、平成26年度の国の予算編成において、小規模特別養護老人ホームなどの施設整備や認知症対策の予算化が見込まれ、その際の市の対応をどういうふうに考えるかというご質問をいただきました。

この点につきましては、これまで介護保険事業計画に基づき、介護施設の整備等を進めてきた中で、市内の介護サービスの充実も図られてきているところでもございます。市内施設のサービスやその活用状況、市民の方々のニーズを見ながら、国事業の採用を検討してまいりたいという

ふうにご考えております。

3番目の今後の具体的な取り組みといたしましては、平成26年度に実施をいたします次期介護保険計画の策定や包括支援センターの運営を検討していく中で、地域に合った包括ケアシステムを鋭意検討し、2020年をピークとした高齢者世帯数の増加に向けて、介護を必要とする高齢者への支援ばかりでなく、介護が必要な世帯を地域で支え合う仕組みづくりを構築してまいりたいと考えております。

なお、これらの事業を担当する組織体制につきましては、4月からの地域包括センターと保健センターが同じ課の所管として配置場所も同様であることから、介護と保健の連携が強化できるものというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

中根議員の2点目1番、ノロウイルスの感染経過につきましてお答えいたします。

昨年12月2日の週から下稲吉小学校において、1年生から3年生に腹痛による欠席が見られるようになり、検査の結果、2日から欠席していた3年生男子児童が5日にウイルス性胃腸炎と診断されたのを初めとして、その後5年生児童や2年生児童と広がってまいりました。最終的には、12月19日までの間に45名の児童が発症しました。30名を超えたことから記者発表も行い、新聞報道もされましたが、12月20日以降においては感染による発症がなかったということで、終息をしたものと判断いたしました。

原因としましては、徐々に感染が広がったこと、職員の発症者が出なかったことから、給食からの感染ではないと推測いたしました。

次に2番、感染防止の対応策につきましてお答えいたします。

教室内で嘔吐があった学級については、児童を特別室に退避させ、教室の洗浄を徹底して行い、十分に換気した後に児童を戻しました。また、その他の教室、特別教室、トイレなどにつきましては、職員が塩素による消毒を行いました。

給食につきましては、給食配膳室及び配膳台車の洗浄を徹底し、給食調理室に汚染源を持ち込まないように行いました。

さらに、児童には、手洗い、うがいを徹底するとともに、保護者にも情報提供と注意を喚起する通知により、予防を呼びかけるとともに、体調のすぐれないときは無理して登校をさせないようお願いをいたしました。

今後においても、これらの対策を徹底するよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

3点目の各種証明書をコンビニで交付できる体制についてのご質問にお答えいたします。

全国に店舗を展開するコンビニエンスストアで、各種証明書の交付が受けられることになりますと、全国どこでも平日や休日に関係なく、各種証明書が取得できるようになります。そうすると、市民の利便性が向上することになります。

しかしながら、コンビニ交付の導入には、多額の費用が必要となりますことから、茨城県内でも実施している自治体は古河市、つくば市、龍ヶ崎市の3市にとどまっている状況でございます。

いずれも、住基カードの発行を受けた方がカードを使って住民票の謄本、抄本、それに印鑑証明書の交付が受けられるというものでございます。

本市におきましては、現段階でコンビニ交付の導入の方向性は示しておりませんが、平成28年1月から、社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度が開始されることとなっておりますことから、この制度の開始に向けた準備作業を進める中で、マイナンバー制度の運用内容や効果を見きわめながら、コンビニ交付につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

6点目、防災・減災基本法につきましてお答えをいたします。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、いわゆる防災・減災基本法でございますが、甚大な被害を及ぼすおそれがある大規模自然災害に備え、事前防災及び減災、その他迅速な復旧、復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施し、国民の生命、身体、財産の保護、社会の重要な機能が維持され、機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保するなどの基本方針にのっとり、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進を図るため、議員ご指摘のとおり、昨年12月4日に成立をし、同月11日に公布、施行されたものでございます。

これにより国は、基本方針に沿った国土強靱化基本計画の策定が義務づけられ、地方公共団体におきましても国との調和を図りながら、国土強靱化地域計画を策定することができるとされております。

ちなみに、国においては、昨年12月17日に国土強靱化推進本部第1回会合が開催され、強靱化大綱が決定されたところでございます。

このようなことから、今後国・県における基本計画策定状況を注視しながら、国・県との適切な役割状況を踏まえて、市民の方々のご意見を伺いながら、かすみがうら市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、石岡地方斎場の移転事業について伺います。

やはり市長は、きのうの答弁の中でも一貫して述べておりますけれども、とにかく1億4000万削減できたということが、かなり強調しておりますけれども、実際にこの石岡斎場の建設に当たっては、これは合併特例債事業という形に位置づけしておりますので、やはりこの1億4000万の中で実際に市としての持ち出しの分、単費として持ち出しの部分は具体的に幾らになるのか。再度、答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

市の負担分というのは3億9839万4000円、約、そういうこととなります。それで、95%の特例債等を用いまして、一般財源の持ち出し分は1億5809万1000円、約でございますけれども1億5809万1000円ということです。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

そのうちで、式場の部分に当たる負担金の部分は幾らになりますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

当かすみがうら市においては、式場部分については、参加していないということでございますので、式場の部分の負担はないということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

負担をしないということではなしに、もしも、式場の負担金を出費した場合には、どのくらいの、算定した場合になるかという、それを伺っているんです。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

先ほど、負担しない部分においては1億5809万1000円ということでございましたけれども、負担した場合には1億9537万6000円、数字的には丸めてございますけれども、1億9537万6000円ということで、差額が約3728万ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

実際の持ち出しは3728万ということになりますね、式場部分についての、もしも式場の負担金を出した場合には。間違いないですね。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

はい。式場に参加したものと考えると、現在の1億5809万1000円の差額が3728万ということでございます。

ただ、数字的には、まだ斎場でも決算がされておられませんので、約3700万ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

そのように、1億4000万だけが踊っておりまして、いかにも1億4000万、100%削減したような発言をしておりますけれども、実際に特例債事業として算定した場合には、この約3700万の市の持ち出し、単費になるわけですね。だから、これ、やはり20年、30年というスパンで考えた場合には、年間もう幾らでもないですね、出費がね。

ということで、市長は常日ごろから、この国の借金が多いから、このままでは国が潰れると議会の中でも、再三、話されていますよね。だから地方も潰れるということは何回も繰り返し発言をしておりますけれども、やはり行政の運営というのは、ただ、損得だけではなくして、住民サービスの向上、そしてやはり霞ヶ浦地域と千代田地域を、こちらも向こうは、式場がないから必要なものは平等だという、そういうふうな表現で話をしておりますけれども、やはり千代田地域というのは、やはり今までこういう近隣の市町村とのいろいろなつながりの中で運営し、そしてお互いに助け合ってきた自治体でありますので、やはり同じ市であっても地域性が違うわけですね。

だからやはり同じくするという、それは削減という観点から考えた場合には、それはそうかも

わかりませんが、私はやはり行政というのは、市民サービスの向上だと思いますし、国が潰れるということは、やはり長が潰れんだという、この表現は、いかにも市民を不安に駆り立てているという、そういう認識しか私にはうかがえないんですね。

だからやはり、国の財政の仕組みというのは、国が70%、地方が30%、厳しい財政状況であっても、平等にサービスが受けられるようなシステムになっているわけですね。だからやはりそういう中で、国が調整をしながら国が70%の財布を持っているわけです。そういう中で国が調整をしながら、これは平等にサービスを受けられる体制というものを、全国津々浦々にこれは体制を組んでいるわけです。

だからやはり、この3700万の削減によって、千代田地域が14万の式場を利用する場合には負担増になってしまうということに関しては、私はただ削減だけではなくて、市民の目線で、やはり考えていくべきではないかなと思うわけですね。

ただ、市長は昨日の一般質問を伺っていても、一貫して削減だけの話で、本当に新しいものが見出せない、新しい方向性が見出せないという状況でいるわけですが、市長として、この3,700万の削減に対して、やはり1億4000万というのはあんまり声を大にして言う必要もないと私は思うし、実質的な数字で、私、言うべきかと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、1回目の答弁でも申しましたが、合併以来、来年で10年なる、丸10年になるわけですが、10年目を迎えるわけですが、千代田地区と霞ヶ浦地区の均一なサービスというか、そういう観点からも、やはり必要ではなかったのではないかと。

また、40年、使えば安いのではないかということは当たらないと思います。3000万、4000万にしても、これ、年間に霞ヶ浦、千代田地区の人が使う回数というのは、せいぜい10回とか15回、その程度だろうと推測されておりますから、それを仮に40年間使ったとしても50回とか70回とか、そういう数字になると思います。それで割れば、おのずと1回当たり幾らになるかというのはわかるんであって、民間斎場使っていただければ、それ要らないわけで、さらにランニングコストもかかってきます。

運営費についても、かすみがうら市は、運営費もいわゆる面積割でその負担はしません。今後の運営、40年間にわたる運営についても、毎年毎年の運営費についても、斎場部分の冷暖房費であるとか電気料とか、そんなもの負担しないわけがあります。そういうことを考えたら、この1億4000万にとどまらないわけですね。40年間の運営費の斎場部分について不必要になってくるということでもありますから、私はこのメリットというのは非常に大きいと思います。旧霞ヶ浦地区はそれで何ら不便を感じていないわけですから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

私との視点が違うと思うんですが、やはり、今10回から15回しか利用しないのではないかと、いう発言でありますけれども、現斎場ではやはりかなり狭いんでありますし、状況が状況でありま

すので、それはなかなか利用しない人もいると思います。

しかし、今回はかなり条件も違いますし、便利でありますし、式場も広い状況になっていますし、駐車場も広いですし、いろいろな観点から検証した場合には、やはり私はこの3倍、4倍の利用の回数になるのかなというように想定はいたしております。

だから、私は回数が少ないから多いだけではなくて、やはり損得で行政運営をするのではないという、私は基本的なスタンスなんです。

だから、何度話しても平行線になると思いますので、あとは市民の判断、千代田地域の皆さんの判断に委ねるしかないと思いますけれども、私がいろいろなところに行って、この斎場の件を伺うと、かなり不満な、不評な、そういう話を私にはされます。だから、私は、そういう観点で、今回、こういうような質問を、再度させていただいたわけですがけれども、とにかく平行線になりますので、これでやめますけれども、細かく市民の立場、目線で、再度、お願いしたいと思えます。これは要望として申し上げておきます。

次に、ノロウイルス対策についてですけれども、やはり、私が心配していることは、やはり全国的にこのノロウイルスが感染していく中で給食の食材を初め、いろいろな形での感染源が報告されているわけでありましてけれども、やはりこの食材の納入業者も含めて、学校それから家庭も含めて、周知徹底をどのようにしてきたのか、また、これからどのようにしていくのか、方向性を再度お願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

お答えいたします。

議員さんご指摘というか、ノロウイルスにつきましては、ワクチンもなく、その感染を防ぐことは簡単なことではないというふうに、私も認識をしております。

その中でも一番効果的な予防方法といたしましては、流水または石けん等による手洗いの励行というものが一番効果的であるというふうには思っております。

先般は保育所の所長、あるいは保育士とも、こういう感染症についての会話をすることがございました。その中では、やはり児童には手洗いの励行は十分に努めているというようなお答えをいただいたところでもございます。

また、給食の調理の際の予防策についてでございますが、現在、調理室を初めとする調理器具等についても、塩素系の消毒を行っております。その塩素系の消毒以外の部分につきましては熱湯消毒、あるいは給食に携わります給食婦、あるいは保育士等の健康状態をまめにチェックをしているというふうに努めているところもございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

これは要望として申し上げますけれども、食材が非常に感染源が多いという場合がございますので、納入業者にしても、そういうきちっとした周知徹底なり、チェックなり、できればチェッ

クシートも作成したりして、その納入のたびにチェックしていくという、そういうチェックシートもきちっとした形で整備をしていただきたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に3点目、各種証明をコンビニで交付できる体制ということでもありますけれども、やはり住基カードの普及が、まず基本になるわけですが、先ほどの答弁の中で、28年度を一つの目標としての整備をしていくということでもありますので、ある程度の準備期間が必要になるかと思っておりますので、この中に私の要望としてもう一点申し上げたいのは、住民税額を証明する証明書の交付を、ぜひとも、もしもやる場合には全国どこでも証明書がとれるような、そういう証明書も発行できるようなシステムも入れていただきたいと思います。その辺の考えはあるのかどうか、再度お願いします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

お答えします。

先ほどの質問でもありましたように、岐阜県の大垣市におきましては、戸籍の住民基本台帳の住民票の謄本と抄本、それに税証明、あるいは戸籍の証明について発行しているというようなこととございました。

ただ、県内で先ほど申し上げました3市につきましては、住民票の抄本、謄本に加えて、印鑑証明の交付のみということとございます。28年1月からマイナンバー制度が開始される中で、いろいろ準備作業も進めていかななくてはならないと思います。その中で、ただいまご質問のように、税証明等につきましても費用面あるいはシステム上の対応、そういったものを含めまして、改めて検討を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

住基カードを発行する場合なんですけれども、大垣市においては、期間を限定して無料でもって約500円ぐらい手数料かかるわけなんですけれども、それはやはり2カ月とか3カ月のスパンで、無料でもって住基カードを発行しているという、そういう話も伺いまして、そういう考えもあるのかどうか、再度お願いします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

住基カードの発行に係る手数料の減免の関係ですけれども、茨城県内の3市、古河市、つくば市、龍ヶ崎市におきましても、コンビニ交付を奨励するために住基カードを発行する場合には、ある一定期間を無料の期間に定めている場合と、あとは65歳以上に限っては無料にするといったようなことも含めて無料化を進めておりますので、かすみがうら市でもコンビニ交付を導入するような場合には、その辺も含めて検討していきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、そういうこともぜひとも推進していただいて、コンビニ交付に至るまでのプロセスを経て、そして準備作業も含めてお願いしたいと思います。

それから4点目、地域包括ケアシステムでありますけれども、これは1つの例として申し上げます。というのは、やはりどのような取り組みをしているかということ、大枠でお話しして参考にさせていただきたいと思うんですが。

鳥取県の南部町というところがございますけれども、これは既存の民家や公共施設などを活用した共同住宅による低所得者の住まいの確保を推進しております。それから、熊本県の上天草市、これは介護予防拠点の整備も、今、整えております。それから、埼玉県川越市におきましては、認知症の施策として、当事者や家族、住民らを対象に介護教室の実施を、今、展開しております。鹿児島県の大和村においては、住民が事業者と協力して作成した、地域支え合いマップをもとに介護予防と生活支援の実施をしている。こういうふうな取り組みを、今、しております。

やはり現場に即した活動を実施しているわけでありまして、さらに先進事例といたしましては、この近くの千葉県柏市においては、在宅医療を推進するために行政が事務局となって、そして医師会を初め、医療、介護、それから看護の関係団体が顔の見える関係で話し合う体制を築いているという、こういうふうな先進事例もございます。

これは、私の提案であります、これはすぐ可能かどうかわかりませんが、私の発想の中で、まず、65歳以上の元気な高齢者を対象として、介護予防のボランティア養成研究を実施した中で、市民がボランティアとして協力していただいて、そして地域の集会所などで自主的に介護予防とか教室を開催したり、また、要支援の自宅を訪問して、掃除とかごみ出し、また、生活支援のサービス、その他もろもろを支援してはどうかと考えているわけですが、実際に難しい問題もクリアしなければならないと思いますが、その考えについてはどうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

お答えいたします。

地域ぐるみでの介護予防というご質問でございます。

民生委員さんを初めとした、やはり地域の区長さん初め、それぞれの住民の方々が、1つ包括支援センターを中心となって、高齢者、またはその家族等を見守っていくという体制については強化していかなければならないというふうに考えております。

今後の超高齢化社会を迎えるに当たって、やはりそういうネットワークづくりを構築していかなければならないという考えは持っております。

また、その一つといたしまして、4月以降、先ほどもお答えしたとおり、包括センター、あるいは保健センター、同じ配属となりますので、そういう連携を強化しながら体制づくりを考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

国のほうでもいろいろな方向性が示されておりますので、それに沿って、やはり地域に合った包括システムの確立、それをお願いしたいと思います。かすみがうら市はかすみがうら市のいろいろな地域の状況も変わりますから、医療機関との連携も含めて、どのような形で課題をさらに、いろいろな課題があると思いますので、もしも課題が、今現在、こういうことが課題だということがありましたらお願いできますか。なければ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

お答えいたします。

現在、示されております地域包括ケアシステムにつきましては、大都市圏を中心とした体制づくりというものが、ある程度、示されております。ただ、やはり、議員さんのおっしゃったように、地域それぞれで事情が違いますので、そういう面も含めて考慮していかなければならないというふうには考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

これはしっかりと組立のほうをよろしく願いいたします。

5番目として、英語教育改革について、先ほど第1回目の質問で、具体的に、私、申し述べましたので、国のカリキュラムがございますので、かなりこれは複雑な内容になっておりますので、そういうもしも計画表なりはお持ちでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

国の計画表は持っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

国の計画書はかなり複雑、かつ非常に問題が意識も含めて高度な内容になっておりますので、そういう中で、今、私が一番心配している部分がございます。それはやはり、現状では不足する高度な英語指導力の専門教員をいかに確保していくかということが、これは重要かと思えます。要するに、専門教員のレベルアップ、英語のレベルアップということも、これは即実践していかなくてはならない事項でありますので、教員含めて英語に対しての認識、英語に対する勉強というのを、やはり各教員が、専門教員ばかりではなくて、やはり教員すべてがこういう事業に対してやはり認識を持って勉強していくということが、私は大事なのではないかなと思えます。

それから、小学校における英語教育の高度化によって、英語教育が目標内容もかなり高度化の内容になっておりますよね。そういう中で、中学校では授業を基本的に英語で行うんですね。日本語は使わないという。英語で全部話していくという。教えるほうも子どもさんも、生徒もお

互いに会話していくという、そういう内容になりますので、私が一番懸念しているのは、やはり英語を嫌いになる子、また、英語を嫌だと、そう思ってしまう子がいると思います。そういう子に対してのフォローをどうするかという部分。

だから、やはりこの国際社会の中で、これからグローバル化の社会の中でやはりオリンピックという一つの大きな目標がありまして、アイデンティティーの部分も含めて、やはりそういう教育を深めていくということが重要な課題になってくると思いますので、そういう点も踏まえて、この英語教育については教育長初め、大変ご苦勞をかけますけれども、ことしにかけて準備体制をしっかりと整えてお願いしたい。これは要望として申し上げます。

最後に、防災・減災基本法についてをお伺いいたしますけれども、これは国のほうで基本法が制定されましたけれども、このポイントが4点ほどございます。大きなポイントが。

そういう中で、1点目が優先順位を決めて推進していくという大きな目標があります。それから、施設の効率的維持管理をしていく。それから、3点目が、民間資金を積極的に活用していく。4点目が、防災教育などソフトを重視していく。こういう4点が大きな大枠として掲げられておりますけれども、その他事業計画、国土強靱化計画も含めてあるわけですけれども、具体的にそれをどうしていくかという部分は、各市町村にも委ねられてまいりますので、その辺もきちっと計画をつくっていただきたいと思います。

それから、最後に、これは関連で確認しますけれども、私が1年前に防災に関してのいろいろと質問もした中で、防災ブックレットを、ともかく時間をかけてもいいからきちっとしたものをつくってくれと。それで、いろいろな近隣の市町村の状況もよく把握しながら、各1世帯1冊ずつ配布していただきたいという質問をしましたがけれども、ことしの何月ごろ、これは各全所帯に配布できるのか、その辺を確認して終わります。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

いわゆる防災ハンドブックにつきましては、現在、でき上がってきておりまして、間もなく各家庭に配布される予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

以上で、質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

続いて発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

平成26年第1回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問をさせていただきます。

1点目は、実施計画と財政状況についてお伺いいたします。

当市の財政状況については、適切な手順で市民にわかりやすく知らせるとともに、各種実施計画の進捗もお知らせして、広く市民からの理解を得ることで、行政の施策に対する理解も深まっていくものと考えますが、なかなかそうした機会は少ないのが実態ではないでしょうか。

情報伝達のキーポイントは、わかりやすく丁寧に行うことだと思います。しかしながら、そうした情報提供がなおざりとなった場合は、1人の発言がともすればひとり歩きしてしまい、誤解を生む可能性もあります

市の財政状況について正しく市民へお伝えするためにも、この機会を利用して質問させていただきます。

まずは、当市の財政状況の全体像についてです。

1番目に、平成22年度から平成24年度の財政健全化判断比率と、資金不足比率、及び現在の基金残高について説明を求めます。

次に、大きな事業がどのような計画のもとに行われようとしているのか、実施計画の具体的な内容も公表することが必要ですので、2番目に事業計画として予定されている大型事業の総工費とその財源内訳、及び年次の必要額について、なお、総工費と財源内訳については、今後、必要とされる額について、それぞれ説明を求めます。

なお、この件に関する事項として、神立駅西口土地区画整理事業、神立駅橋上化整備事業、神立停車場線整備事業、学校統廃合に係る総事業費、下稲吉小学校の整備事業費の5項目については、資料の提出を事前に求めていますので、議員の皆様にも、席にも配付されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

2点目は、自治体クラウド導入についてお伺いいたします。

昨年2月の全員協議会で、基幹系システム等の更新として、自治体クラウドに取り組むとの概要説明があり、自治体クラウドで行政が変わると題したパンフレットも配布されました。

続く、昨年3月の定例議会では、平成25年度予算案の中でクラウド構築に関連する総費用は6億2000万円程度かかるとの説明がありました。高額な費用を投入し、自治体クラウドで行政が変わるといった目を引くうたい文句の事業であることや、また、茨城県内の市町村の中でも先陣を切って取り組む重要な事業であると、私は認識しているのですが、市民に対して、行政みずから積極的に情報を開示し、市の施策を理解してもらおう、市は変わろうとしているんだといった情報提供が全くありません。唯一、市民が知り得る情報といえば、新聞であります。

昨年4月の新聞には、常陸大宮、那珂、かすみがうら、五霞の県内4市町村が共同運用に関する協定を結んだと、市民にとっては唐突な記事が掲載されております。また、10月には、TKCクラウド採用、そしてことしの1月には、五霞町が自治体クラウドを稼働させたと、五霞町が先鞭をつけたことが報道されました。

当市を含めた4市町で共同調達することによって、経費削減効果もねらえるとして動き出した自治体クラウドの構築と説明されていた事業ですが、なぜ、五霞町に先を越されてしまったのか、五霞町と同時期に、当市はなぜ稼働させることができなかったのか、共同調達とは何だったのか等々、市の取り組みに疑問を抱きます。

改めて、自治体クラウドは何のために導入するのか、自治体クラウドで行政が変わるとは何か、市民にとってどんな便益が図られるのかなど、市民にもわかりやすくひもといいた形での内容説明

を求めます。

その1番としまして、自治体クラウド導入の経過とこれまでの取り組み経過について、説明を求めます。

2番目に、自治体クラウドに係る費用と求める効果及びその把握について説明を求めます。

このことについては、主たる目的が基幹系システムの移行であることはわかりますが、行政の事務にかかわる問題で、市民には影響がないから公表しなくてもよいとは言えません。目指しているものは何か、人的効果、費用対効果等々、求める効果とその結果の把握、そして継続した評価で、さらなる改善につなげていくことが必要と考えますので、その仕組みについて詳細な説明を求めます。

3番目に、確実にスムーズなシステム移行体制の確立と市民サービスの向上について、お伺いします。

五霞町に立ちおくれた現状や、当市のクラウド導入に係るリーダー的な存在の担当者が、2月に異動したと聞いております。さらには、市の根幹をなす基幹系システムの切りかえでトラブルが発生した場合は、市民へ大きな影響を与えてしまうことは明白ですので、完璧な移行体制の確立は絶対に必要な条件です。

システム移行体制の確立をどのように行おうと考えているのか、組織のあり方について、わかりやすい説明を求めます。

また、約6億円の費用投入をする自治体クラウドの導入ですので、システムの効率化が図られることは当然ながら、さらには市民サービス向上に寄与するものがあるものと、大きく期待しております。

どのように知恵を絞り、職員のアイデアを結集させ、市民サービス向上策の実現に取り組んでいるのか、お伺いいたします。

3点目は、ファシリティマネジメントの推進についてお伺いします。

ファシリティマネジメント、通称FMといいますが、アメリカで生まれた新しい経営管理方法です。公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会も設立され、この協会では、ファシリティマネジメントを、企業・団体等が保有または使用する全施設・資産及びそれらの利用環境を、経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画・管理・活用する経営活動と定義しています。言い換えれば、土地、建物、構造物、備品など固定資産全体としてのあり方を最適な状態するということになります。

私は、昨年9月の第3回定例会では、運動公園の設備がいつまでも壊れたまま放置されていると、市民からの指摘に対して、運動公園の管理運営について一般質問をさせていただきました。そのことに対して、執行部からは、ファシリティマネジメントで検討を重ねると答弁もありました。また、12月の定例議会では、消費税率改定に伴う公共施設使用料の改定が審議されましたが、当市は合併して9年が経過していながら、公共施設使用料は合併前の管理体制のままで、施設ごとの整合性がとられていない実態も、そのときに知ることとなりました。

ファシリティマネジメントについては、既に導入している自治体も多く、参考となる取り組みを簡単に知ることができます。が、当市のファシリティマネジメントの推進については、先ほどの自治体クラウドと同じく市民への周知が全くありません。しかしながら、昨年11月の行政改革

懇談会では、ファシリティマネジメントとして取り扱いの方針が一部決定している公共施設があるかのような説明が行われたようです。行政が市民のことを考え、真剣に取り組んでいるのであれば、その取り組み姿勢を適宜公表することが説明責任の履行であり、本質の情報公開のあり方ではないかと考えます。

ましてや、平成25年度施政方針では、コストと便益の最適化を図る管理システムとして全庁的な取り組みで推進する、また、平成26年度の施政方針には、ファシリティマネジメントの視点を加えながら、年次的計画的な施設修繕等の具体化を検討する計画が進んでいる表現がされています。取り組みを公開しなければ何もしていないのと同じ、この表現は言い過ぎかもしれませんが、実務者の頑張りを市民が理解し賛同する仕組みも必要ではないでしょうか。こうした市の取り組みは積極的に情報公開することが肝要です。

そこで、3点目1番としまして、ファシリティマネジメント推進の基礎データと基本的な考え方についてお伺いします。

既に導入している自治体では、基礎となるデータを公表しています。当市のファシリティマネジメント推進事業はどのような基礎データに基づき、現状分析を行い、将来計画を立案しようとしているのか、基本的な考え方について詳細な説明を求めます。

3点目の2番としまして、ファシリティマネジメント施策アイデアと、実施のフローについてお伺いします。

公益社団法人の定義の中に、戦略的視点から総合的に企画するとの表現があります。現状の施設を過去の利用実績だけで判断することは戦略的ではなく、結論ありきの安易な整理手段と言えます。各公共施設において最適とは何か、今後の利活用はどうあるべきか、どのような企画によって効果を生み出すのかなど、多くの施策アイデアを立案することが必要であり、そのための組織や実現体制の確立が不可欠です。推進体制の構築と実施フローについてお伺いします。

3点目の3番としまして、取り組み経過と協働のまちづくりとしての今後の進め方についてお伺いします。

市民サービスの原点にある公共施設ですので、市民が納得できるファシリティマネジメントにするために、どのように今後進めていこうと考えているのか、具体的な説明を求めます。

4点目は、大雪に対する危機管理体制についてお伺いします。

東日本大震災から3年が経過し、当市においても、東日本大震災を契機に防災への取り組みを見直し、強化してきているはずですが、天災は忘れたころにやってくるという言葉もあります。いつ襲ってくるかわからない災害に対して、一番怖いのは、防災意識・危機意識の欠落や欠如ではないかと思えます。

先月2月8日には、県内では69年ぶりの大雪となり、9日未明には大雪警報が発令され、当市においても記録的な積雪となりました。幸い9日は日曜日でしたので、市民の皆さんは生活道路の確保のために懸命に除雪をしていました。しかし、市民の手でできる除雪には限界があり、多くの道路では雪が残り危険な状態となっていました。そうした危険な状況を見かねた市民から、2月11日に、除雪が進んでいない道路がある、さらには、歩道は全く除雪されていないから、12日に子どもたちが通学するときは非常に危険ではないか、早急に対応することはできないのかと、お叱りの電話をいただきました。

市の職員に連絡をとり対応をお願いするなど、いろいろ手を尽くしましたが、11日は祝日であり、除雪の対応はできない状況であるとの結論でした。したがって、この日は除雪は進まず、翌12日の朝は、子どもたちは雪が残る通学路を危険と背中合わせで学校へ行かざるを得ない状況でした。その後、市職員及び関係者の尽力もあり、12日の日中には道路の除雪も終了し、歩道の通路分の除雪が行われ、帰宅時間にはにこやかに談笑しながら歩く子どもたちの姿を確認することができ、安堵したところです。

2月の大雪に対して大雪警報が発令されたことから、最悪の事態も想定し対応策を事前に検討し準備することができた状況であったと思いますが、行政の対応は不十分だったのではないのでしょうか。市民からも不満の声を聞きました。

そこで、2月の記録的な大雪に対する当市の危機管理体制について、どのような指揮が庁内で実行されたのか、行政は市民の安全・安心のため、道路の安全確保をどのように実行したのかお伺いします。

また、教育長には、小中学校及び通学路の安全確保について、どのように対応したのかお伺いします。

あわせて、今回の大雪に対する危機管理体制の問題点をどのように認識し、今後の対応に生かすつもりなのか、お伺いします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時14分

再 開 午後 2時24分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、実施計画と財政計画については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、自治体クラウド導入については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目、ファシリティマネジメントの推進については、副市長からの答弁とさせていただきます。

4点目、大雪に対する危機管理体制については、総務部長及び教育長からの答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

○副市長（石川眞澄君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

3点目、ファシリティマネジメントの推進についてのご質問にお答えいたします。

最初に1番、基礎データと基本的な考え方についてお答えいたします。

公共施設や公有財産を有効に活用するためのファシリティマネジメントは、本市に限らず全国的な課題となっており、経営的な視点から適切な設備投資や管理運営を行うことにより、限られた財源の中で、施設に係る経費の縮減や施設の効果的な活用を図ることが求められているところです。

国においても平成26年度から、老朽化した公共施設の統廃合や更新などの方針を明記した「公共施設等統合管理計画」として、10年以上の長期的な計画の策定を自治体に要請することとしています。

その背景としましては、施設の老朽化や財政状況ばかりではなく、人口減少社会の到来による社会構造の変化なども挙げられますが、特に本市のような合併自治体においては、同じような目的で配置されている施設を複数所有しているというような現状から、これらの適正配置という観点も含めて、施設のあり方、その活用方法や統廃合等の推進などの対応策が早期に必要であると捉えております。

このようなことから、本市では、一般財団法人・地方自治研究機構が行う共同調査研究事業の公募に手を挙げて、その採択を受け、今年度、「公共施設の効果的活用と適正配置管理計画」に関し共同で調査研究を実施しており、年度内にその結果を調査報告書として取りまとめることになっております。

この調査研究では、公共施設の現状と課題の把握、維持更新費用の推計を行なっておりまして、これらは今後、公共施設マネジメントの推進に当たり、その方向性を見定めるための基礎データになると考えております。

施設の性質的な分類ごとに、建築年別の棟数、延床面積、土地の利用状況を初め施設単位のコスト状況、利用状況についてデータ収集を行なったところですが、その結果、今後の人口減少と厳しい財政状況、施設の老朽化の進行に伴う維持更新費用の増加、そして施設稼働率、受益者の負担、財源の確保、適正な配置等をどうするかという課題が浮き彫りになってまいりました。

こうした調査研究結果である基礎データを基にして、市として、この推進体制を構築し、市民の皆さんに現況をご理解いただけるような広報と課題解決に向けた住民参加型の取り組みを推進しながら、今後の計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に2番、施策アイデアと実施フローについては、今年度調査研究が始まったところで、まだ具体的な施策を回答できる状況にはございませんけれども、この調査研究におきまして、東京都西東京市、神奈川県秦野市、埼玉県宮代町を初め幾つかの自治体の先進地視察調査を行っており、このうち、本市の実情に即したものがあれば計画策定の段階で積極的に取り入れていきたいと考えております。

また、調査研究の結果、浮き彫りとなった本市の課題につきましては、これらを精査し、その解決の方向性を整理し、それぞれ効果的な手法で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、実施フローですが、調査研究におきましては、その報告書の中にロードマップ案という

ものが検討されてございます。

概略を申し上げますと、まず組織内の推進体制の整備、推進に向けた委員会の設置、再編計画・保全計画の策定、その都度ごとの市民の合意形成と計画の推進というふうになっておりまして、できるだけこの案に沿った形で進めてまいりたいと考えておりますが、市の組織と議会及び市民の皆さんとの共通の認識が重要であるということは申すまでもございませんので、ロードマップ案の進捗も含めて、積極的に経過を報告するなどの広報に努めてまいりたいと考えております。

続いて3番、これまでの取り組み経過と今後の進め方についてお答えいたします。

まず、経過でございますけれども、本市では「公共施設の有効利用・運営合理化」について、平成21年に検討が始まり、第2次行政改革大綱の基本方針に位置づけをし、実施計画の一つとして進めてまいりました。今年度において調査研究が実施できたことで、具体的な事業としてスタートすることができたところでございます。国の要請もあるところでございますけれども、来年度以降は計画の策定を行い、その目標に向け取り組んでまいりたいと思っております。

その一つとして、ファシリティマネジメントの必要性について、全庁的に職員が共通認識を持つことから着手したいと考えており、職員研修を実施してまいりたいと考えております。

また、並行して、協働のまちづくりの進め方として公共施設マネジメントを推進するためには、施設が市民サービスの拠点であるということを念頭に置き、先行自治体の取り組みを参考にした広報や情報伝達、意見交換などの場に、議員の皆様や市民に積極的に参加いただきながら合意形成を図って、スピード感を持って取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

川村議員ご質問の4点目、大雪に対する安全確保対策についてお答えいたします。

2月9日の大雪については、まさに記録的な降雪量でありましたが、学校では、学校長を先頭に教職員が対応に当たり、行政、地域、保護者の理解と協力をいただきまして、事故や被害もなく対処することができました。

対応につきましては、荒天時の対応として、各学校長が学区内の状況を確認、そしてその結果を校長会長が取りまとめまして、今回は車道・歩道ともに積雪が多かったために、登校するには危険であり休校の措置をとりたいという旨、私に報告がありました。私も妥当であると思ひまして、臨時休校という措置をとることとしまして、速やかに児童・生徒宅に連絡をいたしましたというところでございます。

休校当日も教職員は出勤しまして、学校施設設備等の被害状況を確認するとともに、校門付近、それから児童生徒の昇降口など、除雪作業及び通学路の確認をいたしました。

そして、通学路の積雪の状況についての連絡を受けまして、学校教育課では道路整備課に連絡し対応を依頼しました。道路整備課では、国道・県道については、土浦土木事務所に連絡し対応をいただきました。

市道につきましては、業者に処理を依頼するとともに、道路整備課の職員によって除雪をいただき、また、学校教育課の職員も協力して歩道の除雪に当たりました。また、学校周辺や敷地内は、保護者や地域の皆さんが、善意で、機械を使って除雪いただいた学校もありまして、大変ありがたいと思っております。

また、その後も、凍結の状況を見まして、登下校の時刻を変更し、通勤など、通行量の多い時間帯を避けるなどの措置をとって安全を確保した次第でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

1点目、実施計画と財政計画についてお答えいたします。

最初に1点目の財政健全化判断比率、資金不足比率、基金残高についてお答えいたします。

まず、健全化判断比率について、本市の状況を説明させていただきます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれも資金不足が生じていないことから、比率としての数値が生じない状況となっております。また、これにより資金不足比率も生じないこととなります。

次に、実質公債費比率ですがこれは自治体の歳入に対する公債費の返済割合を示す数値で、18%を超えると地方債の起債について国・県の許可が必要となり、25%を超えると制限されるものでございます。

数値を申し上げますと、平成22年度が11.7%、平成23年度が11.7%、平成24年度が11.9%となっており、平成24年度の県内自治体の平均が9.8%で、本市は2.1ポイント、これを上回っております。

次に将来負担比率ですが、自治体の将来負担すべき債務が標準財政規模の何倍あるかを示す数値で、この比率が高いと将来的に財政が圧迫される可能性が高く、350%が早期健全化の基準となっております。

数値を申し上げますと、平成22年度が114.8%、平成23年度が113.8%、平成24年度が110.2%となっており、平成24年度の県内自治体の平均が55.0%で、本市は55.2ポイント、これを上回っております。

次に、現在の基金残高についてご説明させていただきます。

平成26年2月末現在の基金残高は総額53億2504万1000円で、このうち主なものを申し上げますと、財政調整基金が15億5318万5000円、減債基金が11億9732万7000円となっております。平成24年度末と比較しますと、6億4103万2000円増加しておりますが、これは平成24年度の出納整理期間中の積み立て等によるものでございます。

続いて2点目、事業計画として予定されている大型事業の総工費とその財源内訳及び年次的に必要な額について、お答えいたします。

川村議員からご要請がありました、5つの事業に関する事業費の資料を議員の皆様のお手元に配付してございますので、その資料によって説明させていただきます。

1つ目の神立駅西口土地区画整理事業ですが、平成23年5月19日に都市計画決定され、平成24年11月19日事業認可を受けまして、平成32年3月31日までの事業となっております。総事業費55億5000万円で、平成26年度の当市の負担金は4940万円を見込んでおります。財源につきましては、合併特例債を充ててまいります。

2つ目の神立駅橋上化等整備事業につきまして、平成24年度から平成29年度までの事業で、総事業費24億6000万円を見込んでおります。平成26年度当市の負担金は2550万円を見込んでおります。財源につきましては、合併特例債を充ててまいります。

3つ目の神立停車場線につきましては、昭和38年3月31日に都市計画決定され、平成25年7月29日に事業認可を受け、平成30年3月31日までの事業となっております。総事業費16億3541万5000円を見込んでおります。平成26年度は5億3790万2000円を見込んでおります。財源のうち地方債は合併特例債を充ててまいります。

4つ目の学校統廃合事業につきましては、小中学校適正規模化実施計画においては、平成25年度から28年度までの事業とし、総事業費27億1190万3000円を見込んでおります。平成26年度につきましては、南中学校と美並小学校の工事等で9億7043万円を見込んでおります。財源につきましては、国庫支出金2億1397万8000円、地方債として合併特例債を6億8720万円、一般財源6925万円2000円を見込んでおります。

5つ目の下稲吉小学校整備事業につきましては、平成22年度から平成28年度までの事業とし、総事業費22億766万4000円を見込んでおります。平成26年度は校舎設計費用3292万2000円を見込んでおります。財源につきましては、地方債として合併特例債2,560万円、一般財源732万2000円を見込んでおります。

2点目、自治体クラウド導入についてのご質問にお答えいたします。

最初に1番、自治体クラウド導入の経過とこれまでの取り組み経過についてお答えいたします。

基幹業務システムのクラウド化については、コスト削減や住民サービス向上のほか、業務の効率化及び情報セキュリティの充実を図ることを目的としております。また、今後、導入が予定される「社会保障・税番号制度」に円滑に対応しまして、より一層の行政サービスの向上を図りたいと考えております。

基幹業務システムのクラウド導入は、県主導のもと平成24年5月に「自治体クラウド・共同アウトソーシング推進部会」を設置し、クラウド導入について具体的な検討を開始しました。

この部会には、13市町からの参加があり大変関心の高い状況でした。この成果に基づき平成25年2月から、更新時期の近い3市1町が共同化に向けた準備会合を積み重ね、共同への取り組みを開始し、同年4月に「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」の協定締結に至りました。また、協定締結と並行し調達手続きの準備作業を行い、7月には事業者を決定いたしました。

現在までに、データ移行を進めるための1回目のデータ抽出及び移行作業を行い、データの検証作業を行っています。4月からは、クラウドシステム基幹部分の構築作業とデータ移行の作業を進め、本年10月の稼働を目指しております。

次に2番、自治体クラウドに係る費用と求める効果及びその把握についてお答えいたします。

自治体クラウド5年間の経費として、平成25年度は約0.23億円、平成26年度は約0.95億円、これはシステム移行に伴う初期費用が含まれております。平成27年度以降の4年間については、運

用経費として約3.15億円を見込んでおります。合計で4.33億円、現在の運用費5億円に対して約13%程度の費用削減が期待できると考えております。

続きまして、自治体クラウドの導入に求める効果及びその把握でございますが、システムの完成度の高いものをパッケージとして割安に調達できること、システムをパッケージとして調達することによる汎用性確保が可能になることから、自治体間の情報技術の共用を職員の標準的な事務として共有することができること、システムのパッケージとともに事務事業の共通化を図ること、災害時のシステム補完効果とセキュリティの強化が図られること、「社会保障・税番号制度」の導入という制度根幹にかかわる事業を次年度以降に控えているため、その円滑な導入も勘案する必要があることを効果として想定しております。

パッケージ調達による割り勘効果や事務の共通化は、具体的に事務を進めていく中で把握していくこととしておりますが、そのほかにつきましては、今後の協議会での議論を通じて研修等を検討していく中で効果の把握を全体的に確認していきたいと考えております。

特に、クラウドの効果の一つである災害対策につきましては、移行終了後に関係自治体間での災害時の業務代行シミュレーションなども検討していきたいと考えております。

より多くの自治体に参加していただければその効果は大きなものとなるので、県と共同で働きかけを行い、更なるコスト削減や、ほか業務における共同クラウド化も検討してまいりたいと考えております。

次に3番、確実にスムーズなシステム移行体制の確立と市民サービスの向上についてお答えします。

自治体クラウド導入については、それぞれの自治体が現システムの切り替え時期に応じて導入時期を決定しています。本年1月に先行導入した五霞町では、基幹系システム事業者に変更がなかったことにより、データ移行作業そのものが発生しないため最も早くなった状態になっております。

本市は、4団体中2番目となりますが、基幹系システム事業者に変更が生じることとなったことにより、現行システムのデータ抽出と移行作業が必要となることから、導入までには十分な検証期間を設け作業することは不可欠となります。

システム移行を安全確実に進めるためには、「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」では、基幹系の25業務ごとに担当職員で構成するワーキンググループを組織し、システムの要件定義と各種帳票の調整、新システムの内容及び運用方法等の把握に努めています。

また、これと並行しまして現行システムのデータ抽出作業を行い、システム移行に必要なデータ分析を進め、4月以降から各課内でのデータ確認作業が行えるインフラ整備を行ってまいります。その後、10月稼働、現時点では9月29日を予定しておりますが、それまでに検証結果を踏まえたデータ統合作業を繰り返し行うなど、問題点の更なる検証と修正を行いまして、確実な業務移行を進めてまいります。

また、システム稼働までに各課職員向けのシステム操作研修会を開催し、住民向けの窓口対応がスムーズにできるように体制を整えたいと考えております。

市民サービス向上につきましては、業務標準化により廃止することになりました自動交付機の代替としまして、日曜日窓口開庁などを予定しております。

さらに、ほかの自治体との協議になる部分があることや、今後導入されるマイナンバー制度の運用状況や有効性、効果についての見きわめや確認が必要であることを前置きさせていただきますが、コンビニ交付など、新たな市民サービスについて検討していきたいと思っております。

さらに、マイナンバー制度にあわせた今回の自治体クラウド導入は、制度導入によるオンラインの申請・手続の大幅な負担軽減効果を最大限効率化させるパッケージソフトの活用が可能となるほか、事務の共同アウトソーシング等により後年度の運用経費削減を進めるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

4点目、大雪に対する危機管理体制についてお答え申し上げます。

ご質問のように、2月8日から9日にかけての降雪により、本市におきましても、近年まれにみる積雪となりました。

これへの対応といたしましては、土木部が中心となり、8日午前6時から夜間までのパトロールや倒木の処理に始まり、9日午前1時に発表されました大雪警報に伴いまして、警戒体制第1をとり、情報収集に当たりました。さらに、土木部におきましては、8日に続き9日早朝からのパトロールによる除雪必要路線の確認と随時業者さんへの除雪依頼を行い、市内建設業20社の協力を得まして、通勤・通学者の安全の確保、緊急車両の通過等、主に、幹線道路から優先的に、かつ継続的に実施したところでございます。

また、市が所有するショベルローダーにつきましては、苦情・要請等にもとづき孤立状態にある方を道路に誘導するなどの対応を行ってまいりました。

市道の除雪につきましては、災害時における緊急対策業務に関する協定を締結しております市建設業協会にお願いしていくことになっておりますが、ほかにも何かよりよい方法がないかも含め、今後、関係部署との連携を図り、より迅速な対応を目指していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、財政状況についてですけれども、ただいま、財政健全化判断比率、及び資金不足についての説明がございました。その説明からすると、各比率については全く問題ない状況にあると。基金総額についても約53億の状況であるということですので、現時点では健全財政であると判断してよろしいのでしょうか。お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

おっしゃるとおりでよろしいかと思いますが、ただ、投資的経過であるインフラの整備は当然、ある程度必要なものと考えますけれども、こういった大型の事業がございます。そういったことを考えると、今後、そういったある程度の歳出抑制というか制限等が、ある程度は不可欠ではないかと考えております。

また、起債事業が多くなりますので、減債基金等の積み立て等がある程度十分にしておくということも思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私は、今現在で健全化ということ、まず、聞きたかったということで、答弁に対しては、ちょっと歯切れの悪い答弁になったというのは、今後のことを踏まえるということになりますが、基金には目的が決められた基金が大半ではございますが、一概には言えない面もあると思うんですけれども、市として維持したい基金の水準というのは、どの程度必要だということ考えているのか。あるいは、先の見方をすると、平成26年度の予算には、財政調整基金を約7億取り崩す計画になっています。毎年、この水準を基金取り崩していくと、市にとって大きな負担となると思うんですが、感覚的な判断で構わないんですが、基金の見通し、将来の見通しについては、どのようにお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

いろいろな財政調整基金を含めまして幾つかございますが、それぞれの基金ということが、やはり目的に応じてそれなりに使っていきたいと考えております。現時点では、そういったところのある程度の大型事業とか、そういうものところで部分的には切り崩しが発生する基金もあると思いますが、今のところ、大丈夫だというふうには判断しております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

それでは、市が行う大きな事業の一覧表を作成して配っていただきました。その中で1点確認したいんですけれども、下稲吉小学校の整備事業については、新市建設計画では大規模改造、今回は改築工事ということになっておりますけれども、変更されているわけですね、いつの時点で県と協議を行っていったのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

下稲吉小学校の整備についてのご質問にお答えいたします。

新市建設計画のまず下稲吉小学校の施設整備の位置づけでございますが、現在の新市建設基本計画の中では、平成25年3月27日に議決をいただきましたけれども、大規模改造耐震補強から中

中央校舎と東側の校舎を改築ということで議決をいただいておりますので、今進めている事業につきましては、ただいま申しました3月27日に議決をいただいた新市建設計画に基づいて改築を進めているところでございます。

そういう中で、それ以前につきましては、中央校舎と東側校舎につきましては、大規模改造と耐震ということで、補助金のほうも県を通じて国に申請をしてみなされた経過がございますが、そういうことで新市建設計画の見直しの中で事業の手法が変わってきましたので、それに合わせて国のほうの補助の耐震と大規模改造の手続をやめて整備手法を変更したということでございます。

少し話が古くなりますけれども、見直しする前の新市建設計画においては、10年間、平成23年から26年度の中で一番古い校舎と体育館の改築、それと中央校舎と東側校舎を耐震補強、大規模改造するという経過でございましたので、その計画に基づいて順次補助金を申請する中では、建設計画書を県を通じまして提出して毎年協議しております。

この手続につきましては、まず、事業実施年度の前年度ですか、6月ぐらいに一度建設計画を出して、それで11月、翌年の2月ぐらいにフォローアップ調査があって、そこで最終的に翌年度の事業を決めるということでございました。

ですから、変更する前の新市建設計画に基づく事業を進めておりましたときには、平成26年度までに下稲吉小学校の大規模耐震を終わすという予定でございましたので、平成26年度の時点では大規模改造と耐震をやりたいということで県のほうにつないでおり協議をしておりました。

ただ、その後、先ほど言いましたように、新市建設計画の見直しと合わせて整備手法が変わりましたので、大規模改造と耐震化の計画は取り下げたということでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

大型事業5項目について一覧表をいただきました。この中で地方債、それから特例債になりますけれども、かすみがうら市の負担金、このトータルで総額約55億4000万円になりますよね。既に実施済みの部分もございますので、平成25年度までの実施部分を除きますと、平成26年度以降の市債総額という見方をすると43億7000万円、約44億円になっています。こうした状況を見たときに、財源の見通しはしっかり立てられているのか、財源不足が懸念されることはないのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

現時点での見込みということで資料のほう作成させていただきました。

ただ、神立駅周辺につきましては、ちょっと大型でJRさんとか、事業者、土浦市さん主体となっておりますので、事業がまだ確定していくとか、事業の進み方、毎年の予算は上げておりますが、ちょっと不確定な部分は残しております。ただ、その部分は各部署と調整をしながらやっていきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

市長公室長にお願いしたいんですけども、私の質問はこの数字でもし実行するとすれば、財源不足は懸念されるのか、されないのかという質問でございます。この平成26年度以降のそういう計画は全てがそういうことですよ、公室長言われるのは。それを言い出したらこの表の意味が全くないんですよ。あくまでもこの数字で財源不足は懸念されるんですか、されないんですかということでお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

財源不足ということでは、理解しておりません。認識しておりません。大丈夫だということでございます。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

財源不足に陥らない、その懸念はないという背景は何かあるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

今現段階での、先ほどの2回の同じことになってしまうんですが、見込みでの数字ということでやらせていただきました。それ以降言うときりがないということですが、具体的に申しますと、神立駅なんか財政と都市計画との部局での詳細な詰めとかというのは、まだ現時点では私も把握しておりません。特に営業補償とか、そういうものが足りないのではないかなというような予想をしております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

見方を変えれば、この数値が今後変わる、少なくなれば問題がないというふうに私はとれるんですね。言いかえれば、この数字がもしふえれば、財政不足は懸念するというふうにもとれるんですね。だから、どうもすっきりしないですよ。

私としては、これだけの事業をやるには財源不足が心配されるのではないかなと思います。なぜそう思うかということ、新たな財源不足を賄うために新たな増税を検討してないですか。お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

当然一部ありましたが、神立駅は土浦市さんと一緒にやっている事業ですので、そういったところでの今後問題になってくるのかなと思っているのは、都市計画税とかというのが問題になっ

てくるのかなとは思っています。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

人事のような発言しないで、都市計画税が問題になるという発言は、それを考えているということでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

同じ地区での整備と同一なので、当然今から考えていかなければならないことだと認識しております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

平成26年度の施政方針には、「厳しい財政運営のもと都市計画税の導入検討を行う」というふうなことが明記されているんですよね。そうしたことからすれば、はっきりした考えているということは言えたんじゃないですか。それを言えないということは、まだ市内ではこの都市計画税に対しては、何らこう周知されてないということなんではないでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

全部課ないではまだしていません。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市長にお伺いしたいんですけども、この施政方針に都市計画税の導入が書かれているんですけども、この都市計画税を導入するのであれば、市民の審判を問う必要があると考えるんですが、市長はいかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

都市計画税の導入については、課内で検討はされていると聞いております。その理由として、神立地区の西口開発を着手するに当たりまして、土浦市側では都市計画税がかねてより入っておりますし、一方、同一受益をするかすみがうら地区に置いては無税であると。そういったアンバランスもあるわけでありまして。当然本来であれば同一受益をするわけでありまして、早急に検討すべきであろうかと私は思います。

さらには、神立停車場線、これも大型事業で数十億円の請負をする停車場線でありますから、これもあそこの地域が、神立駅から今度話題になっております馬立までぶっ通るわけでありまして。

そういったことが実現するためには、最終的には都市計画税を導入して停車場線を進めると。そういうことが政治の王道かなと私は思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

都市計画税の検討をしているということですので、言いかえればやはり財源不足を補うためにやらなくてはいけないということですよ。

ただいまの実施計画や財政状況の答弁を踏まえて私なりに整理してみますと、現時点では財政は至って健全、全く問題ない。しかし、急激に大規模事業を進めようとしているのは見てのとおりでございます。確かであります。かすみがうら市において大規模事業を財政計画とのすり合わせ不十分なままトップダウンで進めるならば、急速に財政が悪化することは必然の結果となります。

学校統廃合についても、統合ありきで急激に整備事業が拡大しているため、将来の財政負担が危惧されます。これらは着手すると後戻りできません。このままの状態では今後財源不足に陥ることとなれば、それは人為的に作り出されようとしているとこの計画から推測することができます。

市の財政は健全です。そうした中で、急激な大規模事業を進めて、一方で市民に財政破綻という危機感を植えつけ、さらには近隣市との合併を足がかりに新たな増税を、策略を巡らしているのではないかと将来展望に不安がよぎります。

私としては、人為的な財政悪化は絶対あってはならないと考えており、しっかり今後も行政の監視とチェックをしていくつもりですが、執行部の皆様には自分自身の責務として財政検証を綿密に実行していただくことをお願いしたいと思います。これはお願いです。

次の質問項目に移ります。

自治体クラウドについてですけれども、クラウドの導入目的について4項目ほど説明されました。市民にかかわる事業でありながら、これまで市民への説明が全くありません。このことについては業務の怠慢というしかありませんが、なぜこの事業の説明をして来なかったのか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

市民の皆様には議員ご指摘のとおり、途中経過を含めまして情報提供はしておりませんでした。なぜかと申しますと、内部的なところも大きいところは考えられますが、システムの共同導入というんですか、そういうところでわかりづらい点もありまして、今後はホームページ等で経過を踏まえまして、公表するようしていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今回のこのクラウド導入に関しまして、全体が見える事業計画書というものは存在するんです

か、実際にあるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

私のほうで把握しているのは全体計画書ということではなくて、当初茨城県のほうの、先ほど説明申し上げましたが、そういった中での入れました指導のもと、協議を重ねていきましてある程度のスケジュールをつくっていったということで理解しております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

冒頭に申し上げましたように、約6億円の費用を投入するわけですね、それで全体計画がないというのはすごいおかしな話です。これ民間では考えられないですよ。何をもとに事業を行うのかというのがはっきりしてしないということですよ。ホームページで公表すると言っていますけれども、公表するために資料をつくっていくわけですよ。おかしいですよ。

そこで、お伺いしたいんですが、先ほど5年間で13%、約7000万円の費用削減が期待できるとありますが、当初の計画ではもっと数字が大きかったような記憶があるんですがいかがですか。もっと数字が大きくて、なぜ13%になったのか説明できますか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

大もとのシステムが当初は常陸大宮市さんとか、記者会見を市長がやっておりましたが、2割以上とかという、削減ができるということで発表されていまして。しかし、当市の場合は、基幹系もともとがTKCでないところから、実際のデータ移行という部分がほかの市さんよりはかかってしまう。そういったものが幾らというのが当初からの中で把握はできていなかったと思います。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

公室長にいろいろ聞くと、質問したものが返ってこないんです。当初の計画は何パーセント低減目標だったのですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[「ちょっと暫時。暫時休憩をお願いします。確認します」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時12分

再 開 午後 3時20分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

すみませんでした。お答えになるかどうかあれなんです、当初5年5億円という必要経費がかかってございます。その範囲の中でいこうと、5億円以下ということでのスタートと。

ただ、例年経費の削減を目指しております。例年経費フローはほかの市と同じぐらい下がるとい見込みですが、初期の移行費そのものが他市はかからないところに持ってきて、うちの市は先ほど説明しましたように、システムの移行費が大部分取られている。そこでほかの他市と比較しますと削減率が低いという結果になっております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

答弁で13%の低減が見込めるという説明です。私がこれ言いたいのは、大きな事業をやるときに、全体計画もなしにまずできない。低減目標がなければ、実際にそれを仕事をする職員は何を目標にやるのかわからない。結果、積み上げてみたら5億円超えました。それでもこれはやるしかないですよ。もうシステムの入替えですから。それでもいいということになってしまうわけですよ。そんな甘い事業計画は市民の血税を使うかすみがうら市としてはおかしいですよ。ですから、しっかりした事業計画を持ってその目標に向かって事業を進めていくべきだと思うんですよ。ですので、その事業計画をちゃんと公表して市民にわかってもらって、全体でチェックをしていくしかないんですよ。

そういうことですので、自治体クラウドについてはもう少ししっかりして整理をしてまとめていっていただきたいと思いますが、自治体クラウドの導入で自動交付機が使えなくなるという話がありました。これは市民サービスの低下になると思うんですが、日曜日の窓口開庁で市民サービスの向上、市の負担はふえないで市民サービスの向上はできるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

結果的に、茨城計算センターのほうからシステムがTKCに移行になりました。そこで自動交付機と、ほかの市町はやっておりません。そこで単独で同じものを使うということになると、2台で5年間で3500万円以上はかかるということでありました。

そこで、市民サービスの低下を招かない、自動交付機の場合は住民票と印鑑証明という2つを発行しております。ただ、そこへ持ってきて、一応10月からの市民サービスという一方で、職員の人件費の部分はかかりますが、それ以外にも合わせた証明書等の発行ということで現在調整しております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市民サービスが低下しないように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

そこで、先ほど13%の費用削減が見込めるということでありましたが、実際にはそれにかかわる人員というのは少なくなるのではないのでしょうか。その辺はまだ、そこまでの検討はされていないのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

はい、まだ確実なものはありません。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

10月からカードを切りかえていくということでしたけれども、切りかえてすぐミスが発生したんでは市民に大きな影響が出ます。その切りかえる体制のときには、システムの内容を熟知した職員をそこに充てなければいけないと思いますね。そういう体制を取っていく考えがあるのか。そうなってくると、職員は日常業務の不足が発生します。それに対しては、どのような対応を考えているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

新年度の体制になりましたら、各課職員向けのシステムの操作研修会を何回か開催しまして、10月までには窓口の対応等スムーズにできるように整えたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私が聞きたいのは、そのシステムを移行するときに職員が集中するから、本来の業務はできなくなるからその分はどのように対応するんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

現在、事務補佐というわけではないんですが、臨時職として税務課、市民窓口課、国保年金課に臨時職員の方2名ずつそれぞれを配置して、システム移行の職員のほうを実施してやるという考えでおります。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

これはちょっとたとえになるかわからないですが、部長職をやっていた人が異動により市の窓口業務をやった。ありましたよね。ところが、すぐには対応できなかった。問題があったわけです。要は、職員経験者であっても窓口業務というのは、非常に大変なわけですよ。そこに臨時職

員を、臨時採用ですか、充てるということは、事前にその職員に対して事前研修、教育、そういうことをやる考えはあるんですか。それをなしにいきなり窓口業務に充てたんでは、また問題出ますよ。そういった考えもなしに今計画をしようとしているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

年度途中の移行になりますので、現在、来年度新年度の組織体制におきましては、クラウドに移行するというので、それにかかわった職員についてはキーポイントのセクションには必ず配置するような配慮をしております。

また、窓口につきましては、今回の人事異動につきましては、なるべく経験者を多く配置しようというふうに考えておりますが、移行に当たっては業務量が二重になる可能性もございます。若干職員の残業がふえることもあろうかとは考えておりますけれども、研修も十分にやった上で、足りない部分は先ほど公室長が答弁したように、臨時的な職員も対応していくような形にしたいと思っております。窓口を支障がないよう、こちらとしても、研修とか、そういうものを十分配慮した上で実施してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

クラウド導入に関してやはり不十分なところがいっぱい露呈しているわけですね。先ほど公室長はホームページ等で公開という話をされました。まずきっちり業務計画、事業計画を整理して、それをまず公開して市民に知らせてほしい。それから移行に当たっては、ミスのないしっかりした体制をつくるということで、とにかく資料を形として残して、次の世代にもつながるような形にしていただきたいと思います。いかがですか、早急に資料の公開・広報をやるということを約束していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどちょっと公室長が市民へのPRが足りなかったという話をしたんですが、私は全然そう思っておりませんで、このクラウド導入に当たっては、まず、4市の共同記者会見ということでアピールをしてまいりました。テレビ、新聞等で大きく報道されたと思います。

さらにその後であります、全体計画のことなんですが、もともこのクラウドは、基幹系のシステムといわゆる震災によって情報がなくなっちゃうという危険性ですね、そういったものをクラウドセンターに置くことによってそういうことをなくそうと、その2つの目的で始まったわけです。そういうことからすれば、もう今まで茨計の中でいろいろなつじつまが合わないようなことが幾つも出てきて、残業、残業ですごい苦情が職員の中から上がっていました。そういったことを基幹系システムの改定とクラウド化をたまたま一緒にやろうと、そういう中でさっきもお話が出ておりました自動交付機の問題が出てきたと。自動交付機は確かに茨計独自のものですから、TKCシステムに合わないわけですが、平成28年4月にはマイナンバー制が導入され

ると。そうすると、今度自動交付機の必要性もなくなっちゃいます。今度は例のセブン・イレブンとか、そういうところにもマイナンバー制の導入によってやりやすくなりますから。そういった過渡期でちょっとご不便をおかけするところがあるかもしれない、1年半とか2年弱ですが。その間をそういったことがないように窓口を拡充する。土曜日、日曜日も、では自動交付機がない分窓口対応するかとか、そういう市民に負担が、ご不便かけないような万全な体制を取っていききたい、こういったふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

いや、私はそんな難しいことを言っていないですよ。やっていることを、要は、市長はよく言っているじゃない、説明責任。要はこれだけ先ほどの説明ではコスト削減、住民サービス向上、業務の効率化、情報セキュリティの充実、要は導入目的がいっぱい並べているわけですよ。そういうことを広く市民に知らせたらどうですかということなんですよ。いつごろ切りかわって、こういうものがなくなります、こういうことを新しくやろうとしていますということを知らせてくださいということですよ。市長のPRにもなるじゃないですか、それを公室長は先ほどやるつもりでいるということ話であったので、それを確認したまでです。

[発言する者あり]

○1番（川村成二君）

うん、いや、だから……

続けて、私からはファシリティマネジメント、3番目についてお伺いします。

これも自治体クラウドの導入と同じなんですが、市民に対する開示がありません。共同調査研究事業の公募に手を挙げ採択を受けたという時点で何らかの形で全体計画を公表すべきかなという気がするんですが、そういう説明はなぜしてこなかったのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

公共施設の有効利用と運営合理化という視点で申せば、第2次行政改革大綱の中で平成22年度から26年度までの全体計画で22年、23年で検証し、26年で実施するというような大まかなスケジュールは公表してございます。これはホームページのほうにも掲載しておりますけれども、ただ、その検証自体がそもそも論としておくれてしまったということは、これは事実として認めざるを得ません。その中で、職員のほうがこういう公簿があるので手を挙げてよいかというふうな申し出があって、その中で手を挙げたということでございます。

4年目ですね、25年ですから4年の今年度に検証を始めたということで、手を挙げた時点で、これは内部資料としてどうするかということなんですが、これをどのように市民にやる前に公表するかというのはこれから考えていかなくてはいけませんけれども、その調査研究報告書というのが手持ちでまだ暫定ですけども、二百何ページの資料がこれからできてくる予定でございます。これは市内の公共施設すべてを足で歩いて、目で見て、全部利用状況も確認して、こういったものを調査した研究結果でございます。これも当然公表してまいりますけれども、これを全部

見てくださいますよというのは非常に大変なことだと思いますので、これをちょっと概要版に変えまして、県なんかよくA3判1枚ぐらいで説明できるような資料をつくって、これはお金をかけなくても自分たちでできることですので、そういったものでわかりやすい資料としてあわせて公表してまいりたいと思いますし、議会のほうにもご報告申し上げたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そういった資料をつくられているということはわかるんですが、その資料をつくるということは、その時点でもう事業計画は出ているわけですよ。進め方が決まっているわけですよ。であれば、やはりそういう全体計画をもう少しわかりやすく、A4、1枚でフローとして公表するというのは1つの方法だと思うんです。ましてやこのファシリティマネジメントという、カタカナ言葉で非常にわかりづらいと思います。ですので、それをわかりやすくまず説明して、今何をやっているということだと思うんです。

そこで、今さら副市長に言うのはちょっと失礼かもしれませんが、事業推進に当たっては、PDCAサイクルを回すというのはもう当たり前のことですよ。その最初のP、プラン、計画ですよ、それをやはり市民に対して知らせることがやはり必要だと思いますので、大きな冊子の中一部見てくださいますじゃなくて、わかりやすいものでそれだけをポイントにしたものをやるべきだと思うんですが、それが実際今はないわけですよ。それをやっていただきたいということなんですよ、その辺はいかがでしょう。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

川村議員のご指摘のとおり、説明が後手に回っているというのは、これ実でございますので、これから国のほうもことしの1月以降にそういう指針というか方針ですかね、そういうのを公共施設の老朽化、いろいろなものが非常に問題になっているということで、先ほど答弁したとおり、来年度から計画策定をせよというような要請が急に出てまいりましたので、そのタイミングに合わせてこれから始めるところ、検証を始めるところよりは一步先を進んで当市は検証を始めたということが非常にタイムリーであったと。たまたまなんですけれどもタイムリーであったということも含めて、そういったわかりやすい資料を持って市民の皆さんに周知をしていながら、また、参加をしていただきながら今後の全体計画を進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市民の参加というのがやはり重要だと思うんですね。ましてや今後その施設をどういうふうにしていくかというときに、将来像があつて初めて整理できるわけですが、具体的に市民の参加というのはどういう形でやろうと考えていらっしゃるんですか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

私、昨年11月末に高松市で、この白書をもとに公共施設の施設仕分けなるものを全国で初めて開催するという事で視察に行っていました。その中では、やはり行革担当の考え方と事業担当の考え方の中にまだ乖離があったりして、あとは一緒になって市民の、要するにその施設を利用している市民も一緒になって、今までの事業仕分けとは違うスタイルでこれをどうやって使い切っていくのか、これは行政がやっていけなくちゃいけないのか、民間でもいいのか、そういった議論を進めていった経緯がございました。

また、うちの職員が先進事例の市町村に視察に行ったときにも、シンポジウムを開催するとか、職員が地域に出向いて行って出前講座を行うとか、あとは無作為抽出した市民の皆さんとワークショップを開催するとか、そういったことを進めながら先進の市町村のほうではつくっていているということがわかっていますので、そういったものを参考にしながら、ちょっとおくれてはございますが、来年4月から専門のセクションもつくりましますので、全体調整に、縦割りにならないような総合調整をするセクションをつくりましましたので、その中で段取っていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

副市長には、ぜひ今の発言を形にして実行していただきたいと思います。

続いて、4番目の大雪に対する危機管理体制についてなんですが、総務部長にお伺いしたいんですが、9日未明に大雪警報が発令されました。発表されました。具体的にどのように市にその情報が入って、その入った情報はだれが受けて、その受けた情報をどのように関係者へ周知したのか、その辺がちょっといまいち見えないんですね、ですので、その辺ちょっとわかりやすく時系列で説明していただきたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほども申しましたが、雪につきましては、2月8日から9日にかけて降ったということでございます。ですので、土木部におきましては、2月8日の午前6時から夜9時ぐらいまで、いろいろな状況に把握に歩いていたということがございます。それから少し時間がたちまして、9日の午前1時に大雪警報が発令をされました。これに伴いまして、防災安全室の担当部署から、職員が明け方、解除になるまで朝5時過ぎだと思っておりますが、解除になるまで職員が詰めておったということでございます。

ここでの土木部とのやりとりはちょっと確認はしていないんですけれども、その9日の今度朝にまた土木部のほうが出てまいりまして、積雪の状況、それからどのように除雪をしていくかということ、見回りながら随時業者さんに除雪をお願いしていったというのが8日から9日にかけての流れでございます。

9日じゅう、あるいは先ほど議員からご指摘がございましたが、全ての雪が片づくのには、またそれ以上の日数がかかったという状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

大雪警報が発令されたということは、今の話ですと、防災安全室の担当者が要は情報を知り得た。それに対して、全然庁内の執行部、要は防災対策本部を設立する体制になる役職の方たちです、そこには全然通知されてないんですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

警戒体制第1、それから最終的には災害対策本部というところまでステップアップといいますか、していくわけですが、一般的に台風であるとか、大雪である、いわゆる警報ですね、被害がそれ以上に及ぶおそれがある場合には、警戒体制第2というふうにステップアップしていきます。ただ、今回の場合には警戒体制第1ということで、総務課、先ほど言いました防災安全室ですね、その職員、それから施設を管理する。例えば道路であれば土木部、それから学校であれば教育委員会であるとか、各施設の担当部署の管理者がそれぞれに対応をします。最終的にはどういった対応をしたかというものを防災安全室へ報告をいただいて、副市長、市長にその結果を報告していくというのが今までの一般的な流れでございます。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

今の話を聞くと、やはり私は防災警報が発表された時点でその情報をつかんだら、そういう状況ですよということはまず周知すべきだと思います。そうしなければ、実際に動き出したときにそれぞれの部門、部署に温度差が発生しますよね。その警報という重みのあるものは、やはり知らせるべきではないのでしょうか。その体制をどうつくるかというのはその後の問題で、情報はやはり共有すべきだと思うんですけども、その認識は全くないのでしょうか、市としては。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほど申し上げましたとおり、職員のほうには初動マニュアルがございまして、それぞれの部署において警報が発令された場合には当然その体制をとるということになっております。

ただ、今回の場合には、前日からもう土木部は動いていったわけでありまして、警戒体制に入る前から対応というかその準備はしていたのかなと思います。

先ほども台風の話を上りましたが、台風で暴風警報とかが出た場合は、もうそれぞれの部署が、庁舎2つございますからそれぞれの庁舎に詰めたり、そういうことで連絡を取り合っているという状況です。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

いまいち私はピンとこないんですけれども、善後策、要は何か起こった後にどう対応しましょうか、それは当然必要ですよ。地震は地震を予測できませんから、地震が起きた後に、ではどうしょう。でも大雪や大雨、台風というのは、予測される可能性が大きいわけですね。そのときに体制をつくるということは、私はできると思うんです。だから、やり方は災害の状況、災害の種類によっては違ってくると思うんです。大雪警報も予想以上の大雪が降るという情報でしたので、何かあったらどうしましょうではなくて、事前に何かやらなければいけないことはないかという連絡をとるための情報伝達というのは、私は必要だと思うんです。それをましてや市長や副市長、教育長と主たるメンバーに大雪警報が発令されたということさえも連絡しないというのは、認識が大きくその後の対応がずれてくると思うんです。初動マニュアルにも連絡する体制は書かれていないですよ。

そういった意味では、今回を反省材料として連絡すべきだと思う。情報だけでも。その辺はいかがですか。まして今回日曜日の朝でしたよね。皆さんお休みですから、1日たって10日になったときには、車が走っている道路は車によって自然に除雪されている部分もあります。そんな騒ぐことじゃないんじゃないのという温度差が当然出てしまいますよね。そういう意味で、警報が出た時点では情報だけでも知らせるべきではないのでしょうか。その体制は考えてないですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

議員ご指摘のとおりだと思います。初動マニュアルにつきましても、警報については報道機関等で放送されるというところにこれまでは甘んじてきたのかなというふうに感じます。今はいろんな伝達方法もございますので、それは十分これから考えていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今私は連絡体制、情報伝達の体制をお伺いしたんですが、実際に今回の大雪に対する市の対応という意味では、例えば市民からどの程度クレームというんですか、除雪してくれという要望だとか、何で早くやらないんだという苦情だとか、そういった件数というのは何か把握していますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回の大雪に対して防災安全室は千代田庁舎にあるわけですが、私が聞いているのは、こちらへ来たのは1件程度でした。あとは土木部は離れておりますので、そちらへのそういった苦情等については、ちょっと私のほうでは把握していない状況です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

では、率直にお伺いしたいんですが、今回の大雪に対する市の対応は十分だったのか、いや、

もっとうすべきだったのか、その辺についてはどのように評価されていますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

1つは、大雪になったわけですが、かすみがうら市というところはそれほどたくさん降ることがまれであったというところがあったかと思います。なので、大雪に対してそのことによって交通が遮断されるとか、そこまで私自身考えていなかったのが事実です。

その教訓としては、それぞれ、道路が一番わかりやすいと思いますが、道路については国・県・市というふうにあるわけでございます。そうすると、市は市道であるとか、県は県道であるとかというようになりますが、もう少し面的な形で捉えていかなければいけないかなと思いました。それには当然国であれ県であれそういうところ、関係部署ですね、それから教育委員会とか、通学路もありますから、そういうことだと思います。あとは協定を結んでいますので、そういう業者さんとの話し合い等も進めなければならないと思います。ある程度降り積もったところも、今回はある程度把握はできたのかなというふうに思いますので、これを教訓にして今後に備えていければなというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

教育長に同じ質問なんですけど、今回の教育委員会、教育長、教育部長も含めてですけど、学校に対する指導、あるいは子どもの安全に対する指導、そういった面でこの雪に対する対応は十分できたとお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

結果から見て事故がなかったということで私はよかったと思っておりますが、通常学校長が周囲を把握、そして私に報告というような形になっておるわけですが、今回は前日に把握して判断できて連絡もスムーズにいったのでよかったと思っております。

何といっても、この地域はだれもが雪になれていないわけです。だれも危ないんです。ですから、私は子どもの安全を確保するには外に出さない。極めて消極的な対策でございますが、外に出さないのが一番だと思っております。ですから、最初に休校の措置を取りました。これはどこも大雪でした。ですから、出さなかった。その次の日休みで、その次の日は凍結のおそれがあったので、通勤時間帯は避けて2時間おくれの登校ということにしましょう。そのうちには通学路も大分除雪が進んで、帰りには何とかあったというようなことでありますので、雪が降らないのが一番いいんですけども、台風、大雪、大雨、そういうことに対しては、早目に判断して子どもの安全を一番に確保したいと、そう思っているところです。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

通学路の安全を確保するためには、除雪するしかないんですね。ですが、機械による除雪というのはやはり道路がメイン、歩道の除雪というのはなかなか進まないですよね。そういった面では、例えばPTAさんだとか、地元の方に協力いただいて人力でやるというのも1つの方法なんですけど、そういった話し合いを地域と深めていくということは、学校内部では何か意見が出たのでしょうか、それとも、今後そのような対応を検討するというか進めていくような考えはありますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今回もPTAの方々に学校内、それから周辺の通学路、機械を持っている方にお手伝いをいただいて除雪したところがございます。機械を使ったところは17校中11校使ってやってくださって、本当にありがたく思っています。その後、学校と話し合いをしておりますけれども、PTAの役員会等で降雪時の対応を今度考えていきたいと思いますというようなことで話題に出していくように働きかけたい、そう思っているところです。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

土木部長にお伺いしたいんですが、建設業者20社に協力をお願いしたという話がありました。20社ということ言えば聞こえはいいんですが、最近の業者は自前で機械を持つというのは少なくなっていて、レンタルするというのが多いんですが、そういった意味で、20社の中で機械の保有台数等は把握されているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

業者に依頼した結果でございますが、除雪作業に適する機械としましてはモーターグレーダーがございます。しかし、これは市内の業者で持っている業者ございません。そのほかの自走式でございますが、タイヤシャベル、ローダーの所有も限られた方しか持つてございません。

ただ、バックホーとかオシブルもございますが、これにつきましては、廻送等の時間も要しますので、今回はそのシャベルローダーを所有する業者を優先的に除雪作業を手配した結果でございます。

先ほど言いましたが20社全てがシャベルローダーを持っていたわけではございません。今後につきましては、業者、建設協会とご相談申し上げながら、市内業者の重機のどのような機械を持っているか参考にしまして、その後、協会と区域の割り当てですか、そういうことも検討していきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

20社に協力を得たということによくやったんだと思ったんですが、実際はなかなかそこまで

はいつてないという。

そこで総務部長にお願いしたいんですが、今回の大雪警報というのはもうまれな警報ですよ、今までにない警報なんです、これを今後生かすためには、今回どのようなことを各部署がやったのか、実態を調査する、報告書で提出をするという考えはないんですか。私は報告書を提出してもらって、今の土木部の話もあります。問題点を把握して防災安全室がそれを整理する。それは防災安全室の仕事だと思うんですね。いい機会になるわけです。情報伝達の仕方も含めて、情報提供をしてもらって、整理して、次の防災に備えるということが私はやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

議員さんご指摘のとおりだと思います。先ほども申し上げましたが、面的な捉え方ということを考えていく上でも、どこの業者さんがどういうところをやっていたかということは非常に参考になる、今後の貴重な資料だと思いますのでぜひやってみたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

やはり市民から苦情や不安が出ないのが一番ですので、ぜひとも次につなげる体制で改善をしていっていただきたいと思います。

私の一般質問をこれで終わります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月7日定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時59分

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成26年3月7日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

16番 廣瀬義彰君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 岡崎勉 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 岡 崎 勉 議員
- (2) 佐 藤 文 雄 議員
- (3) 田 谷 文 子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	岡崎 勉	1. 千代田地区の学校統合について
		2. 市町村合併について
		3. 石岡地方斎場建設の進捗状況と問題点について
		4. 職員の退職に伴う組織体制等について
(2)	佐藤文雄	1. 被災地東北3県への市職員派遣について
		2. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		3. 総合的な子育て支援について
		4. 国民健康保険について
		5. 向原土地区画整理組合事業について
		6. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)
(3)	田谷文子	1. 平成26年度に向けての市長の市政全般に渡る抱負について
		2. 子育て支援対策における教育・子育て環境整備について
		3. 土浦・つくば市の合併勉強会に参加の方法について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であり、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

皆さん、おはようございます。

平成26年第1回定例会、通告に従いまして一般質問をいたします。明快な答弁をお願いいたします。

まず、1番目、千代田地区の学校統合について。

まず、私は、私自身千代田地区の小学校の統合に対しましては、公の場所で是非を発言したことはありません。統合の場所等も示しておりません。しかし、地元の市民からは、千代田地区の小学校統合に対しまして、大変なご意見、お叱りをいただいております。今回は、地域を代表いたしまして、これまでの経過を確認しながら質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

最初に、①番、小中学校適正規模化実施計画は、どのような会議を経て計画書として決定され、公表されたのか、説明を求めます。

また、発表に当たっては、教育委員会の合意や市当局の合意も当然得ていると思いますので、このことについても教育長に答弁を求めます。

②霞ヶ浦中学校は、小中学校適正規模化実施計画に基づき実施されているのか否か、また、現在の千代田地区の小学校統合は、同計画に基づき進めていると考えてよいのか。簡明な答弁を教育長に求めます。

平成25年3月発表の小中学校適正規模化実施計画の中で、学校統合の組み合わせ及び新校の位置及び規模はこう書かれております。

(2)として、統合の組み合わせ及び統合新校の位置として「志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校を統合します。統合後の新校の位置は、現在の志筑小学校とします」と記載されております。この記載に間違いはないか、教育長に答弁を求めます。

次に、③です。平成25年度の市長からの施政方針では、平成25年度の各小学校で意見交換会、各中学校区で地域説明会を行い、市民の皆様から貴重なご意見を反映させていただいた、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画を作成したところでございます。今後は、計画に基づき、子どもたちが夢と希望を持って学校生活を送れる新しい学校をつくれるよう、保護者はもとより、地域の皆様のご協力をいただきながら、統合を実施する所存でございますと市長は述べております。つまり、市長みずから、小中学校適正規模化実施計画に基づき統合を実施する所存でございますと述べているのであります。これは間違いはないですね。

そこで、市長に確認いたします。そのとおりにか否か、お答えをお願いいたします。

さらに、平成24年12月9日、千代田B&G海洋センター体育館において、学校統合の地域説明会がありました。出席者は43名というふうに聞いております。この中で、千代田中学校に小学校をつくるということはこれから検討対象にならないのかとの質問に対し、次のように回答してお

ります。

位置、距離的なものからいって、最善ではないという認識のもとで検討いたしました。さらに、千代田中学校に小学校をつくった場合、どれくらいの費用になるか試算もしました。これまで長い期間かけて建設した学校を使わないということの是非とあわせ、非常に大きな負担が生じることになります。志筑小の建設に約14億かかっており、その処理も含めて約20億円かかると見込まれ、壮大な計画になります。現状の市の財政に照らして、捻出できる金額ではございませんでした。また、これまでの志筑小移転整備ということで積み上げてきたものを大切にしなければならぬ。新しくできた校舎を大切に使うことも大切であろうということが、意見をいただいて検討してきた結果でございますと回答をしております。

つまり、公表された計画書や施政方針は、これらの回答からすれば、現に計画が決定されていると、市民はこれを信じているのであります。

しかし、その後、小学校の位置のアンケートがなされております。このアンケートは、誰が、どのようなプロセスを経て、何のために実施したのか、答弁を求めます。これについては、市長と教育長にそれぞれお伺いしたいと思います。

また、同様に、千代田B&G海洋センター体育館において、学校統合についての地域説明会において、つくば市では小中一貫校に取り組んでいるようだが、市では小中一貫校についてどのように考えているのかとの質問に対し、次のように答えております。

小中一貫校については、つくば市の春日学園を視察しております。施設を見せていただいたり、取り組みの状況を伺ったりして検討してきました。その中では、つくば市のように、敷地内での小中一貫校を整備していくには大変な資金が必要ですし、現状では、小中連携の形で考えていくのが望ましいのではないかと考えております。小中一貫校であるから施設が1つで済むかというところ、そうではありませんで、小学校と中学校では、理科室や家庭科室の机の高さも違い、別々の教室が用意され、共用できるのは体育館とプールぐらいで、小学校と中学校を2つつくったという感じでございます。また、小中一貫校の取り組みは全国にあります。よいところは取り入れていきたいと考えているところですが、施設一体型は難しいと考えているところ。また、メリット、デメリットについて、結果が出ている教育はございません。6年で卒業をやるのかどうか、校長は迷ってました。小学校を卒業して気持ちを切りかえるということが今までであったわけですが、卒業するわけでもなく、7年、8年と進んでいく。それで本当にいいのかなという疑問を持っているところ。との回答であります。

伺いますが、この回答は教育長の回答かお伺いします。

そこで、お伺いしますが、千代田地区の小学校の統合案として、千代田中区の一貫校を突然提唱したのは誰なのでしょう。また、誰が、どのようなプロセス、手順を経て、どのような機関決定や合意形成によってこれを提唱しているのかについて、簡単にお答えをいただきたいというふうに思います。まず、市長から答弁を求めます。

この質問の最後になりますが、お答えは結構であります。

まず、この事業に限っては、市長の座右の銘のように、一晩寝てから考えるでは通りません。これでは余りにも市民を愚弄していると言わざるを得ません。市の最高責任者である市長、教育の最高責任者である教育長は、自分たちが発表した計画、自分たちがですよ、発表した計画には

責任があります。なおさら、学校統合となれば、より以上に十分な検討を加えた上で計画を発表しているわけであります。その自分たちで作成した計画をみずから放棄し、方向性をこころごとく変えることは、市民を愚弄していると言わざるを得ないわけであります。また、このような手法をとり続ければ、市に混乱を生ずることは必然であります。

最後に、地域を代表して、市の最高責任者である市長及び教育の最高責任者である教育長は、この千代田地区の小学校統合に対し政治的な責任を負わなければならないということをはっきり明言して、この質問といたします。

次に、2番の市町村合併について。

行政の目的は市民の福祉の増進を図ることであり、地方自治体は民主主義の基盤であるとも言われております。

そこで、お伺いいたしますが、市長は合併を唱えておりますが、かすみがうら市をどのような地域にすることを目指し、合併を唱えているのでしょうか。

例えば、学校統合についても、どちらかという行政主導であり、経費削減という合理性のもとに進めてきております。市町村合併もこの経費削減なののでしょうか。

次に、合併は、かすみがうら市民側から合併したいという機運が起こらないとスムーズに進まないと思います。

そこで、お伺いしますが、そのような機運がどこで起こっているのかお伺いします。

また、合併による市民のメリットの説明をお願いします。

2番目として、市長は、土浦・つくば中核構想を唱えておりますが、県南地区の市民の合併機運は醸成されているのかお伺いします。

新聞報道によれば、市長は、議会との公式な協議もなく独断で合併を進めています。ましてや、誰に相談もなく、2市に吸収合併されてもいいなどと言っております。

率直にお伺いしますが、このような発言からしても、宮嶋市長自身は、土浦市長やつくば市長からの信頼の度合いはどの程度あると受けとめられているのか、お伺いします。

最後に、市長の発言は大変大きなものがあります。これを十分勘案してご発言されるよう申し添えて、この質問を終わります。

3番目、石岡斎場の進捗状況と問題点についてお伺いします。

ほかの議員の方からもいろいろ質問ありまして、重複するところがあると思いますが、確認という点から質問をさせていただきますので、よろしくお伺いします。

念願でありました石岡斎場が間もなく4月に竣工し、稼働するとのことであります。現在の施設を利用している市民は、式場を含めて使用できるものと考えております。もろ手を挙げて大変安心しているようですが、しかし、実態は、式場の利用については格差があります。石岡市と小美玉市が優先されることを市民は知らないということであります。

そこで、確認しますが、式場の負担を市長が出さなかったことがこのような格差が生じたのでしょうか。

私が議員になって初めて直面した課題が、この石岡斎場の建設でありました。当時、市長は、意見を聞き入れてくれなければ、組合から脱退し、単独で建設をすると新聞で発表しました。しかし、条件が満たせず、結果はこれを断念。一方、組合は、規模縮小などにより建設費を引き下

げて、やっと建設に着手したというのが経過であります。しかし、実際、実現はしたものの、先ほど申し上げましたように、施設の全てが分け隔てなく使えるわけではありません。このような状況で組合運営が果たしてうまくいくのか、疑問に思います。

一方、構成市であります石岡市や小美玉市からすれば、大変な負担がかかっているものと思います。全国的に見ましても、斎場やごみ処理施設の迷惑施設はなかなか建設場所が見つからないのが現状であります。たとえ適地だとしても、100%地元同意が得られなければ建設はできません。

そのような状況の中で、石岡市が土地を提供してくれるというのは大変なことで、なかなかそういうところはないと思います。普通に考えれば、このような土地があれば、組合に参加している市は喜ぶべきであります。それを、規模を縮小しろとか、意見が通らなければ参加しないとかは言えないというふうに思います。何か問題が出れば、全て地元石岡市が率先して解決をしなければなりません。このようなことを考えれば、よくかすみがうら市を受け入れてくれたと感謝をして、大変申しわけないと思うのはこの私だけでしょうか。

市長は1億3700万円を削減したと言いますが、実際、今回の財源は合併特例債を使った事業であります。その7割以上が交付税措置されるということですが、たとえ式場を建設したとしても、市の負担は相当軽減されると思います。つまり、一般会計からの持ち出しは少なくて済むということであります。

このままでは、式場の利用は石岡市民と小美玉市民が優先されて、あいているときしかかすみがうら市民は利用できない状況になります。

さらには、前の議員の方からも説明がありましたが、通夜と葬式料金の差が14万円高いという額になっておりますが、これでは事実上使えないことと同じことでもあります。今までは使えたのに、市民からすれば、何のために組合員なのか、何のために税金を負担しているのかという声が上がると思います。

そこで、これらを解消するために、市民の要望に応じて、これからでも石岡斎場に式場を増設する考えはありませんか。私といたしましては、市民のためにもぜひとも考え直していただきたいという気持ちでお伺いするものであります。

次に、4番目、職員退職に伴う組織体制について。

平成25年の退職者数は36名と聞いていますが、最初に、58以上の職員に対して東北派遣を持ちかけ、言うことを聞かなければやめてもらうと平成25年12月21日の新聞報道でされておりますが、これは事実でしょうか、市長にお伺いいたします。

以上、第1回目の質問をいたします。よろしく答弁のほうお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

岡崎議員の質問にお答えいたします。

1点目の千代田地区の学校統合については、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目、市町村合併についてお答えいたします。

市町村の合併については、施政方針の中でも申し上げたように、これからの時代に向けて、経済や教育、福祉の分野において他の自治体に負けない高い自治能力を備えていく必要があり、その手段として最も有効なのが県南政令都市の実現であると考えております。

その中で、かすみがうら市の地域の価値を高めるために、土浦市の行政能力の高さやつくば市の国際性、先進性などを本地域にも取り込みながら、関係市とともに共通課題の解決につなげてまいりたいと考えております。また、霞ヶ浦の水辺環境や筑波山系の里山環境に代表される自然環境など、土浦市やつくば市などと共通する地域資源を一体的に保全、活用していくことで、本市の優位性も保ちながら、観光の進行や地域の活性化につなげられると考えております。

このような観点から、県南政令都市として都市機能を集約することは、行政体として能力が強化され、地域力の向上や市民生活のあらゆる場面にメリットが及ぶものと期待をしているところであります。

また、県南地域における市民の機運醸成についてのご質問をいただきましたが、私自身これまで、機会あるごとに県南地域の合併の必要性を訴えてまいりました。このようなアクションを経て、つくば市・土浦市の合併勉強会の設置という報道がなされたことで、地域住民の関心は一気に高まったものと考えております。

今後も、勉強会に参加しながら、また、このような議会の場でも議論を行いながら、私の考えについて情報発信を続けてまいりますので、市民の皆様にもこうした動きを注視していただきたいと考えております。

そして、市民が主役のまちづくりという私の信条に基づき、最終的には住民投票という手法により、市民の皆様のお考えを集約したいと考えております。

3点目、石岡地方斎場建設の進捗状況と問題点についてお答えいたします。

矢口議員、山内議員、中根議員の答弁と重複する点がありますが、ご了承をお願いいたします。

かすみがうら市の斎場の利用につきましては、霞ヶ浦地区の方が行方市にある霞ヶ浦聖苑、千代田地区の方が石岡市にある石岡地方斎場となり、2カ所の斎場を利用しているわけであり、霞ヶ浦地区の方が利用している霞ヶ浦聖苑につきましては、式場の整備がされておられません。このようなことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の式場利用の均衡を図ることも必要であります。

先ほども申し上げましたが、私は以前から、民間にできることは民間で、地方にできることは地方にという観点から行政改革を進めているところであり、税金を使つての式場の建設が民間経済活動への圧迫となることを避けなければならないと私は思っております。

これらのことから、本市は式場の建設には参加を見合わせた結果、2市で式場整備を行い、石岡市と小美玉市のほうは式場使用料が1回3万円となり、本市のほうは10万円となっております。本市の利用者の方には、石岡市と小美玉市と比べ7万円費用負担が増になりますが、斎場建設計画の見直しで約1億4000万円もの負担減をしたことは、私が行った行政改革の一つであり、この料金設定につきましてはご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、現在のところ、私は、式場の建設費分を本市から支出することや斎場利用の補助金を創設する考えはございません。

4点目、職員の退職に伴う組織体制等についてお答えいたします。

まず、職員の退職による組織体制につきましては、小座野議員さんや小松崎議員さんのご質問にもお答えしましたように、当初から定年退職者数と勸奨退職をある程度想定して、市長公室や総務部という管理部門の縮小を中心に見直しを検討してきたものであり、特に市民対応部門など、市民生活に支障がないよう十分に配慮して組織機構の見直しを行うものであります。

また、退職予定者数36人に対して、新規採用12人、再任用2人、退職者の嘱託採用8人を予定しておりますので、実質的には14人の減員となる見込みです。そのほかにも、臨時的で補助的な業務などに関しては、引き続き臨時職員の制度も活用することとしております。

次に、職員の退職に伴う財政面での影響ではありますが、今年度末に退職を予定している職員の人件費を試算しますと、定年退職者分で約1億円、勸奨退職者分で約2億5000万円、総額が約3億5000万円となります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

岡崎議員のご質問の1点目、千代田地区の学校統合についてお答えいたします。

まず、1番、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の策定経過についてお答えをいたします。

策定に当たりましては、市学区審議会の答申を踏まえ、庁議等において素案を作成し、区長、保護者を対象として小学校区単位で意見交換会を開催いたしました。ここで出された意見を反映して計画案を作成し、中学校区単位で地域説明会を開催いたしました。これらの経過は、庁議等の庁内会議、定例教育委員会に報告し、意見をいただいております。そして、平成25年1月24日に開催された1月定例教育委員会で、計画案を適当と認める意見が議決され、翌25日に市長に意見書を提出いたしました。これを受けて、2月8日の文教厚生委員会、2月19日の全員協議会で計画案を説明させていただき、ご意見を頂戴しましたので、そのご意見を反映し、修正を加えて、3月1日の第12回庁議で意思決定を行い、同14日付で決定したものでございます。

次に、2番、霞ヶ浦中学校につきましては、平成26年4月に開校予定でありまして、小中学校適正規模化実施計画どおりに実施できるものと考えております。

しかし、千代田地区の小学校、志筑、新治、七会、上佐谷小学校の統合につきましては、統合そのものには意見が一致しておりますが、ご案内のとおり、新しい学校の位置をめぐって、計画どおりには進んでおりません。

次に、3番、平成25年度施政方針と学校統合についてお答えをいたします。

施政方針の中で、要約しますと、学校統合は小中学校適正規模化実施計画に基づき実施する所存であり、施設設備にかかわる設計に着手すると述べられておりますので、ご理解を願います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

答弁漏れがあると思うんですが、このアンケート、これは誰がどのような方法でやったのか、その辺をちょっと答弁願いたいと思いますが。アンケート、これ私のほうで、学校の位置のアンケートがされておりますけれども、このアンケート、誰がどのような決定において、何のために実施したのか、その辺をちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

漏れてしまいまして、大変失礼をいたしました。

7月23日に第2回の統合委員会がございまして、そのときに、統合委員会から志筑小学校ではなくて千代田中学校の敷地にというご意見が出まして、市長の提案もありまして、そこで、では、これはアンケートをとったほうがいだろうと、その各地区の意見を聞きましょうということで、11月15日の第3回のときに2案を示して、そして、それをもとに、各地区に持ち帰っていただいて、区長さんを中心に意見を集約したということでございます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

もう1点抜けているんですけども、もう1点は、千代田地区の一貫校を突然提唱したのは誰なのか。これもどういうふうな手順で決定したのか、この辺もちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

計画の当初におきましては、かすみがうら市では、施設を一体にするということは場所的に不可能でありました、志筑小学校につくった場合には。そのときには、施設分離型の小中連携を強化していくよというような考え方でおりましたが、もし、千代田中学校に併設となった場合には、一体型の小中一貫教育が実施できるわけですから、連携型とは違った特色ある小中一貫教育ができると、それを進めるという考えを示したということで、それは私でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

ただいまの答弁、わかりました。

また、アンケートについては、市長の提案ということで実施したということでもありますね。

それから、千代田中の一貫校については、教育長のほうからそういう提案をしたということで、理解をいたします。

この実施計画であります、この実施計画については十分検討していただきたいというふうに思いますし、策定した実施計画でありますので、後になってから変わってきていることは、統合

ばかりでなくて、全て計画が、計画によって市が混乱するというふうに思いますので、そのようなことがないように計画を策定いただきたいというふうに私から提言いたします。

それから、市町村合併につきましては、市長からいろいろ話ありましたが、大変市長は前向きな考えで合併を行っておりますけれども、合併については、市民の意見とか、あるいは議会のほうともよく協議して進めていくべきではないかというふうに思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、石岡斎場の問題であります。これは前の議員のときにも答弁がありましたけれども、市長の独断で市民のことも考えずに、式場の建設はしないということは大変わかりました。今現在の式場も古くて狭いため使用はしてありませんが、新しくなれば、そういう使う方が多くなるというふうに思いますが、大変残念であります。これも、以上で質問を終わります。

それから、4番目の職員の退職に伴う組織体制について、第2回目の質問をさせていただきます。

具体的に質問いたしますが、さらに、市長は、職員数が20人多いと言っておられるそうですが、どの課が何人多いのか、具体的に説明を求めます。当然、その根拠もあわせて説明をお願いしたいと思います。

また、これまで多くの退職者が発生した、ただいま人件費が3億5000万と言っていましたけれども、その財源はどこに充てたのか、説明を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員人件費の問題は、私も前回市長選挙において、人件費等の削減、行財政改革を徹底してやるということで進めてまいった経過がございます。そういう中で、かすみがうら市の職員数を見ますと、まだまだ合併による2つの町が合わさったままで、職員数が非常に多いままで、なかなか削減が進んでいなかったという経過がございます。

職員数につきましては、ほぼ同じような4万から五、六万程度の市で比較しますと、職員数はまだまだかすみがうら市の場合は削減できると考えております。さらには、いわゆる民間活用とか、今は、市民部の窓口、あるいは国保年金の賦課等についても、もう民間の会社がやれるような時代になってまいりました。そういうことを考えると、まだまだいわゆる職員数の削減についても進められるのではないかと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

その削減した人件費はどこへ充てているのか、その辺も答弁願ひたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

新年度、26年度の当初予算比で見ますと、人件費総額で、私が就任したときの人件費から比べると、多分6億円から6億5000万円の削減になっているのではないかと思います。これがどこへ

どういう形で色がついていったかということは、これはありません。いわゆる行財政改革は、補助金削減、あるいは事務事業の縮小、そういったことで徹底的に進めていますが、その中でも膨らんでくる事務事業というのがあるわけでありまして。それから、職員のベースアップも当然ありますから、いわゆるお金に色はついておりませんので、総額の172億の、26年度予算でいえば172億余の予算の中に散らばっていると、そういうふうと考えていただければよろしいかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。

人件費も限りがありますけれども、先ほど、市長が申しました削減であります。まだまだ多いということでもありますけれども、私が言った20名が多いというのは、どの課が何人くらい多いのか、その辺も具体的に、あるいは、減らすのであれば、ちゃんと計画をして減らすのではないかなというふうに思うんですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは切りがありませんので、例えば、市民部をじゃ民間委託すると、さらに市民部門を下げられます。さらには、一部指定管理者なんかもやって、職員を減らしております。どんどん職員の削減については切りがありませんので、絶えずデータを見ながら、何の仕事に何人行っているというのを精査しながら、進めているところでございます。

もうとにかく究極の削減をやっていこうと思えますし、どうしても一時的にどんどん急激な削減でありますから、先般の副市長の答弁にもありましたけれども、茨城県内きっての削減率でありますから、どうしてもひずみも出るかと思えます。そういったひずみが出る部分については、年度途中であっても総務部に臨時職員枠としてある程度プールして、予算をプールしておきます。それで、臨機応変的に対応できるように職員配置をしていきたいと、こういうふう考えております。

いずれにしても、市民サービスの低下を招くことのないように鋭意努力してまいります。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

はい、わかりました。

市長はこれまでも、職員が多いとして、一昨年からは58以上の管理職部課長の降格、そして、それらが引き金となって、やむなく退職を選んでいった者もおります。その上、さらにことしは、この中から好きなところを選べと、突然に派遣を詰め寄ったとのことであります。このように、行き先も定かでない派遣要請こそが人事権の乱用ではありませんか。そして、追い打ちをかけるように、言うことを聞かなければみずから身を処すべきだと。そして、職員はやむなくやめざるを得ない事態に陥ったと聞いております。

職員にも個人的人権はありますし、また、個人を尊重する必要もあります。それぞれ、おのお

の家庭にも個人的な事情があり、また、体調不良の方もいると思います。生活設計の変化に悩む者もいるでしょう。例を挙げれば切りがありません。それでも、職員は苦渋の選択として早期退職を決断したのではないかというふうに思います。

また、1年で部課長がかわり、業務に支障がないわけではないと思います。私の経験からしても、職員はある程度腰を据えて仕事をしなければ、新しいことや大きな事業を達成することはできないというふうに思います。

また、市長に対して少しでも意見を言えば、意見が合わないとしていつでも異動します。これでは意見も言えないし、落ちついて仕事もできない状況にあります。

今回、機構改革を行うそうではありますが、どのような機構改革をしても、業務量は減るどころか、権限移譲や多様な市民のニーズ等により業務量は増すばかりであり、そして、職員の過重な負担は増加するばかりであります。これでは、当たり前の業務さえ適切な対応をすることはできないというふうに思います。その結果、12月議会の消費税の議案の出し直しのような事態が発生してしまうのではないかと。

行政ならば、類似団体と比較して、その上でかすみがうら市の特徴を踏まえ、職員数のあり方、昨日副市長からもお話がありましたけれども、そういうあり方を唱えるべきであります。市長の私的な見解で職員数を削減することしか考えられません。我々は、一度も理にかなった説明を受けたこともなく、資料もいただいておりません。

端的に言うならば、根拠なき財政破綻のため、リストラを強行して財政を浮かし、そして、その財源をばらまき政策に充てるのでしょうか。

しかし、それでも大きな問題があります。その財源は、単年度事業であれば一時的にはしのげますが、継続事業となれば、次年度以降の対策はできません。そうすると、再び、来年も東北派遣や人件費の削減を行い、財源の確保をするのでしょうか。それでは、まずは実施、それから財布の中を確認して、足りないぞ、リストラだということになってしまいます。そんなことをしていたら、職員の機能はしなくなるというふうに思います。

私が言いたいことは、人件費という財源を削り事業費に充てるということは、限りがあるということでもあります。一時的な財源確保で継続できる事業はあり得ないということでもあります。

また、市長は、プラチナタウン構想として、都市部のお年寄りを受け入れるとのことではありますが、片や、楽しみにしている敬老祝い金を廃止して、地元のお年寄りを粗末にしておりませんか。市長が推進しようとしているのは、サービスつきの高齢者向けの住宅ではないのでしょうか。これは住所地特例対象施設ではないと思います。

このため、平成25年12月24日に、NHKで「岐路に立つ自治体”高齢者移住”分かれる対応」が放映されました。内容を申し上げますと、かすみがうら市ではサービスつき高齢者向け住宅を進めようとしているが、反対に、つくば市は高齢者向け住宅を制限したとのことでもあります。その理由は、介護者、高齢者が1年余りで1,000人ふえるため、その結果、市民1人当たりの年間5,400円の介護保険料の増額が必要と試算され、つくば市では、サービスつき高齢者向け住宅の設計計画を受け入れなかったとのことでもあります。

そして、このようなサービスつきの高齢者向けの住宅が増加すれば、当然、アクセス道路や上下水道や環境整備などは全て市が負担することになります。そして、追い打ちをかけるように、

介護保険料だけが增加して、その結果、市民は多く負担を強いられることになるのであります。これでは、ますます市の財政が逼迫することになります。だからといって、職員の人件費を財源としても限度があると思います。

要するに、市の負担が増加するような政策ばかりで、税収の上がる優良企業の誘致や多くの人が集まる施設、農産物のブランド化など、小さな市でも経済力のある魅力ある市をつくろうとはしないのでしょうか。

最後に、市長にお聞きしますが、魅力あるまちづくりに対する考え方を伺って、この質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

岡崎議員さんの職員時代、岡崎議員は元職員ということで、本当によき時代の職員をイメージして語っていると思います。

3年前の大震災ということで、とにかく日本が近年ほとんど記憶の中ではない未曾有の大災害に、こういう日本人の同胞がこういう災害に襲われたわけであります。そして、かすみがうら市は、昨年8月19日をもって、この議場もこんなに立派に修復することができました。そして、そうしたら、次はこの仲間を助けることではないでしょうか。私はそう思っていたところに、ちょうど昨年8月に、県庁に被災地から6名の、東北3県から6名の視察団が来まして、支援要請があったわけです。その先はいろいろ情報があると思いますが、そういう中で、今回特に用地関係が足りないということで、高齢者の職員で役職を離れるベテランの人を送ろうと、そういうことで当初考えたわけでございます。

そういった中で、いろいろ新聞報道等でも誤解されておりますが、私は、原点に返ってやはり同胞を助けるという、そういう原点に戻るべきではないかという思いで、今、被災地派遣に、今回は結果的には3名の職員を送ることになりました。

ちょっと話がそれましたが、あと、プラチナタウン構想についてであります。これは、私が考えるプラチナタウン構想というのは、いわゆる高齢者福祉産業というのは、一つの日本にとっての今後の大きい成長産業です。そういう捉え方をしております。そして、東京の高齢者、これはもう行き場がないわけです、今現在。これも同胞であります。そういった人たちをかすみがうら市が受け入れることによって、かすみがうら市の産業としても私は、もちろん人助けにもなりますが、それがかすみがうら市の産業の活性化にもつながっていく、雇用の増大にもつながっていきます。そういったことを考えたときには、やはりどういう形で東京の高齢者を受け入れるか。来年度はそういう基本構想づくりをしていきたいと考えておりますが、かすみがうら市の介護保険の負担にならないような、つくばが心配しているような介護保険の負担にならないような仕組みづくりを考えていく。そういうのがプラチナタウン構想であります。かすみがうら市の活性化であります。もちろん、地域の農業の活性化なんかも大事であります。そして、プラチナタウンもその農業の活性化に関係ないわけではありません。いろいろな形で産業は回っていきますから、産業の活性化にも、経済の活性化、地域の活性化にもつながっていくと、そういうふうに考えて

おりますので、ぜひとも議員諸侯のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

大変よくわかりました。

限りある財源でありますし、財源の確保というのは大切だというふうに思います。将来を見据えた健全なかすみがうら市とするために、よく市長に考えていただきたいというふうに要望して、以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

なお、この後、議会運営委員会を開催していただくようお願いをいたします。

また、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時08分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄でございます。

1月24日から始まった通常国会は、秘密保護法廃止と沖縄新基地建設反対で国民の大反撃が開始されるもとの国会となりました。あらゆる分野で、安倍政権の暴走と発展しつつある国民の戦いが激突する国会となっております。安倍政権がことし進めようとしているどの問題をとっても、国民多数の民意に背くものにほかなりません。消費税の増税、社会保障の切り捨て、雇用のルール破壊、原発の再稼働、名護市辺野古への新基地建設の押しつけ、TPPの推進、集団的自衛権、憲法9条改定など、どの問題をとっても国民多数の声に逆らうものにほかなりません。日本共産党は、安倍政権の暴走のあらゆる問題に正面から対決し、国民の立場に立った対案を示し、国民との協働を広げて政治を動かす「対決・対案・協働」の立場で、国会でも地方議会においても頑張る決意でございます。

宮嶋市長も任期は残すところ5カ月となりました。私はこれまで、宮嶋市政に対して「住民が主人公」「住民の暮らしといのちを守る」立場で活動してまいりました。今回は、その立場から一般質問を行います。

1、被災地東北3県への市職員派遣について伺います。

昨年12月21日、朝日新聞に「東北派遣に5部長辞める」との記事が掲載されました。私は、この記事を受けて、市長にその真意をたざしたところ、市長は、管理職からいずれ一兵卒であるよ

りも、派遣先で経験を生かしたほうがいい。派遣した市職員の人件費は国が負担する。その分の人件費を若い職員の採用に回せると述べ、全然問題ないとの態度でした。同月の24日、私は、総務省自治行政局公務員課に問い合わせをいたしました。被災地支援はあくまで善意であり、強制するものではないと強調しておりました。

そこで、質問です。

1、聞き取りしたところによりますと、58歳以上の職員を対象にした被災地東北3県への市職員の派遣は、市長の任命権を用いた強要が実態と思われませんか。昨年の58歳以上の管理職を置かないという市長方針に引き続くリストラ策ではないでしょうか。

2つ目に、部長級5人が今年度末で勸奨退職するということですが、そのほかに25名近い職員も勸奨退職する事態になっております。結果的に大量の退職者を出したことについてどう考えているのでしょうか。

3つ目に、当市において、職員派遣はいつまで続けるのかであります。

4つ目が、被災地市町村の職員不足は深刻であります。当市の職員も行財政改革による人員削減で業務が激増していると聞きます。さらに人員が減ることになれば、住民サービスの低下は避けられないと考えますが、今後の行政運営についてどう考えているか。

以上、4点について市長の答弁を求めます。

2、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について伺います。

未曾有の大災害となりました東日本大震災からまもなく3年が経過します。この大震災による東電福島第一原発事故は、原発に対する国民の認識を大きく変え、原発ゼロの日本は多くの国民の切実な願いになっております。

そこで、質問であります。東海第二原発再稼働の動きについて伺います。

震災後、運転を停止している東海第二原子力発電所について、事業者の原電、日本原子力発電は、原発の安全性を確認する国の安全審査を申請する前に、内容を説明するとした覚書を立地や周辺の11市町村と交わすとの報道がありまして、3月5日にはその覚書が締結されました。原電は、締結後、市町村に説明した上で運転再開を目指して、今月中にも安全審査を申請したい考えだと言われております。これは明らかに東海第二原発の再稼働を目的にしていると思いますが、市長の見解を求めます。

2つ目に、きめ細かい放射線測定の実施について伺います。

一度降った放射能は消えることはありません。今は、主に雨によって低いところに流され、土壌に吸着、濃縮し、蓄積している状況となっており、大ざっぱな測定では汚染度が高い場所はわかりません。放射線被曝は、少量であっても将来発がんなどの健康被害が起きる可能性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全だという敷居値はなく、少なければ少ないほどがよいというのが放射線防護の大原則であります。その観点から、放射線の感受性が高い子どもの健康を守るための取り組みを継続していくことが必要です。市当局の今後の放射線対策について答弁を求めます。

3つ目に、健康調査（診断）の実施について伺います。

今回の原発事故によって飛散した放射性物質はセシウムとヨウ素が主体であり、プルトニウムやストロンチウムは微量ですが、問題は、多くの子どもたちが放射性ヨウ素を多量に吸ってしま

ったことだと言われております。まだ3年たたないにもかかわらず、福島県では、既に約60名の甲状腺がん患者が出ているとの情報もあります。引き続き放射性物質による健康調査が必要であります。

市長は施政方針で、18歳以下の市民や妊婦を対象とした放射線の内部被曝に対する検査を継続すると述べました。その具体的な内容について答弁を求めます。

4つ目に、東電の損害賠償の現状と除染費用について伺います。

原発事故による損害は甚大であります。東電は全面的な損害賠償を拒否しており、加害者責任を果たそうとしておりません。特に除染費用については、支払いに応じる姿勢を見せていないとの報道もあります。

当市における農水産や営業にかかわる損害賠償の現況と、除染費用の請求とその結果について報告を求めます。

5番目に、霞ヶ浦の放射能汚染対策について伺います。

霞ヶ浦は、漁業、農業も含め、140万人が利用する命の水であります。特に、漁業者及び加工業者の営業に深刻な打撃を与えております。茨城県は国に対して、河川等における実効性の高い除染技術を確立し、除染ガイドラインを改定するように要請しているとのことですが、環境省は、要望として聞きおくだけの対応でしかありません。市長は、第一義的には、それぞれの管理者である国及び県が主体的に考え、独自の手段をもって進められるべきものとしておりますが、これでは霞ヶ浦の放射能汚染対策は遅々として進みません。

NPO法人アサザ基金は、1月14日、行政と市民が連帯して霞ヶ浦湖内の放射能汚染の実態調査と対策実施を進める要望を国交省霞ヶ浦河川事務所に行っております。当市も加盟している霞ヶ浦問題協議会でも、この同基金との協議の場を持ち、官民協働で汚染の実態把握に努めるべきだと思っておりますが、市長の答弁を求めます。

3つ目、総合的な子育て支援について伺います。

第1に、さくら保育所の維持継続の期間について伺います。

市立さくら保育所父母の会は、12月26日、市長に対して、市立さくら保育所の維持継続を求める要望書を提出し、継続期間については5年もしくはそれ以上を求めています。これに対して、市長はさきの定例会での一般質問で、1年程度延長で考えていると答弁いたしました。父母の会の5年と市長の1年では大変な隔たりがあります。来年度4月からのさくら保育所の入所状況の報告と、市長の考えを改めて伺います。

2番目に、中学校卒業までの医療費完全無料化と高校生までの拡大へ向けた取り組みについて伺います。

茨城県は、小児医療費助成（マル福）を入院、外来とも小学校6年、入院は中学校3年まで拡充する来年度予算案を提案いたしました。

当市は中学校卒まで無料化を実施しておりますが、所得制限があります。県の助成拡大で完全無料化の道は開かれたと思っております。さらに一歩進めて、高校生までの拡大をすることも必要ですが、答弁を求めます。

3つ目に、就学援助制度の積極的活用についての質問であります。

就学援助の準要保護の認定に際して、政令で、民生委員に対して助言を求めることができると

の規定がありました。ただ、できる規定のため、実施していない自治体もありました。その後、05年3月の法改正で法第2条第2号が削除され、それに伴い、政令も削除されました。したがって、民生委員の関与は必要ありません。一昨年の調査で、就学援助適用率が比較的高い自治体は、民生委員の関与を義務づけしていないことも1つに挙げております。法的根拠のない民生委員の関与はやめるべきであります。答弁を求めます。

4、国民健康保険についてであります。

当市の国民健康保険税は大変高く、4人家族で夫婦が40歳から64歳、子どもが2人の場合、年間所得が100万円、この場合、固定資産税を5万円と仮定するわけではありますが、これで16万2100円、200万円だと34万3100円にもなります。高過ぎて、払いたくても払えない世帯がふえております。

そこで、質問であります。

国民健康保険被保険者証のとめ置きについて伺います。

当市は、次年度の国保被保険者証、これは短期も含めませんが、国保加入者の全世帯に対して3月中旬に簡易書留で郵送しているとしていますが、事実上保険証を持たない方は現在どれだけいるのでしょうか。その件数と経過、対策について伺います。

2つ目に、短期保険証の期間について伺います。

通常の被保険者証の有効期限は1年ですが、当市では、滞納者に対して6カ月、または1カ月を有効期限とする短期被保険者証を発行しております。その件数は何件でしょうか。

また、1カ月は余りにも短か過ぎるとの切実な声が寄せられておりますが、期間の延長はできないのでしょうか。答弁を求めます。

5番目、向原土地区画整理事業について伺います。

向原土地区画整理組合事業は、平成4年12月、組合が設立され、組合員数67人で地積10.6ヘクタールで始まりましたが、仮換地案が出た段階で地権者から大量の組合脱会届が出されて、事業が頓挫。平成15年、縮小変更され、組合員17名、実質14名ですが、地積6ヘクタールで事業が再開されました。縮小された事業は、都市計画決定もされず、都市計画道路の一本もなく、袋小路の状況で、公共性が担保されていない一民間の宅地開発事業と同じであり、ただ方式が組合というだけあります。

これまで、市当局は、土地区画整理事業の目的が健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資するとあり、組合施行であっても公共性、公益性が高いと主張をしてまいりました。しかし、健全な市街地とは、いわば道路がしっかり入った整然とした街区の市街地のことを言います。さきの12月議会では、市長も、通常の区画整理事業とは形が違っていると認識せざるを得ない。幹線道路が確保されていない状況から、正常な市街地開発とは言えないとの見解を述べました。

そこで、質問であります。

まず、1つ、組合事業に対する市当局の異常な介入と組合側の問題について伺います。

この事業は当初から、組合施行と言いながら、旧千代田町当局が事実上組合を仕切って進めてまいりました。そして、一部組合員の声を無視して、町当局は調整池の工事を強行しました。これを強引に進めたのが鈴木前市長であります。本来、組合施行による区画整理事業は民間の宅地開発事業であり、自治体は直接かかわりません。そういう意味で、旧千代田町当局は異常であり

ます。旧千代田町は、長い間、官製談合が続いていました。区画整理事業といっても、宅地開発事業という土木工事であります。当然、この事業も官製談合の構図の一つだったと考えます。

私は、平成15年2月に当時の千代田町町会議員に当選して以来、この事業について一般質問を継続して行い、利権構造の一端を明らかにしてきました。一方、組合側は、実務を市当局に全面的に委託。しかし、造成工事が完了するや否や、一部組合員は破格の値段で仮換地を販売するという組合員としてはあるまじき行為が公然と行われ、その結果、保留地販売を一層困難にした経過も明らかにしてまいりました。

市当局が主張する技術的支援を超える組合事業への異常なまでの介入と組合側の問題について、改めて市長の見解を求めます。

2番目に、損失補償について、さらなる税金投入について伺います。

向原土地区画整理組合の借入金にかかわる損失補償について、改めて確認をいたします。損失補償をしなければならない事態とはどのようなことを言うのでしょうか。既に、6ヘクタールの事業に6億7556万円もの公金が投入されております。さらに、組合側が要請している1億4699万円の追加支援となれば、合計で8億2255万円となります。1ヘクタール当たり1億3709万円です。市長の見解を求めます。

水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い原因は、無駄な水源開発にあります。水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

そこで、質問です。

1つ、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の見直しについて伺います。

県のいばらき水のマスタープラン、長期水需要計画はたびたび変更されてきましたが、過大な人口予測と水需要計画の実態との乖離は解消されておられません。当市においても、過大な人口予測による実施協定を県当局と結んでいます。当市の人口と水需要に見合った水量に改定すべきであります。市長は、受水量の計画変更をお願いしたとしていますが、具体的な数値を示したのでしょうか、答弁を求めます。

2番目に、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業の必要性について伺います。

国交省関東地方整備局は、1月8日、八ッ場ダム本体工事の入札公告を発表しました。8月6日に開札して工事業者を決め、本体工事を始めるというもので、工期を2018年10月1日までとしております。一方、霞ヶ浦導水事業は検証の真っ最中であり、特に、導水事業は県中央広域水道用水供給事業と深くかかわっており、事業を推進すれば、当然高い水道水を押しつけられる結果となります。茨城県の水余りは明らかであり、水源開発は必要ないと考えますが、市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目、被災地東北3県への市職員派遣についてお答えいたします、

まず、1番、58歳以上の職員を対象にした派遣の強要はリストラ策でないかのご質問についてお答えいたします。

被災地である東北3県への職員派遣につきましては、東北3県から昨年の8月末に、茨城県市長会に派遣要請がありました。被災地では1,500名もの職員が不足しているという実態を知り、本市での災害復旧も一段落をしたことから、少しでも被災地の復興のお手伝いをできればということで、職員の派遣を検討してまいりました。

58歳以上の職員を対象にした件につきましては、職員の採用を抑制してきた経過から、若手職員の派遣が難しいということもあり、経験豊かな職員を派遣し、被災地に貢献できればという観点から派遣を予定したもので、リストラ策として検討したものではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2番、大量の勸奨退職者を出したことにつきましては、勸奨退職者は25名の見込みであります。それぞれ職員の都合により勸奨退職されるということで理解をしているところであります。

次に、3番、派遣はいつまで続けるのかというご質問であります。少しでも被災地の復興のお手伝いをできればということから、被災地において派遣の必要性がある間は続けたいと考えております。

次に、4番、今後の行政運営についてでございますが、ご指摘のように、年々職員数が減少していることは事実であり、職員の配置については、住民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、業務委託を進めるなど、業務の見直しにより対応してまいりたいと考えております。

2点目、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についてお答えいたします。

最初に、1番、東海第二原発の再稼働の動きについてお答えいたします。

東海第二原子力発電所は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、原子炉が自動停止するとともに、外部電源が喪失されました。直後に非常用ディーゼル発電機3台が自動起動し、原子炉の冷却を開始いたしました。その後の津波の影響で、非常用ディーゼル発電機の海水ポンプ1台が使用できなくなり、残る2台で原子炉の冷却を実施しました。3月12日に電源車3台が到着、3月13日には外部電源が復旧し、3月15日に原子炉温度摂氏100度未満の冷温停止状態となっております。その後、5月には定期点検に入り、現在に至っている状況であると認識しております。

本市におきましては、今回の大地震による福島第一原子力発電所事故を受け、平成25年3月28日に、豊かな自然と平和な暮らしを後世に伝えていくため、平和に関する諸問題に対して市としての決意を表明する非核脱原発平和都市宣言を行いました。

この都市宣言の趣旨としましては、核兵器の速やかな廃絶を願い、また、福島第一原子力発電所事故の教訓から、原発にかわる再生可能エネルギーが創出されることを期待し、本市の豊かな自然と平和な暮らしを後世に伝えるとともに、世界の恒久平和を願うものとなっております。

この都市宣言のとおり、本市は、原子力発電にかわる再生可能エネルギーが創出されるということを目指しており、脱原発の社会を願うという立場であり、私としましても、浜岡原発、東海

第二原発の再稼働には反対するものであります。

次に、2番、きめ細かい放射能測定の継続については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3番、健康調査の継続については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4番、東電の損害賠償の現況と除染費用については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5番、霞ヶ浦の放射能汚染対策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、総合的な子育て支援についてお答えいたします。

まず、1番、さくら保育所の維持継続期間についてお答えいたします。

さくら保育所の維持継続については、昨年11月29日に提出されました父母の会からの要望を真摯に受けとめ、今後のさくら保育所の入所状況及び新設保育園の定着を踏まえ、対応してまいりたいと考えておりますが、期間については、おおむね平成26年度の1年間を考えております。

次に、2番、中学校卒業までの医療費完全無料化実施と高校生までの拡大へ向けた取り組みについてお答えいたします。

中学生以下の医療費の無料化につきましては、子育て支援の充実を図るため、小学3年生までであったものを中学3年生までに対象年齢を拡大し、あわせて所得制限の撤廃により、全員が等しく恩恵を受けられるよう条例の改正をお願いしたところ、対象年齢は拡大されましたが、所得制限については撤廃しないという修正が加えられ議決され、昨年1月1日から施行している状況でございます。

医療費完全無料化と高校生までの拡大の実施については、この制度が議会の意向として改正されたものであり、改正されてからまだ間もないことから、しばらくの間は状況を見てまいりたいと考えております。

次に、3番、就学援助制度の積極的活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の国民健康保険については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、向原土地区画整理事業についてお答えいたします。

まず、1番、組合事業に対する市当局の異常な介入と組合側問題点についてお答えいたします。過去の定例会における答弁と重複しますが、本事業は、組合施行事業として技術的支援の要求もあったことを踏まえ、組合単独での運営は困難であると判断、さらに、当時の町は平成4年当時に公共性の高い事業として位置づけしたことから、当初より技術的支援を行っていたものであります。その後、20年が経過し、鈴木元市長のかかわりを含め、当時の技術的支援を超えた介入の内容や深さ、頻度等には不明確な部分が多く、答弁ができないところであります。

また、組合の問題として、組合員が仮換地を先行販売したことについて、ご指摘のとおり、少なからず保留地販売への影響はあったのではないかと理解をしております。

次に、2番、損失補償について、税金投入の問題を問うについてお答えいたします。

私はできるだけ早い解散を事務局に示し、事務局は解散に至るまでのプロセスを見出し、特に、当面する損失補償に関する市の負担行為が期限を迎える本年3月31日を最終局面と考え、組合に

助言してまいりましたが、組合による自発的な努力は見られず、資金計画はめどが立たず、最終的に市への助成要望に至ったかと思えます。

これらを踏まえ、質問の損失補償をしなければならない事態について、私は、平成15年度当時に損失補償を計上したときの答弁や当時の組合役員に説明しているように、単に債務が弁済を受ける時期が到来したからといって債務を保証するものではなく、債務者である組合や連帯保証人が破産、もしくはそれと同等な事態に陥った場合には損失補償が必要でないかという、当時と変わらない見解であります。

また、助成については、先般請願書が採択されたところですが、今後、賦課金の徴収や歳出を抑えるなど組合の自発的な資金計画への自助努力により、早期に最終要望金額が確定されてから判断したいと考えます。

なお、そのときは、議員の総意も条件の一つとして不可欠だと考えております。

6点目の水道事業については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

佐藤議員の2点目2番、きめ細かい放射線測定の継続についてお答えいたします。

本市ではこれまで、市民の不安の払拭を図るため、市内及び市内公共施設の放射線測定、給食の放射性物質測定、食品等の放射性物質測定、市内小中学校、保育所につきましては、放射線量測定マップやホットスポットの放射線測定などを実施し、その結果を公表してまいりました。また、昨年9月には、これらをまとめましたかすみがうら市放射線対策の概要を中間報告として公表をさせていただきました。

今後とも、引き続き測定を実施し、その結果を公表することにより、市民の皆さんへの安心の提供に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、2点目4番、東電の損害賠償の現況についてお答えいたします。

東京電力株式会社への市の放射線対策費用の請求につきましては、放射線対策本部、下水道課、水道課分を含めまして、2月21日現在、合計2905万2677円となっており、このうち1938万8999円の支払いを受けております。

これまで賠償の対象となった経費につきましては、上下水道等に関する経費、学校給食等の検査経費、学校等屋外プール水質検査経費、空間放射線測定経費などがありますが、除染関連経費につきましては現時点で賠償の対象とはされておりませんが、引き続き請求をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

佐藤議員さんの2点目3番目の健康調査の継続についてというご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、原発事故由来放射性物質による健康影響検査費助成事業につきましては、平成25年度の単年度事業として甲状腺エコー検査、または、ホールボディカウンター検査、いわゆる内部被曝の検査になります。その検査費用の2分の1を助成として実施をしてきました。これまで8名の方が検査を受けてきております。この実績を踏まえ、平成26年度も当初予算の中で20万円、10人分を予算計上させていただいたところです。

また、この助成事業の継続実施に当たりましては、市民への周知といたしまして、広報紙なりホームページ等を活用しながら、広く周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、3点目3番の総合的な子育て支援のうち、26年4月からのさくら保育所の入所状況につきましてお答えをいたします。

平成25年度末の入所児童数200名に対しまして、3月1日現時点でございますが、159名の入所の予定でございます。前年対比20.5%の減という状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

2点目5番の霞ヶ浦の放射能汚染対策について、国・県・市町村を挙げた取り組みのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、これまで、平成23年度から環境省と茨城県が霞ヶ浦湖内及び流入河川の水質及び底質のモニタリングを行っており、全体の現状といたしましては、霞ヶ浦、河川とも横ばいの状況となっております。現在におかれましても、季節ごとに年4回のモニタリング調査を実施しているところで、今後も継続して調査する予定となっております。

市といたしましても、引き続き県政に対しモニタリング調査の継続及び除染対策の実施について要望を行い、国・県や他自治体及び霞ヶ浦問題協議会等の関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員の3点目3番、就学援助制度の認定に際しての民生委員の意見についてお答えいたします。

民生委員につきましては、地域の中で支援を必要とする方に対する相談や支援をされており、その所見については、就学支援の判定を行う上で非常に有用なものであると考えております。また、職業や収入、家族構成の急変など、当該年度における申請者の事情を把握する上でも必要と考えております。

このようなことから、新規の申請時、小中学校への入学時を基本に、既に認定した家庭の場合には民生委員の意見を省略するなど、負担に考慮しながら取り組んでおりますので、ご理解を賜

りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

4点目の国保証のとめ置き及び短期保険証の期間延長についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険証の未交付の状況につきましては、平成25年度も例年どおり3月下旬に国民健康保険証を簡易書留で郵送しましたが、不在等の理由によりまして、135世帯分が配達できずに未交付となっております。その後、現地調査等を行いまして、未交付の件数は減少しましたが、現在でも47世帯分が未交付となっておりますので、さらに継続して調査を進めてまいりたいと思います。

また、短期保険者証の交付につきましては、国保税の滞納がある方に、有効期間が6カ月と1カ月の保険者証を交付している状況でございます。短期保険者証の更新につきましては、納税相談において滞納している保険税の一部、または全部を納付していただいた場合に、保険者証を交付している状況でございます。

平成25年度当初の滞納者に対する短期保険者証交付世帯数は1,193世帯で、有効期間が6カ月のものが561世帯、1カ月のものが632世帯でございます。平成26年1月末現在で短期保険者証の更新手続を行わず、保険者証が発行されていない世帯数は281世帯で、有効期間6カ月のものが82世帯、有効期間の1カ月のものが199世帯となっております。

保険者証がない場合には、医療費負担が10割となってしまいますので、保険者証を持っていない滞納者の方には、速やかに納税相談を行っていただきますようお願いするものでございます。

なお、短期保険者証の期間延長についてでございますが、短期保険者証の発行は、保険料の滞納者に対しまして納税を促すための有効な手段でもありますので、有効期間を変更することは現在のところでは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員のご質問6点目1番、いばらき水のマスタープランと実施協定の見直し、当市の具体的な数値についてのご質問にお答えいたします。

平成19年3月、計画の目標年次を平成32年度として、茨城県長期水需要計画、いわゆるいばらき水のマスタープランが改正されました。この中の県全体の予測値と本市の平成24年度の決算における数値には開きがあると考えております。

県西広域水道、県中央水道それぞれに受水団体で組織する協議会がございます。この中で料金値下げの要望を行っております。県西用水につきましては、平成22年4月1日に基本料金1,950円が1,850円に100円値下げされました。県中央につきましては、値下げ要望を継続しているとこ

ろであります。

県におきまして、平成26年度は水道料金の見直しの年とされております。先月でございますが、受水団体に対しまして、見直しの結果、平成28年度までは現行料金を据え置くとの報告を受けております。今後も、協議会を通して料金値下げの要望を継続していきたいと考えております。

県中央からの受水量につきましては、現在、日量1,400立方メートルを霞ヶ浦浄水場で受水しております。県中央の現在の施設能力は、協定水量24万立方メートルのうち32.5%の7万8000立方メートルであります。本市の施設能力見合いの水量は2,178立方メートルとされているところであります。平成24年度から震災への対応として実施しております、霞ヶ浦地区から千代田地区浄水場への送水工事により、現在、霞ヶ浦地区から日量1,000立方メートルの試験送水を行っております。送水の継続には霞ヶ浦浄水場での安定的水源確保が必要でありますので、県中央からの受水を現行より日量700立方メートルふやして、施設見合い水量2,178立方メートルの内数である2,100立方メートルにしたいと考えております。これまでのところ、今後の水需要の伸びは余り見込めない状況にあると思われまますので、当分の間、県中央からの受水は日量2,100立方メートルを考えております。これからも、継続して、料金の値下げと協定水量の見直しを協議会を通して要望していきたいと考えております。

ハッ場ダム事業につきましては、国においてこれまで検証が行われてきたことから、完成予定年度が平成27年度から平成32年へ延長されております。工事が完成した場合には、水源管理費や減価償却費等が受水費に反映され、ダムの完成後は、管理費と減価償却費が合わせて約1500万円程度発生すると見込まれております。

霞ヶ浦導水事業につきましては、検証中であることから、完成は未定となっております。同じく、完成後は管理費と減価償却費が合わせて約4億円程度発生すると見込まれているところであります。

いずれも事業が完成し、事業を継続するための管理費とこれまでににかかった費用については、水道料金に転嫁されることになると思われまます、今後も水道料金値下げを要望しながら、事業の進捗状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

なお、再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

先ほどの佐藤議員さんの2点目、3番目の健康調査診断の継続についてのご質問の中で、検査にかかる助成額について、平成26年度の予算計上額を10人分の20万円と答弁をしましたが、正しくは20人分の10万円の予算計上額です。

ご訂正をお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、東北派遣の問題からお伺いしますが、市長は58歳以上を初めとして、職員を一人一人呼び出して面接されたと。そのときに、この36ページにわたる資料を出してここから選べと、期間を限って判断しろというふうに言ったというふうに聞いていますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと記憶が定かではありませんが、全員にやったかどうかはともかくとして、それと58歳以上と、こうこだわっていますけれども、全部58歳以上の方ではないので、いろいろな多年代にわたっておりますが、やった方もあるいはこれから選べと言った人もいるかもしれませんし、渡していない人もいるかもしれません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、これが36ページ、表裏こうありますよね。ここから選んで期限でやるということ自体が異常なんじゃないですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当初の用地要員ですね。特に必要だと思われた用地要員なんですが、用地要員については、用地関係の用地要員としての要請がある市町村が幾つかありますので、その中の市町村を選んでくれというような意味で多分言ったのかなと思います。その職種についてではなくて、いわゆる対象市町村を選べって言った可能性はあります。だけれども、みんなにそう言っているわけではないと、そういうふうに記憶しています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長はベテランだと用地交渉が適当だというふうにおっしゃっています。あと土木技術だとかいっぱいありますよね。でも、これを市長が渡してここから選べっていうのは、これは余りにも

問題だというふうに思います。

もらっていない方、逆に私は市長の命令というか指示に従えないから、じゃ退職勧奨を受けますというふうにもらうのを断った人もいる、これは聞いています。本人から聞いているんですけどもね。こういう問題というのは、やはり市長が必要だと思っているから派遣をするんだと言ったでしょう。だったら、やっぱりある程度絞り込んでいくということも必要ではなかったかなというふうに思いますが、この手法についてはどう思われますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる派遣を必要としている箇所であるとか、そういう情報はむしろ知っていてももらったほうがいいと思いますので、何ら問題はないと思います。もともと公文書で来ているわけですから。市長会のほうから公文書で来ているものを本人に見せてあげたわけですから、何ら問題ないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

何ら問題ないというふうな認識だということなんですけれども、いずれにしても、14日に市長にお会いして、かなりの大量の退職勧奨者が出たということがありまして申し入れをしました。その前にも市長と話ししたことありますが、そういうところで、やはり市長が派遣が有利となれば、経営者として当然考えると。国のほうが人件費を負担してくれるということになれば有利だというふうに言って、高給取りというかね、58歳高齢と言われる方が行ってもらえれば、その分、派遣すれば国が給与を払ってくれると、こんないい話はないというふうに言ったわけですよ。

私は本人の同意が欠かせないと、それでも無視してやるんですかというふうに、それ申し入れたんですが、市長はこれは本人の同意は必要がないよということで、全部聞いたら行きたくない。必要性があるからやるわけだから、その当たった職員には意に反することは間違いないと、それを承知でやる、これはしょうがないことだというふうにおっしゃったと思うんですよ。覚えてますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まずその高給、58歳以上の人は、もちろん58歳に限りませんが、高年齢になるほど高給であることは間違いありませんよね。それは、しかし2次的なことでありまして、本来はいわゆる日本人同胞として、被災3県を支援しよう。しかも、かすみがうら市は8月19日に一応区切りがついたわけですから、そこへ1,500名もの派遣要請が来たという、まずはそれが原点ですから。送り出すのが何か目的みたいになっていますけれども、全然そんなことはありません。まずは、被災地をどう支援していくかというのが第一なんです。私は今回、双葉町のいわゆる放棄された第一原発から、本当に見えるところまで行って、なおさら実感してきましたが、あの被災地の悲惨さといったらもう話になりません。不気味でまさに死の町って書いた、ブログに書いたんですが、

副市長からそれは幾ら何でも福島の人に失礼じゃないかと、死の町とか不気味だというのは。でも、行った人は誰もそう感じると思います。たまたま私の友達も仕事の関係でそこへ入ったんですが、私が言ったんじゃないくて、その人も不気味だと言っていました。まさに不気味です。そういう日本人同胞がそういう苦難の中にいると、そこに原点があるわけですから。さらには、国の制度の中で、かすみがうら市としては高齢職員を、たしかに高給取りですね。そういう方に行っていただく。それは、新採の職員とは比べものになりませんが、採用して二、三年の若い職員だって窓口は幾らでもできるわけですから。だから、そういう、それは2次的な問題だと。2次的な問題というか2次的な利点というか、そういうふうに言ったわけですが、その部分を強調されるのは心外であります。

まずは、被災地の支援をどうするかということに重きを置いて考えていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

被災地の支援、この制度、このこと自体は問題はないんですよ。悪いというふうに言っているわけじゃないですよ。ただ本人の了解、同意とか、そういうことも含めて、総合的に考えて、これ強制じゃないと、善意だというふうに総務省は言っているわけでしょう。私は24日の日にも総務省に直接電話をいたしました。それは、基本的なところは市長にもお伝えしたと思います。12日も共産党の参議院議員の大門実紀史議員の事務所に総務省の担当2人、ヨネザワさん、室長、それからオノデラ係長さん、この方呼んでここで話をしたわけなんです。ここでやはり一番問題なのは、市長がそういう意図かどうかはわからないけれども、25名もの退職者が出てきたということ自体が問題だということなんです。そこが1つ、今回の大きな問題としてマスコミでも取り上げられたということだと思っんですよ。

それでちょっとお尋ねしますが、今58歳以上ではない職員にも働きかけたというふうに言いましたよね。そうしましたら、私の情報では、公共事業に接続していない職員も呼びつけて、この東北派遣を要請したということを知っているんですね。そのときに、私、市長に申し入れしたときに、市長はそれはたまたまだと。誰を選ぶのかは私の権限だというふうに言っていますが、職員の中ではそういうふうに捉えていないんですよ。

参考にお聞きしますが、公共事業に接続していない職員は今何名ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと人数については把握しておりませんが、あと同意の件であります。大学の学長等について、あるいは海外派遣をする場合、こういう場合は基本的に同意が必要だとされております。そして、また介護等の正当な理由がある場合は、これはそのことを申し出て行けないがということで相談することは可能は可能ですが、私としては、職員について、これは総務課もそうだと思うんですが、職員の個人情報というか、今何歳の子供がいて、あるいはその家のお年寄りが介護が必要であるとか、必要でないとかというデータは一切持ち合わせておりません。

ですから、それは指名してからの話で、出したのは内々示ですが、内々示を出してからの話で

すから、私はそもそも最初に指名した職員が行けないと言うということは、私はそもそも想定しておりませんから、それがずっと何人かが行けない、行けないということで、やめさせてくれ、やめさせてくれということになったわけです。それは、こっちはそもそもそういうことは想定していませんから、それを想定してリストラ策だと言われるのは心外であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

土木部長、数字。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

現在のところ、5名の職員が未接続でございます。そのうち2名の方につきましては、接続の意向がありまして、まだ申請が出ていない段階でございます。3名の方につきましては、接続の意思はないものと思われまます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

相談をね、私、業者の方からも間接的にそういう職員から、その業者の方が相談をされたということを知りましたよ。そういうことですから、市長、見えていますよね、茨城新聞の2月2日の日曜日の特集「市長と職員、意思にずれ」というやつは見ていますね。そのときに、やはり職員の立場で考えると、市採用の公務員であれば、ほとんどは当該市内が勤務地のはずと。それがいきなり東北派遣となればいろいろ思うところがあるというふうに言っておりまして、宮嶋市長は、家庭の事情は誰でもあると。若手・子育てなど忙しい世代、中堅は市でも必要と、ベテランを派遣して経験を生かしてもらいたいと説明したというふうにありますよね。

でも、今回、いわゆる58歳以上の方は、残念ながら応募しないでその内々示を断らざるを得ないという、そういうことで3月末の退職を決めた職員の中には、応じなければ退職勧奨ですね。被災地派遣だという圧力を感じたと、正直、市長とは一緒にやろうという気持ちがなくなったという声が聞かれるというふうになっているわけですよ。これが問題なんですね。

私も総務省の担当とお話ししましたら、大門議員が総務省がお願いした自治体職員の派遣、これが逆に異様な退職強要が行われたという、結果的に25人も退職となったと。総務省全体としては、退職強要が短期間にたくさん出たこと、形は勧奨であっても非常事態だと、その認識を持ってもらわないと、全体として結果的にこの制度に乗らなかったのか、言うことをきかないからそうしたのか、結果的に退職強要になっているというふうに述べて、政治家同士で、例えば国会でね、この事実を議論したら、やはり部課長級も含めて一遍に退職するという事態となったら、全国的に見ても、異様な事態ではないかということになって、総務大臣がどうか分かりませんが、それはそのとおりですというふうになってしまうんじゃないかというふうに言っていましたよ。

やはり善意で進めている。やはりそういう意味では、市職員の思いをきちんと引き出していくという立場から出発していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

私もあと何人かから相談を受けて、弁護士さんにも相談した経過があるんですよ、この問題で。早く早くというふうに言われて、本当にもう心配で心配で寝られないという方がいらっしゃったんですよ。そういうことが実際に起きている。職員の皆さんの中では、明らかに人員削減、人件費の削減だと捉えていること、これが問題なんですね、職員の中で。結果的に退職強要はなかったと皆さん受けちゃいましたからね。これで抵抗すればまた違うと思うんですが、そういうことで、市長の中ではこういう職員の声は聞き及んでいませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総務省のそれは誰が言ったんですか。さっき話した。総務省のどなたが言ったんですか。

〔佐藤議員「参議院議員の大門さんが言ったの」と呼ぶ〕

○市長（宮嶋光昭君）

それは勝手な話で、議員がどう言おうとそれは勝手な話です。そんなのは関係ない話です。

まず、市長と一緒に仕事をやっていく気がなくなったという職員もいるかもしれません。しかし、相当数の職員がまたぜひかすみがうら市民のために役に立ちたいということで、制度的には、厳密に言えば、再雇用ではないんですが、再雇用の申し出を受けてそれを再雇用しております。大分話は違うと思います。再雇用の申し入れはきちんと受けて、特にそれだけ意欲があるなら、じゃやってくれよということで、再雇用を決めております。1人も再雇用を拒否して、こっちから、いわゆる使用者側から拒否した職員はおりません。みんなそれなりに優秀なので、再雇用をみんな認めました。

だから、ただ中にはそういう今言ったような、もう仕事をしたくなくなったよという人もいるかもしれませんが、それでやめたのか、再雇用に応じないとか再雇用の申し出しなかったのかどうかわかりませんが、結果的にはそういうことであります。

それで答えになっていますかね。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

職員のそういう声が聞こえないのかというふうに言ったんですが、届いていないように思われます。

ただこの前、市長が派遣に同意した保健師さんいらっしゃいますね。喜んでいくように言っていないでしたか。私、彼女にもいろいろ聞いたんですけども、随分家庭の中では大変なひと悶着があったというふうに聞いていますよ。ただ本人は確かにボランティアというか、そういう経験、被災地で経験することは非常に興味があると言っていましたけれどもね。やはりかなり悩んだ結果なんですよ。

それから、指名された40代の職員がいますね、15日に。そのときに、その職員が断ったら懲罰委員会ですかと聞いたら、懲罰委員会だと、市長が言ったんですよ。やめれば、懲戒にはならないがと、そういうふうにつけ加えているんですね。私は40代ですからね、やめるわけにはいかない。聞いたら、家族からも絶対やめると言わないでねというふうに言われたそうですよ。そして

ら、それを狙って言っているわけじゃないけれどもというふうに語っているんですよ。断ったら懲罰委員会なんですか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

辞令を断ったら懲罰委員会にかかると思います。懲戒委員会にかかると思います。これは当たり前前のことでありまして、正当な辞令であるわけでありますから、まだ内々示ではありますから、そこまではいきませんが、内々示断ったからどうこうということはありませんが、正式発令になった辞令を断れば、懲戒委員会に当然、組織でありますから、そうしないと組織は回りません。

それから、何でしたっけ、もう一つは。やめれば懲戒委員会にかからないのかと言われたことに対して、全くそのとおりであります。やめた職員を懲戒委員会にかけてどうするんですか。

[佐藤委員「市長が言ったということですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

私が言ったんですよ、私が言ったんですよ。当たり前でしょう、職員がやめたらば、職員がやめたらば。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。暫時休憩。ちょっと落ちついてください。

休 憩 午後 1時54分

再 開 午後 1時54分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今お話したように、やめるということは職員の地位がなくなるわけですから、職員でなくなった者は懲戒委員会にはかからないという、そういう極めて当たり前なことを言っただけです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

対話の流れの中で、やめれば懲戒にはならないけどね、こういう言葉の流れですよ、ね。断ったら懲戒委員会ですかと、懲戒だと。委員会ではそうだと。やめれば、そういうふうな言葉の流れでは圧力に感じるということなんです。

市長はね、そういうのは圧力に思わないからね。それはしようがないかもしれません。これは意識のずれですから。それが、この市長と職員、意思にずれというのが出されているわけです。

それでお尋ねしますが、今3人派遣と言いましたが、募集して手を挙げた最初の方が管理職ですね。体調不良だとして辞退した。そのかわりに、若い子育て中の職員を派遣するという事になった。事実ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

58歳の当初志願していた職員が、その後、いろいろ体調不良等を再三訴えているということがありました。最終的にその職員は無理だろうと。こちらから、内々示を取り消したという経過がございます。そして、それまでにある程度、その職員を派遣することで川俣町と話が進んでいましたので、その川俣町との話を継続するために、新たな職員の派遣を決めて、30代の方ですかね、30代の職員を指名した経過があります。内々示出した経過があります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回は人選の理由はあれですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

要員が、そこは用地交渉とかそういうことでないし、それから、もう58歳以上で役職を、いわゆる4月以降管理職を続ける、役職定年になって58歳以降も続けるという人は、正職を続けるという人はいませんので、あとは今度はどこから選んでも同じという感じになるわけです。ある程度、被災地に出しても仕事がばんばんできる、新採の職員出してもしようがないですから、ある程度ばんばん仕事ができると、そういう優秀な職員を選んだと、そういう経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本人には人選の理由はおっしゃいましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

君は優秀だからぜひ行ってくれと、こういうことでお話をさせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実際は、市長は茨城新聞のほうに、若い子育て中の世代は送りたくないというふうにおっしゃっていましたよね。今回、若い子育て中の職員ですよ、本人の事情は聞かなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほども申しましたように、そもそもその私は結婚しているか、していないかも全然考慮に入れておりませんで、その職員が被災地に支援に行って有効かどうかという視点でだけ判断をしております。

その指名しようとする職員が、家庭環境がどうであるかということ調べ上げるということは一切しておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり職員の環境というのは、市長であればきちんと把握した上でやるべきなんじゃないかなというふうに私思います。

いずれにしても、公務員の懲戒免職処分ですね、免職、首ですね。この処分については、最高裁の判決があります。社会通念上、著しく妥当性を欠いた辞令についてのみ、裁量権を乱用したものとして無効になるというふうに述べているんですね。著しいかどうかというのはわかりませんが、いずれにしても、任命権者には広範な裁量権が認められています。ただこういう深刻な事態になったときに、裁判ということになったら、その市長は裁判も辞さないというふうに考えておりますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、別に裁判をしようと思ってやっているわけでも何でもなくて、先ほども最初からもう申しているように、被災地を何とかして同胞として助けたいと、そういう思いからであります。もうそれ以外の何ものでもありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、市長は今後とも要請があれば、派遣を続けるとおっしゃいましたよね。で、実は私も総務省にそのことを聞いたんです。そしたら、現時点で方針を決めるものではない。引き続き、被災市町村の要望を伺いながら、一層の人的支援の充実に努めたいというふうに回答をしました。でも、市長はこのまま総務省の要請があれば続けるということでございますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総務省というよりは、被災地からのそういう必要性があれば、被災地がそういう要請をするのであれば、ぜひ支援してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地方自治体に勤める職員は、基本的に自分たちの住んでいる自治体で働きたいという意思を持っているんですね。そういう立場であるということは、やはりそういう意味では、本人の環境というのは、大事にしなければならないというふうに私は思います。

来年もそうすると、対象者は58歳以上の職員から始めるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

来年のことを今決めているわけではありませんが、その被災地の必要性に応じて選定をしてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保健師さんも、今回6カ月、最初は。その後は何かよく決まっていなみたいですけども、市長は3カ月ごとでもいい、くるくる変えるというふうにして連続してやりますよと言ったじゃないですか、私と話したときに。連続してやるよって。そうしますと、逆にこの最初に派遣される方は、自分たちの職場がどうなるのかということも心配してらっしゃったんですよ。

そういう意味では、この当市の市民の保健師さんですからね。健康管理増進をどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

保健師を派遣することになった経過であります。やはりこれは被災地のつくばあたりにも今なお相当数の方が来ています。そういった知り合いの方に聞いてみると、いわゆる精神的に不安定になって悩み事を聞いてもらいたいと、そういう鬱病になるような人が非常に多いみたいです。被災地の支援一覧表を見ると、保健師の要請も結構あります。そして、我が市において保健師が14名いるわけでありまして、保健師の方にそういった被災地の状況を3カ月あるいは6カ月、保健師、女性がほとんどですから、女性であると、家庭の中での女性の立場ということを考えれば、1年とか2年とかというのはなかなかこれはきつと思いますので、いわゆる単に性という立場から見ればですよ、一般的に。それは男でも、家の中で主夫の役割をしている人もいるでしょうけれども、そういう立場を考えれば、3カ月ないし6カ月研修してきて、派遣はある意味で研修だと私は思うんですね。特に、保健師に関してはそういう意味合いでぜひ行ってもらって、そういう状況をよく把握してもらって、こっちの保健指導に当たってもらえたらもっといいんじゃないかなと、そういうふうに保健師には期待しているところであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それはそれでいいんですが、市長はこうずっと続けるかどうかわからないと言ったけれども、実際にはそういうふうに通けるといふふうにおっしゃっていますよね。それと順繰り順繰りに送り出そうというふうな意図があるということだと思えます。

ちょっと職員組合のほうから申し入れがありますが、これどういう内容でしょうか、総務部長。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

大変申しわけございません。ちょっと確認をとらせていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時12分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

大変申しわけございませんでした。

市の職員組合から2月19日付で5項目の要請が提出されてございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その5項目を簡単にあげていただいて、その回答についてもおっしゃっていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

5項目出されておりました、まず最初に、職員の家庭環境等を十分に考慮した上で適正に人選することということで、状況に応じ対応するというような回答でございます。

それから、派遣先、派遣期間、業務内容などの評価をあらかじめ提示し、本人の同意をもとに決定し、同意なしに人事発令をしないことということでございますが、派遣に当たっては、基本的に公募により選考を行う。公募以外の派遣を行う場合は、関係のある団体への本市と関係のある団体へ派遣を行いたい。派遣に当たっては、同意は要しないものと理解しているといったものでございます。

3点目、本人が正当な理由により辞退した場合、それを理由とした懲戒処分を行わないこと。で、人事発令に従わず、派遣先に赴任しない場合は職務命令違反となり、懲戒処分の対象となるものと判断をしている。

4点目、かすみがうら市における住民サービスが低下しないよう、必要人員の確保に努めることに対しましては、適正な定員管理に努める。

5番目、東北派遣の本来の趣旨に沿い、市政の状況に応じ派遣の是非を検討することということに対しましては、状況に応じ対応をするというようなことでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私はやはり組合が5項目を上げているのはもっともなことだというふうに思います。

やはり市長は、東北派遣、大変大事だと思いますが、こういう職員組合の声も十分に聞いていただきたいなと思います。

時間がありませんので、いずれにしても、いたずらに市の職員との対立関係をつくらないで、職員のモチベーションをきちんと上げて、市職員の本来の仕事というのは、住民サービスをやることですから、このことに専念できるようにしていただきたい。

人員の削減については、委託だとか、そういう話をしております。臨時職員もどんどん使うと言っていますが、臨時職員の応募が多いように思われますが、総務部長、臨時職員はどういう状況ですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

それぞれの部署において、業務量に応じ臨時職員等を募集し配置しているというような状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、窓口とかそういうところを委託するという形になりますと、やはり公的なサービス、公的責任、これを放棄するということにつながりますので、この点については十分に気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、これで時間がありませんので、向原のほうに移りたいと思います。

向原のほうについては、市長がいずれにしても今回の損失補償の問題にはまだいっていないというふうな発言をしたと思います。

そういう意味では、助成については状況を勘案して考えるという状況になっているかなというふうに思いますが、私はこの旧千代田町というのは、ずっと官製談合が続けられてきたわけですね。調整池の工事なんかも、この前話したかと思いますが安藤建設、木村建設のJVだったんですね。そのときに、この木村建設については、元の町会議員の会社だったと。そのときに、当時組合員だった方がその方と親戚関係がありまして、この工事で元の町議だった方が500万円もうかったというようなことを語っていたそうであります。

いずれにしても、ここで組合がまるっきり事務所も庁舎内にある、もう全部丸抱えだったという実態があるんですが、私の手元にある資料によれば、組合の収支決算書には事務所建設費があるんですが、予算は計上されてなかったんですね。組合事務の委託も2500万円計上されていますが、実際にはどこに委託していたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

事務事業計画によりますと、事務費の中で事務所建設費も計上してございましたが、決算においては、その事務所建設費につきましては、執行されておられません。なお、事務局につきましては、当然庁舎内にありました当時の都市計画課、また現在の都市整備課において事務を執行して

ございますので、経費はかかっていないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で丸抱えだったわけですね。ですから、この組合員の中でも、町が公共事業で整備してくれるという程度の認識だったわけですよ。実際には、町当局が説明会も理事にかわって町の職員が説明を行っていたり、調整池の先行の工事、それから県の無利子貸し付けの民間金融機関への有利子借金への借りかえというのも、こういう重大な金策の変更も職員のほうでやっていたわけですね。こういう問題があったということです。

ちょっとお尋ねしますが、私は平成15年4回の12月の定例会で組合と町事務局の関係はどうなっているかと、どのような法的根拠で組合業務を、実務を職員が代行しているのかと質問しておりますが、当時の当局の答弁はどうでしたでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成2年3月5日でございますが、向原土地区画整理組合のほうから準備委員会ですけれども、そちらのほうから、土地区画整理法75条に基づき、技術的援助の申請がございまして、その後、市職員が技術的支援を行っていたということでございます。

そのご指摘の技術的支援にございますが、区画整理事業の施工者に対する技術的支援の範囲を定める規則によりまして、事業の認可手続の指導、助言に関すること、換地計画樹立及び処分方法の指導、助言に関するなどでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、実際に私、同じ平成15年第4回の12月の定例会で、工事の請負業者の選定、それから下請業者等についての質問をしていますが、どういう答弁でしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

業者の選定につきましては、業者のほうで保留地を8区画購入してもらうということが条件の1点でございました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

下請業者は。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下請業者につきましては、佐藤議員からは市内の業者が下請になっておりまして、またその業者のほうで保留地を元請業者が購入した8区画から4区画を購入した経過の指摘を受けております。当然、8区画の中の保留地の下請業者への販売ではなく、新たに保留地が残ってございましたので、そちらの保留地の販売に当たっていただきたいということが佐藤議員からのご指摘でございました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まだそこまで質問していなかったんですけれども、回答が早いですね。

実はこれと同時に、町のほうで下水道工事が発注されました。落札した業者はどこですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道工事また上水道工事も行われていまして、どちらも区画整理の事業を施工してございましたヤマトハウス工業でございます。

[佐藤議員「大和ハウス」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

訂正させていただきます。大和ハウスさんが受注してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その請負金額は幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

5920万円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

落札率は幾らになっていましたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩……。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時28分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

落札率につきましては、97.4%でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

下水道工事は、予定価格が5127万に対して5020万で落札率97.9、そして随意契約の水道工事は、924万の予定価格に対して落札価格が900万、落札率97.4なんです。

つまり、もう初めから決まっているんですね。大和ハウスというのは、公共事業1つもとっていなかったわけですから。で、指名したときに、なぜ指名したんですかというふうに言ったときに、当時の下水道課長は何と言ったか確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩、お願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時40分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼しました。

佐藤議員さんからのご質問に関しまして、当時の下水道課長からは、指名業者選定の中で大和ハウスの指名選定理由は何かというご質問でございますが、この工事に当たりまして、まず担当課であります私どもで、指名業者の選定依頼を委員会のほうへ提出をしてございます。その中で、大和ハウス工業に指名した内容につきましては、向原地区におきまして、現に現場で携わっておるというようなことで、そういった状況から現場に精通しているということで指名業者選定の依頼の上、入れた内容でございますという答弁でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そのときに、私、下請関係はどうですかと聞きましたが、どう答えていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

当時の下水道課長は、下請の関係につきましては、民民の関係でございますので、答弁のほうは差し控えさせていただきますという答弁でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本来であれば、これは私は情報公開でとったんですけれども、実はこれが実態ですね。大和ハウス工業のまず向原土地区画整理事業、大和ハウスに対して伸栄工業、大沢建設、アルプス建設、新和工業、旭コンクリートというふうになっています。下水道工事については、大和ハウスのところに千代田緑建、美野里建設、新和工業というふうな構図になっていたんです。全て地元業者、また当時の千代田で落札をしている業者だったということなんです。

ここで、私は今言ったこの業者の中で、大和ハウスに指名した理由が8区画だと、それを保留地を買うんだという条件にしたっておっしゃいましたよね。でも、その8区画のうち、4区画はこの中の業者が購入していたという事実を私は明らかにしましたが、その点について確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

そのうち4区画につきましては、下請業者が購入してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今言った下請業者は、この大和ハウスの中の1つは伸栄工業、もう一つは新和工業、千代田町の発注の下水道工事は新和工業がダブっていますね。私はその8区画のうち4区画買ったのが、今2つの下請業者だというふうにおっしゃったと思いますが、そのときに2業者の社長がアパートの権利者であるということを指摘いたしました。その権利者の権利額は幾らか、債権額は幾らか答弁願えますか。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

細かい数字はわかりませんが、4500万とか5000万という数字でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここに資料があります。1社の社長は5000万、債権額ですね。もう一つの1社の社長は4570万、合計で1億円。つまり、保留地を8区画のうち4区画建って、逆にそこにアパートを建てたと。その債権額が1億円、かなりいい値段であります。

私はちょっと聞くんですが、アパートがやたらめったら建ててありますね。このアパートは大体どこが建てているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

現在、仮換地、保留地による建築物でございますが、その中でアパートが16棟ございます。そのうち、大和ハウスさん関係の棟が5棟ありますので、大和ハウスさんの施工が多いのではないかと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

16棟のうち5棟、もっと多いというふうに私は思うんですが、いずれにしても、この事業を進めるに当たって組合の定款があります。組合の定款、費用の分担について、収入金はどのような内訳になっているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

補助金とまた助成金、また保留地販売金、また賦課金等となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そして、この区画整理事業の中での造成した多くは、畑や山林だったと思いますが、変更後の平成15年の事業で民有地の内訳はわかりますか。そして、その割合はどうなっていますでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

保留地が55区画でございます。そのほか、仮換地につきましては59筆ございまして、保留地55区画につきましては、昨年3月末に完売してございます。仮換地につきましては59筆中、19筆が売却されて、新組合員の保有となっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私が聞いたのは、当時民有地の内訳があるでしょう。民有地から宅地になるわけですから、そのときに畑とか宅地だとか、山林だとかの内訳はどうなっていますかと言ったんです。

[土木部長「暫時休憩、お願いします」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 2時53分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

施行前でございますが、宅地造成予定地としまして、田んぼが4,907平米、8.14%です。畑につきましては2万8530平米、47.35%、宅地につきましては1,251平米、2.07%、山林につきましては1万9878.08平米、32.99%、原野でございますが205平米、0.34%、合わせまして5万4770.08平米でございます。そのほか公共用地がございます。道路が1,569.75平米、水路が628.84平米、これは調整池ですが、購入した面積で3,258.02平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、造成前はほとんどが畑と山林だったということであります。

それで、私は平成18年第2回の定例会で仮換地の物納の価格の実態を指摘しましたが、どのような内容でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

物納につきましては、関東財務局のほうで売買にかかったわけですが、最低価格が坪7万2000円ということで記憶してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

仮換地は何坪でしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その物納された物件につきましては2,458平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここの土地は、造成前はどのような地目でしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

山林であったと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、最低売却価格が今7万2000円と言いましたね、坪当たり。そうしますと、計算すると合計金額幾らになりますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

5840万相当になります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

計算がちょっと違うと思いますが、5362万9000円程度です。

それで、当時の山林の固定資産税の評価額、当時、平成15年、幾らでしょう、平米当たり。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平米当たり、税務評価額の希望価格といたしまして3,678円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、このいわゆる固定資産税の評価額が宅地並みになったということになると、その山林が宅地になったわけですが、どのぐらいの倍率になったんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

7倍ほど上がっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、発足時の地目が畑や山林であったとすれば、宅地となったシュウロウジでは、大きな利益を発生させているということは確定的なわけですね。

仮換地の全体の面積、それから移動面積、残りの面積、それぞれおっしゃっていただけますか、特に残りの面積。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

仮換地の面積につきましては3万611平米でございます。移動面積につきましては7,371平米、残る残面積につきましては2万3240平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、残りの面積、これはまだ現在の所有者ですね、地主さんですね。向原の宅地の地価公示価格、現在、平成25年幾らでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平米当たり3万900円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、残りの仮換地の財産としては評価額は幾らでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

7億1800万円の試算と見込んでおります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

7億1800万という試算になっているということです。

向原地先の固定資産税の評価額の地番は、どのような位置にあったでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

傾斜がついた土地でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

正確に言っていただけますか。傾斜のないところです。平らなところです。確認してください。

○議長（鈴木良道君）

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

換地処分を受けたところは平らなところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

データ、調べてもらったでしょう、あの場所ね。この場所を言っているんですよ。向原の何番地って番地言えないから。この番地はどこですかって言ったんですよ。それはどういう場所ですかって聞いたんですよ。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほどの地番につきましては、元地番が向原2647の2でございまして、換地後につきましては、近傍地ということで向原1690の10。

[佐藤議員「それ言っちゃだめ、どういうところですかって聞いたの」と呼ぶ]

○土木部長（山本恵美君）

周りを公衆用道路に囲まれた平たんな地でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この絵ってというか、これ平成5年のところですよ、平成5年。この真ん中のところが山林ですね。そして、今私が指摘した、その山林と言われている評価額のところは真っ平らな場所で、どちらかというところと平らなところで別に造成しなくてもいいところです。畑のほうについては、同じように全く真っ平らなところで造成しなくてもいいところ。宅地の評価は、その隣ということで造成しなくても済むようなところだったんですね。

ところが、この現場は谷津田でありまして、真ん中あたりが本当にこう傾斜が物すごくついていたところだったんです。それから比べると、この今言った畑なり、山林なりは、この持ち主はこの区画整理事業から抜けたんですね。当初からこの区画整理については問題だというふうに途中から言っていた方なんですよ。そういうことでいいますと、今はこういう形になっていますね、調整池。ここが山林、真ん中が山林だったんですね。これが谷津田だったのがこういうふうにもなったわけです。

そうしますと、今言ったように、山林の価格が実際にはほとんどもう二束三文の場所だったというふうに言えるわけですね。だって、造成しなくてもいいところはもう実際にはこの区画整理に入っていなかったんですよ、除外してましたから。

そういうことからいうと、とても赤字だというふうにはいえませんね。だって、まだまだ評価額は今言った7億という事態になってくるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

賦課金を徴収する方法としましては、再度仮換地を保留地に戻して保留地販売にして、その賦課金等を解消する方法もございます。ということで、佐藤議員さんから質問がありましたが、試算的には残っている仮換地の面積から判断しますと、先ほど申し上げましたとおり、7億円ほどの資産価値はあるのではないかなと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、損失補償というのは、破綻もしくは破綻に至らなくてももう弁済ができないような状況だと、市長がおっしゃったとおりだと思うんですね。

ですから、債務保証、そのものは何の意味もなさない。そして、助成金はこれで本当に必要なんでしょうか。市長、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の段階では必要であるとは判断はしておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、実は、時間がない。

これ平成20年の茨城新聞なんですけれども、土地区画整理組合の借入金、県内5市損失補償というふうになっているんですね。ところが、違法性の指摘の判決もあったということなんです。つまり、第3セクター、この借入金に対して損失補償している問題については、違法性もあるよという司法判断が下ったということがあります。

そういう点では、破綻の状態でないときに、助成をすることはまさに資産形成、これにお金を投入する。これは市民の納得はいかないということになるかと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時14分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆様、こんにちは。

ことしは大変大雪に見舞われまして寒うございました。ですけれども、ここへ来て三寒四温の時期になりまして、また春爛漫たる春がもうすぐやってくるようでございます。

きょうの質問、私が最後でして、このように大勢の皆さんにおいでいただき、最後までおつき合いいただきますこと衷心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、平成26年第1回定例会において通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

この時期がまいりますと、3年前の3月11日のあの恐怖にさらされた東日本大震災の忌まわしい記憶が思い起こしますが、被災地の復旧復興はまだまだ目に見えた形になっておりません。まだ自宅に戻れない人たちも27万人もおるようでございます。こうした方々に衷心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

先ごろ、職員の現地への派遣のやりとりも大きく新聞で報道されましたが、報道の内容は、被災地の深刻さはさておいて、市役所内部の問題のみを興味深く扱ったと受けとめられ、既に被災地への関心も風化してきたのではないかと、少なからず心配しておりましたが、その後、きちんと使命感を持って現地へ赴く職員も出てきたことは、まだまだかすみがうら市役所の公務員としての全体の奉仕者意識はきちんと根づいていたと、非常に頼もしく思いました。

これから、こうした災害のみならず、周辺の市町村が広域的に協力することが大切になると私は思っております。

最近では、甲府の記録的な大雪に対して、水戸市が一先駆けつけて災害復旧に当たりました。こういうふうには、ふだんからよその地域の災害にもいつも関心を寄せながら、相互に助け合う体制を整えておくことは非常に重要ですので、防災や災害援助協定を締結するなど、災害のない平和なときこそ、こういう準備をするよう強く要望するものです。

なお、こうした問題は、オリンピック開催に決まった都知事選においても、結果として一番の争点になったと私は強く思っております。これは、金銭問題で一瞬にして都民の信頼を失った前東京都知事の辞任を受けて行われた選挙ですから、次の都知事はきれいな手で安心・安全なまちづくりを願う都民の重要な1票であったと思います。翻って、我がかすみがうら市の現況を見ますと、この7月には市長選が行われることとなりますが、現宮嶋市政は常々周辺市町村との合併に積極的なアピールを行い、しばらく前までは多くの関係市民はとてとてもともそういう空気にはならなかっただろうと、いわば冷たい目で見てきたのではないのでしょうか。

しかしながら、1年前から市原つくば市長の合併推進にかかわる積極発言があつて以来、土浦市はもとより、周辺市町村も関心は大いに盛り上がりました。今さらながら、宮嶋市長の地域をリードできる目先のきいた政治家ぶりに感服させられました。

また、このたびの26年度当初予算において、行財政改革の結晶として、小中学校の給食費無料化に踏み切ったことは、この人口減少社会に幾分でも寄与できたなら、まさに地域間競争で他に負けない大ヒット政策ということが言えるでしょう。あのNHKで二度も取り上げられた、この小学校の給食無料化の問題は、本当にすばらしい政策だと思っておるところでございます。議会の合意を得ながら、真っ先にマスコミ等を通じてPRに努めるべきだと思いますので、よろしく対処されますよう期待しております。

こういう合併機運の醸成や地域間競争の先頭に立つ仕事は、このまま宮嶋市政の継続しかない

かと思いますが、まして東京都民のように、よい政策は汚れた手にはさせないというのも良識ある市民の一致した考え方であろうと思うところでございます。よい政治はきれいな手からをモットーにして、市長にはこれからも勇気を持って進んでほしいと期待しております。

それでは、質問に入らせていただきます。

宮嶋市政も、いよいよこの任期中において最後の予算編成となったわけですが、過去3年余りの宮嶋市政は、大変改革の意欲に燃えた内容豊富な期間であったと思います。この定例会は、予算を通じて市長の市政全般にわたる意思表示をする重要な機会であり、またさらに宮嶋市政の1期目の実績を市民の皆様に向けて十分に評価を得て、次の2期目の市政運営を託していただく重要な橋渡しの時期でもあります。

そこで、行財政改革でとにかく財政の面では、どういうことをしてどの程度削減をできたのかお伺いいたします。

また、その削減したお金は、借金の早期返済や子どもたちの医療費の無料化等に投入するなど、無駄を削減して健全財政に資するほか、先進的な市民サービスに充当することが最も重要なことであり、これはまずもって、市民の皆様によくご理解をいただかなくてはならない内容です。

また、行政改革の面では、これからは、いずれにしても安上がりの政府、安上がりの役所を求めなければなりません。すなわち、住民1人当たりの公務員が最小にして最大のサービスを提供できるということ。民間で言えば、生産性の向上の問題です。どうしても、小さな自治体ほど人員を削減するのに情ばかりが先行し、恨みつらみのはらむ問題に発展しがちです。民間大手の人員削減が新聞等、マスコミ等で報道されておりますとおり、3,000人だ、5,000人だ、あるいは1万人だとマスコミに報じられては、それで極端に労使関係が悪化したりというようなことは全くありません。それはなぜでしょう。会社がつぶれたら元も子もないことを労使ともにわかっているからだと思います。

したがって、役所といえども、必要最小限の人数で住民サービスに当たり、住民に財政的な尻拭いをさせないよう努めることが重要でありますので、この点、宮嶋市政は一方的に職員に冷たいかのような逆宣伝もされているようですので、今までの宮嶋市政のこういう本当の狙いをよく市民の皆様にご理解をいただくと同時に、職員はもとより職員の家族の皆様にも理解していただけるよう、ここで市長の明確な答弁をお願いするものです。

そのほかにも、市政全般にわたって個別の問題を取り上げればたくさんありますが、基本は行財政改革の実績成果の上に成り立っていることですので、これ以上、私のほうから申し上げませんが、市長は、今日までの市政運営についてできるだけ具体的例を挙げながら自己採点をしつつ、みずから進めてきた姿勢について市民向けに評価して、それを答弁していただきたいと存じます。

そしてまた、当初申し上げましたように、この議会は次の第2期目に向けてのかけ橋となる議会ですから、単に平成26年度に限らず、引き続く4年間の抱負として市政を担う意欲を市民の前に明らかにお願いします。

3点目に、ちょっと視点は異なりますが、行財政改革などという言葉だけではぴんとこないというのが大方でしょうから、目に見える具体的な都市計画や道路計画などの進捗にあわせて、適宜、関係市民の参画を得ながら推進していくことによって、市民の皆さん自身が新しい道路をつくった、そして非常に便利になったと、次に希望が持てるようになった、こういうふうに市民が

感激を持ちながら、まちづくりに参加することが、結果として最も有効なお金の使い方であろうと、私は常々思っております。

今、私の地元の上稲吉においては、市道8-0219から市道51号線、いうは舟橋から上稲吉の県道を横断して馬立までの道路でございます。市長みずから足を運んでいただき、地元住民の意向を伺いながら道路整備の機運が盛り上がってまいりました。

しかし、いずれにしても、これをどういうスケジュールでどう進めるのかは、実施主体である市役所の仕事ですので、現在どういう計画で進めようとしているのか、担当部長に予算措置ともあわせてお伺いいたします。

次に、子育て支援対策における教育、子育てのための環境整備について伺います。

現在、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画に基づいて、この春には南中学校、北中学校の統合により、霞ヶ浦中学校として新たな時代を迎えるわけであります。一方、小学校につきましては、旧霞ヶ浦町の区域の小学校の統合は計画どおり、平成28年度には実施できる状況となっておりますが、旧千代田町区域の七会小、上佐谷小、新治小、志筑小学校の4小学校の統合問題が、まだ最終決定という段階に至っておりません。すなわち、志筑小学校を新築して間もないがために、これを活用して、あとの3校分を増設して対処することが無駄にならなくてよいのではないかといった観点から、こうしたいとの主張があります。

これは最初の答申でも沿った考え方であり、議論の少なかった時点では、場所は最善とはいえないが、次善の策として打ち出されたものであります。その後、私も指摘はしてきましたが、最善の場所はどうかといった議論が統合委員会の中で行われ、それに加えて、住民アンケート等も実施され、大方体制は千代田中学校近辺に中学校の施設もあわせてむらなく使えるよう、方向を定めるべきだと私は受けとめております。

あわせて、事務当局では、新設の志筑小学校も公民館等の公共施設に利用するのであれば、国庫補助金等の返還の問題も生ずることがなく、一方で大きな無駄の心配は解消されております。このことを特に志筑地区の皆様によく広報を行い、理解していただき、早急に方針をきちんと定めて進まなければならないと思っておりますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

次に、この問題と全く表裏の関係にあります小中一貫校について質問をいたします。

今回、旧霞ヶ浦地区の小学校の統合を見ますと、新しい霞ヶ浦中学校については、いわゆる施設一体型にも進めそうですが、はっきりわからないのは施設一体型と言われるものと、それ以外のものはどう区分され、その大きな差は学校の管理運営に大きな違いが出てくるのか、教科担任の問題等直接教育現場に大きな違いが出てくるのかお伺いいたします。

特に、今はっきりしていない千代田地区の小学校の統合の問題については、千代田中学校と一体的に整備する場合と、中学校とは関係のないところに統合した場合とでは、どちらも小中一貫校になり得るのか、施設一体型でこそ理想的な小中一貫校を追求する可能性が高いのか、ここら辺のところを市民の皆様方にわかやすく説明方々、教育長の答弁をお願いする次第でございます。

次に、保育所の民営化の準備状況と市民への広報周知についてお伺いいたします。

ここ二、三年で保育所の方向づけがいろいろ検討されてきたやに受けとめておりますが、検討に着手する前から、既に旧霞ヶ浦町においては1カ所を除いては民間が運営してきたようであります。また、旧千代田地区においては、これとは逆に1カ所が民間で運営され、他の3カ所は市

で運営してまいりました。

しかしながら、国や県の指導もありまして、できる限り民営化の方向へかじを取る必要が生じてまいりました。このことは、既にご案内のように、宮嶋市政になる前からの懸案でありましたので、前市長は旧霞ヶ浦地区の保育所の民営化を推進してまいりました。そのときは、旧千代田地区については、手をつけていない状況でしたので、公立の多い、この地区についての民営化は大きな事業であったと思います。

ましてや、設立主体が市であったのにもかかわらず、民間に移行するために、市はどこまで責任を負い、新たな設立主体にある民間はどこからどう責任を全うするべきかについて、その辺の仕切りがどの程度、両者間でできており、そしてそれを関係市民の皆様に広報などを通じよく理解していただいたのかどうか、その辺のことを担当部長にお伺いいたします。

なお、今の民間の新設保育所の進捗状況から見て、保育所として心配なく供用できるのはいつからなのか、一つ一つお答えいただきたいと思います。

また、今後のそれぞれの運営主体となる民間では、自分の園児獲得、すなわち商売でいえば、顧客獲得のために自助努力をどうしているのか、これが最も重要であります。今までは市が運営するというので、全て市のほうにクレームをつければよかったのかもしれませんが、これからは保育所の運営についてのクレームは全て設立主体である民間に受けとめていただかなくてはなりません。

こういう現実を市民の皆様方にきちんと受けとめていただけるよう、繰り返しになりますが、徹底した広報が必要になろうかと思えます。市当局としての民間への指導はどうなっているのか、担当部長にお伺いいたします。

3番目として、土浦・つくば市の合併勉強会に参加の方法について、本市としては何が一番に強調していきたいのかお伺いします。

土浦・つくば市の2つの市に限らず、むしろ政令指定都市を目指してより広域的に合併をすべきという、宮嶋市長は積極論者であることはよく承知しておりますが、最近のつくば、土浦の動向を見てみますと、まず2つの市でよく勉強会を実施するなどして、先行して合併していくことが現実的だと考えられておるようでございます。

私もこれが着実でよい方法だとは考えますが、ではその先、かすみがうら市などが、近い将来においてすぐに合併できるのかどうかとなると、何の保証も得られない。こういうことでは、本市の合併参画の意欲も絵に描いた餅になってしまうおそれがあります。そこで、本市としてはいろいろな知恵を搾り出す必要があります。

よく考えてみれば、本市はつくば市とは地面の上では少しも接触しているわけではありません。しかし、現在進めております神立駅及び周辺の整備計画は、まさに土浦市と一体のものであり、さきに県がつくった霞ヶ浦環境科学センターは、まさに土浦市沖宿町とかすみがうら市戸崎の境界をまたいで広域的な狙いを持った水・環境のメッカとしてつくられたものであります。

一方、旧新治村の工業団地は、既に完成の域に達しており、今後この周辺を整備するとなれば、隣接地であるかすみがうら市の一部と一体的に整備されるのが自然な方向づけと考えられます。もう既に、土浦千代田工業団地ができて以来、土浦市とかすみがうら市の境界はないに等しいか、境界が邪魔になって都市計画にも支障が出るという状況かと思われまます。まして、現在、国道

354号線の拡幅が急ピッチで進められ、旧霞ヶ浦地区とおおつ野、沖宿地区は一層一体化が図られつつあります。

こういう実態を一つ一つ重ねあわせれば、もはや土浦市とかすみがうら市は、遅かれ早かれ同一の地域づくりをしていかなければならないと私は強く思っております。そこで、市長はどうお考えになっているのかということも伺いたいとは存じますが、その前に1つ提言がございます。

つくば、土浦が合併を推進することは、それはそれで大歓迎であります。それと同時に並行的に、土浦市とかすみがうら市が別に合併の勉強会なり行って、つくば、土浦の合併と相前後して、土浦、かすみがうら市の合併がかなうなら、それも1つの方法と思いますが、一気に政令指定都市など大規模合併よりも、まずは土浦をブリッジにして、つくば、土浦、かすみがうら市の3市先行合併を考えることが、今のかすみがうら市の置かれている状況から見ると、より現実的な方法かと思っております。

そして、中核市としての立場をきちんと確立することによって、今のつくば市とつくば市の実施しようとしている特区としての高度な事業の推進や県内随一の人口を有する都市として、大がかりな県内一のスポーツ施設などが新しい大つくば市の中に着々と整備されていくことになれば、より人口の定着にも結びつき、活力あふれる地域になり、やがて市長の目指す政令指定都市の実態を備えた地域になっていくものと思いますので、とりあえずは土浦を間に挟んで3市が先行して合併する道を探るべきと思っております。この提案も含めて、市長の考え方をお伺いする次第でございます。

1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、平成26年度に向けての市長の行政市政全般にわたる抱負についてお答えいたします。

最初に1番、今日までの市政運営についての自己採点についてお答えいたします。

前回の市長選挙においては、私の政治信条であります市民が主役のまちづくりを実現するための5つの選挙公約を掲げ、当選させていただきました。

5つの公約のうち、市長報酬50%カットを初めとする行財政改革、国民健康保険税の引き下げ、中学生の医療費無料化、石岡地方斎場計画の見直しの4点については、ほぼ市民の皆様とのお約束を守れたと考えております。

しかし、残念ながら、もう1点の市民の参加型の市政を目指し掲げた常設型住民投票の条例については、残念ながら達成できませんでした。この件については、議員の皆様にご理解を得られなかった私の力不足を痛切に感じております。この場をおかりして、市民の皆様には深くおわびを申し上げます。

公約5件のうち、お約束を守れたのは一部不十分ではございますが、おおむね4件ということで約70%の達成率ということでございますので、自己採点としては70点ぐらいが適当ではないか

と考えております。

次に2番、2期目に向けてどのようなことを訴えていくのかについてお答えいたします。

さて、私の任期も残るところ、あと4カ月となりました。市民が主役のまちづくりをモットーに多くの市民の皆様の意見を頂戴しながら、既存の概念や前例に捉われず、これまでの行政の考え方や取り組みを再考しながら、まちづくりを進めてまいりましたが、その根底にあるのは、次代を担う若い人や子どもたち、次の世代に負の遺産を残してはいけません。よいものを残していくことが我々の責務であるという思いであります。限られた予算を有効に活用するため、継続して事業や補助金、施設の見直し、人件費削減など行財政改革に取り組んでまいりました。そこで生み出されたお金は、未来志向の子育て支援策に活用してまいりたいと考えております。

昨年宣言した非核脱原発平和都市宣言を実効性のあるものにするためのソーラー発電事業や、医療費や介護費を、元の自治体が負担することを条件に都市部の高齢者の受け入れ施設を誘致して、市の有力な産業へ育てるプラチナタウン構想の現実化など、時代の変化に対応した魅力あるまちづくりを目指します。

そのほか、教育力向上のための学校の適正規模化や公共インフラの維持管理や整理整備など計画的に進めてまいります。

また、新聞等でご承知のことと存じますが、土浦市とつくば市の間で合併のための事務レベルの勉強会が始まりました。本市も新しい動きに乗りおくれないう、2月19日、石岡市、つくばみらい市、守谷市とともに勉強会への参加を申し入れました。かねてから、私の持論、県南政令都市の形成に向けて行動していきたいと考えております。

このように、いまだ種をまいた段階で、これから大切に育て花を咲かせなければならない重要な施策、やり残した各種施策、新たに取組み必要がある課題などがあり、まだまだ改革途上でございます。

これらに引き続き取り組んでいくため、本日この場をおかりして、次のかすみがうら市長選挙に出馬することを正式に表明させていただきます。

次に3番、舟橋から上稲吉の県道を横断して馬立までの道路整備についてお答えいたします。

馬立地区の道路整備につきましては、平成25年第3回定例会において、現道拡幅で地区の理解を得られるよう努めてまいりたいと答弁いたしましたが、去る平成26年1月16日、地区説明会を開催いたしました。

その結果、集落内を通さないバイパスルートでの整備要望が多く、計画延長1,260メートルについて、平成26年度予算に調査費を計上させていただきました。

次に、国道6号から舟橋県道土浦笠間線までの整備計画でございますが、平成26年2月17日、上稲吉地区説明会を開催し、整備に向けてさまざまなご意見をお伺いいたしました。

特に、県道交差点が危険であり、早急な改修につきましては、区民の総意であると認識をし、計画ルートにつきましても、ご協議をいただきましたので、再度3月10日に地区説明会を開催し、最終的な整備ルートを決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目、子育て支援対策における教育・子育て環境整備については、教育長、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、土浦・つくば市の合併勉強会に参加の方法についてお答えいたします。

土浦市とつくば市の合併勉強会については、既に新聞報道等がされておりますように、昨年暮れにつくば市長から土浦市長に対して申し入れがあったものでありますが、これについては、2市とも大変重い英断であったろうと思っております。

また、県南地域の市町村長で構成する県南地域総合振興協議会においても、かねてから県南地域の将来像について話し合いを持っておりましたが、2月12日に開催された協議会において、今回の2市による勉強会に近隣市からも参加できるよう提案することに至ったものでございます。

その後、2月19日付で石岡市、守谷市、つくばみらい市とともに、土浦・つくばの両市長に対し勉強会への参加の申し入れを行っており、次回以降の2市の勉強会において協議がなされ、回答をいただける予定となっております。

申し入れの内容につきましては、4市ともオブザーバーとしての参加を求めているものでありますので、まずは土浦市、つくば両市が中心となって行われる議論の中で、県南地域における両市の置かれた状況を見きわめながら、今後の展望や行政運営について、合併、広域連携、協働などによる特色ある地域づくりの観点から理解を深めていきたいと考えております。

議員からご提案いただきましたつくば・土浦・かすみがうら市、3市ブリッジ方式による勉強会の提言でございますが、これにつきましても、当面今オブザーバーとしての参加を要求しておりますので、これを注視していただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

田谷議員ご質問の3点目、子育て支援対策における教育・子育て環境整備についてお答えいたします。

最初に1番、千代田地区統合小学校の統合方策についてお答えいたします。

志筑小学校を統合校として進めておりましたが、統合委員から志筑小学校を新校とすることに対する反対意見や、千代田中学校の敷地に新校を整備するというような意見があったことから、市長の提案もありまして、千代田中学校に併設した場合の比較検討資料を作成し、各地区及びPTAにおいて、意見の取りまとめをお願いした経過がございます。1月にも統合委員会を開催し、協議を行っておりますが、調整が難航しております。

次回、3月17日に施設の耐震化と小中一貫教育についての資料をもとに協議いただくこととなっております。その資料や協議内容につきましては、今まで出しておりました、今まで9号出ておりましたが、統合だよりにおきまして、全家庭に回覧周知したいと思っております。

次に2番、施設一体型小中一貫校と、それ以外のあり方についてお答えをいたします。

ご存じだと思いますが、小中一貫教育というのは、小学校6年、中学校3年の9年間を見通した系統性、連続性を生かすことのできる教育活動でございます。

大きく分けますと2つありまして、同じ校地、校舎内で小中学生ともに過ごす施設一体型、これはつくば市を例にとれば、つくばの春日学園が同じ敷地で一体型で教育を行っております。また、離れた小・中学校において一貫した指導体制の施設分離型があります。つくば市では、春日以外には豊里、桜、筑波東、西など、荃崎も入りますが、これらは全て施設分離型でございます。

なお、土浦では、先の話になりますが、新治中学校に一体型の小中一貫校をつくるというような計画を持っているようでございます。

施設一体型につきましては、子どもや教員の移動が容易でありまして、教員の打ち合わせだとか、子どもたちの異年齢交流が行いやすいなどのメリットがございます。また、施設分離型につきましては、施設が2つありますから、体育館や校庭などが広く使えるというようなメリットがございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

田谷議員さんの3点目、3番、保育所民営化の準備状況と市民への広報周知についてお答えをいたします。

公立保育所の民営化につきましては、社会環境の変化に伴って延長保育の拡充や休日保育など、多様化する市民ニーズに対応した各種保育サービスの充実に努めるため、市立保育所民営化移行計画に基づき進めております。

民営化への移行についての市民周知といたしましては、さくら保育所、わかぐり保育所、やまゆり保育所を中心にこれまで保護者説明会を開催してまいりました。その中で、さくら保育所を中心とした区域におきまして、民間事業者から保育園整備事業計画書が提出をされましたことについて、これまで民営化を進めてきたものでございます。

また、民営化を進めたことにより、課題となっております待機児童の解消、さらには公立保育所で不足をしている保育サービスの拡大が図られるものとも思っております。今後も引き続き、民営化計画に沿った形で進めてまいりたいと考えております。

また、新設民営民間保育園の状況についてのご質問をいただきました。

4月から開設をいたします新設保育園につきましては、社会福祉法人廣山会が運営をいたしますプルミっこ保育園が41名の入所、続いて、学校法人沼田学園が運営をいたします千代田保育園が40名、学校法人狩野学園が運営をいたしますすみまわり保育園が12名という状況になっておりますが、民間保育園には今後とも延長保育、あるいは休日保育のサービス面では公立保育所を上回っているため、今後ともかすみがうら市の子育て支援の充実に寄与していただくことを願っているところでもあります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それぞれに簡潔なご答弁ありがとうございました。

自己採点でございますが、私のほうからは特段採点するということは僭越ですので、殊さら控えたいと思いますが、私は、決して市長の採点がそれ以下でもそれ以上でもないとは思いますが、少し謙虚であられるのかなと思います。

かすみがうら市のリーダーシップも今後とも強く強く発揮していくために、市民からはもっと評価が得られるだろうなというふうに思っています。そして、よりよい積極的な市政運営を努めていただきたいなと思っているところです。

五輪堂橋のことを例に挙げまして、私が22年3月の議会に入りましたときも、五輪堂橋のこと、石岡斎場のことが本当にもめていましたときに、私は市長の英断によって、五輪堂橋は年度内にも完成し、そして供用開始の運びとなったのかなと思っておりますし、地域の皆様とともに、私もともに喜んでおります。やはりついこの間、ちょっと五輪堂橋を見てまいりましたとき、ああやっぱり決断して始まると、こんなにもすごい橋ができるのかなと思っておりますし、そういうことも市長の大きな英断の花が咲いたのかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしていただくわけです。

それから、2期目に向けてどのように訴えていくかということなんですけれども、やはり種をまいて新たな施策をして、そして大輪の花を咲かせて実を結んで、そしていずれは市長も私も応援していますその大合併につながっていくのかなと思っておりますので、次の時代に負の遺産を残さない、その市長の政策にこれからも応援してまいりたいと思っております。

市長はその負の遺産を次の時代に残さないということに、小学校の給食費の無料化を挙げておりました。私、今回の質問で、いろいろ先輩議員さんたちもばらまきではないとは思っています。小中学校の医療の無料化も含めて、人口減少社会において、少子高齢化の現在、何をさておいても、子育て支援をやっつけていかなくてはならないということで、それは私が市議会議員になって第一の目標でありましたし、人口増が活気あるかすみがうら市を、かすみがうらのまちをつくることだということで、市長と私、その点、本当に一致するところがありまして、これからも市長に頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、舟橋のことなんですけれども、馬立の皆さんも市長と土木部と私が参加しましたところ、早くやってくれと本当に懇願するような言葉を聞きまして、本当にうれしく思いました。馬立という〇〇は、あるいは閉鎖的なそういうところも多々あるようなところもありましたけれども。

○議長（鈴木良道君）

すみません、田谷さん。

〇〇という言葉は禁止されている。

○4番（田谷文子君）

訂正します。

馬立の地区はね。

○議長（鈴木良道君）

田谷さん、すみません。

ただいまの田谷議員の発言につきましては、議長において後刻、会議録を調査の上、措置することといたします。

以上です。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございます。

馬立の集落は、馬立の市民の皆さんにも、私お話ししましたけれども、土浦のバイパスに近く、そして高速に近く、そしてつくば市に一番近いまちでして、これからそのバイパスができて、道路がよく整備されましたときは、より一層土地活用もできるのかなというように思っています。

それから、舟橋から上稲吉の県道を横断して6号に抜ける道路ですけれども、その先、ショッピングモールを突き抜けて神立の駅まで通る道路が5カ年計画でできるようですけれども、それも舟橋の橋梁のつけかえはもとより、上稲吉の県道を横断して馬立まで整備するという大胆な決断をいただきまして、神立から馬立までの基幹道路がきちんと1本通るということで、かすみがうら市の歴史にもまことに画期的なことであり、どうかスムーズな計画立案をお願いしたいと思っています。

3月10日にまた上稲吉地区の皆さんとの話し合いがございますので、そこからいろいろ煮詰まっていくなかと思っています。

それから、市長からお話がありました馬立のバイパスは、平成26年度調査費を計上していただけるということで、ひとつ明るく見守っていききたいなと思っていますので、ありがとうございます。

それから、千代田地区の統合小学校のことですけれども、これは統合委員会が3月17日に予定されているので、その報告を待って、十分尊重し、市当局としても理にかなった決断をお願いしたいと思っていますので、教育長さん、よろしく願いいたします。

それから、施設一体型もその統合委員会で決まっただけのお話になるかと思っています。

それから、保育所の民営化の問題ですけれども、この新設の保育所はプルミっこさんが41人、沼田学園さんが40人、狩野さんの保育所が12人ということで、さくら保育所が150何人でしたか、その辺はこの民営の保育所が大分少のうございますけれども、それは何か理由がございますか。担当部長さん、お願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

田谷議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほど私のほうから民間保育所の入所状況についてご説明を申し上げました。定員、確かに低いというか、現在定員から比較をすると、それぞれ3保育所につきましては、満たない状況となっております。ただ、かすみがうら市の出生数等、昨年等からも比較をいたしますと、年間で出生数が約300から350ぐらいの間を年々出生数があります。その中で、保護者がそれぞれの勤務状況の中で、育児休暇がとれるということもそれぞれの機能的にはまちまちでもございます。そういった方が育児休暇明け等により、このゼロ歳児から2歳児までの低年齢時の入所がますます今後は民間保育所のほうへ移行をしていくのではなからうかというふうには私は推測をしております。

また現在のところ、満たない状況というのは、まだ工事が途中でもありましたものですから、その辺で保護者の皆さん方が、民間ではなく公立のほうへ希望が出してあったのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございました。

やはり建物が建ってなかったりしますと、私から初め見える化に該当しませんで、やはり見
てから子どもを預けたいと思うのは、やはり親心かと思います。

それからもう一つ、さくら保育所は民営化が進んでいきますと、いつごろ廃止になるような様
子でおるのでしょうか。それも早くに周知しないことには、市民の皆様はどうしようかと思うん
じゃないかなと思うんですけども、その辺は、市当局としては、さくら保育所はいつごろ廃止
するような様子でおいでですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にもありましたけれども、おおむね1年程度の延長ということで26年度1年
を当面の目標としております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございます。

今度はもう1年を過ぎれば、新しい保育所の形ができて、そして新しい子どもたちが入所して
いるわけですから、その辺は迷うことなく保育を抱えるお母さんたちはちゃんと選択できると思
っております。

それから最後になりますが、合併の問題についてちょっとお話しさせていただいて、私の質問
を終わらせていただきたいと存じます。

合併の問題は、かすみがうら市だけが最後に取り残されるのかということがいつも私は心配し
ています。つくば、土浦以外の市と行動をとるに余り、土浦市との勉強会も何もできないと
いうことのないようにしてほしいと思っております。

今大事なことは、つくば市によく理解を得ながら、もう既にかすみがうら市と土浦市は、実質
的に一体であるという理解を深め、つくば・土浦の合併時は、かすみがうら市も無理なく合流で
きる体制を築いていく必要があります。時期が来たら、議会も、市民も一致協力して県南の広域
的な合併を進め、30万以上の中核都市であろうが、もっと大きい市であろうが、地元のことは地
元で決める、そういう実行できる都市として、その基盤をつくるのが重要だと思います。こう
いう理想に燃えた市長は、宮嶋氏が最もふさわしく思い、激励方々、私の希望を申し上げ、質問
を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

山内庄兵衛君から3月5日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、不
適切あったとの理由により発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出があり

ました。この取り消し申出書を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、山内庄兵衛君からの発言の取り消し申出書を許可することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議規則第10条第1項の規定により、あす3月8日及び9日の2日間は休会となります。次回は3月10日定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時10分

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成26年3月10日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

13番 藤井裕一君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

日程第1 施政方針に対する質疑

(1) 佐藤文雄議員

日程第2 議案第2号ないし議案第29号(議案質疑、委員会付託)

議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

議案第3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につ

- いて
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 14 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 議案第 15 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 16 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 17 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 18 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 19 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 20 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 21 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 22 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 28 号 石岡地方斎場組合規約の変更について
- 議案第 29 号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工

事請負契約の締結について

日程第 3 請願第 3 号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 施政方針に対する質疑

(1) 佐藤文雄議員

日程第 2 議案第 2 号ないし議案第 29 号（議案質疑、委員会付託）

議案第 2 号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

議案第 3 号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 11 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について

議案第 14 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 15 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 17 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 18 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 19 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 20 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算
議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算
議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更について
議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について

日程第 3 請願第 3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長（鈴木良道君）

日程第1、施政方針に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

平成26年第1回定例会の施政方針について質問いたします。

まず、冒頭発言にかかわってお伺いをいたします。

消費税大增税を前提にした2014年・平成26年度の予算案が2月28日、衆院本会議で自民、公明両党の賛成多数で可決されました。国民生活、日本経済への大打撃となるとの批判が上がる中で、わずか14日間の予算委員会審議で衆院を通過させる暴挙。国民から約8兆円もの所得を奪いながら、その財源を軍事費と大型公共事業につぎ込み、福祉・教育は削るという安倍政権の危険な暴走を体現する予算案となっております。日本共産党は、ほかの野党とともに反対をいたしました。

この国家予算も、安倍晋三首相の経済政策・アベノミクスの「三本の矢」を柱としておりますが、この政策が打ち出されて約1年がたちました。しかし、これで本当に国民の実体経済はよくなったのでしょうか。暮らしはよくなったのでしょうか。日本銀行の異次元緩和という異常な政

策によって海外の投機マネーを呼び込み、急激な円安と株高をつくり出しました。おかげで一部の輸出大企業は巨額の利益を上げ、大株主である大金持ちはさらに大金持ちになりました。一方、庶民の暮らしや中小企業の経営は、収入がふえないのに、円安による輸入物価の値上がりで苦しくなるばかりであります。大企業の利益はリーマンショック前の水準を一気に回復しましたが、中小企業の利益は横ばいのままです。大金持ちが株高で資産をふやす一方、貯蓄ゼロの世帯は過去最多になっております。

そこで質問であります、安倍内閣の成長戦略の目玉である雇用改革も、結局、低賃金の非正規労働者を固定化・拡大し、賃金を抑制する政策と考えます。ある労働シンクタンクによれば、今議論されている雇用改革を全て実行すれば、労働者の賃金は年間約42兆円も減少すると試算しております。市長はこの安倍内閣の成長戦略についてはどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

2番目であります。4月の消費税増税は、8兆円もの大負担増になり、生活と営業を根本的に破壊します。一方で、法人税減税など露骨な大企業優遇ぶりに、一部メディアの批判も高まっております。自民党内にも「増税実施で景気が悪化するの避けられない、そこが正念場」「景気が悪くなれば政権は終わりになる」という厳しい声があります。日本共産党は、消費税に頼らない別の道があると提案しておりますが、今、消費税に対する立場の違いを超えて、4月からの増税中止の一点で共同を呼びかけております。市長は、デフレからの脱却の途中でこの4月からの消費税増税実施についてどう考えているか、お伺いをいたします。

第3に、「アベノミクスの改革にのっとり地域での知恵を出し合いながら需要を創出」とあります。市長の考える需要とは何をいうのでしょうか、お伺いをいたします。

4つ目に、市長は「土浦・つくばを核とした県南中核都市形成実現に向け、両市との連携・協調した活動を積極的に進めてまいります」と述べる一方で、「全ての世代が活力あふれ、住みたい、住んでみたい、住み続けたい市とするための総合計画に沿って各施策に力を注いでいく」としてあります。この中核都市実現と当市の住みよいまちづくりとの関係をどう捉えているのか、お伺いをいたします。

大きな2番、「自然と調和した快適なまちづくり」についてお伺いします。

当市が昨年、非核脱原発平和都市を宣言したことは、高く評価したいと思えます。そして、東海第二原発の再稼働についても市長が改めて反対を明確にしたことは、評価をいたします。

質問1でございます。地域間や主要な施設をつなぐ幹線道路として「霞ヶ浦二橋構想の具体化など、関係市とも連携しながら関係機関に対して早期実現を働きかける」としてありますが、現段階の進捗状況についてお伺いをいたします。

2番目に、茨城県生活排水ベストプランは、7年に一度の下水道計画を見直すものですが、改正に合わせた当市の下水道整備計画の見直しの基本的な考えについてお伺いをいたします。

大きな3番目です。「健やか・安心・思いやりのまちづくり」について伺います。

少子高齢化対策は、当市だけではなく、全国の自治体の課題となっております。

問1、長寿福祉課と健康増進課を統合し、新たに健康長寿課を設置するとしてありますが、その具体的な構想（イメージ）についてお伺いをいたします。

新たな子育て支援策として、小中学校の給食無料化を市長は掲げました。私は、この支援策に

については賛同いたします。

そこで質問でございますが、子育て支援策の一つとして、相談体制の強化を図るため、家庭児童相談室を改め、子ども未来室とありますが、一体どのように変わるのか、お伺いをいたします。

また、発達支援事業を実施する、子どもを守る地域ネットワークとは何でしょうか。具体的な説明を求めます。

大きな4番目、「豊かな学びと創造のまちづくり」についてお伺いをいたします。

安倍内閣が2015年度から導入を狙う子ども・子育て新制度で、必要な事業費約1兆1000億円のうち、約4000億円の財源の見通しが立っていないことが明らかとなり、待機児童解消を掲げる安倍内閣の責任を問う声が急速に広がっております。

そこで質問であります、子ども・子育て支援新制度にかかわる準備状況とそのスケジュールについてお伺いをいたします。

第2に、平成28年度以降の小学校統合を円滑に進めるとして、平成26年度から学校間での事前交流事業を実施するといいますが、統合が大前提となっております。霞ヶ浦地区と千代田地区では事情が違っていると思いますが、今後、両地区においてどのように進めるのか伺います。

3つ目に、学力向上について、教職員の授業力向上を図るとありますが、どのような対策を考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

大きな5番目、「活力ある産業を育てるまちづくり」について伺います。

茨城県は農業生産高全国第2位であり、当市においても農業は基幹産業と位置づけられております。

そこで質問であります。当市の新規就農者への支援策について、その進捗はどうなっているのかお伺いいたします。新規就農者はふえているのでしょうか。

当市は、霞ヶ浦に接する最も重要な位置にあり、観光も含め水産業も重要ななりわいとなっております。

そこで質問であります、霞ヶ浦における水産業の振興について、霞ヶ浦漁業組合や霞ヶ浦北浦水産加工工業協同組合に対して、どのような支援を考えているのか伺います。

大きな6番目、「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」について伺います。

まず第1に、都市計画税の導入を検討するとありますが、何のための都市計画税ですか。その必要性についてお伺いをいたします。

第2に、さらなる行財政改革を推し進めるため組織機構のスリム化とありますが、部課の統合や人員削減をいうのでしょうか。職員の適正人数をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目1番、アベノミクスの成長戦略が賃金の増加に結びついていないとの見解についてお答えいたします。

デフレからの脱却には、物価が一時的ではなく持続的に上昇していくことが必要であります。物価が持続的に上昇していくと言えるためには、賃金の上昇が必ず鍵となってきます。エネルギーや食料などの輸入価格の上昇などによるものは、価格が高ければ需要が減少していくはずでありますから、一時的なものだと考えております。

しかし、議員のご指摘のとおり、まだ賃金に十分な上昇圧力が働いているような状況ではないと私も思っております。ですからといって、政府が介入して賃金を上げるというようなこともできないわけでありまして、賃金はあくまでも民間企業や労働市場が決めるものであるというのが原則であります。今後の推移を見守るほかありませんが、賃金の上昇の鍵を握っているのは、失業者の動向、ひいては雇用の拡大であります。雇用の拡大が進めば、労働市場において需給がひっ迫し、引き締まってくれば、嫌でも賃金を引き上げざるを得なくなるはずであります。成長戦略の中でも、民間の投資を喚起するというような需要側に働きかける政策が実行されれば、労働市場においても需給ギャップが需要拡大の方向に動くと思われれます。

現状を見ると、失業率は大幅に低下していますし、有効求人倍率も上昇を続けているようでありますので、賃金の上昇につながるものと期待しているところでございます。

1点目2番、4月からの消費税増税についての見解についてお答えいたします。

4月から消費税が増税されることで、平成26年4月・6月の第2四半期は、駆け込み消費の反動や増税に伴う実質購買力の低下から、経済的には落ち込むことが考えられます。デフレ脱却を旗印に進めてきたアベノミクスであります。第一の矢、第二の矢は株高などの資産効果のある程度発揮しているため、いまだデフレ脱却の途上ではあれ、良好な消費マインドを維持できれば、7月から9月の第3四半期にはいち早く回復することもあり得るのではないかと考えております。来年度は、総じて見れば、消費の減少はあるものの、小幅な経済の落ち込みで落ちつくのではないかと考えております。前回の1997年度（平成9年度）の増税の反動は、4・6月の第2四半期でおさまっております。

2013年度、総額約5兆5000億円の補正予算も現在国会で審議されていると思います。まさに駆け込み消費とその反動減の対策として、さらには低所得者等への影響の緩和を目的として、簡素な給付措置、臨時福祉給付金であります。3,420億円、子育て世帯に対する臨時特例給付措置1,473億円が実施される予定であります。これらも経済を下支えするはずであります。さらには、この春の賃金交渉での妥結結果にも注目しています。

いずれにしても、これ以上、将来世代へ財政負担のツケを回すことは好ましくないと考えていますので、政府がしっかりと成長戦略を打ち出し、それを断行する姿勢を示せば、消費税増税で一時的に消費が下振れしたとしても、株価の上昇基調などは、経済の持続的回復が実現すると思っております。

1点目3番、想定している需要の創出とは何かについてお答えいたします。

経済は、需要と供給で決まります。しかし、経済の状況によっては、GDP需給ギャップといひまして、需要側では現実のGDP、供給側では潜在的な生産力として捉えられる供給量の差が

発生してしまいます。これまでは、需給ギャップがマイナスであることがずっと続いてきたという、いわゆるデフレの状況であります。つまり、需要が不足していたということでございます。アベノミクスでは、金融・財政政策を通じて需要側に働きかける政策をとりました。これにより、公共事業、復興事業が進められ、有効需要が拡大したと考えております。政府の働きかけも財政上の制約がありますから、やはり特に民間投資の喚起につながる必要があると思います。

需要といってもさまざまでありまして、快適な高齢化社会であるとか、子ども・子育てにおける子どもたちの将来への投資、エネルギー改革、農業・観光などの地域資源の活用など、さらにいろいろ考えられます。

とにかく主役は民間でありますから、民間が経済を牽引していくようであればならないわけでありまして、それに伴い、特に需要側が経済の方向を左右するとは思いますが、徹底的に規制緩和、特に土地利用規制の緩和が重要であると考えております。

まず、需要側の拡大が実現できるよう、地域の政策も国、県とともに積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

1点目4番、中核都市実現と住みよいまちづくりの関係についてお答えいたします。

今議会における一般質問の中でもお答えしておりますように、土浦市・つくば市を中心とする県南地域における政令指定都市の実現は、土浦市の行政能力の高さやつくば市の国際性、先進性などを本市など周辺地域にも取り込むことにより、圏域全体の価値が高められ、地域力の向上や市民生活にメリットが及ぶものと期待しているところであります。

2点目1番、霞ヶ浦二橋構想の現段階の進捗状況についてお答えいたします。

霞ヶ浦二橋構想は、千葉県から圏央道を結ぶ地域高規格道路の千葉茨城道路を圏央道から百里飛行場連絡道路まで北へ延伸するもので、霞ヶ浦の2つの入り江に橋をかけ、県南地域から県央地域に至る広域交通ネットワークの充実強化を図るものであり、さらには、観光資源としての霞ヶ浦を生かすことにもなります。

本市におきましては、構想の具体化に向けて、関係11市町村により構成される霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟において、茨城県知事や県議会議長への要望活動や、地域住民への広報活動などを行っております。

また、茨城県におきましては、構想ルートが県総合計画のランドデザインに描かれておりますが、具体化については、周辺の交通ネットワークの整備状況や、これによる交通量の変化、茨城空港の利活用状況、沿線の開発等、周辺環境の進展に伴う地域ポテンシャルの高まりを長期的な展望の中で見きわめていく必要があり、霞ヶ浦周辺における開発の動向などを踏まえながら、長期的な視点に立って取り組むこととされております。

このような状況になっておりますが、着実に進めるための整備手法などには研究の余地があると思われませんが、いずれにいたしましても、地域活性化の起爆剤になるものでありますので、県や関係市町村の皆様とともに、実現に向けて引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

2点目2番、茨城県生活排水ベストプラン改定に合わせた下水道整備計画の見直しの基本的な考えについてお答えいたします。

下水道整備の見直しについての基本的な考え方については、汚水処理未普及地域の早期解消に

向け、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、都道府県構想想定マニュアルにもごさいますが、長期的には、汚水処理施設の整備を10年程度で完成を目指すよう、既存の下水道計画で早期整備が困難な地域については、集合処理の下水道から個別処理の浄化槽への切りかえを関係機関と協議、検討してまいります。

また、長期的には、運営管理面から、市単独公共下水道及び農業集落排水の統合、流域下水道への接続につきましても協議、検討してまいります。

3点目1番、健康長寿課の具体的なイメージについてお答えいたします。

長寿福祉課と健康増進課の統合により、健康長寿課を設置するポイントといたしましては、地域包括支援センターと保健センターを同一施設に配置することで、2つのセンターの機能が連携した健康づくりの推進によって、介護予防につなげようという狙いがございます。

地域包括支援センターは、保健・福祉・医療の向上、介護予防マネジメントなどを総合的に行う役割を担っておりますが、保健センターとの一体配置によって、介護予防を含めた健康づくりの推進や、介護相談における保健指導との連動などが考えられ、保健師相互のネットワークを強化しながら、より効果的に事業が展開されることを想定しているものであります。

3点目2番、子ども未来室についてお答えいたします。

現在、子ども福祉課には家庭児童相談室が設置され、家庭児童相談員とハートフル相談員を配置し、家庭児童福祉に関する相談業務を行っております。

相談内容としては、児童虐待やDV対応、子どもの発達、家庭問題、不登校やいじめなど、幅広く対応しております。

新たに設置する子ども未来室では、児童虐待やDV対応、家庭問題や児童相談に引き続き取り組みとともに、さまざまな相談の背景の一つである発達障害への対応に重点を置き、保育士や保健師等による保育所、幼稚園、学校などの巡回、さらには、4カ月健診や3歳児健診などを通じた個別支援を行うなど、医療機関や療育機関などとも連携しながら、子ども、親、家庭を支えてまいりたいと考えております。

3点目3番、子どもを守る地域ネットワークについてお答えいたします。

平成16年度の児童福祉法改正により、虐待を受けた児童等に対する市町村の支援体制強化を図るため、関係機関が連携を図り、児童虐待への対応を行う、かすみがうら市要保護児童対策地域協議会を平成19年2月に設置いたしました。

子どもを守る地域ネットワークは、要保護児童対策地域協議会を各機関や市民にわかりやすく理解してもらうため、使用しております。

本市において、要保護児童対策地域協議会は、子ども福祉課管轄において業務を実施しており、福祉機関、保健・医療機関、教育機関、警察司法の15の機関で構成している組織であります。

業務内容といたしましては、代表者会議、実務者会議、実務者調整会議、発達支援委員会、個別会議などをそれぞれ開催し、本市の子どもたちを地域で見守るネットワークを組織化しております。

これまで、虐待防止事業として、講演会の開催、子育てガイドブックの作成や「虐待ストップ・あふれる愛」と書かれた缶バッジやシールを作成し、市内の保育所、保育園、幼稚園、学校、また、市役所職員に配布いたしました。

先ほどの子ども未来室において、医療、保健、教育、福祉とネットワーク構築を強化してまいります。

4点目1番、子ども・子育て支援制度に係る準備状況とスケジュールについてお答えいたします。

第1回目の子ども・子育て会議を11月に開催しておりまして、今月に第2回の開催を予定しております。

今年度は、市内全域、就学前児童対象1,000件、就学児対象1,000件を対象に市民ニーズ調査を実施いたしました。ただいまニーズ調査の集計報告書が完成したところであります。3月の子ども・子育て会議において、集計結果を踏まえ、今後の事業計画に向けた内容を諮りたいと考えております。

また、子ども・子育て支援事業計画（案）を9月末までに策定していく予定であります。

4点目2番、学校間での事前交流事業をどのように進めるかについてお答えいたします。

小学校の統合に係る事前交流事業につきましては、市小中学校適正規模化実施計画において、統合の対象としている小学校11校を対象として、統合の枠組みで実施を予定しております。

本年度、南・北中学校では、合同で、2年生が帆引き船模型づくり、1年生はスキー宿泊学習を行いました。そのほか、部活動の合同練習などを行ってまいりました。

小学校についても、統合委員会の中の教育活動検討委員会で協議をいただき、事業を実施していただきたいと考えております。

予算については、低学年、中学年、高学年と2学年ずつに分けて実施したらどうかということで、1回分のバス借上げ料を見込んでおります。

また、統合の進め方につきましては、霞ヶ浦地区では、2つの統合委員会において施設整備計画などの協議を始め、今後、校名の募集、スクールバスの運行などについて協議をお願いいたします。千代田地区につきましては、ご存じのとおり、現在、統合委員会において、新設校の場所について協議をいただいているところでございますので、引き続き協議をお願いしたいと考えております。

4点目3番、教職員の授業力向上の取り組みについてお答えいたします。

教員が研さんを積み、授業力を向上させることは、児童生徒の学力を向上させる重要な要素と考えております。

市教育委員会では、授業力の向上を図るための方策として、指導室による市内各小中学校への授業力向上と学校の安全管理面の指導を重視した訪問指導を年1回、授業力向上のみを目的とした訪問指導を小学校は年2回、中学校は年1回、各学校の要請に応じて行う訪問指導を小学校で今年度は8回、訪問前の授業指導案作成段階での訪問指導を25回実施してきました。

また、35歳以下の教員を対象としたフレッシュ教員研修講座、初任者を対象とした若手教員研修講座、理科の授業づくり研修講座、外国語活動授業づくり研修講座を実施してきております。

さらに、来年度におきましては、本年度までの訪問指導や研修講座を引き続き実施するとともに、授業力向上研修講座を新たに実施し、教員の授業力をさらに高めたいと考えております。

5点目1番、新規就農者への支援策の進捗についてお答えいたします。

青年就農給付金として、就農年齢が45歳未満で農業所得が250万円を超えない方を対象とし、

年間150万円、夫婦で就農している場合は225万円を最長5年間給付しております。

なお、平成24年度は3組4人、平成25年度は7組9人の方が給付を受けております。

5点目2番、水産業の振興について、霞ヶ浦漁業協同組合や霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合に対してどのような支援を考えているかについてお答えいたします。

霞ヶ浦漁業協同組合につきましては、水産資源の確保や在来水生生態系の回復を目的として、例年、漁協が実施するワカサギ人工孵化放流事業、ウナギ放流事業、ブルーギル等除去事業に対する活動支援として、補助金、負担金の助成をしているところでございますが、今年度においては漁協サイドより、事業調整上、各種補助金・負担金の助成は見送るとの報告を受けた次第であります。

平成26年度については、ウナギ放流に関しては引き続き事業見送りになるとのことですが、ワカサギ人工孵化放流事業、ブルーギル等除去事業の2事業については事業実施するとの報告を受けておりますので、例年どおりの活動支援を行っていきたくと考えております。

次に、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合についてであります。水産加工品の販売促進を図るため、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合かすみがうら市支部、戸田廣支部長さんであります。イベントでの無料配布や試食即売などの事業への助成を行い、販売PR活動への支援に取り組んでまいります。

市としましても、霞ヶ浦から生まれた豊かな水産資源を守る漁協の活動、また、その水産資源を生かした特産品づくりを行う水産加工業協同組合の活動が地場産業の活性化へつながると考えておりますので、今後とも引き続き同様の支援を行いながら、その動向を注視していきたくと考えております。

6点目1番、都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業が実施されることによって、土地や家屋の価値が向上し、所有者の利益——駅や病院が近い、買い物が便利等——が増加することが認められる受益関係に対し課する税で、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税があります。地方税法第702条であります。

本市においても、都市計画事業として、現在、神立停車場線整備事業及び神立駅周辺整備事業を実施しており、この整備事業費は、一部事務組合への負担金を含めて総額31億3200万円となります。これらの財源や今後実施する都市計画事業——道路、下水道、公園などの事業——の財源及びこれら市債償還財源に充てるため、都市計画税の導入を検討していくことといたしました。

なお、課税する区域及び税率につきましては、その受益を含め今後検討していきたくと考えております。

6点目2番、組織機構のスリム化についてお答えいたします。

このたび実施いたします行政組織機構の見直しにつきましては、行政組織機構のスリム化と、重要な課題に効率的、機能的に対応できる体制の整備を念頭に実施するものであり、当初から、市長公室や総務部といった管理部門の課の統合、縮小を想定していたものでございます。

また、組織機構については、定員管理や事務事業との相関関係の中で、自治体の規模に見合った行政執行体制を構築していく必要があると考えておりますが、合併当初から部の編成の見直しを実施していないこともあり、現状としては、職員数の減少にやや対応できていないという認識

を持っております。

このようなことから、今後は、部の再編も視野に入れて、コンパクトで機動的な組織体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、職員定数の適正人数をどのように考えているかにつきましては、これまでも事務事業の見直し等により職員数を削減してまいりましたが、今後も引き続き事務事業の改善等を行うとともに、退職者と新規採用者との均衡にも留意しながら、行政組織機構のスリム化と重要な課題に対応できる、少数精鋭の職員による、効率的で良質な住民サービスが行える人員配置に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、1つ、冒頭発言の中でも、今、アベノミクス自体が賃金の上昇に結びついていないと、賃金の上昇は必要だというふうにおっしゃったと思うんです。そして一方で、賃金のアップについては、政治がどうのこうのということじゃなくて、民間のレベルの話だというふうにおっしゃったと思うんですよ。これは違うんですね。

やはり政府が、今、最低賃金、非常に低いんですよ、この最低賃金を引き上げるということが、最も効果的だと。これはもうアメリカのオバマ大統領も、最低賃金を1,000円以上に上げるという提案をしているんですね。そういう底上げをするということ、これが一番大事だなというふうにいるんです。

何よりも、経済の6割を占める個人消費が低迷しているわけです。住宅を除く消費の支出は、10月から12月の3カ月連続下回っておりまして、消費が伸びないのは、国民の実質所得がふえていないからなわけでありまして。昨年12月の勤労者世帯の実質収入は、4カ月連続の減少。実質可処分所得も、5カ月連続して減少しているわけです。賃金はもう10年以上伸びていないということなんですよ。

ですから、政治がやるべきことというのは、そういう意味では、最低賃金を一気に引き上げると。そうすると、中小企業は大変ですけども、それには、中小企業に対しても直接的な支援をする。これは同じなんですね、アメリカでも、あとヨーロッパでも。こういうふうに直接的な中小企業への支援策も抱き合わせて最低賃金を上げているということがありますが、市長はこのような施策についてどのように思われますか。

これが実際に好循環になるわけですね。賃金が上がって消費が伸びれば、そのお金がまた企業の生産に回っていく、これが非常に効果的だというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

直接的、短期的には、最低賃金の引き上げ、また、それによる負担がかかっていく中小企業への直接的な支援策というの、政策としては有効であることは間違いないと思いますが、基本的には労働市場の需給ギャップの問題でありまして、いわゆる経済の活性化がベースになれば、

それは長続きするものではございませんので、経済の活性化をするということ、まずはそこを最終目標にすべきだと思います。

答弁の中でもお話をいたしました、非常に終戦後、高度成長期はよかったです、その後、減速経済に入ってきてから、特に制度、いろんな制度が制度疲労を起こしてしまっていて、もう規制緩和が進まない。基本的にはそういう問題が私はあるのではないかと。徹底した規制緩和をいろんな分野で、介護制度、あるいは土地制度、公務員制度、もうありとあらゆる日本の諸制度が、新しい時代に、もう少子高齢化という未知の領域に入ってきたわけでありますから、抜本的に規制改革をやっていかないと、制度疲労を起こしたままではなかなか難しいのではないかと。そのところに成功するかどうかが、アベノミクスの第三の矢の成否の鍵を握ると、こういうふうに認識しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長と経済政策について議論するような場じゃないんですけれどもね。いずれにしても、もう90年代半ばから始まった非正規雇用という、こういうことが急激に拡大されて、正社員のほうが激減して、それで賃金が下がっているという、そういう賃金の抑制装置の役割を果たしてきたわけです。ですから、賃金が上がらなくなったのは、デフレのせいでもないし、その規制緩和の問題でもなく、やはり非正規雇用の拡大といった構造改革が問題だったというふうに思うんですよ。

今度のアベノミクスの成長戦略が、これが非正規労働を固定化しちゃうんです。ですから、ちょっとさきに述べましたように、このままアベノミクスの成長戦略のいわゆる雇用政策を続けちゃって完全に実施すると、約42兆円の収入減になってしまうと。働く人たちの賃金が下がれば、これは、経済、日本の土台が崩れるというふうに私は思うんです。

消費税の問題なんです、アベノミクスはこの金融バブルをつくりましたよね。でも、実際に大もうけしたのは一部の輸出大企業でした。一方で中小企業が大変になる。大金持ちはますます大金持ちになったけれども、本当に庶民はもう値上げ値上げで苦しんでいるという状況になっているんです。そういう意味では、アベノミクスは効果があったんじゃないかと、逆に中小と大企業、それから大金持ちと庶民、これの経済格差を広げたというふうに思うんですが、市長、そういうふうなお考えは持っておりませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

アベノミクスですが、いわゆる為替金融政策、第一、第二の矢で円安株高が演出されたわけです。さらには、その円高と相まって原油とか食料、輸入品の値上げ、一次製品の値上げが相当国際市場で起こっています。それによって物価の上昇があったわけですが、それに見合った賃金上昇になっていないというデータも、確かに昨年データでは出ているわけでありまして、そういうひずみも相当出ているとは思いますが、これを早く解消しないことにはまずいと私も思っております。そのためにも第三の矢を早く成功させる必要があると、それが先ほどの理屈につながっていくわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もう経済格差が広がってきているというのは現実なわけですね。今、その成長戦略の問題を言いましたけれども、この成長戦略で本当に労働者がよくなるのかというと、見通しは暗いというふうに思います。

そういう中で、やはり消費税そのものは逆進性があるわけですよね。所得の少ない人にとってはかなりの過重な負担、大金持ちにとってはほんの数%ですよね。そういうところから言うと、今、まだまだ経済が進展、中小企業も含めてですよ、好転していないわけですよね。その好転していないときに消費税を増税する。いろいろな考え方が、賛成する人もあっても、やはり今はやらないほうがいいんじゃないかという声が強いと思うんですよ。そういう意味で、4月からの増税は中止すべきだという声が出ているんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、庶民の増税ではなくて、大もうけしている大金持ちとか、そういうもうかっている大企業に負担をしていくということが必要であると思います。

それで、次にいくんですけれども、中核都市の件なんですけれども、政令都市になって、そこにかすみぐらも加われば、いわゆるまちづくり、それが逆な意味でレベルがアップするというふうなことをおっしゃったのかなというふうに思うんですけれども、市長も、常陽新聞の2月28日付で、協議のあり方について、つくば市と土浦市が基本の形をつくるのは現実的で早いと、かすみぐら市が吸収される形でもベターだと見解を示したとありますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まだ土浦・つくばの協議の内容は、余り具体的なところまでにはいかないと思うんです、この1年間は。来年の3月までに方向性を出すと。その後、今度、政令市というか、中核市の形成に向けて進むのか、やめるのか、あるいは、今回、後から参加を申し込んだ4市なんかを入れたものにするのか、2市だけでやるのか、いろんな方向性だけは3月までには決まると思うんですが、来年の。1年後に結論を出すと言っておりますから、決まると思うんですが、その先のことを私は想定して言っているわけです。

私は、もう中核市、あるいは50万、60万の政令市に向けて進むべきだと。その際に、仮に6市が、土俵は同じとしても、全く対等の立場でやっていると、これは調整が大変難しいと思います。例えば敬老祝金の支給、これは典型的なんです、この制度一つにとっても、総予算で見ますとつくば市は6000万とか7000万の規模です。土浦市は200万足らずです。石岡市も似たようなもの。かすみぐら市は、現状、法改正していない段階では五、六百万のレベルですが、それほど差があるんです。これを最初から6市で一緒に一つにしようとしても、これは難しいと思います。

ですから、いわゆる標準規格、標準規格と私は言いたいんですが、いわゆるグローバルスタンダードというやつ、標準規格を2市でつくってもらって、つくばと土浦市で標準規格をつくってもらう。LとかSとかMとかという標準規格をつくってもらって、そこに賛同する、標準規格は

こうですよと、この標準規格に沿えるところは一緒にやっていきましょうよという形のほうが、現実的には早いのではないかと。5市も6市もで全くごたごたやるよりは、2市でまずは標準規格をつくってもらおう。それは来年以降のことです。来年の3月までは、そこまではいかないと思います。

そういう意味で、将来的には、標準規格をつくってもらったら、その周辺でそこに賛同する人たちが吸収される形でもいいのではないかと。吸収という言葉が適切かどうかはわかりませんが、そういうイメージでお話をしたわけでありませう。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、広域合併そのものについては、自治体が自治体でなくなると、もうますます住民自治が狭まってしまうという、そういう危険性を持っているというふうに、はらんでいると思っております。

土浦市長が、やはり課題が多いと。つい3月3日ですか、記者会見したんですかね。勉強会をしましょうと。ただ、あと残りのかすみがうらを含めて、つくばみらいとかそういうところについて、オブザーバーの参加はいいけれども、毎回ということではなくて、勉強のテーマによっては参加させないようにしたいというふうに言って、広域合併には慎重な立場になっているように思われます。

ちょっと聞きたいんですが、今、実務的には、確かに、敬老祝金の問題を例に出しましたが、細かいところまで調整するというのは、前回の合併協議でも大変な労苦があったと思います。そういう点では、その実務的なところをきちっと決めて、スタンダードな標準規格なるものという発想そのものは理解できるんですが、市長は、来年の3月以降までなかなか進まないかもしれないと、それ以降というふうな見通しを今語ったんじゃないかなと思います。市長は、7月の立候補をこの前表明いたしましたね。そうすると、その自分が任期の間に、あと4年の間に何が何でも実現をさせたいというふうに、まあ自分だけの思いかもしれませんが、そういうふうな形で進みたいというふうな考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今お話しの前半の部分であります。広域合併のマイナス面を佐藤さんはおっしゃったわけですが、確かに私もそういう面は危惧をしております。中核市と政令市の違いは、政令指定都市になると特別区制度が織り込まれてきますから、特別区、できれば政令市まで持って行って、強い財政力、行政力を政令市が持って、そして地域住民の末端には、特別区の地域地域に合った、さらにきめ細かい特別区自治制度みたいなのをやっていくのがいいのではないかと。そのためには、やっぱり中核市よりは政令市のほうがいいという考えを持っております。ですから、どうせやるんだったら50万以上にしたいと。法律上の政令市の規格の人口50万以上ということですよ。

あと、後半の時期ですね。時期については、私の任期との絡みですが、仮にこの再選を果たした場合、自分の任期中にばたばたとやってしまおうとか、そういうあれではないんですが、ただ、

ちょうど一つの大きな目標点として、平成30年度の国体、さらには31年に東京オリンピックがありますね。総合体育館とか、つくば市長がパラリンピックの機能をつくば体育館に持たせたいとかというようなことを話していますので、やはり茨城国体とかオリンピックというのは、それまでにということが一つの目標になるのではないかと。年数的にも平成30年あたりはちょうどいいのではないかと。そうすると、たまたまなんです、私のもし2期当選を果たした場合の任期中ぐらいのところに行くかなと、そういうふうに予想されます。ただ、そううまくいくかどうかは、まだまだ先の話でありますから、なるべく早く私は目標に向かって進んでいくのがいいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それから、霞ヶ浦二橋のほうについては、かなり、県のランドデザインにはあるけれども、具体化はまだまだ先だということみたいですが、霞ヶ浦第二橋という話になると、いわゆる跨線橋の話も出てくるかなと思うんですが、そういう意味では、総合的なこの県南と鹿行を結ぶというのは、県のほうでは具体的な協議はされているんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦二橋のルートですが、県のいわゆるランドデザインの点線が入っているんです。県構想の中に点線が入っているんです。それが実線にならないと、調査費とか何かつかないわけです。調査費が付き始めると、要するに実行段階になると実線になってくるわけですが、今のところ点線で、もう20年近く点線の状態であるということです。

その点線ルートですが、阿見の島津って、予科練記念館がある、少し美浦寄りですよ。そこから旧出島地区に入って、出島地区のどこに入るかも、崎浜なのか、それとも環境自然センター、あそこら辺なのか、その議論もあると思います。

それと、鹿行じゃなくて小美玉、玉里のほうです。今度、出島地区から玉里のほうへ向うから、高浜にかかるので、二橋になるわけです。1つが阿見から出島、出島から玉里、玉里から小川方面です。ですから、小川も県央だから鹿行じゃないですよ。鹿行は霞ヶ浦大橋が今ありますから、それとはルートが違います。茨城空港のほうに向かうということです。それがルートになっていまして、いずれにしても、まだ点線段階であるということでもあります。

ただ、県南の大きいプロジェクトが、大分もう大体実現しちゃっていますので、県の県構想の中にある大きい大型プロジェクトは大体もう先が見えてきています。圏央道ももう来年あたりは開通ということで、27年です。圏央道も来年開通すると、もう、あとは県西のほうにもありますけれども、大型プロジェクトはなくなってくるんです。

そういうことから、チャンスではないかということ、県幹部、あるいは県議の大物の人なんかは、そういうちょうど時期的には今が一番いいんだよということで、今、天田町長が会長ですが、大変熱心に天田町長がリードしてやっています。小美玉でも何か議会のほうでこの問題が取

り上げられて、質問した議員さんがいて、小美玉の市長も前向きであると。みんな、大分、ここのムードが盛り上がってきた。ここ二、三年、地元でもムードが盛り上がっているのが現状であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、点線で二橋の方向が出てはいるけれども、まだ実際には20年動いていないということかなというふうに思います。

それで、ちょっと生活排水ベストプランの件なんですけれども、私は何回も質問をしていますよね。下水道を進めても、実際には加入が進んでいない。また同じように、どんどん下水道事業を進めているけれども、それが進まない。イタチごっこで、拡大すれば拡大するほど、これに追いついていかないという現実があるわけですよね。ですから、それを見直すというのは、やはり今の当市の下水道計画をストップする、こういうことが必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。やっぱり広域でやるよりも、単独の浄化槽、もう今はすばらしいものがあるわけですから、そういう方向で切りかえていくというふうな考えはないんですか。

同じようにまた物すごいお金をかけちゃうわけでしょう。今のままで認可された場所、ありますよね。認可された場所は、松本とか御殿とか金川だけ、ああいうところまで認可区域になっているわけでしょう。そうすると、そこをやる。今度は宍倉のほうもやるとか、もっとどんどん、安飾もやるとか、こんなことになったら、本当にお金が幾らあったって足りないと思うんです。

こういう現実的なところで、やはり霞ヶ浦はきれいにしなきゃいけないけれども、対費用効果を考えたら、こういう莫大なお金をかけるような下水道計画はやはり中止したほうがいいのかと思うんですが、そういう見直しの中には、中止は考えていないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中止も検討対象にはすべきだと思います。従来下水道計画にあった地域をある部分外していくという、エリアから外していくという見直しも、当然、県、国との協議検討対象には私はないと思います。

それとあわせて、下水道は、個別の下水処理場の運営管理費というのは今後相当負担になってくると思うので、2つの処理場を統合するとか、農集は農水省、特環は国交省とか、管轄が違うので難しいところもあるんですが、あるいは県の流域下水道、湖北にある流域下水道に、個別でやっている特環の処理場をつないでいくとか、合同処理してもらうように、今までかすみがうら市で単独処理していたのを今度流域下水道につないでしまうとか、過去にもそういう見直しをやった例がありますが、今回の下水道計画ではそういうことも検討対象にしていくと、そういうことであります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時15分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、その下水道のエリアの拡大について私が何回か指摘しましたら、そういうエリアの拡大については検討しなきゃいけないと。これは、認可されていたところもどうするか。今言ったその御殿とか金川、松本、こういうところも見直すという範疇に入るんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、見直しの対象に入っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、農業集落排水事業と流域、それから、そういう管理運営について、いかに統合して合理的にやるか。これは県とか国は関係ないですか。こういう国とか県との協議というのは何か必要な気がしますが、こういう協議は必要なんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然、流域につながり場合は県との協議が必要になりますし、あと特環同士の特定環境のやつも、その合併も国交省との協議が必要ですし、まして、農集と特環の合併なんかは、これは農水と国交の補助もらったやつと一緒にしちゃうというやつですから、そういうところがやっぱり統合できるような規制緩和をしていかないと、本当の効率化は図れないと思います。そういう必要性があるところも当然出てくると思うんです。そういうことも大事だと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、県が生活排水ベストプランを練っていると、検討していると。これは市町村も含めたレベルでやっているんでしょうが、そうすると、それは逆に県だけじゃなくて国との協議も必要であるし、そういうところも含めて県のほうはこの生活排水ベストプランというのは検討しているんでしょうかね。そこまではわかりませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然、もうそれも入ってくると思います。だから、市、県、国とみんな関係してくると思いま

す。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

それから、健やか・安心のほうで、長寿福祉課と健康増進課を統合していくというイメージなんですけど、具体的に実践しないとよくわかりませんが、私、前にもちょっと一般質問で言いましたけれども、保健師の配置の問題が課題かなというふうに思ったんですけども、そういう意味では、人力的にはきちっと確保されているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の人員のままなんですけど、多少新採なんかも入っていますし、多少、保健師の増強はされておりますが、今回の一番のポイントは、介護に至らないようにする、いわゆる長寿社会がどんどん進展してきて介護者がふえるわけですが、いかに健康で長生きしてもらおうかという、それに対応するためには、長寿と健康を維持するという、いわゆる健康増進課ですね、今までの、これが密接にリンクしていく必要があると。そこに保健師が全面的にかかわっていく。それを包括支援センターで調整していくという、そういう目的を持っております。

そのために、企画課と連携を持った調整官みたいな役目の人間を、絶えず企画課と連携をとりながら、高齢者の健康づくり、健康増進をどうシステム化していくかという調整役を1人、調整官的な人間を配置する予定でおります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、今、企画課とあわせて、その健康長寿課ですか、これをうまく連携するためには、その企画課の担当が調整担当官としての役割を果たすという意味でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

課長クラスの企画官を、企画調整官的なものですが、保健センターのほうに配属になります。勤務先は保健センターのほうに企画官が行きます。その企画官は、包括支援センターの、保健センターの中の健康と高齢者対策をリンクさせると同時に、絶えず企画課と連携もとっていくと、そういう役割の課長クラスを配置する予定です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、今回のポイントというのは、いわゆる介護に至らないような、予防課という、予防対策が大事だというふうにしてだとおっしゃいましたよね。今、国が、要支援1、2をもう市町村

のほうに追いやっちゃおうという、そういう考え方を持っていて、これにかなりの介護従事者も施設者も反対をしているんですが、これはリンクはしていないと思いますが、こういう要支援に対して市町村にもう丸投げしちゃおうと、いわゆる基準をまるっきり市町村に丸投げするというやり方についてどう思われますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

要支援1、2が今度、全く市町村の責任になりますので、これは本当は国がその分をやってくれればいいんですが、そうすると市町村は負担が軽くなるわけですが、これは言ってもしょうがない話で、国がそうするということでもありますから、否が応でも市町村の責任になってきます。ですから、それをいかに要支援1、2にならないように持っていくというのが、やっぱり市町村の独自の努力をしないと負担はどんどんふえていくということになるので、そういった意味からも、この健康増進と高齢者対策というのはリンクさせる必要があると、そういう面からも必要性があるというふうに考えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり全国的な基準というのが設けられるべきであって、市町村に全部その分を押しつけるということになると、いわゆる財政力によって本当にバランスが保てなくなるというところがあると思うんです。ましてや、専門的な人も多くなきゃいけないし、体制も確立しなきゃいけないと。予防に、要支援1、2にならない人たちをつくるということは大事なことだと思いますが、要支援1、2になった人について、これがまるっきり市町村に押しつけられるとなると、大変なことになるというふうに私は思います。

それで、あと、ちょっとよくわからないんですが、学校の問題で、相談室なんですけれども、子どもの未来室という名前で、発達障害の対策などというふうなことをおっしゃったと思うんですが、この子どもを守る地域のネットワークも含めて、発達支援業務というのは、何か私、突然出てきたような気がしたんですが、これは何らかのそういう環境が今かすみがうらにあると、だからこれを立ち上げなきゃいけないというふうになったんでしょうか。そこら辺はご答弁できますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この発達障害児というのは今急速にふえているんです。ちょっとパーセンテージは学校によっても違うでしょうけれども、3%とかというんじゃなくて、5%、6%という数字になっているとも言われております。この発達障害児の研究というのは今どんどん進んでいまして、この前もそういう研修会とか講習会があったんですが、関係者に出てもらって講師をしてもらったんですが、学校の先生であるとか、あるいは保育士対象にやったんですが、早く発見することが大事だと言われるようになったんです。本当の専門の人だと、0歳児の段階でわかると。0歳児の

段階で行動をよく観察するとわかるらしいんです。普通の人では全然わからないんですが、もう兆候が0歳のときから出ていると。

ですから、早い対応も必要だし、そういうきめ細かい対応をするために、その関係者にこの見分け方とか対応の仕方なんかを支援していくため、そういう部分を特に未来室の中で重視していこうと。しかも、教育委員会と今は子ども福祉課が別々に、幼稚園は学校教育課、保育園は子ども福祉課となっていますが、それも、教育委員会じゃなくて、幼稚園の子どもたちについても、子ども未来室に一元化して注視していこうと、支援していこうと、そういう目的で子ども未来室はつくっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、発達障害が急速に増加しているということなので、じゃ、こういう施策というのは、特にかすみがうらが特別ではなくて、全県的、全国的にこういう対策をつくっているということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全国的ということではないです。あるいは茨城県下でも、どこかの市町村の対応はわかりませんが、かすみがうら市では、今現在、今は子ども支援室、家庭児童相談室ですね、そこにいる職員でかなりそういう部門に明るい方が1人おまして、その人の助言なんかも相当この創設には寄与していると思います。これはかすみがうら市独自のもので、ほかの市町村から、あるいは県からこういう指導があったとか、そういうことではありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

非常にそういう意味では、非常に貴重な一つの取り組みかなというふうに思います。特に医療機関と連携をして早期に発見して対策をとるということ自体はよろしいと思うんです。やはりこれをどう広報して、アピールして、その情報を提供していくかということが課題になるかなというふうに思います。

それから、豊かな学びと創造のまちづくりの件なんですけど、今、子ども・子育て新制度が、再来年度、平成27年ですか、これが施行ということになって、実際には、安倍内閣が大風呂敷を広げて待機児童対策だと言いながら、財源が4000億円も不足するというところで、非難ごうごうになっているようでございます。

今、アンケートをとって、ニーズ調査、これを集計した段階で、その集計をもって、事業計画を9月までにつくるというふうにおっしゃったと思うんです。そうすると、この新制度に向けて市町村が、保育の必要性の認定だとか、さまざまな条例をつくるということになっているようです。これの条例の制定というのは、そういう9月の段階、いわゆる9月議会を想定しているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

支援事業計画案を9月までに策定して、検討会議というか、そういう支援のための委員会ですね、何らかの委員会に諮って、将来的には条例化するという準備をするということであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

でも、いずれにしても、条例化をしなきゃいけないと思うんです。その条例化は、平成27年度施行を前にして条例化するのか、いや、それ以降でも条例化が可能なのか、そこら辺がわからないんです。今、9月までに事業計画をつくると。今言ったように、私が、保育の必要性の認定に関する条例とか、特定教育・保育施設に関する運営の基準の条例だとか、それから放課後児童クラブの設備と運営の基準に関する条例とか、さまざまな条例があるんです。こういう条例についてどう考えているのかというのをちょっとお聞きしたいんですが、もしまだ決まっていなければよろしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

ご質問にお答えをいたします。

この子ども・子育て支援制度につきましては、先ほど議員さんからのご質問の中で、待機児童の解消、さらに、幼児期に質の高い教育や保育を提供するというその子育て支援策の充実ということを大きな狙いとしております。

現在、平成25年度、今年度に子ども・子育て会議を創設いたしまして、先ほどの子育ての現状、あるいはニーズ等を把握すると、また、26年度につきましては計画を策定していくというふうな予定でもございます。

その中で、いろんなその条例等が発生することでありましたら、後ほど議会への提案ということになるかなというふうに思っています。まだ現在では、現状の調査等に入る一歩手前なものですから、そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、27年度スタートになりますから、その前に条例を改正する、つくるのかどうかということを確認したいんですが、そういうことでよろしいですか。

早目に、そういう意味では、議会のほうにニーズ調査の結果だとか、それから事業計画の素案だとか、そういうことについてはきちっと協議する場を持っていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

支援会議、子育て会議に諮る案ができた段階で議会のほうにもご相談してまいりたいと、こういうふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、よろしくお願ひいたします。

あと、小学校の統合の問題で、いろんな交流をするということですが、千代田地区は、3月17日ですか、統合検討委員会で協議をするということになりますが、そういう点では、千代田地区は、そのいわゆる小学校での交流ということについてはまだ視野に入っていないということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員おっしゃるとおりで、千代田地区はまだ予定されておられません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

それから、学力向上です。この学力テストを今度は公表するとか、そういうことが打ち出されているようになってきているようであります。この学力テストについては、全国一斉というやり方は、私たちは考えていない。特筆してやることについて否定するものじゃないですが、過度に競争を刺激するようなやり方は適切じゃないというふうに考えていますが、学力向上は大事だというふうに思います。

この先生の授業力向上ということに限って聞きますが、指導力向上講座というもので、教育のレベルアップを図るために、30代から40代の教員の方をここに送るというふうに語っていると思いますが、どういう内容なのか、概要を教えてください。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

来年度、特別に行う事業として、国語と算数なんですけど、東京だと思いますが、大学の教授、造詣の深い先生が小学校に出向いてくださって模範授業をしてくださる。そして、それを参観して協議するというようなことを計画しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

模範授業を聞きながら、それを学んで、自分の教育のやり方について学び、そしてそれを実践していくというきっかけにしたいということですね。

そうすると、それは大体1年に1回とか2回とかという、そういう回数になるかなと思うんですが、やっぱり私は、よく山内庄兵衛議員さんが、上佐谷小学校は学力では1番だというふうにおっしゃっている。その根本には少人数学級があるというふうに確信を持って語っております。私もその立場なんですよ。

やはりそういうところでは、問題は、今、正職員というか、臨時職員の先生が何か多いような話をちょっと聞くんですが、やはりこういう臨時職員の先生だと、学力向上についてどうなのかなというふうに思いますが、もう今、現状は、臨時教員の先生たちは大体どのぐらいいらっしゃるんですか。

わからなければいいです。大体で。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今、ちょっと資料を持っておりませんが、大きい学校ですと5人ぐらい、下稲吉小学校、東小学校、下稲吉中あたりだと5人程度おります。あと各学校に1人から2人というところだと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私、なぜ聞いたかという、やはりそういうところで、本来、正規の先生である方がつかなくて、臨時職員の方ですと、やはりちょっと指導力の問題なんかがあるんじゃないか。私も前に、下稲吉中学校が荒れていると言われたときに授業参観に行きましたが、やはり臨時職員の先生の対応と正職員の先生の対応じゃ全然違うんです。雲泥の差なんですよ。

そういう点では、やはり今、大規模小学校のことについても、下稲吉中学校、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、これは大規模校についてもきちっとしたフォローをしていただく。つまり、先生の教育も、レベルアップも必要ですが、やはりフォローするには人力が必要だと。そういう意味では、特別な、市としてこういう大規模学校には職員をもうちょっと配置する、加配をするというやり方が必要なんじゃないかなと思いますが、そういうところは考えておりませんか。市長なのか教育長なのかはわかりませんが、こういうことは全然考えていないでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

これはお金が絡むことですので、私の一存ではできないことではありますが、私は考えております。現に市費で雇っている教員もおります。また、将来、英語の指導が小学校に入ってきますので、英語のALTというのを今まで話しておったんですが、小学校の子どもたちに丁寧に英語を教えるのには、日本人の英語の先生、これを私は臨時で雇って配置したいなと考えているところです。それから、統廃合について、ことし、霞ヶ浦中学校には市費で1人増員をするという計画でおります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長はどうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財政的にもしっかりとバックアップ体制をとっていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

やはり学力をつけるということ自体が、本当に将来の子どもたちの発達に大きく影響いたしますので、それから、学力が十分でないという一方で、やはり荒れとかそういうことが起きているというのがあると思うんです。そういう意味では、聞いていて授業がわからない、こういう状況で一日ただ机に座っているという、こういう子どもたちをなくすということが大事なことだなどというふうに思います。

それから、活力ある産業を育てるまちづくりについてお伺いしますが、今、新規の就農者の支援策について、実際に45歳未満の対象の方をやっているというふうに言われています。この茨城新聞に、課題として、新規就農3年ぶり増というふうに言っていて、若者を中心とする非農家の参入推進が課題となっていると。

今、かすみがうらでは7組で9人、この支援事業になっていると言いますが、こういう方たちは新規の農業者ではないのでしょうか。それとも、新規農業者に対してはどのような扱いをしているか、もしわかればですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

非農家からの新規就農という形の方が何組とか何人いるかというご質問だと思うんですけれども、この施策のある意味キーポイントでございますけれども、その辺、ちょっと確認はしてございません。

あと、先ほどの人数的なものですけれども、予算ベースでの答弁でした。24年が3組で4人、25年度が4組で5人ということで、累計で7組で9人ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり新規、新しく農業をやりたいという人たちをどう取り込むかということも大事なことから

なというふうに思います。

それから、霞ヶ浦の水産の振興についてですが、私は何回も、霞ヶ浦の放射能汚染対策を強めるべきだというふうに言っていました。それから、前回は霞ヶ浦漁協に行って、どういう支援が必要かというふうに聞いたときに、ワカサギ孵化の補助金とかというのではなくて、霞ヶ浦の資源を守っていくというこの任務を果たすためには、負担金もしくは委託金で支援してほしいという要請があったんです。

ところが、負担金を見送るといふようなことを何かおっしゃったようなんですが、そういうことなんでしょうか。これは何か漁業組合で言っていたこととちょっと違うんですが、どういうことなのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

口頭では、今、佐藤議員さんが言われましたように、委託金とかそういう形で支出を願いたいということは1度伺ってはいました。ただ、予算編成の要望ということで、ワカサギの人工孵化と有害駆除の事業の予算の要望ということで、委託金とかそういう形のはございませんでしたので、同様のワカサギ人工孵化97万5000円の補助金と有害魚の駆除ということで、34万4000円の補助ということで計上してございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんですよ。負担金を見送るといふふうに市長が言ったような気がしたので、どういうことですかと聞いたんです。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

負担金を見送るといふのは、25年度の予算に対しての答弁かと思います。実際のところ、まず予算化したしたのは、ウナギの放流関係、あとワカサギの人工孵化関係、あとブルーギル等の除去の予算化を25年度はしてございますけれども、ワカサギについては、豊漁であること、また、支部等で行って、事業を25年度は小規模にしたということで、補助の要請がなされておられません。また、ウナギにつきましても、現在出荷できないという状況でございますので、これについても補助の申請を受けておられません。また、ブルーギルの除去については、今年度は県の事業により行ったということで、25年度については、ブルーギルの駆除、ワカサギの人工孵化、ウナギの放流ということで計上いたしましたけれども、実際は要望なく、支出はしてございません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

長々答弁しなくたっていいんですよ。もう1回言ったことなんだから。今、平成25年の負担金が見送るということになったというふうに言ったじゃないですか。平成26年も、じゃ、その負担金が見送られる、予算化されていないと。そうすると、霞ヶ浦漁協が、負担金とかそういう委託金が必要だというふうなことを言っていたので、どういうことなんですかと聞いているんですよ。余り余分なことを言わないでくれますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

25年度については、そういうわけで支出してございません。26年度については、ワカサギの人工孵化とブルーギルの駆除については、97万5000円と34万4000円、それぞれ計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、負担金というのはどういうものなんでしょうか。負担金というのはどういうものなんでしょうか。そのワカサギ孵化だとか何とかというんじゃなく、それは補助事業でしょう。負担金というのはどういうことなんでしょうか。そのことを説明していただけますか。そして、負担金が見送ると、26年の予算には負担金はないということで確認されるんじゃないかなと思うんですが、負担金というのをその概念そのものも含めて説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時53分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後 1 時30分から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

どうもすみませんでした。それでは、お答えいたします。

まず、今年度において漁協サイドにより、事業調整上、各種補助金、負担金の助成は見送るとの報告を受けた次第でありますというこの内容の説明でございますけれども、まず、各補助金といたすのは、ワカサギの人工孵化とブルーギルの除去の補助金であります。ウナギ放流については、負担金として計上されておりました。ただ、平成25年度につきましては、諸般の事情により支出はしておりません。

また、ウナギの放流の関係ですが、平成24年度まではウナギの放流の負担金については、漁協へ確認したところ、関係、県、市町村、10団体ございますけれども、10団体中のうち7団体は負担金で支出し、県を初め、ほか2団体は補助金で支出しているようでございます。

また、26年度の漁協の事業でございますけれども、この事業に対しての補助金、負担金の関係でございますけれども、現在、関係市町村等を交えて、霞ヶ浦沿岸水産振興協議会の設立に向けて協議をしている状況です。この中で、この条件として、設立後は補助金を負担金にするというような要望があるようでございます。ですから、今年度はまだこの協議会の設立が決まっておりませんので、例年同様に補助金ということで予算計上をしております。

また、負担金にするという場合には、負担金の性質上、事業主体が負担金として各関係団体から徴収して、それを事業費に使うということで、持ち出しがないということがあると思います。といいますのは、現在、補助事業的なことで行っている場合には、当然、事業主体が出さなくなる、支出しなくなるということでもありますので、関係の公共団体の持ち出しが、同額の事業費であれば、多くなるようなことも考えられると思います。

また、負担金と補助金の概念でございますけれども、負担金については、法令または契約等によって地方公共団体が負担することとなるもので、これに区分されて支出されるものということになっております。契約とか法令等でございますけれども、斎場組合とかそういうものについては、地方自治法とかそういうものの法令の中にあるということで、関係市町村から負担金を支出し、斎場等でその運営の財源にするというような形で、事業主体での支出はないものと考えます。また、補助金につきましては、一般的には、特定の事業、研究等を育成、助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に支出するものということで、概念上こういうことになっておりますが、なかなか区別が難しいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8 番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、県とその10団体ですか、そこが、7団体が負担金として、3団体が補助金として、何か明確でない。でも、最終的に、いわゆる漁協が、補助金だと、自分たちがまたそれにつけ加えて事業を行わなければならない。つまり、自分たちの資金がなければ事業が行うことができない。負担金の場合は、各地方自治体が負担をしてくれるので、その負担金で事業を行う。少しぐらいの持ち出しはあるかもしれないけれども、ほとんど持ち出しがない、そういうのが負担金というふうに理解するんですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

口頭で漁協の方から、負担金とか委託金にしてくださいというようなお話があった場合にも、やはり漁協として財源がないので、その負担金等で、それがイコール事業費になるような形で事業をしたいと、そういうことがありましたので、佐藤議員さんが言うとおりでと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、そういうことで、漁協もかなり財源的に苦しいと。特に今の放射能汚染によって、ウナギなんかは今、負担金というような形でも、とてもそれが受け入れられないという現状があるということなので、そういう意味での支援は、負担金及び委託金というふうな形で考えられないかということなんですが、市長はどうお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今後、漁協と相談をした上で、協議しながら決めていきたいと思っています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、ぜひよろしくお願いします。

私は、霞ヶ浦の再生には放射能汚染対策が必要だと、もう何回も強調してまいりました。もう既に市長にも環境経済部を通じて資料を提出しておりますが、アサザ基金では、今回、霞ヶ浦河川事務所に土浦入りで放射能汚染のモニタリングを共同で実施して、ホットスポット、これが出現した箇所を的確に把握し、覆砂という方法によって、放射能を含む底泥、これに湖底の地下に沈降させて、波浪による拡散を抑え込み、魚類から放射性物質を隔離するという提案をしている。これは、県のほうにも改めて出しているそうです。

それから、改めて、3月4日か5日ですかね、環境センター、あそこの協働も考えているというようなことを言っておりますが、これも、いわゆる覆砂方式というのは、もともと霞ヶ浦河川事務所で水質保全対策として考えていたらしいんです。

こういう方式について、この提案、市長、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

新しい提案だと思いますが、ちょっと技術的に私どもでは判断しかねますので、県との協議、あるいは相談の中で、いい方法を見つけていけたらと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

何回も環境省に訴えても、農水省に言っても、それから河川事務所に言っても、なかなか動かないと、県に言っても動かないということなので、やはり協働してやってほしいということです。一生懸命になって、いわゆるアサザ基金を中心とした団体が、かなりこの放射能汚染対策に力を入れて、モニタリング調査を何回もやっているんです。ただ、やっぱり民間ですから限界があるんですよ。資金にも限界があるということですので、前にもちょっとお話ししましたが、霞ヶ浦問題協議会ですか、中川市長さんが会長ですよ。そういう意味では、今、放射性物質が川に流れて、それが底泥にどんどん重なっていると。でも、その中でも、ホットスポットというか、窪地にそれがたまと。それを逆に覆砂で押さえ込めば、少しでもいわゆる遮蔽効果が出てくるんじゃないかという発想なんですよ。

アサザ基金とぜひつないで、中川市長でもいいし事務局でもいいですから、話し合う機会を持っていただけませんか。それをまず一つの突破口にして、県及び国に対する働きかけになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦問題協議会の事務局が環境センターにありますので、ヨシダさんかな、担当の常務みたいな事務方がいますので、その方とちょっと連絡をとってみたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

きのうも飯島代表のほうからメールが届きまして、茨城県宛てにもその霞ヶ浦の放射能対策に対して、森林湖沼環境税と霞ヶ浦環境科学センターを活用することを求める要望書を出したそうです。3月31日に回答を求めているということなので、ちょうど今、霞ヶ浦環境センターの事務局をやっているヨシダさんとうまくつなげるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひフォローのほうを市長でよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ぜひそのように連絡をとり合ってみてみたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、みんなで作る連携と協働のまちづくりについてなんですが、都市計画税を導入するこの意図は、土地区画整理事業、いわゆる、今、土浦というか、神立駅を中心にして、神立停車場線、それから西口駅前開発、これを一つの課題、これの財源として都市計画税を導入したいと。エリアについては、どこまでエリアになるか。これは、そこに受益を受ける市民が対象になるというふうには何かおっしゃったような気がするんですが、一度確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市街化区域内の土地、建物等を持つ方が対象になるかと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市街地で建物、土地を持っている方が対象になると。ということは、これはどこまでの範囲になるのか、これは検討ということなんでしょうけれども、今私が言っているのは、神立停車場線というのが1つありますよね。それから西口開発で橋上化も含めて、こういう財源が非常に不足しているという、その財源の裏づけとしてやるということになると、どこまでの影響範囲なのかというのがよくわからないんですが、今現在、旧千代田地区が、市街地というところがありますよね、いわゆる都市計画図の中で。そこを対象にしているということなんでしょう。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当面は市街化区域が対象になると思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは非常に重大な、増税になるわけですから、この問題については、早目にこの問題について知らせていかなきゃいけないなというふうに思います。いずれにしても、今の開発そのものは否定するものではありませんので、その財源の負担をいかに軽くしていくかということが課題になっていると思いますので、今後とも注視したいというふうに思います。

それから、さらなる行財政改革ということで言っております、できる限り管理部門でやって、住民サービスに影響しないようにやりますよと、少数精鋭でやるというふうに述べておりましたが、この人件費の推移について、総務部長のほうにちょっとお聞きしますが、平成18年度と比較して人件費はどのくらい削減されて、職員数はどのくらい減ったんでしょうか。

ついでに、平成22年度の決算比較。

それから、市長は、平成22年7月でしたっけ、就任は。7月ね。じゃ、平成22年でいいね。

18年と22年の決算比でどのぐらいになっているか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

18年と22年の決算比ということで、18年から22年だと1億5012万1577円……

[佐藤議員「平成18年で合併してからの比較と、まず。あと22年の決算の比較」と呼ぶ]

○総務部長（木川祐一君）

そうですよね。すみません。

18年と22年の比較ですと、先ほど申しました1億5012万1577円という数字でございます。それから、18年と24……

[佐藤議員「ごめんなさい」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ごめんね。今、予算の問題から出発していたから、私、頭の中に、平成26年の予算に対してというふうに言うのを忘れちゃった。平成26年度、今度、これは今、施政方針だから、平成26年度と比較すると、平成18年の決算、平成22年の決算と比較してどのぐらい削減されておりますかと、人数はどのぐらいですかということです。すみません。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

26年の予算と18年の決算との差額ということでございますけれども、これにつきましては、7億9575万8115円ということでございます。それから、22年度との比較でしたか。

[佐藤議員「あと人数」と呼ぶ]

○総務部長（木川祐一君）

人数につきましては、120人ほど減になってございます。

それと、22年の決算の比較ですよね。22年と26年の当初予算の比較ですと、6億4563万6538円ということでございます。それから人数は、全体で75名ほど減ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、18年度と比較しますと8億円、人数が120人、22年の市長が当選してなつてからは、そのうち6億4000万円弱、75人と。宮嶋市長がなつてから、ぐっと激減してきているということなのかなというふうに思いますが、職員の定数は条例で定めることになってはいますが、この条例についてどのように考えていますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

条例につきましては、このところ見直しもされておらないという認識でございます。合併当初の人数がそのまま条例の中に生かされているというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、市長は、この定数条例を改正するというお考えでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今のところ、定数条例を早急に改正するという考えは持っておりません。定数条例のほうは、何名以内ということで、それ以内であれば問題ないということでもありますから、当面、急いで改正する必要はないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

定数は条例として定まっておるわけですね。必要だからやっているわけなんですよ。例えば議会事務局は、8人ですか、でも、今度はその半分ですよ。5人いたのが今度4人にしてくれということで、今、議会のほうでは、これは認められないというふうに言っているわけですね。そういう意味では、決めなければいいんだということじゃなくて、真剣な議論がされなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それと、市長は岡崎議員の質問に答えて、何か究極の削減だというようなことで、民間委託だとか、いわゆる指定管理者制度なんかをおっしゃったと思うんですが、市長は、この定数条例も含めて、60歳の定年制度についてどのように考えていますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

65歳まで年々、年金の受給開始年齢が、2年ごとですか、改正されていくわけでありましたが、引き上げられていくわけでありましたが、それに対応して、60歳定年を迎えた人に対して再雇用制度が法律化されたわけです。私は、それはそれで制度としていいと思うんです。

また、ただ、問題は、58歳で役職定年を、当市は今、私の方針としてとっていますので、58歳のときにおやめになる方がいるわけです、現実的には。過去、もうことしだけでなく去年も出ているわけでありまして、そういった人たちが後進に道を譲りやすいようにするのにも、いわゆる法律上の再雇用延長、再任用じゃなくて、市独自の要綱で今、再任用に準じるものということで嘱託採用制度をとっております。今後もこれは続けたいというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市独自の要綱で、58歳から退職というか勧奨退職を受けて、また働けるような環境をつくる、

それがその要綱という意味ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

再任用制度の給与表を援用する形で、いわゆる嘱託採用という方法を今とっております。58歳役職定年になった人が勧奨退職しやすい環境をつくっていくと、そういう考えでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり今、58歳という、今65歳まで、民間であれば基本的に65歳まで働ける。ある程度の役職になれば、65歳まででも十分にきちっとした報酬を受けて働ける環境が出ているわけです。今、私も市の職員の何人かからお話を伺っていますが、若い職員たちは、50歳以上は高齢公務員と言われて、派遣要請に応じないことを理由にやめさせることに不安を感じていると。もう定年に近いから、給料が多いからということだけで切り捨てられてよいものでしょうか。後輩の育成、指導に経験を生かしてほしいと思います。それから、震災に備えて、権限移譲や住民ニーズの多様化により事務が増加しています。職員削減により絶対数が減少していますという、これが現場の声ではないかなというふうに思うんです。

それで、定数条例の問題も含めてお聞きしますと、日経新聞の切り抜きに、国保、民間に一括委託、窓口や保険料徴収、東京の足立区が初めてというような記事がありました。市長は、自治体の事務を民間に委託する、それから、いわゆる非正規雇用と称する臨時職員の採用で賄う、それから、指定管理者制度を使うというようなことを言いまして、職員定数を限りなく削減するというようなことをお話ししたと思うんです。窓口業務などを民間委託する考えが今おありなんではないでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

窓口委託の民間委託ということは、最近、新聞記事等でも結構出るようになってまいりました。そういう対応ができる企業がぼつぼつ出てきたということだろうと思います。公務員制度というのは、常勤一般職が対応するというのが、ずっと長い間、そういう慣行が続いてきているわけですが、私は、今後の公務員制度の中では、例えば牛久市の例なんかは、非常勤一般職という制度をとっております。これは、いわゆる常勤一般職というのは7時間45分ですが、週5日勤務というのがベースであります。週4日勤務もしくは3日勤務とか、あるいは6時間勤務とか7時間15分勤務とか、7時間30分で5日間勤務とか、これも非常勤一般職になります。そういう人たちのための給与表をもちろん市でつくっているわけです。この活用が、牛久市の場合、もう既に職員の半分が、そういう対応、そういう職員になっているという現状があります。それで、非常に全体の市の人件費を圧縮しつつ、住民サービスも低下させないと。

牛久市なんかは、東京に限りませんが、要するに、いわゆる学卒の女子の方で優秀な方が都内の企業に事務職で勤めておって、結婚退職なんかをして牛久市に住む例が多いらしくて、そうい

う職員の人を、いわゆるハローワーク経由、もしくは市役所の広報で一般募集すると、結構、優秀な人材が集まるそうなんです。そういう人の活用をしているということでもありますから、私は、そういう例も非常に参考になると思って、これを事務方に、これは全国で牛久市しかないみたいですが、それに少し似ているのが、国立か何かあっちのほうでもあるらしいんですが、非常に参考になる例だと思います。

また、いわゆる民間企業と提携した指定管理者制度であるとか、事務委託であるとか、あるいは施設管理についてはPFIであるとか、新しい施設を建てる場合ですが、いろんな、今、行政サービスの手法が用いられておりますので、そういったことは、今後、絶えず、いわゆる研究ターゲットにしていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長はそういうふうな考え方を持っていらっしゃると思うんですが、やはり民間委託等による、その民間の能力の活用と言いますが、そういう意味では、一方で、公的な責任という、公務員としてきちっと宣誓して公務員の役割を果たすということになっているこの公務員制度の中で、やはり民間委託を安易に行うことは、公的な責任をないがしろにするものだというふうに思います。一方で、その働く者の賃金が引き下がる要因にもなってくると思いますので、これは官製ワーキングプアにつながってくると思いますので、その点についてはきちっと認識をいただいて、この定数管理については慎重に行っていただきたいと、そのことを述べまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

これにて施政方針に対する質疑を終了いたします。

日程第 2 議案第 2 号ないし議案第 29 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 2、議案第 2 号ないし第 29 号までの 28 件を、会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案の 27 号、平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計予算についてお尋ねします。

今回、非常に私も何回見ても理解ができないというのがあるんです。私もデータをずっと系統

的につくってファイリングしているんですが、今度は地方公営企業が改正されるというふうになっております。これと予算の概要について質問をしたいと思います。

まずお聞きしたいのは、法改正で会計基準が変わると来年度予算がどのように変わるのか、簡潔にお答えいただけます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

それでは、地方公営企業会計制度等に関しましてお答えいたします。

まず、昭和41年以来、大きな改正がこの制度につきましてはなされておりました。平成23年4月に資本制度が改正、平成24年1月にはさらに会計基準等の改正が行われております。ちょっと長くなってしまいますが、この会計基準の改正につきましては、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっております。したがって、26年度予算が最初の適用の年ということになります。

会計制度の見直しにつきましては、大きく制度と基準の見直しになります。できるだけ簡潔にお答えしたいと思います。

まず、会計制度の見直しとしましては、資本制度と貸借対照表の資本の中の資本金の取り扱いの見直しが主な内容でございます。予算書の15ページに貸借対照表、平成26年度のものでございます。こちらが、新しい会計制度のもとでつくるものでございます。貸借対照表の資本の部の中に、5としまして剰余金という項目がございます。剰余金は、利益剰余金と資本剰余金の2つに分かれてございます。今回、いずれとも改正、見直しが行われております。

まず、利益剰余金の改正から説明をさせていただきたいと思います。利益剰余金の中の減債積立金の取り扱いが改正されております。これまで純利益が出た場合には、その20分の1以上を減債積立金として積み立てるという義務づけがなされておりましたが、今回からこの規定が廃止となっております。

もう一つの大きな見直しであります資本剰余金、こちらの取り扱いについて説明をさせていただきます。資本剰余金は、国庫補助金と工事負担金とが主なものでございます。これまで国庫補助金と工事負担金は、決算におきましてその全額を資本剰余金として貸借対照表の中の資産に計上しておりましたが、これからは、長期前受金として、資本ではなく負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化していくということにされました。

続きまして、会計基準の改正につきましてでございますが、基準につきましては、地方公営企業が会計を整理するに当たり、よるべき指針というものが規定されております。こちらは、法改正を受けて基準が見直しされたというものでございます。指針の中におきまして、こちらは、同じ資本なんですが、借入資本金として企業債を、今まで資本だったんですけれども、これからは負債に整理することになります。それと、固定資産の償却方法についてでございますけれども、みなし償却は廃止されまして、これからはフル償却ということになります。それと、引当金の計上、こちらにも基準の中で義務づけがされております。

これが主な内容でございます。

引当金につきましては、新たな項目でございまして、まず退職給与引当金、こちらの計上の義務が課されておりますが、それと賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金、こちらのものも計上の義務がされてございます。

ただ、義務づけされた中で、退職給与引当金につきましては、水道課職員の退職手当は一般会計がその全額を負担しますので、予算計上はしていないところでございます。こちらは予算の注記にその旨を記載することとされます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

資本剰余金という、この収益化というのがちょっとわかりづらいんですが、これはどういうことですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

この収益化という今までにないものがございまして、再度説明をさせていただきたいと思っております。

毎年度決算をいたしまして、国庫補助金等につきましては、年度ごとに、先ほど申し上げましたが、資本剰余金として積み上げて計上しております。それで、積み上げるだけでございまして、国庫補助金等により取得しました資産がなくなる限り、貸借対照表にはそのまま資本ということでこれまで計上してずっとおります。

今回の会計基準の見直しによりまして、本来、国庫補助金等につきましては、水道料金の抑制策として水道事業に助成しているものなので、これは国のほうの立場なんですけれども、それを今後は決算の中で、助成されているというのを明らかにさせていく必要があるということで、定められたものでございます。これによりまして、実態を財務諸表に反映させるため、会計上、一度、3条予算に長期前受金戻入額を計上いたしまして、決算においてバランスシートに反映させていくと、そういう会計処理になります。

国庫補助金等によります資本剰余金を減価償却に準じて収益化、つまり、通常の減価償却費が増加いたしますので、その増加分を、損益に影響を与えないように、長期前受金戻入として同額を収益として会計処理するものでございます。繰り返しますけれども、長期前受金戻入として、同額を収益として会計処理を行うものでございます。収益分につきましては、貸借対照表から毎年度減額されることとなります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

よくわかりにくいんですけれども、これまでのように内部にとどめているのではなくて、見かけ上の資産を順次減額して、経営の実態をより明らかにしていくというような中身かなというふ

うにと思いますが、そんなものでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、みなし償却と減価償却についてお尋ねしますが、みなし償却というのは、千代田地区のほうはみなし償却をやっていたと。霞ヶ浦地区のほうは、償却費は全額原価に入れていたというふうに、ちょっと私、聞いておるんですが、合併になってかすみがうら市ではどのようにこの減価償却費の計算をしたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

固定資産を取得した場合、例えば水道管を布設する、浄水場をつくると、こういうような場合でございますけれども、固定資産を取得した場合には、次の年から減価償却費を計算いたします。これまでみなし償却する場合には、その固定資産の取得のときに補助金を受けている場合には、補助金相当分を差し引きます。控除いたすわけです。控除しまして、控除した後の金額を帳簿価格とみなすものでございます。ここでみなすということがございます。みなし償却をすることによりまして、減価償却費が、費用でございますので、少なくて済む、水道料金に反映しないで済むということになっております。

2町合併時におきましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおりでございます。旧千代田町、水道事業につきましては、みなし償却をしないフル償却でございました。旧千代田町につきましては、みなし償却により減価償却費を積み上げておりました。合併後につきましても、事業は一つでやってございますけれども、減価償却費の計算につきましては、従来どおり、システムの中で並行してやってきております。これを、今後はみなし償却が廃止となってまいりますので、平成26年度からは、みなし償却によらないフル償却一本になるということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、みなし償却というのは、これまで例えば千代田のほうは、何か施設をつくるときに国からの補助金があると。その補助金については、みなし償却というか、減価償却にしないでそのまま資産にしておいて、原価には編入しなかったと。一方、霞ヶ浦のほうについては、国からの補助金があったとしても、全額を減価償却にしていたと。だからそういう意味では、原価を霞ヶ浦と千代田地区に比較すると、原価が、正確じゃないですけども、今までは別々だったので、意外と比較はちょっと難しかったかもしれないということなのかなと思うんです。

私も何回か計算したことがあったんですけども、霞ヶ浦地区のやつを計算しますと、減価償却が、極めて占める割合が大きかったんですよ。一方、千代田のほうは、減価償却に占める割合が少なかったと、そういうことになると思うんです。

そういうことになる、今回はみなし償却をやめるとなると、原価が見かけ上高くなるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員おっしゃるとおりでございます。千代田分、みなし償却をしないということで、たしか2800万ぐらい減価償却費がふえるということになります。こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、長期前受金戻入ということで、3条予算の収益のほうに反映させるものがございますので、水道料金の値上げ等にはつながらないように経理処理がなされていくものと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、こういう表をいただいたんですが、この収益的収入と支出について、予算額が昨年度と比して増減しているという、そういう具体的なところを、新会計基準について簡単に、本当に簡単でいいですから、わかりやすく。わかりにくかったらあれですが、簡単に説明をいただけますか。この表でよろしいですよ。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員に今お示しいただきました表でございますけれども、平成26年度から新しい会計基準が適用されるということで、なるべくわかりやすくと思ひまして、こちらは独自につくらせてもらったものでございます。

まず、平成26年度の収入につきましては、長期前受金戻入という、現金収入を伴わない収入ですね、現金としては入らないんですが、会計処理上収益とみなす収入がありますので、その分、昨年度より大きくなってございます。それと支出につきましては、減価償却費のみなし償却をしない分、それとあわせて各種引当金を計上する必要がございますので、支出にはそちらの分が計上してございます。これらによりまして、平成25年度よりも、収入、支出とも大きな予算になってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、この実態としては、前回の25年度予算と違っているのは、長期前受金の戻入ですか、それから、こっち側のほうは、減価償却費が、みなし償却が入ったことによって大きくな

る。そして、貸倒引当金とかそういうやつのほうもつけ加えて大きくなるということになるかと思いますが、この25年度と26年度をどうやってデータとして整理すればよろしいのか、その点についてちょっとご説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

今後でございますが、ここしばらく、恐らく改正はないものと考えておりますので、今回の切りかえたところで今後はご説明していくことになるかと思っております。

それで、昨年度と見かけは大きくなってございますけれども、現金の収入、現金の支出、こちらにつきましては昨年と同様でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと4条予算の件なんですけれども、その資本的収入及び支出に関して、その4条予算に関しては、新しい会計基準になっても余り変わっていないように見受けられますが、昨年度と大きく違うところはどこなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおり、4条予算につきましては、これまでと同様の予算の組み方を行っております。法改正は特に行われておりません。

ただ、資本的支出につきましては、建設工事が主なものでございますので、26年度といたしましては、震災対応として3カ年で実施しております、霞ヶ浦地区から千代田地区浄水場への送水管布設工事の最終年度としての工事、それと霞ヶ浦浄水場にあります滅菌装置、こちらは塩素ガスでございますけれども、次亜塩素を使う装置への更新、こちらは多額の費用を要するものでございます。それと、例年も行っておりますけれども、老朽化した配水管の更新、あるいは新設工事を予定しておりますので、事業費が膨らんでおります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この損益計算書と貸借対照表なんですけど、会計基準が変わるとこれも大きく変わるのかどうか。平成26年度の決算で改めて説明することになると思うんですけど、今度、26年度の3月31日という項目が出てくると思うんです。これは概略でいいんですけど、簡単にちよつとここら辺の違い、変わる点、説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでして、損益計算及び貸借対照表につきましては、平成26年度の決算の中でご説明していくこととなります。今は予定の段階でございます。

それで、まず、通常、予算書には予定の損益計算書をつけているところでございます。それで、平成25年度、今年度の決算につきましては、古い旧の会計基準により作成することとされておりますので、変わるところはございません。平成25年度の決算につきましては、古い基準でということになります。ただ、来年度につきましては、新会計基準で作成しました26年度の予算書と整合性を持たせたものとなる予定でございます。

それと貸借対照表、バランスシートにつきましては、予算書には、本年度と来年度ですか、予定の貸借対照表を作成しているところでございます。こちらも今年度はやっぱり古い基準で作成いたしますが、来年度の予定の貸借対照表につきましては、新基準へ移行したものであるということでございます。

これまで説明いたしましたように、資産の部、負債の部、それぞれ会計基準が変わってございます。資産の部につきましては、これまではなかった貸倒引当金、負債の部には賞与・法定福利引当金、それと長期前受金の科目が新たに追加されてございます。それと、資本剰余金の取り扱いが、先ほどご説明いたしましたけれども、資本から負債として取り扱うこととされますので、中で大きな振りかえが必要になってくることとなります。結果といたしまして、負債と資本の額が、今年度と比べまして大きく変わるということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その貸倒引当金とか給与引当金とか、今いろいろ説明がありましたけれども、貸倒引当金について、予算書の注記で、債権の不能欠損による損失に備えるため、実績率等により回収不能見込み額を計上している。こういうのがあったんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。これはちょっとよくわからないんですが。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

引当金につきましては今までないところでございましたけれども、一般企業に合わせるような形になるかと思っておりますけれども、会計の透明性を高めるために、今回、民間企業の会計に近づけるために設定されたものでございます。

今ご質問いただきました貸倒引当金につきまして説明をさせていただきます。

水道料金は、金銭債権とされているものでございます。金銭債権である水道料金の将来の貸し倒れに備えまして設定する引当金となります。水道料金債権につきましては、司法上の金銭債権であり、民法の第173条の2が適用されまして、消滅時効は2年とされております。

しかしながら、民法上は、債務者側から時効の援用、もう私は支払いませんよというような時効の援用がなされない限り、ずっと債権、債務として残ることになっております。

このため、来年度収納見込み額を勘案いたしまして、この2年以上前のものでございますけれども、収納を勘案いたしまして、今回の9024万1000円の貸倒引当金を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その貸倒引当金というのは、そういう意味では回収見込みがないということなんでしょうか。具体的なところを、9000万ぐらいは引当金にしているということになっているみたいなので、その点、ちょっと、今、私が、何かその債権の不納欠損による損失に備えるためというのがあるので、これとリンクしているんじゃないかなと思ったので、ちょっとその点、簡単に。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらは引当金ということでございますので、この9000万以上のお金がそっくり不納欠損した場合であっても会計を棄損しないように、改めて引当金として設定をしておくというものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、ちょっとまだよくわかりません。十分にはわかりませんので、随時、議案質疑なり、その事前に細かいところの数字については教えていただくようお願いして、私の質問にさせていただきます。

終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時38分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、私は、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算について、大局的な見地から質疑をさせていただきます。

まず初めに、かすみがうら市の市債、つまり借金についてお伺いいたします。

平成21年度から26年度の当初予算書における、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書から算出いたしますと、平成19年度から22年度末の3年間にふえた借金は約5億7000万円であります。一方、平成23年度から26年度までの3年間にふえた借金は、24億500万にも上ります。端的に言いますと、宮嶋市長は約4倍の借金をふやしながら財政を運営してきたということになります。

ちなみに、この約24億円の返済総額は、やがて1.6倍の約39億円にも膨れ上がります。かすみがうら市の負の遺産となることは必至であります。

補足いたしますと、この返済額の条件は、金利2%、20年間償還でざっくりと計算してございます。

市長のスローガンは財政再建でありますから、ならば、まず最初に宮嶋市長が実施すべきことは、新たな借金をふやさないことではないでしょうか。これは宮嶋市長自身の判断でできるわけでありまして。

平成26年度予算は、ばらまきと大型事業により多額の借金をふやそうとしております。このまま実行されれば、かすみがうら市は間違いなく財政破綻してしまうのではないのでしょうか。これでは、言っていることとやっていることが真逆ではないのでしょうか。

平成26年2月28日の朝日新聞の記事の記載を見れば、市長は、かすみがうら市の財政を企業に例えたらうちは倒産会社と述べたと書かれております。これはまるで他人事のような発言ではないのでしょうか。倒産会社がどうしてばらまきや大型公共事業の予算を新年度予算に計上できるのでしょうか。

また、記事には、小中学生の学校給食費を無料にする方針を決めた。所得制限なしに完全無償化を実施している市町村は現在県内にはない。ただ、市長選を7月に控え、ばらまきではとの声も出ており、3月の市議会で新年度予算案がすんなり通るかどうかは微妙だとも記載されております。

報道機関も、かすみがうら市のばらまき政策と財政運営に対して疑問を抱いている状況であります。このままでは、宮嶋市長の財政運営による人為的な財政破綻のおそれさえ感じざるを得ません。市長は、自分で言った倒産会社が現実のものとなるよう、意図的に財産破綻させようとしているのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、このように借金をふやしたことを踏まえ、平成26年度予算は、どのような財政的な観点に立ち、市長は予算編成を指示したのか、答弁願います。この点については、将来に対するトップとしての責任も踏まえ、市長としての基本的な考え方について答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大きい流れをまず申し上げますが、近年、財政の大きな部分を占めるのは、もちろん社会保障

費等もありますが、いわゆる負債要因として大きくなっているのは、やはり学校施設関係の事業が、いわゆる、今、小松崎議員がおっしゃった大型事業に属すると思います。いわゆる学校施設以外の建設事業というのは、ほとんど学校施設と神立駅関係です。神立駅周辺整備関係が大きいわけではありますが、特に学校施設関係が一番大きいです。学校の統合に向けた、あるいは統合じゃなくて耐震、あるいは施設整備、そういった行政需要が非常に強いわけがあります。そういったところから、いわゆる補助金以外の一財の部分で大変困難な財政運営を強いられているのが実情でございます。さらに、毎年、臨時財政対策債も積み上がっておりまして、これも毎年、10億にはなりません、9億とか10億の臨時財政対策債の発行を余儀なくされているのが現状でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最初の質問では、財政破綻のおそれもあるということで伺ったわけですから、それがあつかないかぐらいははっきりおっしゃってくださいよ、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、多分、かすみがうら市が財政破綻するとすれば、それは国債価格の急落によるものが考えられます。これは、かすみがうら市だけが単独で財政破綻するということは余り考えられないと思います。今の市の財政指標を見る限り。というのは、国の制度そのものがこういう財政状況を許しているわけでありますから。しかし、この国の信用がなくなったときには、もちろん地方の信用も一挙になくなります。国の信用の国債価格の下落によって、当然、もう国も地方も一遍にだめになるわけであります。

そういった意味で、財政破綻の危険がないわけではありませんが、土浦もつくばも石岡も何ともないのかすみがうら市だけが今すぐ財政破綻の状況にあるとは、単独での財政破綻というのは考えにくいと。私が言っている財政破綻というのは、日本国全体の財政破綻の巻き添えを、その責任の一端もかすみがうら市にはあると、そういう観点から申しております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今の回答については後で総括的にお話ししますが、次に、市の貯金、財政調整基金の取り崩しについて伺います。

この貯金の取り崩し額は、平成22年度では約3億円であったものが、26年度では実に約7億円ということになっております。また、平成25年度末の財政調整基金、これは自由に使える貯金残高でありますけれども、平成26年度予算の概要と主要事業から読み取りますと、約21億円であるため、仮に毎年この7億円を取り崩せば、3年間は予算が組めても、4年目には貯金が底をつくこととなります。

さらに、配付資料の長期財政見通しによれば、平成26年度の借金やばらまき予算が反映され

ば、平成30年度の返済額は約23億円にも達し、来年度の返済額18億円よりも5億円も増大することになります。つまり、このまま進めれば、4年後には貯金も底をつき、実に12億円近い財源不足に陥ることが予想されるわけであります。

このような状況にもかかわらず宮嶋市長は、新たに小中学校の給食費の無料化や霞ヶ浦地区の小学校統合の予算を盛り込んでおります。4年後には給食費を有料化に戻さざるを得ず、これまで実施してきた中学生までの医療費の無料化も、今までどおりにできなくなります。また、スクールバスさえ有料化にしなければならなくなってしまうのではないのでしょうか。そして、市の財政が立ち行かなくなり、その結果、増税しなければならぬ事態となることでしょうか。だからこそ、都市計画税を検討しているのではないのでしょうか。

そこで伺いますけれども、市長は、平成26年度以降も財政調整基金を取り崩して予算編成を行うつもりなのかどうか、答弁願います。

財政調整基金の取り崩しについての2点目として、26年度はどのような視点から取り崩しを行ったのか、基本的な考え方も答弁願います。

あわせて、市長の答弁として、給食費の無料化は、財政的な見地から本当に長期の担保ができるのかも伺いますので、よろしく願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財調基金については、18年合併当初からずっと見てみますと、20年度、21年度ぐらいのベースは、7億程度の取り崩しがあったように記憶しております。それが、私、22年度以降、22、23、24、25と、多分22も含めてですが、3億前後で、ずっと取り崩しが減ってきていると思います。積み上げはやっておりますので。

26年度予算について8億近い財調の取り崩しが今回予算計上されておりますが、これは、先ほど申し上げましたように、やはり神立駅の関係とか、神立駅の周辺の整備、あるいは神立停車場線、さらには、さっきお話した学校統合によるもの、そういった一時的な施設整備、街路整備等の需要が大変多いために、もちろん学校給食費もその1億5000万で、色がついていないので、それも入ってはおりますが、大きいのは、やはり短期的な要因として多いのは、学校整備費が多いかと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最初の質問は、26年度以降もこの財政調整基金を取り崩していく予算を組むのかということです。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今お話ししましたように、学校整備、特に、今、下稲吉小学校、さらには統合と重なっており

ますから、学校整備費等が今最盛期でありますから、これは大きいと思います。また、神立駅関係と市街化整備ですね。これが多いので、今年度はそういうことになりましたが、27年、28年の見通しであります。幾らか落ちついていくものとは思いますが、やはりハイレベルの取り崩しは免れないかなと、5億とか8億のレベルにはなるのではないかと、こういうふうを考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

もう一つありましたよね、給食費の無料化。これは本当に長期に無料化が担保できるのか、この辺、答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは一時的な施設整備費とは違いますので、いわゆる人件費であるとか、いわゆる学校運営費であるとか、そういうものは一時的なものとは違いますので、人件費なんかの削減も、先ほど佐藤議員の質問の中でありましたけれども、とにかく相当ハイスピードでやっております。この4年間で6億5000万ということは、以前のペースの3倍、4倍のペースでありますから、相当のペースでやっているわけでありましたが、そういったいわゆる通常ベースの中に給食費は私は繰り込めると。それだけの通常ベースの財政削減をやっているんで、その一部還元策として、今一番必要な子育て支援に回していきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、これ、今るる説明がありましたけれども、長期に無料化ができるのかどうかということをお尋ねしたわけですから、一言で言ってくださいよ。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは、1億5000ですから、長期にできるものと考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長は少な目に1億5000と言っていますけれども、1億6000万ですよ、1億5800万円ですからね。1億6000と訂正してくださいよ。

これはいいです。

次に、長期財政見通しについて伺います。

配付資料、いただきました資料の中に長期財政見通しがありまして、その中では、平成26年度の歳入は167億9400万円、歳出は166億4200万円を見込んであります。この表ですよ。この資料1

の34ページ、ここには、今言ったように、歳入167億9400万、26年度ですよ。歳出は166億4200万円。26年度から拾ってみてください。

ところが、平成26年度予算書では、歳入歳出とも172億6000万円と計上してあるんです。財政見通し試算額と当初予算の額は大きくかけ離れて、約4億7000万も多くなっております。市の財政運営の指標となる長期財政見通しにおいて、直近の平成26年の当初予算でさえ約4億7000万円も違っているというような甘い見通しでは、本市の財政運営が計画的に行われているかどうか大変危惧するところでございます。

つまり、この長期財政見通しをベースとすれば、本来、平成26年度は168億円程度に抑えるべきところを、財政調整基金を昨年より約4億8700万円も余計に取り崩して帳尻を合わせた予算にしているのではないのでしょうか。それを裏づけるかのように、財政調整基金の取り崩し額と長期計画と新年度予算の差額が近い数字になっているわけであります。

市長は、長期財政見通しを無視し、歳出額に4億7000万円を上積みし、その財源がないため、市の貯金である財政調整基金を取り崩して帳尻を合わせたのではないのでしょうか。この点について、市長としての基本的な考えを伺います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この資料は25年9月につくった資料でありまして、このときの見通しとは、172億ですから、6億ぐらい見通しがずれているということは言えると思います。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、これ、我々議会にこの資料として提出しているんですよ、平成26年度予算の概要と主要事業ということで。昨年の6月とかにつくったと言いますけれども、そんないいかげんなものを我々議会に、この長期財政見通しを提出したんですか。おかしいでしょうよ、これ。これは市の長期財政見通しですよ。今回の来年度の予算編成の中でのその資料としていただいているものなんです。市長が、今回は172億予算を上げますよ、その見通しとその予算が全然違うじゃないですか。今、そのことを言っているんですよ。もう一回答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは、先ほど申しましたように、25年9月に作成したものなので、それをそのまま出したものであります。ですから、これを差しかえるかどうかについてちょっと今検討させますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時07分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

長期的な財政見通しにつきましては、作成が、先ほどもお話ししましたように、25年9月となっております。24年度の一般会計決算及び25年度の一般会計当初予算見込み額をベースに作成しております。そういったことから、26年度の当初予算には必ずしも合致していない部分がございます。ここ数年間は、先ほどもお話ししましたように、当市の鉄道玄関口となる神立駅の周辺整備事業、西口の土地区画整理と駅橋上化、停車場線、こういったものや、学校統廃合事業、さらには下稲吉小学校の整備事業など大型の公共事業が続くことから、起債償還額が増大することにより、財政の圧迫は当然予想されるわけであります。

投資的経費であるインフラ整備は、ある程度は必要であると考えますが、これら大型事業を考慮すると、歳出抑制は必要不可欠なものと思います。起債償還額のピークを迎えるまでは、減債基金等の積み増しを十分しておくことが重要であるとの認識をしております。

また、歳出の増加につきましては、その財源として基金を取り崩すことは、ある程度想定していかなければならないことですが、その一方で、行政改革のさらなる取り組みにより、物件費、人件費を初め、経常経費の縮減や事務事業評価による事業見直し等によって、歳出の抑制に努め、財源確保をしていきたい、こういうふうを考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

先ほどの市長の答弁の中でちょっと確認したいことがありまして、財政調整基金の取り崩し、私が就任する前は、でも、七、八億ぐらいはあったというふうに伺ったんですが、それは何年度のことを指すのかお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと今、資料を持ち合わせてはないんですが、記憶を頼りにしておりますと、21年度ぐらいまでだったと思うんですが、六、七億のベースで取り崩しをしてきている記憶がございます。それが、23、4、5あたりは3億前後にした経緯がございます。それが今回は28億と急増したわけでありまして、それは、先ほどお話ししたような要因によるものであります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

私が調べたところでは、平成22年度で3億円の取り崩しなんです。その前もその程度で推移してきたというのを私は認識しております。これはまた後ではっきり提示していただきたいと思っております。

それから、この今の長期財政見通しからすれば、平成26年度から28年度までの投資的経費は、毎年ですよ、約24億円から35億円あったものが、平成29年度以降は5億から6億と急激に減少しております。これでは災害があっても対策する資金さえなくなってしまうのではないのでしょうか。だからこそ、毎年平準化した予算を編成し、何らかの災害があった場合に備え、財政調整基金を温存しておくことが、財政再建を唱えている市長が財政手腕を発揮するところではないんじゃないのでしょうか。これでは、市長の言っていることとは真逆の政策で、将来を考えずに無計画に財政規模を拡大していることを証明しているようなものであります。この点について、市長としての基本的な考えを答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

28年度までが、投資的経費が非常に多いということは事実であります。これは、先ほどもお話ししたような要因によるものであります。急速にその後、がたんともう落ちているわけですが、学校統合が終わり、あるいは下稲吉小学校の整備が終わり、あるいは神立駅周辺整備も30年、31年度に終了となりますが、大どころは、28年度までが大きな支出になっておりますから、この後は5億、6億程度のものでいけるという見通しに立っていると思います。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それにつけても、今度は公債費ですね。29年度から20億台ということでまたふえて、借金を返済しなくちゃならないという、この長期見通しがあるわけです。ですから、これは計画的に平準化して、平均して借金も返すようにしていかななくちゃならないんじゃないかと私は思います。

地方自治体がなぜ財政破綻するか、わかりやすく私から説明させていただきます。簡単に言いますと、地方自治体が、毎年の返済額を上回る借り入れをし続けると、返済不能になり、破綻することになります。

さらに、市の収入について簡単にお話ししますと、市の収入は大きく分けて3つあります。1つ目は、市民の皆さんからの税金であり、2つ目は、国から給付される交付金や補助金、そして3つ目が、市債と呼ばれる借金であります。借金をせずに市民の皆様からの税金と国から給付されるお金で運営することが理想であります。社会資本、つまり道路とか学校とかですね、整備をするためには、一時的に大きなお金がかかるため、短期的には借金をして、長い期間をかけて返済するわけです。これは一般家庭に例えると、住宅ローンを返済するのと同じような感じかもしれません。

ここ数年、かすみがうら市は、もしかしたら大型事業やばらまきをしようとして、国から借金をして財政調整基金として貯金していたのかもしれませんが。しかし、大規模事業が予定されているからと、借金したお金を貯金していたら、金利がかかるため、結果としては、その後の市の財政を圧迫することになります。つまり、大型事業などの支出が必要となるその期間には、必要な財源を確保し、同時に支出を削減し、そのほかには、なるべく借金をしないようにつつましく運営をしていく必要があるわけであり。そうしないと、借金が借金を呼び、借金地獄に陥って

しまうわけです。貯金、つまり基金を取り崩せば、確かに平成26年度だけの予算を組むことはできます。が、しかし、そのツケは数年後に形としてあらわれます。

はっきり申し上げます。大型事業とばらまきを同時に行おうとする平成26年度予算が実行されれば、かすみがうら市は、抜け出すことのできない借金体質に陥り、俗にいう自転車操業状態に陥ります。そして数年後には、貯金も底をつき、人為的な財政破綻が引き起こされることでしょう。そのツケは、後世に大きな負担としてのしかかることとなります。市長が提案している平成26年度予算はそういう予算であるということを市民の皆様にはご理解いただきたいと思います。

このことについて、市の財政をつかさどる市長公室長の見解を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

市長の答弁にもございましたが、さらなる行政改革や事務事業評価の見直し等によりまして、今後とも歳出の抑制ということで財源確保ということに努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長のこの財政の予算の組み方で、長期的には市民税も上がっていくと、こういう予算編成を組んだようでありますけれども、夕張市、平成19年に破綻しましたけれども、あの市で破綻して結果どうなったかといいますと、人口が約1万3000人あったところが、今では1万人を切って9800人台になりました。税収がふえるどころか、どんどん減ってしまうんですね、財政破綻を起こしますと。それから、例えば具体的にどういうことが起きるかという、固定資産税も上がるし、国民健康保険税も上がるし、それから軽自動車税は、今は我々は標準で7,200円払っていますけれども、夕張市では1万800円支払っているそうです。

このように、この財政が破綻してしまうと、かすみがうら市民に負担をかける結果となってしまうわけですから、慎重なる予算編成と行政運営を行っていただきたいものと思います。

先ほど市長が、こういう言い方だったと思うんですね、どうせ国がつぶれるんだから自治体もつぶれるんだと、端的に言えばそういう言い方でしたよね、市長。一言申し上げて、おきますけれども、国の財政の仕組みと地方自治体の財政の仕組みには根本的に違いがあります。そうやって市民に不安をあおるのはやめていただきたいと思います。

市長は、かすみがうら市が破綻会社だと言っていますよね、新聞紙上に載っています。仮にそうであれば、破綻会社が大型の公共事業とばらまき予算を組んでいること自体が矛盾しているということは、誰が考えても明らかなんです。このことに関しては幾ら言っても無駄なようですので、答弁は結構です。

私の質問は以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で小松崎 誠君の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、私のほうから大きな項目として2点ほど質問させていただきます。

議案第21号の平成26年度一般会計予算に対してですが、初めに、市の歳入の試算について市長にお伺いしたいんですが、私の記憶では、市長はかねがね、アベノミクス効果には疑問を投げかけていたというふうに記憶しております。先ほどの佐藤議員による施政方針の答弁でも、アベノミクスの成長戦略、これについては今後を見守るという発言でございました。

そうした考えがあるにもかかわらず、平成26年度の市民税の予算は約25億円でございます。これは、25年度の当初予算が24億円ですから、1億円、約4.4%の市民税の伸びを計上しております。この市民税の考え方について、いただいた資料を見ますと、歳入の試算の内容の中に、個人市民税は、人口推計をもとにその率を勘案し積算、所得割は、これに加え経済成長率を見込み積算と記載されております。また、法人市民税の均等割は、平成24年度実績を基準に同額で推移、法人税割は、法人税法の改正による法人税額の減額を勘案し、平成24年度実績から減額し積算した。また、これに加え、経済成長率を見込み積算とも書かれております。

アベノミクス効果に疑問を持たれております宮嶋市長が、ここまでの税収の伸びを計上するというのは、私自身、不思議でなりません。そこで考えられる点は、市長は、ばらまきや大型公共事業により膨れ上がった歳出に対して、財源確保のつじつまを合わせるために市民税を増額し、市税全体で約1億7000万、3.3%の増収予算を計上したのではないかと思わざるを得ません。端的に申し上げれば、借金と貯金の取り崩しを少しでも目立たなくするため、持論と異なると知りつつ、市税の金額を引き上げたのではないかと見られます。家庭でも同じですが、身の丈に合った金銭感覚が私は必要だと考えます。

以上を踏まえまして、なぜ平成26年度予算に限って歳入増を計上されたのか、歳入増のこの真意について市長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市税等の増収を見込んでいるということは、歳入見込みの極めて合理的見通しの算定基準によって算出しているものでございます。アベノミクスとの関係でちぐはぐではないかということがありますが、アベノミクスに対する私の危惧は、規制緩和が進まない、これは、いわゆる制度疲労と申しますか、いわゆる官僚制度も含めまして、長い間のさびつきを起こしている、そういうことがなかなか、見ておりますと、改善されない部分が、実際、安倍総理が発信しても、いろんな既得権益団体からブレーキをかけられて、本当の脱皮ができないと、そういうことを危惧しての話でございまして、それはそれ、なかなか大変だろうとは思いますが、アベノミクスを、完全に第三の矢が浸透するというのはかなり大変なことではあろうとは思いますが、いわゆる経済成長率とか、そういう政府の発表のものをベースに、予算編成は合理的基準に基づいてやったということ、恣意的なものは決して用いていないということは明言をさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

公室長にお伺いしたいんですが、ただいま市長が、合理的な見通しで計算して、結果的に1億ふえたと、その合理的な見通しというのは、具体的に、市民税がふえる要素は、26年度は25年度に対して実際あるわけですね。そこをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

財政課と税務課で十分なる打ち合わせをもって、24年度実績ということで算出させていただいたということであると。市民税の均等割とかは24年の決算ということでやらせていただいたので、それで、財政のほうと税務課とかヒアリングをして、組みさせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

施政方針の中にも一部触れていた部分があったんですが、26年度予算に限って、前年度の決算ベースで計上しているというふうに書いている部分があるんですが、今までは、決算ベースではなくて前年の当初予算ベースで次年度の予算を計上していた。今回だけ恣意的に決算ベースで予算を計上しているというふうに、これ恣意的じゃないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほど公室長が決算ベースで計上したという答弁をしたかと思いますがけれども、税の計上の仕方なんですが、25年度の決算を想定しまして、26年度の特殊事情等を勘案した中で計上させていただいた結果が、今回増額になった要因でございます。特に恣意的なものはございませんで、できるだけ決算に近い数字での予算という意味合いでの計上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

決算に近い数字での次年度予算のとらまえ方というのは、今までもやってきたんでしょうか。それとも、今回が初めてそういうとらまえ方をしたということであれば、なぜ今年度、その決算ベースで予算を組まなければいけなかったのかというふうに、それが何か恣意的に感じてしまうんです。それをわざわざ施政方針の一文の中に触れている部分があるわけですね。ということで、恣意的という言葉を使わせていただいたんですよ。その辺は、何か考え、今回変わったということなんですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

税の予算に計上する計上の方法でございますけれども、監査委員さんからもご指摘がありまして、できるだけ決算に近いベースで予算計上をすることが望ましいというようなお話もございま

したので、25年度の予算でもある程度は見込んできたんですけれども、26年度は、より決算に近い金額が出るように想定した結果、増額になったということでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そのような経過があるとすれば、その歳入の試算の内容の説明で、経済成長率を見込み積算したという表現が2カ所もある。それによって高目に見たのかなというふうに思ってしまうわけです。ところが、決算ベースということになれば、そこでもう必然的に金額が上がっているわけです。その実態とこの試算の内容の説明が、うまくちょっとつじつまが合わなくなりますよね。そうすると、本当の計算というのは、正しく計算できたのかなというふうに疑問を持ってしまいます。ですので、そういう実態を踏まえた、ちゃんとした説明にしてくださいよ。

それは要望で終わっておきます。

次に、2つ目の質問は、職員給与に絡む人件費についてお伺いします。

平成22年度の当初予算では、一般職の職員給料、人件費は約36億5000万、これに対しまして平成26年度の予算は29億7000万、実に6億8000万近い人件費が減額されております。また、この3月にも36名の方が退職し、年度途中で1名死亡された方がいらっしゃるということで、25年度合計では37名の退職者ということになります。この中には、新聞報道されております勸奨退職者も含まれているわけです。

今行政に求められているのはマンパワーではないでしょうか。多様なニーズに対応するため、これまで数十年かけて投資してきた職員の知識は、市の財産です。それをいとも簡単に失ってしまうことは、市にとっては大きな損失ではないでしょうか。それを証明するかのよう、議案の差し替え、それから出し直し、さらには金銭的な不祥事、補助金問題等々、数々の問題が発生しております。

一方、人件費の歳出の試算の内容をみますと、職員数は、毎年、退職者の半数程度を補充するものとして推計するというふうに書かれております。今後もさらに10年間、職員を減らし続けていく計画になっております。

また、財政見込みでも、平成36年の人件費は29億500万と試算しております。この数字は、26年度予算の32億5000万よりも約3億円減額しております。この計画値どおり、業務改善なしに人員削減を実施するとすれば、正常な行政運営ができなくなってしまうのではないのでしょうか。

そこで市長にお伺いしたいんですが、平成36年の29億円まで人件費を圧縮するために、試算を私はしてみたんですが、さらに38人程度、人員を削減しなければならないんですが、そこまで削減する考えなのかというのがまず1つ。

1問ずつがいいですかね。まずそれをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人員削減と住民サービスの関係ですが、私は、今、かすみがうら市の状況は、決して、特別、県内の平均に比べて、平均的なというか、かすみがうら市と同レベルの自治体と極端な差はない

と、むしろ先進的な事例から見るとまだまだ人件費は多いというふうに見ております。平成36年ですか、もう10年先であります、これは29億でも私は多いと思います。もっともっと削減できるというふうを考えております。

今現在でも、26年の当初で人員予測等を今見ているんですが、住民窓口なんかの人員を他市と比較しておりますが、特別、特段にかすみがうら市が極端に少ないとか、そういうことはないように配慮をして、他市に負けない、ほかの市もどんどん削減しているでしょうから、そこに負けない削減をかすみがうら市もやっていきたいと。今までは、この4年間は、かすみがうら市はナンバーワンクラスで削減してきたと、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

38人を減らすという考えをお持ちだということがわかりました。

そして、市長にお伺いしたいんですけれども、最終目標は、職員数は何人なのか、何人削減するつもりなのか、また、その最終目標値をどのような根拠で算定されているのか、具体的な数字をお持ちでしたら、ぜひここで表明してください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

具体的な何十何名という数字は、今、私は想定はしておりませんが、例えば牛久市の例を見れば、まだまだ削減できると、そういうふうに思っておりますので、この4年間は無我夢中で人件費の削減をやってまいりました。しかし、もし2期目当選させていただければ、きちんとした削減計画を立てたいなど、そういうふうに思っております。

今回、この4年間というのは、この3年半余であります、人件費のいわゆる給与水準そのものを引き下げるということを当初はもくろんだわけではありますが、結果的にはそれができなかったわけであります。県内で、今のところ、給与水準そのものは、ハイレベルの給与水準を保ったままであります。そういう中で、過剰な人員を大胆に削減できたと、こういうふうに私は自己評価はしております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

職員数の削減だけで全体を見ることはなかなかできないんですが、今の市長のその発言を聞いていますと、例えば少子高齢化、まあ少子化ですよ、子育て支援を一生懸命やりましょう、それはなぜやるかという、人を呼び込んで人口をふやしたいわけですよ。そういうことを一生懸命やりたいということで、人口増に取り組む考えは一部ある。ところが、さらにその人口をふやすという取り組みがないわけですよ。そういうことがなくて職員数は減らす一方ですから、当然、仕事をふやす取り組みはもともとないのかなと思ってしまふんです。非常に何かこう、聞いていてすごく寂しいかすみがうら市の感じがして仕方ないんです。

ですから、削減ありきがすべてではないので、これで全体を語ることはできないんですが、や

はり夢のあるかすみがうら市にする策を前提に、こういうふうには職員の数はあるべきだという、そういう具体的なやはり施策が必要なのかなど。

今回は26年度の予算だけですので、長期財政の見通しをもとにいろいろ話をさせてもらいましたが、私としては、全体を見ながら、この26年度、単年度の予算も評価していきたいなと思っておりますので、私の質問は以上で終わりにします。

○議長（鈴木良道君）

川村成二君の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号ないし議案第29号までの28件については、議長を除く全議員で構成する平成26年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号ないし議案第29号までの28件については、議長を除く全議員で構成する平成26年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を全員協議会室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時52分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に中根光男君、副委員長に岡崎 勉君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

日程第 3 請願第 3 号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第3、請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は、会議規則第141条第2項の規定により、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

休会について

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす3月11日から26日までの16日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

次回は3月27日定刻から会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時54分

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第6号

平成26年3月18日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第6号

日程第 1 議案第2号ないし議案第13号(委員長報告、討論、表決)

議案第 2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

議案第 3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第 4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

- を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の廃止する条例の制定について
- 議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算
- 日程第 2 委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）
- 日程第 3 請願第 3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第2号ないし議案第13号及び議案第21号（委員長報告、討論、表決）
- 議案第 2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について
- 議案第 3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第 4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の廃止する条例の制定について
議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算
日程第2 委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書(案)
日程第3 請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書
-

開 議 午前10時00分

○議長(鈴木良道君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日の会議は、会議規則第10条第3項の規定により開くこととしたものでありますので、ご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第2号ないし第13号及び議案第21号

○議長(鈴木良道君)

日程第1、議案第2号ないし第13号及び議案第21号の13件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

おはようございます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成26年3月10日に付託されました議案第2号ないし議案第13号、議案第21号について、3月10日、11日、13日、14日、17日に市長及び副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第2号ないし議案第10号、議案第12号は、異議がなく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第11号、議案第13号、議案第21号は異議があり、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

また、一般会計予算に対する意見書（案）が委員より提出され、採決の結果、委員会提出の意見書（案）とすることも決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより、委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第5号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第7号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第8号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第9号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第10号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成の討論のほうから行います。

賛成討論はございませんか。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

○12番（矢口龍人君）

議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

本案は、かすみがうら市適正規模化実施計画に基づき、霞ヶ浦地区の小学校を統合することにより、児童数の減少と学校の小規模化に対応するとともに、学校施設の耐震化を進め、よりよい教育環境をつくろうとするものであります。

学校が地域の拠点であることはよくわかっておりますが、何よりもまず子どもたちのことを第一に考えなければならないと思います。

ここで、2人の親の声をお聞かせします。小学校低学年の女の子の親です。私の娘のクラスは少人数で女の子も数人で、そのうち3人が仲間をつくり、娘ともう一人の女の子は仲間に入れません。娘はあと2年たったらもっとたくさん友達ができるからいいと、現状を寂しく思いながら、統合によって友達がふえることを願うという何ともやるせない思いをしております。低学年なのにこんな思いをしているのかと、親としてかわいそうになりました。このような切実な声であります。

もう一人の声を紹介します。私は2歳の子どもの持つ親です。広報のおめでたの欄で毎月出生数を見ているのですが、これまでは余りにも少な過ぎます。学校を統合しても少ないくらいです。何でも反対の声が大きいものです。朝日新聞で見ましたが、請願が出たということですが、時代錯誤も甚だしいとしか言いようがありません。子どもを持つ多くの親はきっと私と同じ気持ちでおります。計画どおりをお願いしますとおっしゃってございました。

私の体験をお話しさせていただきます。私は上佐谷小学校の出身です。同級生は9人でしたが、1人病気で亡くなり、卒業時には8人でした。6年間同じ顔ぶれですから、学力や運動能力の差もよほどのことがない限り順位が決まっておりました。一度仲間外れになると、よりを戻すのに大変な時間がかかり、子どもながらにつらい日々を送った覚えがあります。

ここにおいでの小座野議員のお嬢様も同級生は3人でありました。そして、ことし上佐谷小学校の新入生は6人だそうです。小さな学校には小さな学校のよさがありますが、より多くの子どもたちや先生と触れ合い、コミュニケーション能力を伸ばすためには、一定の規模が必要であると思います。

また、施設整備の問題もあります。東日本大震災を教訓として、公共施設、特に子どもたちが学ぶ学校施設の耐震化を進めることは最重要課題であると思います。国では、補助の割り増しや予算の確保により、平成27年度までのなるべく早い時期に耐震化を完了させる方針です。市としてもこの機会に完了を急ぐべきです。議会としても、新市建設計画の見直しによる合併特例債の適用など、学校統合に対し理解を示してきたではありませんか。

南北中学校の統合による霞ヶ浦中学校の開校を控え、霞ヶ浦地区では保護者を中心に統合の機運が高まっております。2年後に北中学校の校舎を改修して新しい小学校を、南小学校の増築をして新しい小学校をつくることを楽しみにしているようです。

今回の学校統廃合は、平成20年4月に茨城県教育委員会より市立小中学校の適正規模化について指針が示され、動き出しました。ことしで7年目となるわけであります。このまま順調に事業が進めば、ちょうど10年で新設小学校が完成となるわけであります。私は十分に議論は尽くしてきたものと思っております。どなたが市長であっても、この事業を実施し成功させなければなりません。

千代田地区では場所の問題で宙に浮いた状態ですが、霞ヶ浦地区はまとまっております。計画どおりに統合を進めるべきだと考えております。過去に対する郷愁や地域の壁を乗り越え、子どもたちの未来に向けて新しい学校をスタートさせるべきです。

議員諸侯の賛成をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

学校統廃合は、子どもの教育と地域社会の存続の双方にかかわる問題であります。それだけに、子どもを含む地域住民での統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠であります。

私は、一昨年に実施した懇談会及び説明会参加者人数が極めて少ないことを指摘し、地域住民の合意は得られたとは言えないと述べ、昨年3月定例会に提出された霞ヶ浦地区の中学校統廃合の条例案に反対した経過があります。その際、私は住民からの意見を聞く場、シンポジウムや公

聴会などを設けるべきだと提案をいたしましたでしたが、行われておりません。学校関係者や地域の代表と言われるごく少数の統合委員会だけで議論が進められ、地域を巻き込んでの合意形成の場をつくる努力について、特に霞ヶ浦地区では十分ではないと私は感じております。

私は山内議員と一緒に、昨年9月16日、専門家を交えて学校統廃合を考えるシンポジウムを開催いたしました。台風の影響による風雨が強い中にもかかわらず、40名の市民が集い、宮嶋市長も一市民として参加をいたしました。

学校統廃合問題を研究している千葉大名誉教授の三輪定宣氏は講演で、市の教育条件が大きく変わる。特に、教育費が激減することを指摘し、これは市全体の教育力の後退になると。それを住民や保護者、市当局や議員が選択するのが問われていると述べ、今拙速に結論を出すということよりは、もっと議論を重ね深めた上で、住民の合意を得て進めていくべきではないかと語っておりました。参加者の多くは、統廃合計画の議論や進め方が余りに早く強引で、一般市民が意見を述べる場がないことに不安を持っているようでありました。

学校統廃合の狙いは、自治体の大リストラであり、教育費の削減にあります。今回の霞ヶ浦地区の小学校統廃合では、学校の維持管理に係る費用が年間4844万3000円減少するとしていますが、一方では激減緩和措置があるものの、普通交付税が年間6383万9000円も減少します。

問題は、今回の統廃合で学校及び学級数の減によって教員数が現在の85人が統廃合後は44人、なんと41人の先生がいなくなってしまうことでもあります。これによる人件費の影響は平成25年度が7億7000万円ですが、統合後の試算では約4億円で、約3億7000万円の削減となります。まさに、教員のリストラではないでしょうか。このことは教育費を国や県に返上するものであります。

今回の議案での問題点は、スクールバスや廃校となる小学校の跡地問題が議論されず、統合先にありきとなっていることでもあります。後世に禍根を残さないためには、もっと住民と慎重に議論を重ねた上で判断するべきであります。

私は一人一人に行き届いた少人数学級こそが教育の再生につながるものと考えております。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

南北中の統合説明会でもスクールバスが話題となり、市民は大変大きな期待をし、議会も同様に期待の中、霞ヶ浦中学校の設置条例を可決いたしました。ところが、その後、スクールバス関連の議案が提案されるや否や、保護者や地域からさまざまな意見が噴出し、また請願書が提出されました。しかし、その請願に対し、市当局は南北の格差是正をもって幕引きとし、6キロメートルを固持、今でも緩和措置が示されない状況であります。

このような中で、今回立て続けに霞ヶ浦地区小学校統合の設置条例が提案されたのであります。と同時に、これに対し、待ったの請願が提出されました。この請願の趣旨を踏まえると、果たして真に合意形成がなされているかという疑念が我々の中に大きく広がりをはじめました。一方、小学校のスクールバスについては、方針や予算案も示されておらず、この点も市民の合意が得られるかどうか、大きな不安材料となっております。

また、最も大きな課題として千代田地区の小学校統合については、全員協議会の中で報告されたように、継続協議であり、いまだ結論が得られず、このまま霞ヶ浦地区の小学校が統合されれば、両者の対応は異なることが予想され、かすみがうら市として方針なき統合が進むこととなります。私としては、霞ヶ浦地区の小学校も千代田地区の小学校も一つの方針に基づき進めることが円滑な教育行政を進める上で大きな鍵になるものと考えております。

この改正は大局的に考えた場合、両者がワンセットの課題として捉えるべきではないかと考えます。さらには、統合するたびに学校統合関連の予算が拡大していくを見ると、統合による効率からかけ離れ、そして市民の合意形成がおざなりとなり財政負担だけが増すばかりで、統合によるデメリットだけがクローズアップされてきたと感じざるを得ません。

このような中での提案は、市民の意思を反映した提案とは言いがたいものがあります。これらを踏まえ、もう一度原点に立ち返り、真の教育の姿や統合による事業効果を再検証し、市民の合意形成を醸成し、そして後年度確実に財政負担を軽減できるかなど、さまざまな点から再検討すべき時期であるというふうと考えております。

よって、この定例会において設置条例の結論を出すことは時期尚早であると考えます。市当局におかれましては、声なき声を聞くことが最も大切であることを肝に銘じ、霞ヶ浦地区においても、千代田地区においても真に統合が求められているどうか調査し、確固たる根拠に基づいた提案をすべきであると考えます。

最後に、市長は霞ヶ浦地区の中学校の統合を議会で統合の承認が得られたと、議会のみの責任のようにお話ししているようですが、教育は「百年の計」であります。市長みずからが説明責任を果たすべきであることを申し添え、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第11号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成の討論から行います。

賛成討論はございませんか。

加固豊治君。

[7番 加固豊治君登壇]

○7番（加固豊治君）

議案第13号、敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

敬老祝い金の支給については、平成24年の第1回定例会から幾度となく提案され、いずれも否決となった結果となっているところでございます。しかしながら、一般質問への市長の答弁にもありましたように、高齢化が進み、介護給付等へのサービスも増加していく中、高齢者の皆さんを支える次世代の育成といったことも考えていかなければならない時期ではないかと思えます。

そして、近隣の状況を見ましても77歳にお祝いを給付している自治体はなく、石岡市や小美玉市はほかの年金にも祝い金を給付しておりません。私は、お金や金額ではなくても先輩方への敬意は十分に伝わり、地域発展のため縮減であればご理解をいただけるものではないかと考えます。

本条例の廃止案に賛同するものでございます。議員諸侯のご賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

市長は常に老から若への財政支出の転換を口にしておりますが、高齢者を粗末に扱う政治に未来を担う世代が希望を持てるはずはありません。

敬老との趣旨でこれまで出してきたささやかな祝い金ではないでしょうか。私は先進的な例として誇るべき施策だと考えます。今、圧倒的多くの高齢者は少ない年金が現実です。安倍政権は3年間で2.5%の年金を引き下げる第1弾として、昨年10月1日に1%削減が強行されました。また、4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられます。このような生活環境から考えても、高齢者にとってはこういう敬老祝い金は生活費の一部となっていると思います。私は敬老祝い金を廃止することは、祝い金を楽しみにしている高齢者の期待を裏切るものだと考えます。

以上、反対の理由といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第13号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成の討論から行います。

賛成討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

私は、本予算は支援少子化や高齢化の進展、それに伴う地域の活性低下など、社会的、経済的な課題に対し、正面から取り組む積極予算であると評価しております。学校給食無料化については、何かと出費の多い子育て世代を地域全体で支援しようとするものであります。また、児童生徒が減少し学校が小規模化していく中、学校統合により適正規模とするとともに、耐震化や改修を行い、よりよい教育環境づくりを進めるための費用が計上されております。このような人づくりは地域の活性化につながるものと確信しています。

また、神立駅周辺整備事業や神立停車場線、広域幹線道路の整備などのインフラ整備が盛り込まれております。これらの大規模事業についても人件費の削減など、行政改革の成果を反映させるとともに、国庫補助や合併特例債などの有利な財源を活用し、財政負担の軽減に配慮されております。

3.11以降、国や他の市町村でもすぐに工事ができない、そういうお金は繰り越しとかの措置とは別に基金で柔軟に執行できるように別途積み立ててありますが、そういう場合には災害とはいえ起債は償還できずに起債、すなわち借金のまま残っているのが会計、いわばやりくり上当然の方法と私は思っております。だから、借金はふえるのだと思うのです。こういうときは、見かけの借金は多くなるのだと思われまます。

安倍政権下でも今は東北の復興を第一に考え、起債も多くなっております。これからますますふえるのではないかと思われまます。それは、東京オリンピックを大成功におさめるための借金ですから、国民は理解して当然でしょう。私はそのように理解しています。それでも成長が大事だということで、積極財政をしているわけです。

民間の力を借り、ベースアップや賃金を上げてもらって購買力をふやしてくれれば、全体的に景気がよくなる、その第一歩になる。そして、どんどん成長することにより、より夢の描けるデフレ脱却へとなるわけです。私はそのように信じておりますし、当かすみがうら市が東日本大震災から復興を果たし、大きく飛躍するための予算でありますので、議員諸公の賛成をお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対して、反対の立場で討論をいたします。

今回の予算案は、第1に霞ヶ浦地区の小学校の統廃合に重点配分した内容になっております。議案第11号でも反対理由を述べましたが、結果的には将来にわたって教育費が削減されることとなります。一方で、統合となる学校の大規模改修事業が予算化されていますが、廃校となる小学校などはどうするのか、問題は山積しております。

第2に、子育て支援策としての学校給食無料化については賛成の立場であります。一方では敬老祝い金の廃止などがあり、宮嶋市長の高齢者への施策に思いやりが感じられません。

第3に、宮嶋市長が就任した平成22年度から人件費及び職員数が激減しておりますが、平成20年度予算と比較すると人件費で6億4562万円、職員数では75人減と極端であります。市長はさらなる行財政改革を推し進めるため、組織機構のスリム化を目指すとしております。

職員組合が市長に対して行った東北3県への派遣における適正な人事権の行使を求める要請文の中で、組合は、今当市の職員の置かれた状況は行財政改革による過剰な人員削減で業務量が激増しており、時間外勤務手当も追加要求する状況にある中、さらなる人員削減を進めれば、住民サービスの低下は避けられませんかとあります。

住民サービスは低下させないと市長は言いますが、市長は非正規雇用、いわゆる臨時職員の採用や自治体事務の民間委託、指定管理者制度など、究極の削減だとして職員定数を限りなく削減するとも述べています。どれをとっても市長の定員合理化策は自治体の公的責任をないがしろにするだけでなく、働く者の賃金を引き下げるものではないでしょうか。

また、官製ワーキングプアの創出だと思います。特に、議会費においては本来の条例による事務局定数が8人となっているにもかかわらず、来年度予算ではその半分、4人の配置となっております。ちなみに、一般会計の総額に対して議会費の割合はたったの0.8%です。このことは市長の議会軽視のあらわれではないでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

市長が就任して以来、かすみがうら市の借金は約24億円も積み増しされております。この増加額を就任前の期間と比較しますと、約4倍となります。つまり、宮嶋市長は財政再建を唱えつつも、みずから4倍の借金をふやしながら財政を運営しています。この約24億円の借金は、金利を含めると約1.6倍相当になるとした場合、やがて約39億円に膨れ上がり、かすみがうら市の負の遺産となることは必至であります。財政再建をスローガンにしてきた宮嶋市長がまず第一に実施すべきことは、新たな借金をふやさないよう努力することではないでしょうか。

そのような中で、平成26年度の一般会計予算は驚くことに、大型事業とばらまき政策により、さらに多額の借金をふやそうとしているわけであります。提出された資料から具体的に算出してみますと、平成26年度から31年度までに新たに発生する借金は約44億円で、金利を含めた償還総額は約71億円にも膨れ上がることが予想されております。このままこの予算が実行されれば、もう後戻りができなくなり、市の財政破綻を招くことが危惧されます。

一方、宮嶋市長は報道機関に対し、かすみがうら市の財政を、企業に例えたらうちは倒産会社

であるとまるで他人事のような発言をし、片や平成26年度予算から大型公共事業やばらまき政策の予算を計上し、多額の借金をしようとしております。

財政調整基金の取り崩しについても、平成26年度では実に約7億円にもなっており、同額の取り崩しが続けられれば4年目には貯金が底をつくこととなります。そして、平成30年度の返済額は約24億円にも達し、実に12億円近い財源不足に陥ることが予想される計算となります。

このような財政実態にもかかわらず、平成26年度予算には市民受けする小中学校の給食費の無料化や、市民の総意のないまま霞ヶ浦地区の小中学校統合の予算を盛り込んできました。この予算が本当に実行されれば、給食費は有料化に戻さざるを得ず、これまで実施してきました中学生までの医療費無料化さえも有料化となり、そしてスクールバスの運営も有料化しなければならないのではないかと、危機感を募らせるところであります。

こうした先行き不安を回避する方策として、将来の増税が懸念されます。それを裏づけるかのよう、平成26年の施政方針には都市計画税の導入検討が明記されております。そこで、市の長期財政見通しはどのようになっているか検証したところ、平成25年の試算額と平成26年度予算額は実に約4億7000万円も乖離しております。

つまり、長期財政見通しを無視し、平成26年度予算に4億7000万円を上積みし、その財源がないため、市の財政調整基金を取り崩して帳尻を合わせていると推察されます。

一方、長期財政見通しからすれば、平成28年度までの投資的経費は約30億円前後あるものの、平成29年度以降は約5億円から6億円と急激に減少しています。これでは災害があっても対策する資金さえ捻出できません。

毎年度、財源に応じた年次計画により、できるだけ平準化した予算を編成し、何らかの災害があった場合に備え、財政調整基金を温存しておくようにすることにこそ、財政再建を唱えている市長が手腕を発揮するところではないでしょうか。

こうした状況から鑑みると、今ある財源は全て使ってしまい、さらには後世に多額の負の遺産を残しても構わないという、危険性を抱えた平成26年度以降の財政計画であると思われてなりません。

以上を踏まえ、人為的な市の財政破綻を防止するためにも、平成26年度一般会計予算に対し反対するものであります。議員諸公におかれましては、これらを勘案していただき、ご賛同をいただけるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算は否決されました。

日程第 2 委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第2、委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）を議題といたします。

本案は委員会提案でありますので、委員長から提案理由の説明を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）の提案の趣旨を説明します。

平成19年度から22年度までの借金の増加額は約5億7000万円にとどまっていたものが、平成23年度から26年度は約24億1000万円に達することが判明いたしました。また、1年間の不足金は毎年8億円以上に達し、臨時財政対策債は年々増加の道をたどっております。

このような中、平成26年度の一般会計予算は対前年度比17億1000万円増、約11%増の総額172億6000万円と急激に増加しております。そして、特徴的なことは教育費が約11億1000万円の増、土木費が約3億円の増であり、これらの主たる伸び率の要因は、大規模事業の軒並み増と、ばらまき予算であります。

一方、どの事業も未着手段階であり、今後予算が拡大することが提出資料の総事業費と財源内訳から容易に予測されるところであります。にもかかわらず、宮嶋市長は、平成26年度から大規模事業と同時にばらまきを実施しようとしております。

提出された大規模事業の説明資料から算出すると、平成26年度から31年度までに新たに発生する借金は約44億円で、金利を含めた償還総額は約71億円にも膨れ上がることが予想されます。また、総事業費と財源内訳からすると、平成26年度から31年度までに必要な一般財源は約15億円に上り、さらに給食費1億6000万円を同年度と同じく6年間支給すれば約10億円が必要となります。つまり、平成31年度までに必要な一般財源の合計は総額25億円となるのです。このため、平成26年度末の財政調整基金14億6000万円を全額取り崩しても、全く足りなくなることも判明しました。

一方、大型事業の実施計画と財政計画のすり合わせについて担当部署に確認したところ、確たる回答が得られず、また施政方針において、市長は平成26年度から都市計画税導入の検討をすることも表明しております。

したがって、このような急激な予算編成を続ければ、借入額をますます増加させ、財政再建どころか、財政破綻させるおそれさえあります。

よって、下記の点を指摘し、意見書を提出する。

指摘項目。

1、敬老祝金について。

かすみがうら市敬老祝金給付条例に基づき、扶助費を計上すること。

2、霞ヶ浦地区の小学校統合の関係予算について。

霞ヶ浦地区の小学校統合関係予算については、市民の合意形成を深めることを優先し、平成26年度予算から削除すること。なお、あわせて千代田地区の小学校統合についても方向づけを行い、かすみがうら市としての小学校統合の方針を決定すること。また、確実な財源対策も行うこと。

3、小中学校の給食費無料化の関係予算について。

小中学校の給食費無料化については、市民の税金から年間約1億6000万円もの多額の予算を投じることを踏まえると、長期展望や担保性の点、条例もなくかつ財政の確実性もないこと。全額補助金であるにもかかわらず、その手続も明文化されておらず、適正かつ安全な資金管理に大きな問題があること。病院に入院した場合の食費は自己負担である等の例から不公平との意見もあること。また、国の給食制度の改正に基づき実施すべきとの観点から時期尚早であること。これらの理由から、当該予算から削除し、学校給食法第11条第2項の受益者負担を堅持すべきであること。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより委員会発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

反対討論を行います。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）に対して、反対の立場で討論をいたします。

意見書（案）の大部分は賛同いたしますが、そのうち、指摘事項の3、小中学校の給食費無料化の関係予算についてですが、当該予算から削除し、学校給食法第11条第2項の受益者負担を堅持すべきであるとなっております。

しかし、文部科学省は自治体などが学校給食への助成を行うことを可能とする通知を出しております。その通知では、従来は学校給食を実施するために必要な経費の負担区分は学校ごとにまちまちであったが、学校給食法第6条——これは当時6条だったのでありますが、今は現行で第11条になっておりますが、及び政令第2条の規定によって学校給食の実施に必要な経費は原則として小学校等の設置者と給食を受ける保護者とがそれぞれ負担することを定めた。これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て地方公共団体、学校法人その他のものが児童の給食費の一部を補助するようなことを禁止する意図ではない。

要するに、これらの規定は小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がよりよく円滑に実施されることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきだとしております。

今、学校給食費無料化の市町村が全国で相次いでおります。その多くは、子育て支援の一環として行っております。一昨年から学校給食費無料化を始めた栃木県大田原市では、昨年の7月に市内小中学校の学校給食無料化についてのアンケート結果を発表いたしました。その中で、給食費に充てていたお金の使い道については、食費など生活費に充てているとした家庭が55%、子どもの習い事や部活動の費用として使用しているという家庭が35%あったとしております。また、給食費無料を教えている、教えたいとした回答は約8割に上り、無料化の理由を市が子育てを支援するためだと子どもに説明している家庭が58%だったと報告しております。

私は、小中学校の給食費無料化は子育て支援策として有効な施策だと考えているものでありまして、指摘事項3を含む意見書（案）には賛同できません。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

[「反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

もとい。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）について、反対の立場から討論いたします。

意見書の中身がそもそも数字の羅列であるため、今日まで提出されている議案のどこを示しているのか不明瞭であります。我々議員も傍聴席におられる皆様方も、もう一度説明されたらわかりましたというわけにはいかないと思います。そこで提案がございます。

この意見書の全体にわたってもう一度丁寧な資料をつけた上で、きちんと説明をしていただくとありがたい。ここにおいでの方の中には、今さらそこまでしなくてもという考え方の持ち主もあろうかと思いますが、この意見書はただ単に意見書にとどまらず、一般会計予算の賛否に直接結びつくために強く要望するものであります。

確かに、3.11による災害対策費、神立駅周辺整備と神立停車場線の市街化整備、また学校統合、耐震化構造による小中学校の新たな整備が、そして下稲吉小学校の整備が必要でありました。ですが、ここ当分の間、市長にとって最重要課題であります。ですので、これが理解できるところ

であります。

なお、市長の報酬50%削減や職員定数の大幅なカットなどによる、この意見書では人件費の12億4000万円もの削減にも目配りが行われておりませんので、その点の是正もお願いする次第であります。

それで、もしこの議会側の同意が得られるなら、一日、二日でも若干でよいから会期を延長して3項目とも市民の納得のいく結論を導き出せるよう提案するものであります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

委員会発議第3号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 請願第 3 号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第3、請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書については、3月10日に付託され、3月13日、14日の委員会において議題として審査を行いました。

審査においては、審査の参考となるために参考人招致を行い、その後、副市長及び教育長並びに担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第3号につきましては異議があり、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第3号の討論を行います。

では、まず反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

請願代表の一人である福島先生は、地域から学校がなくなることは地域で子どもたちを育てる環境がなくなることだと。小さな学校でも学力向上ができること、教育の仕方によっては知能指数まで上がる。身近に学校があることは大きな力、大切なことだ。民主主義の時代だからこそ、もう少し地域の声を聞いていただきたいと述べました。そして、先生は署名活動の中で、この対話の中で、学校を何で潰すんだと。特にお年寄りの方が多かったそうではありますが、決まったことだから今さら何をやっても無駄、予算がないから仕方がないとの声が上がったと聞いております。しかし、署名はいただいたそうであります。地域の意見が十分に反映されているかという質問に対しては、反映されていないと感じると答えております。意見陳述の中で先生は、今教育委員会がやるべきことは、どの子にも学ぶ力を養う授業をつくることではないかと強調したのだと思います。

私は、昭和48年9月27日の公立小中学校の統合についての文部省通達から、特に注目したいのが、1つ、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないように配慮すること。2、学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等を踏まえて十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めること。以上であります。この点を踏まえると、この統合の問題についてはやはり慎重審議が必要だというふうに私は考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議がございますので、起立により採決を行います。

請願第3号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、請願第3号は採択されました。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査・研究のため、あす3月18日から26日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次回は3月27日、定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時07分

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第7号

平成26年3月27日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第7号

- 日程第1 議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算

- 日程第 2 請願第 4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書
- 日程第 3 議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)
 議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予(第3号)
 議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)
 議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第3号)
 議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
 議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
 議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
 議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算
 議案第28号 石岡地方斎場組合理約の変更について
 議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について
- 日程第 4 請願第 1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書
- 日程第 5 委員会発議第4号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書(案)
- 日程第 6 請願第 2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書
- 日程第 7 委員会発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)
- 日程第 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
 議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第9号)
 議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算
- 日程第 2 請願第 4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書
- 日程第 3 議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)
 議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予（第3号）
- 議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更について
- 議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について

- 追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第4 請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書
- 日程第5 委員会発議第4号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書（案）
- 日程第6 請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書
- 日程第7 委員会発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）
- 日程第8 閉会中の継続審査について
- 日程第9 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、かすみがうら市教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、平成25年度教育委員会の運営状況及び教育委員会の所管する事務事業の点検・評価の報告書が提出され、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんをお願いします。

次に、今期定例会会期中である3月25日に、請願第4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格

差解消を求める請願書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

次に、平成26年第1回臨時会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。
以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第30号ないし議案第34号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算の5件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

ただいま上程されました議案第30号から議案第34号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、私の任期中実施している給料月額の削減率を現行の100分の50から100分の70に改めるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてにつきましては、平成26年4月1日から私の任期の末日まで教育長の給料月額を10%削減するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてにつきましては、平成26年度の1年間、5級以上の職員の給料月額を職務の級に応じて6%から8%削減するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）につきましては、財政調整基金積立金及び生活保護扶助費に係る経費を補正するため、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1億5596万5000円を追加し、歳入歳出の予算を167億2998万1000円とするものであります。

次に、議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、さきに提案した予算書中、削除すべきと指摘を受けた霞ヶ浦地区統合小学校推進に係る予算と小中学校給食費無料化に係る予算を削除し、長寿をたたえる事業については、敬老祝い品を削除し、条例どおりの敬老祝い金として予算を計上させていただきました。

また、これらに加え、市長、教育長ならびに5級以上の職員の給与等を減額させていただいた予算を組ませていただいております。

これらにより、歳入歳出予算総額はそれぞれ163億3748万4000円となり、否決されました議案第21号と比較しますと、9億2251万6000円の減額となっております。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年4月1日以降の市長の給料月額の特例について、削減額を改めるため、条例の一部を改正する条例を定めるものでございます。

特例の内容につきましては、現在100分の50削減し、給料月額を38万9500円としておりますが、平成26年4月1日以降の削減率を100分の70とし、給料月額を23万3700円に改めるものであります。期末手当及び退職手当には反映しないこととしております。

次に、本条例案に関する削減額でございますが、平成26年4月から7月の任期満了までで削減額の合計は74万7000円となります。

施行期日につきましては26年4月1日としております。

続きまして、議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年4月1日から現市長の任期の末日まで教育委員会教育長の給料月額の特例を定めるため、新たにこの条例を制定するものでございます。

特例の内容につきましては、給料月額を10%減じ、現行の54万6000円から49万1400円に減額するもので、期末手当には反映しますが、退職手当には反映しないこととしております。

削減額でございますが、4月から26年7月の現市長の任期満了までで、削減額の合計は37万4000円でございます。施行期日につきましては平成26年4月1日ということでございます。

続きまして、議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年4月から平成27年3月まで職員の給与月額の特例を定めるものでございます。

特例の内容につきましては、5級以上の職員の給料を各職務の級に応じ削減し、職務の級が5級の職員が6%の減、6級の職員が7%の減、7級の職員が8%の減としております。手当につきましては、期末勤勉手当について給料月額の削減率と同率を削減することとしております。なお、退職手当については削減をいたしません。

次に、削減額でございますが、26年4月から平成27年3月までの1年間の削減額の合計が全体で4831万1000円、内訳としまして、給料が2872万6000円、期末手当が697万5000円の減、勤勉手当が361万9000円の減、共済組合負担金が899万1000円の減となります。

施行期日につきましては平成26年4月1日といたしてしております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

次に、市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

補正の内容としては、財政調整基金への積立金1億4926万5000円及び生活保護費に係る扶助費670万円を計上して、その財源としては地方特別交付税、震災復興特別交付税及び国庫負担金としております。

続きまして、議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

さきの議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算と比較して変更があった部分につきましてご説明いたします。

敬老祝い金の支給に係る長寿をたたえる事業において、扶助費698万4000円を計上し、敬老祝い品335万2000円、印刷製本費3万2000円、郵送料6万2000円を減額いたしました。

また、霞ヶ浦地区小学校統合関係予算につきましては、学校統合推進事業から車の借上料を167万6000円を減額し、南小学校施設統合環境整備事業7億1691万円を全て削除、北中学校施設統合環境整備事業129万6000円を全て削除しました。

小学校給食費無料化関係予算につきましては、小学校給食管理運営事業から補助金9782万2000円を削除し、中学校給食管理運営事業から補助金6099万9000円を削除しました。これに加え、特別職及び管理職等の給与等4735万1000円を減額しております。歳入歳出予算の総額はそれぞれ163億3748万4000円で、議案第21号の172億6000万円と比較しますと、9億2251万6000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案30号、それと31号、32号とそれぞれ関係はしますが、1つずつ質問ということよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

はい。

○8番（佐藤文雄君）

31号なんですが、今、市長が全員協議会で一般会計が否決されたということで、財源問題を指摘を受けたということで提案されたのかなと思いますが、実際には市長の給与がかなり激減するわけですね。これについてこの議会から指摘を受けた問題とどういふふうにかかわっているか、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会で最初に提案しました26年度の予算案に対しまして財政の危機的な状況にあるという議会がそういう認識をしてくれたわけでありまして、それを受けまして、私がかねてより、議会の言っているかすみがうら市の財政危機と、私が言っている財政危機ではちょっとニュアンスも違うわけではありますが、いずれにしましても財政危機という点では一致を見たわけでありまして。そして、従来私は給与削減については再三再四議会に上程してきたわけでありまして、いずれも否決をされており、今では議会とそういう認識について共有してなかったわけでありまして、今回一部共有できる部分があったということをご理解をいただけるのではないかとということで、東日本大震災の復興の国家公務員の給与削減が行われる今は、かすみがうら市は市の職員が国の職員より5%高いという状態にあるわけでありまして、これのために地方交付税のカットも言われているわけでありまして。そういう中で職員給与をこの際もっと一段と踏み込むべきだと。今回はいわゆる若い職員については波及させない。国家公務員より5%高いうちの1.57%についてのみ給与を削減するべく管理職の給与削減を提案しているわけでございます。そういう立場から、みずからも率先して、みずからの給与を削減すると、そういう提案を行っているところであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議会が財政危機という認識、市長の言う財政危機の認識とはニュアンスが違うが、そういう点では今の財政的な危機を何とかしようという思いのような発言だったと思うんですが、これまで私も何回か指摘していますが、市長が就任されてからこの26年度の当初予算と比べて、職員が75人ですか、減りまして、実際に金額的には6億5000万近く人件費が当初予算と比べて減っているわけですね。市長はこれだけの人権費を削減をしてきているわけですが、これに対してはどのように評価なさっているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

75名、6億5000万、私の任期中、26年度の予算を見る限り先般の提案予算での数字ですが、6億5000万を削減してきたわけでありまして。そのほか事務事業等あるいは補助金の削減も聖域なく行ってきたわけでありまして、なお下水道とか水道事業は大分減っておりますが、今統合小学校をもしやれば、今回はやらないということで削減しましたので、7億以上、8億ぐらいの統合小学校に関する予算も削減できましたが、学校整備費等はどんどん膨らんでおります。統合が終わるまでは膨らむわけでありまして、これで統合がなくなれば耐震化のみでありますから、ずっと楽になるわけでありまして、そういった中でまだまだそのほか私が推進しております子育てへの手厚い保護をすべきだと。日本の人口減少をとめるべきだと、かすみがうら市から率先してそういう信号を上げていくべきだと。そういう思いの予算を組んだわけでありまして、今回議会で理解を得られなかったと。まだまだ削減が足りないんだと、そういう認識でありますので、さらな

る一段の踏み込みをお願いをしているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長の今回のさらに20%カットするということでは、大した金額ではありませんよね。そういう意味では市長の思いということ、いわゆる政策的な思いということがメインかなというふうに思いますが、茨城新聞でしたかね、市長がもっと今の人件費を2割カットするというようなことを述べていたように記憶するんですが、それはあと今の現状でも2割削減するというお考え、ちょっと確かめたいんですが、ご確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人件費トータルで見ますと、この4年間に私が就任してから、今回の提案している予算が通れば、約7億、6億9000万から7億、4年間で給与削減をやるということになりますので、約2割の人件費削減を達成するわけでございます。そういう中で、交付税を削減されるようなペナルティまで課せられる一人一人の給与については高い給与を払っているわけでありまして。これは人件費の削減は主に数でやったわけでありましてね。人件費そのものを、いわゆる給与カットはやらなかったわけでありまして。そういう中で今民間給与との格差がまだあるわけでありまして、今アベノクスの方向から言ったら、ここでさらに1割とかの大幅な、いわゆる給与カットは行うべきではないと。それよりはむしろもう今、民間企業がぐんぐん上がってきている兆しが出てきております。まだ今のところ兆しではありますが、やがてこれは波及する可能性があります。それが超インフレにつながらなければいいわけでありまして、そこまで行かない、いわゆる緩やかなインフレで給与改定が、民間給与が公務員給与に追いつくような形で上がってくれば私は一番望ましい姿ではないかと。そういうふうに思っておりますので、これ以上の、いわゆる職員給与のカットは今のところは考えておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私が言ったのは、茨城新聞に、あと2割削減をしたいというような発言があったように記憶しているんですが、それについてちょっと聞きたかったんです。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その2割の意味ですが、いわゆる役所の正職員をまだまだ400名以上擁しているわけでありまして、これはまだまだ大幅なる改善の余地があると思っております。おおむね2割程度はまだまだ目標として持てるのではないかと。それはいわゆる民間委託、PFI、そういったものをフル活用すべきだと。あるいは指定管理者制度、そういったものをフル活用していけば、まだまだ私は2割削減できると。そして、現にそういう自治体はあるわけでありまして、そういう自

治体を先進例として大いに勉強して、推進を図っていききたいと、そういうふうを考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。あと、議案審査のところでお話したいと思います。

それから、議案31号の教育長の10%カットなんですが、これに関してでございますが、これは今回の一般会計というか、小学校の統合にかかわって、この一部改正案が否決されたということと関連して10%というカットを打ち出したんでしょうか。それとも全体的なこれまで何回か提案されてはいたけれども、何回か提案されても議会のほうでは否決しておりますが、これはどういう意図で、今の言った一般会計とかかわっての統廃合、これに否決されたということも要因になっているんでしょうか。

それはもう一つは、市長はいいんですが、副市長は対象になっていないでしょう。教育長が対象になっておりますよね。そういうことで、普通だったら副市長も同じ特別職ですから、関連するのかなと思うんですが、そういうことがあるんで、ちょっと聞きたいんです。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、1点目の学校統合が不成立というか、学校統合が無理になったと。議会が通らなかったと。その責任を負っての10%削減かというお尋ねかと思うんですが、これは学校統合が否決になったのは、議会のほうが否決したわけでありまして、教育長の責任ではないと私は思っております。もちろんその責を問うものでもありません。

そして副市長との関連であります。副市長は先般給与削減条例案をかつて何回か出してきたわけでありまして、そのときに、1回目の最初に出したときに副市長の分も出したわけでありまして、県からクレームが来まして。私は実はそれほど重く認識しておらなかったわけでありまして、県から石川副市長が来るに当たって、県幹部とお約束をしたことを思い出しまして、かすみがうらはは給与削減に熱心なようだけれども、副市長の給与はきちんと払ってほしいよということをおっしゃっていただきましたので、それはそのときちょっと撤回したんだか、どうだったか覚えておりませんが、そういう県とお約束を踏まえて、今回は提案しなかったと。かつて提案、2回目以降は多分提案しなかったと思います。そういう経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。そういう意味では責任を問うものではないということで、あくまでも市長の政策的な判断で10%を今回また提案をしたということの理解でよろしいでしょうね。

それから、議案32号の5級職以上の職員の給与カットなんですが、これも全体の165億の一般会計予算から比較しますと、たかが0.3%なんです。わざわざこれを今回の一般会計の差しかえというか、出し直しにかかわって出すほどの問題なのかなというふうに私は思うんです。そ

ういうところでなぜこれは5級職以上としたのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

たかが0.3%であります、されど0.3%で、ちりも積もれば山で、5000万近い金額になるわけです。5000万という金額は、給食費の1億6000万も否決されておりますし、しかも交付税カットという国からのペナルティーまで示唆されているわけでもありますから、それを今までやってこなかったわけでもあります。そして、それを今からでもおくれればせながらということで、今から実施して、今からでは遅いと財務省が言うかもしれませんが、私は財務省まで行って、こういう誠意を見せて、交付税カットは一銭たりとも許さんぞという姿勢を明確にこの際議会とともに示していきたいと、そういうふうに思っておりますので、ご提案を申し上げたところでございます。

もう一つの要因は、かねてより議会のほうで労組の同意をとれというようなことを指摘を受けておりました。職員組合のほうであります、職員組合のほうで同意をくれるというわけにはなかなかいかないと思うんですが、職員組合のほうに文書は出してありますが、職員組合の組合員というのは一応管理職は外れておりますので、今回は管理職にシフトさせた、傾斜させた削減案を提案させていただいたと、こういうところでございます。そして、また先ほどとも関係しますが、今後若い職員はまだまだ給与水準必ずしも十分とは言えない面もあろうかと思えます。ずっと若い職員について、子育て世代については、そういうところもあろうかと思えますので、今後については民間給与が上がるという、今の状況を踏まえて、民間企業が上がるだろうという期待を込めながら、いわゆる若い職員については公務員についてもできるだけ給与を確保すると、そういう考えからでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、管理職は組合員ではないから、いずれにしても組合との関係、これは同意が条件となるという、そういう主張が議会のほうからあるんで、これについてはすぐにそれが解決する見通しが無いということで、当面この5級職の管理職以上を対象にしてカットを提案したということでございますか。

じゃ、そうすると、この0.3%、たかが0.3%であっても、この5000万というのは給食費の一部に充てることのできるんじゃないかというような発想が今答弁されてますが、そういうことも念頭にあるということなんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは今回の予算でこの5000万そっくり給食費に充てるということではありませんが、いわゆる議員諸兄、または市民全体へのご理解を深める上で、こういうアピールをしていくことは大事ではないかと、こういうふうに思っております。7億になるわけでもありますから、これは平年度

ベースで7億でありますから、22年度比平年度ベースで、単年度ベースで7億の人員費削減になるわけでありまして。そして給食費も実施すれば、平年度ベースで1億5000万かかっていくわけがあります。7億のうちの1億5000万というご理解を市民の皆さんに数字でわかってもらうのには一番わかりやすい数字かなと。決してお金に色がついているわけではありませんから、職員に行くお金がそっくり給食費に回ったということではないわけでありまして、いわゆるインパクト効果あるいはイメージ効果としては非常にわかりやすい説明になるのではないかと。行政改革は給与削減だけではありませんから、事務事業の見直し、補助金の削減、もう多岐にわたるわけがあります。ですから、色つけすることは決して適切とは思いませんが、数字で見る限り7億対1億6000万だよと。そういうご理解を得やすいんじゃないかと、わかりやすいのではないかと、そういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは予算にはそれぞれ財源あって支出があるわけですから、色がついていないと。ただ、アピールする上にはこれが必要なのかなというような発言だったと思います。

それでは、単年度にしたのは何か理由があるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

26年度の1年はこの予算が通れば7億ということになるわけでありまして、単年度ベースでは仮に27年度が同じ人員費だとしても、6億5000万という削減の幅はもうこれは減ることはないと思います。そういった意味で7億ということを行っているわけでありまして。1年間だけというのは、これは交付税との絡みです。地方交付税のペナルティーから外れるという意味合いで1年だけお願いすると。そういう趣旨でございます。私の任期中と、市長と教育長については任期中までですが、これは任期が終わって、もし支持を得られて、2期目になった場合には、その残りの職員と同レベルの期間を、ですから来年の3月31日まで提案をさせていただくつもりでおりますが、それには再選を果たさなければならぬわけでありまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1年限りにしたのは地方交付税のカット、これが示唆されているので、これを回避するにはあと1年間、これで1年間やれば、そのことを総務省なりにきちっと言えば、交付税のカットは避けられるだろうという判断で1年にした。市長が再選された場合は、また同じように、この給与削減については考えていきたいということで答弁されたように思いますが、それを確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

首尾よく当選をさせていただければ、ぜひそうしたいとお約束を申し上げます。

○8番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

おはようございます。

佐藤議員と趣旨的なものは同じなんですけど、ちょっと角度を変えてお伺いしたいと思います。

市長も就任以来、はや満了が近づいているところでございます。選挙前の最後の議会、いや、もう一回6月があるのか、そういう中で新たな議案が提出されたわけですけども、市長、これ職員の給与、あと特別職の給与の減額、来年度の当初予算書には入ってませんよね。どうして今回これまた追加で入れてきたんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問の答弁にちょっとダブると思いますが、議会の26年度の予算全体が否決されたわけでありまして、当初出しておいた予算が否決されたわけでありまして、さらに意見書というのがついておりまして、その意見書にはいろいろなことが書いておりました。その意見書の中で、まず冒頭から指摘を受けたのは、私の就任してから借金がふえたということでありまして。しかもかすみがうら市はもう財政危機に瀕して大変だと、そういうことが意見書の中の半分を占めております。そういうことを私も見せていただきまして、私になってから市債がふえたというのは、これは事実ではありません。私は市全体の債務はふやしておりません。市全体の債務はむしろ、今度間もなく基金が26年の5月に会計閉鎖になればわかりますが、基金は25億ふやしております。そして借金は4億減らしております。合わせて29億のいわゆるストックの改善をしております。そういった自信はありますが、議会の中でも債務の多いことは間違いありませんから、ふやしたとか減らしたとかの議論とは別に、相変わらず財政規模を上回るような借金があるわけですから、これは危機と言って何ら不思議じゃないわけでありまして、そういう点では議会でも共有していただいたと。さらに、強く財政危機が叫ばれているわけですから、そういったことを踏まえて、今回初めて議会と私はかすみがうら市の財政危機について共有できたわけでありまして。多少ニュアンスは違うわけでありまして、共有できたという判断のもとに出させていただいておるわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

いつの間にか宮嶋マジックにかかってしまう市民の方がふえるのかなというふうに思い、聞いておりましたが、財政問題、ここで議論する場ではないので、私のほうからは逆質問は財政につ

いては申し上げませんが、一言だけ、私も一般質問の中でかすみがうら市の財政は全国で1,741市町村がある中で上位500番に入っているということは申し上げております。決してそういう表現の仕方の内容で市長のほうにお手元に書類が届いたんであれば、もう少し詳しく読んでいただきたいというふうに思うところであります。

そういう中で、再度質問いたしますが、この職務の5級が100分の6、6級が100分の7、7級の者が100分の8であります、これを削ったことで4級職の方と逆転するような現象は起きませんか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

私のほうで現在確認はしておりませんが、議員さんおっしゃるような逆転の可能性はあるのかなというふうに感じております。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

いつものことですがけれども、余りにも無責任な提案ですね。やはり議案として提出する場合には、ちゃんとそこまで計算して出すのが当たり前でしょう。思いつきばかりでやっているからこういうことになるんですよ。これで逆転したら、また議案に出すんですか、市長。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は逆転は当然あるという前提のもとに出しておりますから、これは当然であります。課長補佐と係長でがたんとなら6%いきなりなるわけですから、だから当然あるのは当たり前であります。それはもう当たり前のことで、それを前提に出してますんで、それでお考えいただきたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

素朴な質問いたしますが、給与というのはどういうものですか、市長。生活の糧というのは当たり前ですがけれども、公務員として、また一般会社でも給与というのはどういうものですか。私思うところは、給与というのは身分の保証、いわゆる公務員の場合には役職があって、その役職に対する給与というのが年々何号俸、何等級ということで昇級、昇格があるわけですよ。片や5級でやると昇格したと思って、そうしたら何%ですか、100分の6%黙って引かれてしまう。じゃ、俺はもう昇級なんかしないでほしいよと。労働の意欲がここでそがれるんですよ。誰もが部長、課長を目指して役所に入ってくるわけですよ、毎日ネクタイをして。そういう向上心というか、一生懸命やろうという気持ちをそぐような提案なんです、これは。私は結論言ったら何ですが、反対をさせていただきたい。

次に、教育長の報酬削減ですがけれども、教育長はこれに納得しているんですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

はい、納得しております。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

前にも同じような質問しているかと思うんですが、教育長は校長先生という職を放棄といたしますか、やめられて、それで教育長に就任していただいたわけですがけれども、銭金でかえられる問題ではないですがけれども、誰も生活があるから聞きたいんですが、校長時代と教育長になってからの報酬というのは多分校長時代のほうが多いかと思うんですが、イエスかノーかで結構です。お答え願いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

はい、そのとおりであります。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

このかすみがうら市の教育に骨を埋めるつもりで現職校長を退任され、そして教育長になってくださった方の報酬をここで下げるのはいかがなものかというふうに私の結論といたしますか、考えを申して質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、私のほうからは議案第32号 市職員の給与の特例に関する条例について質問をさせていただきます。

まず1点目は市長にお伺いしたいんですが、職員給与削減の目的としましては、やはり事業を実施するための財源に充てるという意味合いが強いと思うんですが、その事業を実施するための財源として、まず職員給与削減から捻出していこうという考えをお持ちなのかどうか。まず基本的なところでお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それはノーであります。これは職員給与もその一環でありまして、もう何回も何回も繰り返してまいりましたが、財政改善には聖域はありません。全ての分野にわたって徹底的に切るものは

切る、出すものは出す、それが行財政改革であります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今回の財政見直しですね。予算の見直し、これは敬老祝い金が増額になるということからすると、その財源に充てるために職員給与の削減を行っているのではないかなというふうにもとられるんですね、この時期に同じタイミングで出しているのです。ただし、職員給与の削減額と敬老祝い金の必要額、これと大きくかけ離れているのですけれども、この辺はどのように解釈すればよろしいでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

川村議員が何を言っているのかちょっとわからないんですが、給与削減は4000数百万ですね、5000万弱ですね。今回の提案で。学校統合ももう既に8億もやっていますね。学校統合もなくなるわけですから、7億幾らですね。それから、学校給食も1億6000万近く削減しましたよね。トータルでも9億も減っているんですよ。それで、敬老祝い金はふやしたんですよ。だから、見てのとおり予算でありまして、何も敬老祝い金の300万ふやすために何億もの金を削る必要はないです。それは全部リンクしているわけではないんです。リンクしているわけじゃなくて、基本的な考え方、この市をどう持っていくかと。来年26年度は学校統合はやるのか、やらないのか。給食費をやるのか、やらないのか。そういう基本的な考え方でやるんです。26年度はご指摘のとおり、3つのご指摘を受けたんで、学校給食はやりましょうよと。さっきも言ったように、議会と財政危機については共有できたんで、じゃ、今、交付税カットまでにさらされながら26年度の予算を組んでいるわけでありまして、そこまでやらないで、交付税削減は何とか逃れるための最低限の1.57%の給与削減のご提案でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そこまでの信念、考えをお持ちでしたら、逆に3月4日に議会当初に提出された予算に給与削減等を織り込まれていれば、そういう話も理解はできるんですが、この時点になって、要は駆け込みで突然職員給与削減。あわせてみずからの市長給与も削減するという提案をしているということは、どう見ても私はリンクしているとしか思えないので、質問させていただいたんです。市長が独自で自分の解釈を述べられると同じように、私はそういうふうな見方ができるので、聞かせていただきました。

次に、市長は先ほどから再三交付税のカットについて発言されております。そもそも交付税は法律に詳しい市長ですから、御存じだと思んですが、地方交付税法という法律で規定されて、国はその法の定めに沿って交付することになっております。法が改正されない限り、交付されないということはある程度というふうには考えるんですが、市長が言われる交付税カットというのはどういうことなんでしょうか。説明をいただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が交付税カットと言っているんじゃないくて、財務大臣が言っているんです。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私はここに3月3日の新聞記事がありますが、それには「平成25年度中の実施を求めていた公務員給与削減に応じなかった市町村に対し、ことし5月に配分予定の公共事業関連の補助金を減らす方針を固めた」と記載されております。まず、この新聞報道にあるように、対象は25年度中であります。そもそも平成26年ことしの4月1日に施行期日とした条例改正は、この対象からは外れる。対象外であることは明白ではないのかなということをもまず申し上げておきます。そして、本市ではこの3月末に大量の退職者が発生し、平成25年度と平成26年度を比較した場合、実に約10%給与が、人件費が削減されております。この数字は国家公務員給与7.8%カット以上に削減されておりますので、結果的には目標を達成されております。総務大臣の平成26年3月4日の記者会見のコメントからも地域交付金のカットの対象となりますががんばる地域交付金、これについては割増加算も受けられる状況にあると考えますが、これについては担当部長にお伺いしたいんですが、このような認識で間違いはないでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる人件費カットじゃありません。人件費カットじゃなくて、給与水準の削減です。財務省が言っているのは、人件費削減はどこもやっています。国もやっているし、地方も、土浦も石岡もやっていると思います。それは人件費全体の削減です。だから、人数で減らす、あるいは給与で減らす。財務大臣が言っているのは、給与水準の改定です。給与水準、だからラスパイレスです。わかりますよね。給与水準の改正です。それをおくればせながらやって、財務大臣のところへ直訴するというふうには私は思っております。その直訴の際は、かすみがうら市は今言ったように、数ではやっているんだよと。ただ、なかなか議会の理解が得られないで今までできなかったと。そういうことで少し言いわけをして、それをおくればせながら今からやるから、勘弁しろよと、そういうふうには財務大臣にねじ込むつもりでおります。これは私は通ると思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私、ここに新藤総務大臣の記者会見の概要というものをコピーしてきました。新聞記者からの質問で、「補助金の配分はどのような基準にのっとって行う予定なのか」という質問に対して、大臣は「給与水準、いわゆるラスパイレス指数、さらにはプラス職員数の削減率、これも加えたもので算定しているということであります。」と答えているんですね。削減率も費用、交付税算出の根拠になる。もう大臣は発言しているので、わざわざ直訴しなくても実績数値を粛々と申請

すれば、しっかり交付税は下がるのではなくて上がる可能性は大いにあるということをまず申し上げておきます。

あと、先ほど職員給与の削減に当たって、私も前に質問した経過がありますが、職員組合との交渉において、今回のような条例を議会へ提案する際には、労使合意を基本として対応するという文書を市長名で組合のほうへ回答しております。この合意というのは、この約束はまず実行されているのかどうかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

労使合意を基本とするでありまして、労使合意とするではありません。そこをご理解いただきたいと思います。それで、また今回の提案については、いわゆる労組に入っている職員は対象になりませんので、それから私は外れるという見解でおりますが、労組の主張からすれば、年度途中で昇格する例がなくはないので、関係もあるということをおっしゃるので、文書をもって労組には、職組には通知をしたと、そういうことでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

地方公務員の労働組合というのは民間の組合とはちょっと違うと思うんですね。管理職だから全て組合の対象ではないということではなくて、職員給与という問題に対しては労働組合と話をするというのが、これは公務員の中の労働組合の基本的なスタンスだと思うのですよ。だから、組合員の給料だけを論議する組合ではないというふうに私は聞いております。ですので、今回の職員給与の管理職の改定、先ほど小座野議員が指摘しましたけれども、逆転現象になってしまう。そういうことが果たして職員給与として適正なのかどうかという論議をやはり労働組合としっかり論議して、その合意に基づいて提案すべきだと思います。これはもう市長の考えがそういう考えであるということをおっしゃるので、先ほどから申しているの、全く平行線ですから、これは私の考えとして組合側から聞いた声として伝えておきます。

最後に、管理職の給与削減にあっても、職員組合との合意形成が図られていないということ、その約束をないがしろにしているとしか私は言いようがありません。このような給与カットの条例提案には問題が多くあるということをおっしゃって、質疑を終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑ありませんか。

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

私のほうから再度確認をしたいと思うんですが、34号であります。これはこの前否決しましたけれども、再度組み替えた予算が提出されているところでありますけれども、何回も議案の変更点について説明がありましたが、これは全て取り入れたのか、取り入れないのか、その1点だけ確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全て取り入れて、100%取り入れて、さらに多少おまけプラスアルファがついているかなと、そういうふうに理解をしております。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

再度聞きますが、そのおまけというのはどういうことですか。その辺ちょっと聞きたい。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

おまけの部分については、数量的にはかることができないわけでありまして。というのは、先ほども小座野議員の質問でお答えしたと思うんですが、私が重視したのは議会の意見書であります。その意見書の3分の2の部分は延々と財政危機について訴えておるので、その財政危機の認識というのは非常に重大な認識をしておられるということで、私はある面については高く評価したいと。初めてのことでありますから、高く評価したいと。じゃ、その言っていることの100%できたかといえば、これは全然言っていることに対してその数%しかできていないと思います。そういう意味ではプラスアルファ、おまけは幾らでもない。

また、この3点は明確に箇条書きで出ているんですね。敬老祝い金については出せよと。だから、ちょっと私は違和感があるんですが、片や財政危機で77歳のお年寄りに7,000円出すということは、ほかの市町村でやっていないようなことをやるというのは違和感はあるんですよ。違和感あるから当初予算には出していないわけです。でも、財政危機なんだけれども、お年寄りにはばらまけよと。財政危機だから子育ての支援策である給食費の無料化についてはばらまきはだめだよと。私はそこへばらまきたいわけです。子育て支援にばらまきたいわけです、そのために今までやってきたわけですから。しかし、自分の考えは、今回一般会計予算が通らないことには26年度の事業運営というのはうまくいきませんから、もうこの点についてはやむを得ないと。26年度の予算を通すことを最前提にして、3点については100%、プラスアルファは、おまけは、どの部分まで聞けたかについては議会のほうが何%要求したのかをよくお考えいただいて、ご判断をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。ちょっと理解しづらいんですけども、その3点の意見を取り入れたということについてはそれでいいんですけども、ほかのことについてはちょっと話をそらされたような気がしますけれども、大変わかりました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号ないし第34号の5件については、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託をいたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会は全員協議会室にて議案の審査を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11時03分

再 開 午後 2時00分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に委員会が開かれ、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長より審査結果報告書が提出をされました。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中身光男君登壇]

○平成26年度第1回議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成26年3月27日に付託された議案第30号ないし議案第34号について、同日に市長、副市長及び教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第30号、議案第31号は異議があり、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと、議案第32号は起立採決の結果、起立者はなく、否決すべきものと決定いたしました。

また、議案第33号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと、議案第34号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成討論から行います。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

今回の提案にはパフォーマンスだとの批判もありますが、市長の政策的な判断だということでありまして、あえて反対をいたしません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第30号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成討論から行います。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場でございますが、教育長は特別職でございます。市長の政策的な判断、これに委ねると教育長本人が納得しているということですので、あえて反対をいたしません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第31号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成討論から行います。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論します。

58歳以上の管理職を置かないという市長の方針に加え、今回は同管理職員に対する給与の削減であります。既に当市の人件費は大幅に削減されてきております。今年度末には大量の勸奨退職者が出る予定であります。管理職とはいえ、この減給措置はデフレ脱却の鍵は賃金の引き上げだとする今の流れに逆行するものであります。質疑でも明らかになりましたが、5級職の管理職の給与が6%カットされると、4級職職員の給与と逆転することがわかりました。市長は、それは前提だとして当然視しておりますが、これら管理職の給与カットは市職員全体のマインドを低めるものであり、賛成できません。4月からは消費税増税が待っております。まさにダブルパンチの負担になり、生活が脅かされることになるのではないのでしょうか。市長は今後も給与水準を下げると公言し、さらなる人件費削減の目標値を2割とするとしていますが、これでは優秀な人材は集まらない事態にもなってくるのではないのでしょうか。

市長が今なすべきことは、職員の給与削減ではなく、職種に応じて住民に奉仕する公務員としてその役割を發揮させることであり、それを指導助言していくことではないのでしょうか。官民格差を殊さら強調して、市民と職員を分断するようなやり方はやめるべきであります。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立なしであります。

よって、議案第32号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時14分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

続いて、議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に反対の立場で討論します。

第1に、歳入において管理職職員の給与削減が入っております。これについては今さっき反対をいたしました。

そして、歳出においてであります。さきの18日の本会議で議会が出した意見書案に小中学校給食費無料化の関係予算の削除がありました。この削除については反対をした経過があります。私は、この学校給食費無料化は子育て支援策として有効な施策の一つと考えております。したがって、この学校給食費無料化の削減については反対であります。無駄な事業を見直せば十分に財源はできると考えます。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

議案第34号 平成26年度一般会計当初予算に対する賛成の立場から討論いたします。

3月4日に提出された新年度予算案の議会の採決結果は否決でありました。その理由は、テレビや新聞等で報道されましたように、1つには、4倍の借金をふやしながら財政運営をしてきたこと。2つには、平成26年度市の貯金である財政調整基金約7億円を取り崩すこと。3つには、平成26年から31年度までに新たに発生する借金は約44億円で、金利を含めた償還総額は約71億円にも膨れ上がる。これら3つの点から財政運営の基本的な考え方に対し、意見書を提出したものであります。指摘したような財政運営を続ければ、間違いなくかすみがうら市は財政破綻の一途をたどることを議会は大変憂慮したからこそその意見書でありました。

あわせて、当該予算案に対し、議会は指摘事項として敬老祝い金給付金については法令を遵守した予算を計上すること。霞ヶ浦地区の小中学校統合の関係予算については、市民の合意形成を深めることを優先し、あわせてかすみがうら市としての小中学校統合の方針を決定し、確実な財源対策を行うこと。給食費の無料化の予算に対しては財源の長期展望や担保性の点、法に定められた受益者負担を堅持すべきことや、公平性の観点から削除することを求めました。これらの意見書に対し、宮嶋市長にあつては、我々議会のかすみがうら市の将来を憂う切ない思いに突き動かされ、指摘事項を全面的に反映した予算組み替えをし、本日予算を提出しております。本案が提出されたということは、まさに我々の指摘した財源なき大型事業と、ばらまきであったことが公の議会の場で証明されたものと言うべきであります。

また、当該予算には組み込まれておりませんが、今後都市計画税が導入されていることも踏まえると、これを契機として、我々はより一層宮嶋市長の監視を強化し、安易な増税策についても議会のチェック機能も引き続き強化していくべきと改めて再確認いたしました。

最後に、市長におかれましては、これを契機として、これまでのみずからの政治運営を改め、きちんとした財政計画を立案し、それらの計画に基づいた実施計画を立てて予算を執行させることを強く指摘して、賛成するものであります。

以上の理由により、平成26年度一般会計予算案に対する賛成討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 請願第 4 号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第 2、請願第 4 号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は、会議規則第141条第 2 項の規定により、平成26第 1 回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これから平成26年第 1 回定例会議案審査特別委員会を全員協議会室にて開催をしてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 2 1 分

再 開 午後 2 時 2 9 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

平成26年第 1 回定例会議案審査特別委員会より、閉会中の継続審査申し出書が提出されましたのでご報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案第 1 4 号ないし第 2 0 号及び議案第 2 2 号ないし第 2 9 号

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第14号ないし第20号及び議案第22号ないし第29号までの15件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中身光男君登壇]

○平成26年度第1回議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成26年3月10日に付託された議案第14号ないし議案第20号、議案第22号ないし議案第29号について、3月18日、19日に市長及び副市长並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第14号ないし議案第20号、議案第28号、議案第29号は異議がなく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第22号ないし議案第27号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論します。私は、応益割の引き上げは当然だとする市長の方針には反対であります。社会保障としての皆

保険制度である国保があるのですから、低所得者に重い負担となる均等割額の引き上げは見直し、もとに戻すべきであります。滞納世帯には1年間の正規の保険証は発行されず、短期被保険者証になりますが、この発行もうなぎ上りです。

現在、1カ月の短期が553世帯、6カ月の短期が533世帯、合わせて1,086世帯に発行しているとしておりますが、実に発行割合は加入世帯の15%にもなっております。対象人数では2,052人で、16%であります。問題は、一般質問での答弁にあるように、短期保険証も持たない世帯が281件あることであります。保険証を持たないため、なかなか医者にかかれず、重症化し、その結果、死亡に至るという事例が数多く報告されております。国民皆保険制度のもとではあってはならない無保険状態であります。改善が求められます。

また、特定健康診査の受診率目標を40%としているようではありますが、国の指導目標60%からすると余りに低いのではないのでしょうか。健診率の向上で市民の健康管理を促すことが求められております。国保の財政悪化と国保税高騰を招いている現況は、国の予算削減であります。1984年当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小、廃止してきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は1984年度の50%から、2008年度には24.1%に半減しております。国保の国庫負担増を政府に求める市町村議会や首長の意見書はその多くが1984年の改悪前の水準に戻すことを要求しております。全国知事会、全国市長会などの地方六団体も国庫負担の増額を求める署名の決議を採択しております。当市でも国庫負担の増額を求める要請を行うことを提案し、討論いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、2008年4月、自民公明政権が医療構造改革の柱として導入いたしました。75歳以上の人は、それまで加入していた国保や健保など公的医療保険を強制的に脱退させられ、別枠の医療保険制度に囲い込まれました。年齢で区別、差別する世界でも異例の高齢者いじめの医療費の仕組みであります。しかも、保険料が年々上がる仕組みになっています。2年前の保険料値上げで茨城県後期高齢者医療広域連合では、2012年度に16億円の繰越金が発生、それを積み立てた結果、医療給付基金は52億円に達しました。今回はこの52億円の基金を使用することで、来年度の引き上げは避けることができましたが、いずれにしても、年齢で区切って差別する後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、もとの老人健康保険制度に戻すべきであります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算に反対討論をします。

私は、消費税増税分3%を使用料に転嫁することに反対であります。市町村一般会計については、消費税法第60条で課税は免除されていますので、公共料金に転嫁せず、市民の負担軽減を行うべきであります。加入促進については、加茂・牛渡流域特環下水道の加入率を年次的に5%を目標としておりますが、これでは先の見通しは余りに暗いのではないのでしょうか。加入促進のための財政支援を考えるべき時期に来ていると思います。来年度の生活排水ベストプランの見直しについては、単にこれまでの事業を進めるのではなく、効率のよい排水整備とすべきであります。

以上、提案をいたしまして、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算に反対をいたします。

下水道事業特別会計予算と同様に、消費税増税分を使用料に転嫁することに反対であります。

加入促進については、千代田東部地区の加入目標を当面65%としていますが、加入促進を図る組合が解散したことも加入が進まない一つの要因であることがわかりました。加入促進のための抜本的な対策が求められていると考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対をいたします。

介護保険料ですが、昨年度から大幅に引き上げられました。当市は県内で7番目に高い保険料であります。対象となる65歳以上の市民からは、余りに高くなった保険料に悲鳴の声が上がっております。私は保険料の改定の際に、地域支援事業や市町村特別給付費を一般財源で賄うように提案をいたしました。また、保険料の段階を12段階にして、応能によって被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料設定を行うなどで保険料の引き下げが必要だと主張いたしました。

介護保険は、当初サービスを選択できる制度として宣伝されましたが、現実には保険あって介護なしという状況であります。必要な介護が利用できずに苦しんでいるのは低所得者だけではありません。家族介護から社会で支える介護へ、介護の社会化という当初の看板に反して、介護保険は繰り返し改悪され、負担増や介護取り上げが進められてきました。在宅での生活はますます難

しくなり、施設の順番待ちも深刻であります。

厚生労働省が25日に発表した特養ホームへの入所待機者は52万人にもなっております。介護保険は今後軽度の要支援者へのホームヘルプ、デイサービスを市町村に移行させようとしていますが、県社会保障推進協議会が行った県内自治体への調査では、3割以上が不可能だと答えております。現在の人員体制では無理、市町村に格差が生じる。介護サービス低下が心配などなどの意見が寄せられました。国に対して社会保障の改悪をやめるよう働きかけることが必要ではないでしょうか。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算に対して反対の立場で討論をいたします。

水道事業会計への一般会計からの補助金が年々削減されていますが、補助金は水道会計の健全な運営には欠かせないと考えます。今回は前年と同額でありましたが、消費税増税3%分を吸収するのに必要な補助金額は2600万円であります。私は、この分を増額して転嫁は避けるべきだと考えます。

一方で、来年度予算では県中央広域水道からの受水量を現行契約日量1,400トンに2,100トンに増量するとしております。これによる給水原価への影響額は平成24年度決算ベースと比べると10円近く引き上がります。当市の水道会計の健全な運営を考えれば、地下水を最大限有効活用して、県からの受水量を最小限にとどめるべきであります。一般質問でもいただきましたが、平成3年当時出島村長であった宮嶋市長が、県中央広域水道用水事業に対して行った日量2,500トンの増量要請を含む計6,700トンの実施協定水量について、当市の実情に見合う数値に変更するよう県に対して正式に申し入れを行うべきだと考えます。そして、霞ヶ浦導水事業などの無駄な水開発をやめるよう要請すべきであります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案28号 石岡地方斎場組合規約の変更についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について並びに諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこの2件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号並びに諮問第2号の2件を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたさせます。

[議案書配付]

追加日程第 1 諮問第 1 号並びに諮問第 2 号

○議長（鈴木良道君）

追加日程第 1、諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について並びに諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦についての 2 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

平成 26 年 6 月 30 日をもって任期満了となるかすみがうら市〇〇〇〇〇〇〇〇の鈴木伊津子氏を委員候補者として引き続き法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

平成 26 年 6 月 30 日をもって任期満了となるかすみがうら市〇〇〇〇〇〇〇〇の宮本君代氏を委員候補者として引き続き法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

続いて、諮問の趣旨説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本年 6 月 30 日をもって任期満了となるかすみがうら市〇〇〇〇〇〇〇〇の鈴木伊津子さんを委員候補者として引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

同じく本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますかすみがうら市〇〇〇〇〇〇〇〇の宮本君代さんを委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定をいたしました。

続いて、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第4 請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第4 請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は文教厚生委員会に付託しております。

これより委員長報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書につきましては、3月7日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号については全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第1号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第

109条第6項の規定により、委員会において、議長宛てに意見案を提出することと決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第1号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 5 委員会発議第4号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第5、委員会発議第4号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第4号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 請願第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第6、請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は産業建設委員会に付託をしております。

これより、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会委員長報告。

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっている請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書について、3月7日に委員会を開催し、紹介議員の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果、請願第2号については全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第2号については意見書提出を求める請願であったため、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択をされました。

日程第 7 委員会発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第7、委員会発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第5号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

政治倫理条例検討特別委員会委員長並びに平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第9 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これを持ちまして本日の会議を閉じ、平成26年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会といたします。

会期24日間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄